平 成 ２８ 年

第 ４ 回 定 例 会 会 議 録

奄 美 市 議 会

第４回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1
第４回定例会一般質問通告 …… 5

12 月５日（月）（第１日目）
出席議員及び欠席議員 …… 14
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 14
職務のため出席した事務局職員 …… 15
会議録署名議員の指名 …… 16
会期の決定 …… 16
報告第第６号（１件）　上程 …… 16
議案第 101 号～第 119 号（19 件）　上程 …… 17
議案第 88 号（１件）　上程（一般会計決算等審査特別委員長報告） …… 19
議案第 89 号～第 99 号（11 件）　上程（特別会計決算等審査特別委員長報告） … 25

12 月６日（火）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 …… 32
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 32
職務のため出席した事務局職員 …… 33
一般質問
奥　　輝人　君（自由民主党） …… 34
大迫　勝史　君（公明党） …… 45
伊東　隆吉　君（自由民主党） …… 55
津畑　誠　　君（無所属） …… 67
渡　　雅之　君（無所属） …… 78

12 月７日（水）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 …… 87
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 87
職務のため出席した事務局職員 …… 88
一般質問
関　　誠之　君（社会民主党） …… 89
林山　克巳　君（自由民主党） …… 99
川口　幸義　君（自由民主党） …… 109
三島　照　　君（日本共産党） …… 118
松山　さおり君（無所属） …… 127

12 月８日（木）（第４日目）
出席議員及び欠席議員 …… 137
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 137
職務のため出席した事務局職員 …… 138
一般質問
安田　壮平　君（自民新風会） …… 139
﨑田　信正　君（日本共産党） …… 149
橋口　耕太郎君（公明党） …… 159
多田　義一　君（自民新風会） …… 169

12 月 12 日（月）（第５日目）
出席議員及び欠席議員 …… 182
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 182
職務のため出席した事務局職員 …… 183
議案第 101 号～119 号（19 件）　上程 …… 184
議案第 120 号，第 121 号（２件）　上程 …… 195
議案付託 …… 196
請願・陳情付託 …… 196

12 月 22 日（木）（第６日目）
出席議員及び欠席議員 …… 197
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 197
職務のため出席した事務局職員 …… 198
議案第 101 号～121 号（21 件）　上程 …… 199
請願第４号（１件）　上程 …… 206
閉会中の継続審査申出 …… 209

別紙
各常任委員会審査報告書 …… 210
閉会中の継続審査の申出について …… 213

会期・議事日程
付　議　事　件

平成28年 第4回奄美市議会定例会議事日程表

○平成28年11月25日　奄美市議会第４回定例会を招集した。

○会　期　18日間

○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
12月5日	月	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（18日間） 3　報告第6号(1件)　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第101号～119号(19件)　上程　説明 5　議案第88号(1件)（決算認定）　上程　報告　質疑　討論　採決 6　議案第89号～99号(11件)（決算認定）　上程　報告　質疑　討論　採決
12月6日	火	本会議	1 一般質問 -奥議員，大迫議員，伊東議員，津畑議員，渡議員（質問順）
12月7日	水	本会議	1 一般質問 -関議員，林山議員，川口議員，三島議員，松山議員（質問順）
12月8日	木	本会議	1 一般質問 -安田議員，﨑田議員，橋口（耕）議員，多田議員（質問順）
12月9日	金	休　会	
12月10日	土	休　会	
12月11日	日	休　会	
12月12日	月	本会議	1　議案第101号～119号(19件)　上程　質疑　付託 2　議案第120号，第121号(2件)　上程　説明　質疑　付託 ☆ 付託 区分 総務企画－議案第108号～113号，119号～121号（9件） 文教厚生－議案第102号～104号,114号（4件） 産業建設－議案第105号～107号,115～118号（7件） 全委員会－議案第101号　平成28年度一般会計補正予算（第3号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画－請願4号，（継続分）陳情第2号
12月13日	火	休　会	※ 午前９時30分から各常任委員会審査（文教厚生，産業建設）
12月14日	水	休　会	※ 午前９時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月15日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
12月16日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
12月17日	土	休　会	
12月18日	日	休　会	
12月19日	月	休　会	報告書整理・議案等調査
12月20日	火	休　会	報告書整理・議案等調査
12月21日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
12月22日	木	本会議	1　議案第101号～121号(21件)　上程　報告　質疑　討論　採決 2　請願第4号(1件)　上程　報告　質疑　討論　採決 3　閉会中の継続審査について

○　付議事件は，次のとおりである。

番　号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（1）	報告第６号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 10 号　和解及び損害賠償の額を定めることについて）	H28.12.5	承認	本会議
（2）	議案第 101 号	平成28年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	H28.12.22	原案可決	全委員会
（3）	議案第 102 号	平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H28.12.22	原案可決	文教厚生
（4）	議案第 103 号	平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第３号）について	H28.12.22	原案可決	文教厚生
（5）	議案第 104 号	平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H28.12.22	原案可決	文教厚生
（6）	議案第 105 号	平成 28 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について	H28.12.22	原案可決	産業建設
（7）	議案第 106 号	平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について	H28.12.22	原案可決	産業建設
（8）	議案第 107 号	平成28年度奄美市水道事業会計補正予算(第３号)について	H28.12.22	原案可決	産業建設
（9）	議案第 108 号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(10)	議案第 109 号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(11)	議案第 110 号	奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(12)	議案第 111 号	奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(13)	議案第 112 号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(14)	議案第 113 号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(15)	議案第 114 号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	文教厚生
(16)	議案第 115 号	奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について	H28.12.22	原案可決	産業建設
(17)	議案第 116 号	黒潮の森マングローブパークの指定管理者の指定について	H28.12.22	原案可決	産業建設

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(18)	議案第 117 号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	H28.12.22	原案可決	産業建設
(19)	議案第 118 号	奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について	H28.12.22	原案可決	産業建設
(20)	議案第 119 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(21)	議案第 120 号	奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(22)	議案第 121 号	奄美市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.12.22	原案可決	総務企画
(23)	請願第４号	奄美市独自での自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願	H28.12.22	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	議案第 88 号	平成27年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	一般会計決算等審査特別委
(25)	議案第 89 号	平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 90 号	平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 91 号	平成27年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 92 号	平成27年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第 93 号	平成27年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第 94 号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(31)	議案第 95 号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第 96 号	平成27年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(33)	議案第 97 号	平成27年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(34)	議案第 98 号	平成27年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.5	認定	特別会計決算等審査特別委
(35)	議案第 99 号	平成27年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	H28.12.5	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委

(36)	陳情第２号	「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情	H28.12.22	継続審査	総務企画

第４回定例会一般質問通告

12月６日（火）

◎自由民主党　奥　輝人

１　ＴＰＰの行方について

（１）　米国の大統領選において，今後の行方について

２　畑地帯総合整備事業笠利東部２期地区について

（１）　入札までの手続きについて

（２）　事業開始後について

３　奄美市の臨時職員について

（１）　一般職非常勤職員，臨時的任用職員，再任用職員それぞれの人数について

（２）　再任用職員について

①　２年間の任用だが，意義と成果について

②　若者（大卒や高卒）等の就職先の優先について

（３）　賃金について

①　一般職非常勤職員，臨時的任用職員，再任用職員について，民間と比較して総合的に妥当なのか。

（４）　本年において保育士の賃上げがされたが，理由について

（５）　その他の職種において，賃上げ等の予定があるのか。

（６）　公益財団法人農業研修センターにおいて，雇用者から賃金が低いとの声があるが，基準について

（７）　外郭団体との整合性から，賃上げへの見解は。

４　ＮＨＫのど自慢の誘致について

（１）　合併１０年を祝い，誘致について

◎公明党　大迫　勝史

１　市長の政治姿勢

（１）　伝統産業の大島紬の後継者育成についてお尋ねします。

①　本市に於いての後継者育成の現状を伺います。

②　販路拡大のみに傾倒している施策や業界の動きが気になるが品質を保ち製品を将来的に供給できる自信があるか伺う。

③　将来に向けて技術の継承に関する施策の方向性と展望を伺いたい。

④　2014 年度に持たれた「大島紬これから会議」で議論されたことは現状に反映されているか伺う。

⑤　「大島紬購入助成制度」の利用状況と今後の課題があれば伺いたい。

⑥　助成制度は新成人の特典があるが同じように還暦や古希の祝いの世代にも認める事はできないか。

２　観光施策について

（1） 平成 30 年放映予定のＮＨＫ大河ドラマ「西郷(せご)どん」は本市にも経済効果をもたらすと思われる。関係各課で PT を立ち上げる必要性について考えを伺う。

3　子育て支援

（1） 小児医療費の現物給付の可能性について伺う。

① 新知事はマニフェストにて実施すると公約に掲げていたが現況はどうか。

（2） 10/１より「Ｂ型肝炎ワクチン」の定期接種が 28 年４/１以降生まれの新生児から公費の該当になり１歳到達前までに３回接種しなければならないが４月，５月生まれの０歳児の１回目の接種状況はどうか。

（3） 「認定こども園」について設立の意思はあるか伺う。

4　高齢者医療について

（1） 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」接種事業について

① 当該高齢者の接種率の割合は全体のどの程度になるか。

② 26 年 10 月より 65 歳から５歳刻みの定期接種になり「Ｂ類疾病予防」のため自己負担が伴い本市では助成をしていますが５歳刻みに該当しない高齢者は全額負担です。５歳刻みに該当しない高齢者にも助成ができないか伺います。

③ ５歳刻みを待つ間のリスクをどう認識しているか。

◎自由民主党　伊東　隆吉

1　まちづくりについて

（1） 末広・港土地区画整理事業について

① 事業の進捗（換地移転を含む）の状況は。

② 末広中心大通りの道路舗装工事はいつ始まるか。

③ 事業区域内の店舗（商店）構成の増減はあるか。

（2） 名瀬港本港地区埋立事業について

① 埋立完了はいつか。

② 土地利用に関して売却開始はいつか。

③ 売却価格は一律の予定か。

（3） おがみ山トンネルルートについて

① 現状と今後の展開を示せ。

2　観光について

（1） 奄美群島観光物産協会，あまみ大島観光物産連盟，奄美大島観光協会について

① 各組織の事業内容，目的は。

② 構成会員の状況は。

③ 組織の一元化の必要性はないか。

3　航空路線について

（1） ＬＣＣ関西―奄美路線について

① 新規参入時期の照準をどう考えているか。

4　自衛隊配備について

（1） 陸上自衛隊駐屯地及び宿舎建設について

① 宿舎は大熊町１か所のみか。

② 現段階の進捗状況は。

③ 地元建設業者の参入は。

5 クリーンセンターについて

（1） 焼却炉について

① 延命措置計画はいつまでか

② 最終処分場はあと何年もつか。

③ 新規クリーンセンター設備の計画は。

6 大島紬について

（1） 織り賃について

① 織り手継承育成を目的に助成制度は考えられないか。

◎無所属 津畑 誠

1 ふるさと納税制度について

（1） 株式会社ＪＴＢ西日本と奄美市との委託契約の内容及び業務処理状況について伺う。

（2） 株式会社ＪＴＢ西日本と謝礼品提供業者との間で締結される契約内容について伺う。

（3） 事務処理等を委託せず，職員によって実施している市町村もある。奄美市の見解を伺う。

（4） 「奄美市ふるさと納税サポーター制度」（仮称）の導入に対する見解を伺う。

（5） 本年度，直近の資料による，奄美市ふるさと納税（ふるさと寄附金）の総額及び寄附者に占める奄美市出身者の割合を伺う。

（6） ふるさと納税寄附金控除に関する奄美市独自の資料作成について伺う。

（7） ふるさと納税に関して，奄美市以外で実施してきたＰＲ活動の回数及びその内容を伺う。

2 中心市街地の活性化について

（1） 中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定に向けたタイムスケジュールを伺う。

（2） 本年度の中心市街地活性化協議会の開催回数及びその議論内容について伺う。

（3） 中心市街地活性化協議会における部会の設置状況，各部会の開催回数及び各部会の具体的な議論内容について伺う。

（4） 末広・港土地区画整理事業完了後の街づくりについて見解を伺う。

◎無所属 渡 雅之

1 世界自然遺産登録について

（1） パブリックコメントの件数とその内容について

（2） （1）によって地域案に変更はないのか。

（3） 金作原までのルート数は。その整備計画は。

（4） 旧高森清掃工場について

① 変遷について

② 工場の解体計画は無いのか。

③　ダイオキシン処理について。その費用は。

2　県道の地元要望は

（1）　県道整備計画の概要は。

（2）　三儀山トンネル（仮称）の現状は。

（3）　県道名瀬龍郷線のルートについて

3　崎原地区安定型産業廃棄物処分場について

（1）　これまでの経緯について

（2）　県に対し，地元行政の意見は。

（3）　崎原地区での事業者の説明内容は。

12 月 7 日（水）

◎社会民主党　関　誠之

1　市長の政治姿勢について

（1）　名瀬勝における産業廃棄物安定型埋め立て処分場建設工事について市長の見解をお示しください。

（2）　陸自衛隊（警備・ミサイル部隊）の配置で，奄美市の将来像が大きく変わるが，このことについて市民への説明責任が必要と思うが市長の見解は。

（3）　水道事業における自衛隊駐屯地への給水施設建設費（予算 97,590 千円）の歳入等の根拠について

2　教育長の基本的な考え方

（1）　大阪府立大・斎藤憲教授の南海日日新聞・談論（給食センター，堺市の事例を教訓に）について教育長の見解をお示しください。

（2）　学校給食センターの危機管理体制について

（3）　学校給食センター化における人員配置について

3　来年度予算編成について

（1）　保育料の一元化について，検討委員会の状況は。

（2）　県の最賃が 715 円に改定されたが，それに伴う非正規職員の賃金改定はなされないのか。

（3）　作家・島尾敏雄氏生誕 100 周年の来年度は，市として記念シンポジュウムなどできないか。

◎自由民主党　林山　克巳

1　市長が考える末広・港土地区画整理事業のビジョンについて

（1）　土地区画整理事業の進捗状況について

①　土地区画整理事業の進め方のプランのどこまで進んでいるのか。

②　中心市街地活性化基本計画事業一覧のバスセンターの概要について

③　名瀬港マリンタウン事業について

2　大島紬について

（1）　大島紬の現在の業績について

①　本場奄美大島紬販売協同組合と本場奄美大島紬協同組合について

②　組合員対象アンケート調査の結果について

③　営業取り組みについて

3　ふるさと納税について

（1）　現状の実績と取り組みについて

①　納税の推移（他の市・町・村へ支出分含む。）

②　受発注委システムの確認と託料金について

4　バニラエアーとＪＡＣについて

（1）　バニラエアーの利用客の推移とＪＡＣの推移について

①　市からの助成金。

②　市への配当金の推移。

③　ＬＣＣ関西便の取り組み。

◎自由民主党　川口　幸義

1　市長の政治姿勢について

（1）　建設業者の資質について

①　ISO　9001 番について

②　ISO　14001 番について

③　OHSAS　18001 番について

④　本市で ISO の認証を受けているのは何社か。

⑤　本庁舎建設について

⑥　資材調達について

2　教育行政について

（1）　本市のいじめ問題について

①　部活動について

②　教育委員会の対応について

3　農政について

（1）　農業対策について

①　終息後のミカンコミバエについて

②　国・県の補助金について

③　多面的機能支払い交付金について

④　と蓄場建設の取組みについて

◎日本共産党　三島　照

1　市長の政治姿勢について

（1）　陸上自衛隊基地建設について

①　整地作業が進んでいる，大型ダンプカーの走行が増えている，住民の安全対策等は大熊住民への説明はすべきではないか。

②　経済効果等，環境アセスの結果と今後の対応について市民への説明が必要と思うがどうか。

（2）　環境行政について

① 住用町市集落の安全・安心対策について，第３回定例会以降どのような対策がされたのか，結果と改善点は。

② 県は平成 25 年３月 22 日別紙条件を付して平成 25 年５月～平成 28 年５月まで許可をしている。その後どうなっているか，また条件は守られているか。

③ 奄美市名瀬大字名瀬勝字ボレ松 1281－１における産業廃棄物処分場建設について，奄美市として意見書を県へ提出すべきと思うがどうか。

（３） 産業振興行政について

① 県から工業技術センターの譲渡を受けた後の活用計画はどのように検討されているのか。

（４） 土木行政について

① 末広・港土地区画整理事業の全体計画が見えない。どのように考えているのか。

② 今後の中心商店街はどのようになるのか２核１モール計画，バス路線配置計画，駐車場の見通し。

（５） 子育て支援について

① 民間学童保育所へ通所している保護者への支援をすべきと思うが見解を。

◎無所属　松山　さおり

１　県本土で開催される児童生徒のスポーツ，文化，芸術活動への参加に関する教育環境の整備充実について

（１） 奄美群島の児童生徒が本土でのスポーツ，文化，芸術活動に参加する際，児童生徒及び引率する指導者・父兄が低額で宿泊できる施設を鹿児島市内に確保・設置することを，奄美群島成長戦略ビジョンの後期計画に盛り込むことはできないのか，見解を伺う。

（２） 県本土でのスポーツ，文化，芸術活動の参加に係る，奄美市の児童生徒及び引率する指導者・父兄の年間の宿泊延べ人数及び年間宿泊総日数の把握の有無等を伺う。

（３） 児童生徒の親にとって，子どもの教育環境は，居住地選択において重要な問題である。奄美市が推進する人口減少対策又はフリーランス支援事業の推進のためにも，教育環境整備の一環として，スポーツ，文化，芸術活動に参加する児童生徒及び引率する指導者・父兄が低額で宿泊できる施設を鹿児島市内に確保・設置する必要があると思うが，見解を伺う。

２　市民後見人制度について

（１） 奄美市が委託し，昨年 10 月から本年３月まで実施した市民後見養成講座実践編の終了者数を伺う。

（２） 昨年度の市民後見養成講座実践編の修了者で，現在，後見人として選任されている人数を伺う。

（３） 市民後見養成講座実践編の修了者又は市民後見人に対するフォローアップ体制について伺う。

（４） 本年３月に提言した法人後見制度の導入に関する見解を伺う。

３　青少年のスポーツ合宿誘致について

（１） 奄美市はスポーツアイランド構想を掲げ，スポーツ合宿を中心に【スポーツで癒す島】を目指しているが，平成４年の東京直行便就航以来の年度ごとの団体数，来島人数を伺う。

（２） 競技ごとの来島人数，また，施設ごとの利用率を伺う。

（３） 社会人，学生スポーツ合宿の誘致とともに中高生の合宿誘致の拡大について見解を伺う。

（4） 世界自然遺産登録を見据えた宿泊施設について現在の宿泊施設で十分と考えるのか，また民泊の構想はないのか，見解を伺う。

4　中高生の県大会誘致について

（1） スポーツ，文化，芸術活動に参加する際，県に遠征することが多くなるが，本土からの交流人口を増やすためにも，奄美でも県大会を開催するべきだと思うが，見解を伺う。

12月8日（木）

◎自民新風会　安田　壮平

1　歯の健康づくり

（1） 乳幼児期から小中学生期における歯の健康づくりについて

① 各年齢におけるむし歯のない者（健全歯の者）の割合について，現状はいかがか。

② 保育園・幼稚園や小中学校において，歯の健康づくりに向けた取り組みの状況はいかがか。

③ 笠利地区で行っている「むし歯ゼロ表彰」を市内全域で行うことは可能か。

④ 子ども医療費の伸びについて，どう考えるか。

2　婚活支援

（1） 総合計画後期基本計画に計画目標として「結婚組数（婚姻届出数）」が盛り込まれたことを踏まえて。

① 縁結び事業について，現状と課題はいかがか。

② 今後の支援のあり方をどのように考えていくか。

3　自然環境の保全

（1） 「奄美群島国立公園（仮称）」について

① 「環境文化型国立公園」と「生態系管理型国立公園」というコンセプトの定義をどのように考え，どのように浸透させていくか。

② 地元住民の理解・協力を促す取り組みをどのように考え，取り組んでいくか。

③ 自然環境の適正利用のルール作りやガイド（組織）育成の現状と課題はいかがか。

◎日本共産党　﨑田　信正

1　市長の政治姿勢について

（1） 自衛隊基地配備について，市民への疑問・不安に真摯に向き合い応えるための説明会をするほうが，市民との一体感を成就できるのではないか。

（2） 世界自然遺産登録を目指して，「奄美の豊かな自然を守り，生かす観光立島の島」宣言の制定を。

2　社会保障制度について

（1） 介護保険制度，医療制度，後期高齢者医療保険制度について，それぞれ第二次安倍政権下で制度の見直しが行われた項目はなにか。その影響と対策は。また，これから見直しがせまられると考えられるのはなにか。

（2） 子ども医療費の無料化を中学校卒業までに。

（3） 子ども医療費をはじめ，償還払いとなっている医療費の窓口無料化（現物支給）の実現を。

3　子どもの貧困対策について

（１） 現状把握なくして有効な対策はたてられない。実態調査が必要ではないか。（前回に引き続き）

（２） 準要保護者に対する就学援助制度の補助対象は拡大できたか。

（３） 学校給食無料化について

４　住宅政策について

（１） 住み替え希望者の実態調査を行い，対策を講じるべきではないか。

（２） 佐大熊市営住宅は空き室が多いと聞くが，実態はどうなっているか。また，奄美市全体ではどうなっているか。待機者は何人か。

◎公明党　橘口　耕太郎

１　子育て支援策について

（１） ひとり親家庭等医療費助成について

① 助成に該当する世帯数は。

② 直近の支給対象人数と振込処理をした件数は。

（２） 小児救急電話相談事業（＃８０００）について

（３） 上記事業の周知方法について

２　上水道の状況について

（１） 上水道の現状について

① 市内上水道管の総延長は。

② 耐用年数（40 年）が過ぎた水道管の割合は。

③ 管の継ぎ目部分に伸縮性を求める耐震化は。

（２） 奄美市の現在の課題と今後の取組みについて

３　給食センターについて

（１） 平成３０年９月運用に向けた年度ごとのスケジュールについて

（２） 保護者アンケート結果の中で，地産池消に関し地場産品活用推進協議会（仮称）の立上げが回答されているが立上げの時期，議論する内容は。

（３） 新給食センターで重点的に取り組む点は。

４　民生委員について

（１） 民生委員の現状について

① 平均年齢，平均在任年数，男女比は。

② 担当世帯数（人数）は。

③ 活動に関する費用は。

④ 国が補助している民生委員向けの保険制度の加入の有無は。

（２） 今月（１２月）に一斉改選が行われたが結果と課題についてお示しください。

◎自民新風会　多田　義一

１　末広・港区画整理事業について

（１） 公設市場，フードコート等の整備はできないか。

（２） おがみやまトンネル整備の遅れからなる影響は。

（3） おがみやまトンネルに伴う真名津町と久里町の影響は。

2　教育・産業について

（1） 日本語学校について市の思いは。

（2） 学生にたいして支援はできないのか。

3　公園整備について

（1） あかざき公園整備の必要性について

（2） 公園整備の今後の方向性は。

4　海の安全・安心につて

（1） 夏場の観光シーズンを終え，来年の課題は。

（2） 消防に水上バイクの整備はできないのか。

5　教育現場について

（1） 部活動と家庭の時間，顧問の先生の家庭の時間における課題は。

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 5 日

（第１日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	奥田　敏文　君	企画調整課長	三原　裕樹　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民課長（笠利）	寿山　一昭　君	保健福祉部長	吉　富進　君
福祉事務所長	伊東　義久　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	髙　一也　君	農政部長	奥　正幸　君
農林振興課長	山下　仁司　君	建設部長	本山　末男　君
土木課長	橋口　義仁　君	建設課長	山下　勝正　君
上下水道部長	上島　宏夫　君	下水道課長	里　嘉郎　君
教育委員会事務局長	森山　直樹　君	教育委員会総務課長	徳永　恵三　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田　賢一郎　君
議事係長	森　尚宣　君	議事係主査	麓　浩登志　君

議長（竹山耕平君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，平成２８年第４回奄美市議会を開会いたします。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　直ちに本日の会議を開きます。

この際，御報告いたします。

本年第３回定例会において採択いたしました陳情で，会議規則第１４２条及び１４３条の規定により，市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について，その処理経過及び結果について報告がありました。

その内容は，お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に大迫勝史君，西　公郎君，平川久嘉君の３名を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり本日から１２月２２日までの１８日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は本日から１２月２２日までの１８日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第３，報告第６号　専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました報告第６号の専決につきまして，提案理由を御説明いたします。

報告第６号　和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては，平成２８年９月８日に発生しました市道への松の枯れ木の落木による交通物損事故に伴うものであります。

早急に修繕を行い，相手方に引き渡す必要が生じたため専決したことを御報告するものであります。

以上，報告第６号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，市長において専決をいたし，同条第３項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君）　これから，質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第６号は，会議規則第３７条の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって，本件は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，報告第６号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって，報告第６号　専決第１０号　和解及び損害賠償の額を定めることについては，承認することに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第４，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第１１９号　辺地に関わる公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの１９件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第１０１号から議案第１１９号までの提案理由を御説明いたします。

議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして，御説明いたします。

第１表，歳入歳出予算補正について，まず，歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は，関係する費目に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を約２，２００万円計上いたしております。

総務費におきましては，総務管理費において老朽化に伴う城ヘき地福祉館の改修費用及び災害時の通信施設強化のため，新たにＦＭ用の無線回線を設置する経費として，合わせて２，７８６万９，０００円を計上するほか，地方創生推進関連事業費の確定に伴う変更を行うものでございます。

民生費におきましては，社会福祉費において介護給付等事業費１億２，３７１万３，０００円追加計上するほか，生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金２億２，８２４万７，０００円などが主な内容であります。

農林水産業費におきましては，農業費においてミカンコミバエ防除対策費及び被害補償費が確定したことによる事業費の変更を行うほか，林業費におきまして松危険木対策費に要する費用といたしまして２，２５０万円を追加計上いたしております。

商工費におきましては，奄美空港ターミナルビル増改築事業のための地域総合整備資金貸付金１億円を新たに計上するとともに，森と水のまち住用観光プロジェクト事業に要する費用２，６３８万円を追加計上いたしております。

土木については，道路橋りょう費及び住宅費において，国の予算内示に伴う事業費の変更を行うものであります。

教育費におきましては，小学校費において老朽化に伴う伊津部小学校の校舎改修費１，４００万円を計上するとともに，小学校費及び中学校費において学校施設の維持補修に要する経費などを追加計上いたしております。

次に，歳入につきましては，歳出に要する財源として国庫支出金１億５，５２万８，０００円，前年

度譲与繰越金２億８，３９７万７，０００円，市債１億７，０６０万円などを計上いたしております。

以上が，歳入歳出予算の主な内容でありますが，今回の補正で５億７２８万２，０００円を追加することにより，平成２８年度奄美市一般会計予算の総額は３３４億５，１５７万２，０００円となります。

次に，第２条，債務負担行為の補正につきましては，平成２９年度以降の指定管理料について追加するものであり，また，第３表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に，議案第１０２号　平成２８年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費及び保険事業費におきまして人件費の所要額をそれぞれ計上し，キャッシュカード口座振替受付事務に係る費用を追加計上いたしております。

保険給付費におきまして，高額療養費の支給増加が見込まれるため，所要額を増額計上いたしております。また，額の確定に伴う前期高齢者納付金，後期高齢者支援金，過年度分の国庫支出金返還金の所要額を計上いたしております。

歳入につきましては，国庫支出金及び県支出金におきまして高額療養費の増加に伴う国・県の負担金及び補助金相当額を増額計上いたしております。

共同事業交付金におきまして，県国保連合会が行う共同事業の交付金増加見込み分を増額計上いたしております。

また，繰入金におきまして，財政安定化支援事業繰入金及び人件費繰入金をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１億９３５万９，０００円の増額となり，平成２８年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は８２億２，１４２万６，０００円となります。

次に，議案第１０３号　平成２８年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費で人件費所要額を増額計上いたしております。歳入につきましても，繰入金におきまして歳出と同額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ４万円の増額となり，平成２８年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は２億６，７５５万円となります。

次に，議案第１０４号　平成２８年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして人件費を減額計上いたしております。地域支援事業費におきましては，人件費と地域包括支援システムソフト入替業務委託料を増額計上いたしております。

歳入につきましては，国庫支出金，支払基金交付金，県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正に係る相当額を負担割合において計上いたしております。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ１６７万円の減額となり，平成２８年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算の総額は４９億５，３５４万６，０００円となります。

議案第１０５号　平成２８年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，各費目におきまして人件費を増額計上いたしております。

歳入につきましても，繰入金において歳出と同額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１３４万円の増額となり，平成２８年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は２２億２，０７９万６，０００円となります。

次に，議案第１０６号　平成２８年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，各費目におきまして人件費を増額計上いたしております。

歳入につきましても，繰入金において歳出と同額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ４万円の増額となり，平成２８年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は３億８，９６６万９，０００円となります。

議案第１０７号　平成２８年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして説明いたします。

歳出につきましては，収益的支出において給与改定等に伴う人件費を７１万１，０００円増額計上いたしております。また，資本的支出につきましても，建設改良費において給与改定等に伴う人件費を３４万１，０００円増額計上いたしております。また，第４条におきましては，ダンプトラックの納入が来年度になることから，債務負担行為の追加を行うとともに，資本的支出の営業設備費におきまして所要の変更を行っております。

今回の補正によりまして，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する６億８，４５７万６，０００円は，過年度分損益勘定留保資金１億７，４３６万１，０００円，当年度分損益勘定留保資金３億４，８４０万５，０００円，消費税及び地方消費税資本的収支調整額１万円，建設改良積立金１億６，１８０万円で補てんいたします。

次に，議案第１０８号　奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額に係る所要の規定を整備するものでございます。

次に，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定，また，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第１１２号　奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，平成２８年度の人事院勧告が公表されたことに伴いまして，給料表の見直し及び勤勉手当の率の改正など，所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に，議案第１１３号　奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては，所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い，外国人居住者等の二重課税の回避を図るなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１１４号　奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては，所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い，外国人居住者等の課税対象となる所得を整理するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に，議案第１１５号　奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定についてから，議案第１１８号　奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてまでの４件につきましては，当該各公の施設の指定管理者を指定することについて，議会の議決を求めるものでございます。

次に，議案第１１９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては，名瀬辺地及び住用辺地における総合整備計画の施設において，新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い，事前計画書より減額が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには，総合整備計画の変更が必要であることから，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第１０１号から議案第１１９号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議のうえ議決してくださいますようお願い申し上げます。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第５，議案第８８号　平成２７年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長（西　公郎君）　皆さん，おはようございます。自民新風会の西　公郎です。平成２７年度奄美市一般会計決算等審査特別委員会報告をさせていただきます。

平成２７年度奄美市一般会計決算等審査特別委員会は，去る１０月５日，６日，７日の３日間開会し，本会議において当委員会に付託されました議案第８８号　平成２７年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての１件を審査いたしました。

審査の結果につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，全会一致で原案のとおり認定すべきと決しています。

以下，審査の過程で出された主な質疑について御報告いたします。

審査に入る前に財政当局より財政全般にわたり説明がなされ，歳入歳出予算額は４７４億１，１４１万７，３６２円，対する歳入決算額は４５５億８４３万４，９０３円，歳出決算額は４５０億３，０５５万７，２６０円の歳入歳出差引額は４億７，７８７万７，６４３円の黒字となっており，普通会計決算比較分析表について，平成２７年度歳入決算額は３２７億９，４２８万４，０００円で，対前年度９，５００万円の増となっており，主な要因として地方交付税交付金の通年措置のかい離分等により３億６，９３０万１，０００円の増，普通交付税は災害の減少等により地方交付税合計で８，２３６万４，０００円の減，国庫支出金は合計で７，２０８万１，０００円の増，県支出金はミカンコミバエ対策費等により合計で３億１，２６０万２，０００円の増，繰入金は合計で７億１，２４９万８，０００円の減，繰越金は決算剰余に伴い２，９４３万６，０００円の減，地方債は２億３，２００万円の増となっている。

次に，歳出決算額は３１６億４，７３８万２，０００円で，対前年度３，３７６万７，０００円の減で，義務的経費は対前年度２億４，２４２万５，０００円の減，扶助費は対前年度５億２，８８０万６，０００円の減，投資的経費は対前年度３，８３４万７，０００円の増，その他の経費は前年度１億２，８７６万７，０００円の増となり，この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源８，０３０万３，０００円を除いた実質収支は１０億６，６５９万９，０００円となり，前年度実質収支との比較となる単年度収支は１億５，８５０万３，０００円の黒字となり，この単年度収支に平成２７年度中の財政調整基金の積立金２０１万５，０００円と繰上償還金を加え財政調整基金の取崩額を除いた実質単年度収支は１億６，０５１万８，０００円の黒字となっている。経常収支比率が８９．２パーセントで前年度より２パーセント改善，財政力指数は０．２６で前年度と同じポイント，実質公債費比率は９．５パーセントで前年度より０．８パーセント改善し，１０パーセントを切っている。将来負担比率は４０．７パーセントで，前年度より１７．１ポイント改善している。積立金現在高は前年度１８億２，７８６万７，０００円の増の総額１１８億６，４０４万円となる。財政調整基金は対前年度４億６，２０１万５，０００円の増で，総額３４億７，５２６万４，０００円となる。最後に，地方債現在高は対前年度８，５６８万７，０００円の増で，総額３７１億９，７２９万８，０００円となっている。実質公債費比率及び将来負担比率，いずれも早期健全化基準を下回っている状況との決算概要説明がされています。

委員より，合併まちづくり基金２８億５，０００万円積み立てしているが，基金の目的等についての質疑があり，当局より，基金は条例があり，取り崩すには条例の中で処分条項を設けないとならないが，この基金はあえて処分条項を設けなくて施行された条例になっている。仮にこの基金を使うとなれば，まず処分条項を整備しなければならない。整備したとして，起債を返済した分だけが取り崩せることとなる。今後は実施計画，長期的計画を踏まえ検討したいが，当分の間は取り崩す予定はないとの答弁がされています。

また委員より，実質公債費率が奄美市となり初めて１桁となり改善された一方，地方債現在高は前年度比と比べ若干増えているが，その要因についての質疑があり，当局より，改善された理由は一つ目が

借金返済を公債費が５，０００万円ほど減ったこと，二つ目が実質公債費比率は３年平均を取るが，今回はいい数字の単年度が積み重なった結果，よくなったと考えている。次に，地方債現在高については，据え置き期間があり，借りてすぐ返済するわけではなく，将来的には反映されることとなる。ただし，有利な起債，辺地対策債，過疎債，合併特例債など，普通交付税に基準財政需用額に戻ってくる８割，７割の有利起債を活用していますので，十分に対応できると考えているとの答弁がされています。

また委員より，実質公債費比率の今後の予想についての質疑があり，当局より，実質公債費比率は分母にくる標準財政的な収入と普通交付臨時対策債が大きいのですが，普通交付税は３２年度で完全に算定替えが終わって１本算定となりますので，この辺が若干の懸念だと思っている。そのためにも今の段階で体力をつけるために積み立てをして１０年後の見通しの中では大丈夫じゃないかと考えているとの答弁がされています。

ほかに多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第８８号　平成２７年度奄美市一般会計歳入歳出収支決算認定についての審査がなされました。

１款議会費から２款総務費，１項総務管理費，１３目紡ぐきょらの郷事業費までについての当局よりの補足説明がなされています。

１款議会費については，特段の質疑はなかったところです。

２款では，委員より，２款１項１目１９節人材育成等研修助成事業と子ども未来塾の詳細の質疑があり，当局より，人材育成等研修助成事業については，重点分野や農業・観光・情報・文化・定住の視察や調査研究等の研修への助成で，平成２７年度は６人の助成を行っている。奄美子ども未来塾は自然体験活動や文化体験活動への助成を行っているとの答弁がなされています。

また委員より，２款１項６目１３節ＧＩＳ調査委託料についての質疑があり，当局より，各課内においては専門的な地図情報システムを一部導入していますが，これを庁内横断的なシステムにしようとするものであるとの答弁がされています。

ほかにも多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，２款１項１２目，１４，１９，２０，庁舎建設業費，奄美市制１０周年記念施行事業費，地方創生推進費についての当局の補足説明があり，委員より，２款１項１４目庁舎建設事業費について，二次審査を１社に選定した一番の決め手についての質疑があり，当局より，選定した一番の決め手は，一次審査が書類審査，設計事務所の内容とか，業務実績などしっかりした審査，二次審査が相手のプレゼンテーションやヒアリングに基づき設計者の実力とかテーマに対しての技術提案を審査している。市民と共存して進めるチームが期待されるのが評価されているとの答弁がされています。

また委員より，ＤｅＮＡベイスターズキャンプを存続させるための工夫とは何が必要なのかとの質疑があり，当局より，球団と奄美市の信頼関係が一番大切で，平成２７年度の秋季キャンプ以降，足りない分の施設整備をしてまいりました。ソフト面では，ホテル宿泊関係者と地域の方々との連携して取り組んでいることと，毎年，横浜スタジアムにおいて奄美デーという日を開催しているとの答弁がされています。

また委員より，プレミアム商品券発行事業や住宅リフォーム等緊急経済対策事業，中心商店街店舗リフォーム事業等の成果についての質疑がされ，当局より，プレミアム商品券発行効果については，毎年度５億５，０００万円分発行し，新たな消費構造が生まれていると考えている。中心商店街店舗リフォーム事業等の効果として，末広・港町区域において新たな店舗の建て替えの意欲につながった。住宅リフォーム等緊急対策事業費については，法人の建築業が３４パーセント，個人の建築業者が３０パーセント，半数を占め，小さな会社に対しても効果があると考えているとの答弁がされています。

ほかに多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，当局より，２款２項徴税費から２款６項監査事務局費までについての補足説明があり，当委員より，市税の徴収率が全体に伸びていると評価する。その要因についての質疑があり，当局より，住民

税については普通徴収から特別徴収への切り替えが進み，給料天引き等の効果が大きかった。そのほか，戸別訪問による納税指導や相談の実施が効果につながったとの答弁がされています。

また委員より，コンビニ収納が増えているようだが，件数と金額，手数料についての，手数料について，また収納嘱託員との比較はどうかとの質疑があり，当局より，コンビニ収納は平成２７年度実績で１万４，３０７件，１億５，２６７万４１８円で全体の４パーセント，手数料は１件当たり５７円となっている。収納嘱託員の収納率は２．４パーセントとなっており，昨年とほぼ同じとの答弁がされています。

また委員より，地籍調査費ですが，終了に何年かかるか。早急に進めることはできないかとの質疑に，当局より，今のペースでいくと市全体を調査するのに約５９年かかる予定である。地籍調査事業は国の限られた予算がある。東日本の震災地区で重点配分であったり，また鹿児島県の枠もある。鹿児島県への増額を要求はしているとの答弁がされています。

ほかにも多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，当局より，３款１項社会福祉費についての補足説明がなされ，委員より，市民後見推進業務だが，現在，市民後見人となり活動している人数と問題点についての質疑があり，当局より，市民後見人の研修は２７年度から取り組んでいる。４３名が受講し，今後，この方々が自ら動けるような体制づくりを青年後見センターや社協などと検討していく予定で，研修が終わったばかりで未活動であるとの答弁がされています。

また委員より，研修会等でしっかりと問題点を検討してもらいたいとの要望もされています。

また委員より，放課後デイサービスの施設は幾つあり，その施設と奄美市の関わり方はどうかとの質疑があり，当局より，放課後デイサービス施設はのぞみ園，ひまわりクラブ，あすなろ，今年度開設予定の３か所である。市の支援として健康増進課で実施している定期健診等で上がった相談等に関しては，それぞれ相談窓口等へつながる体制ができている。実際，支援を受けた場合は相談員が個々に支援計画を作成し，施設の属性を説明し，つないでいく。その相談員には各事業の状況についての説明をしているとの答弁がされています。

ほか多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，３款２項児童福祉費から３款３項生活保護費についての当局より補足説明があり，委員より，子ども子育て会議の委員構成と活動予定についての質疑があり，当局より，委員は１３名で１回開催している。地域型保育事業の開始に伴う審査をしている。委員は見識者４名，子育て従事者６名，保護者代表３名，名瀬・住用・笠利地区となっていて，子ども子育て支援事業計画の進捗状況を審査してもらう予定であるとの答弁がされています。

その他，多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に４款衛生費について，歳出及び関連する歳入に関して当局の補足説明がなされ，委員より，医療費抑制となるフッ素洗口などの取組についてなどの質疑があり，当局より，２７年度から県事業のフッ素洗口を考えている。市内保育所，幼稚園に声掛けをして，四つの事業保育所が手を上げた。４歳児，５歳児が対象となるが，今後も進めて行いたいとの答弁がされています。

また委員より，世界自然遺産登録に向けての早急な取り組みをすべきではとの質疑があり，当局より，世界自然登録への担保組織となる国定公園化への一気に動きが動き出している現状。課題となっているノネコ問題，その予備軍のノラネコ問題等の対策として，奄美大島５市町村で取り組んでいるＴＮＲ事業です。今後，予算を考慮しながらどのような対応ができるのか，検討していきたいとの答弁がされています。

委員より，和光園の現状と課題についての質疑があり，当局より，今後，施設の活用については所在市町村連絡協議会から要望書を提出しているが，資産が国の施設であり，施設で方針等もあると思う。具体的な指針等もない状況で，通知があればその中で検討をしていくとの答弁がされています。

ほかに多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，５款１項労働費について，当局より補足説明がなされ，委員より，５款１項２目労働福祉対策費，１９節奄美広域中小事業勤労者福祉サービスセンター負担金５０６万１，０００円の活動状況についての質疑があり，当局より，事業の概要は共済給付事業で２，１１０件，健康管理事業１，７０５件，余暇活動助成事業７，０８３件で６６６事業所，会員数は４，８３２名となっているとの答弁がされています。

また委員より，ネットワーク管理者養成業務委託料７８５万２，１６０円についての質疑があり，当局より，無線ＬＡＮネットワーク構築の専門性を検証する委託料であるとの答弁がされています。

ほかに多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，６款１項農業費から３項林業費についての補足説明がなされ，委員より，６款３項２目１９節繰越明許費２，５７０万円はどのような事業が繰り越しになっているかとの質疑があり，当局より，２７年度に予算計上し，他市町村合同で航空写真を撮る予定となっていたが，天候不良のため後続の事業ができず，土改連に委託した事業であったが，土改連より公金の移譲の願いがあり，年度末に繰り越しをし，事業は完成し，会計検査も終わっているとの答弁がされています。

また委員より，農業研修センターでは特別な研究課題を行っているかとの質疑があり，当局より，名瀬地区は小規模農家が多い。新しい取組みとしては今後関係機関で奄美に合った作物，世界自然遺産と併せて観光型の品目を検討し，それを研修センターで研究していきたいとの答弁がされています。

また委員より，松くい虫駆除事業４，９０３万円と危険木除去機械借上料３，１２０万円，この金額をどのように考えているかとの質疑があり，当局より，松くい虫事業は，駆除事業は住用・名瀬のほうは収束しているが，笠利は高い蔓延率となっていて，収束はまだまだ先のほうになるとの答弁がされています。

また委員より，奄美市職員にて営農指導ができる職員は何名いるのかとの質疑があり，当局より，市の営農指導員の数は８名で，畜産２名，果樹２名，野菜３名，１人が営農センターに出向している。特別な資格はなく，大学，専門学校にて技術を学んだとの答弁がされています。

ほかに多くの質疑がなされましたが，この際，省略をいたします。

次に，６款４項水産事業費から７款商工費までについての歳出及び関連する歳入に関して，当局の補足説明がなされ，委員より，スポーツアイランド戦略推進費６５６万１，１１０円の不用額についての質疑があり，当局より，２款総務費の中で地域住民生活等緊急促進事業にこちらのほうから支出を振り替えているため不用額になったと答弁をされています。

また委員より，働きやすい島化計画とはどのような計画かとの質疑があり，当局より，奄美市ではＩＣＴを活用してフリーランスを支援する計画で，インターネットを使った形で仕事を得る，物を売るノウハウを奄美にいながら無料で講座を受けられる。お互いに情報を共有できる事業を進めているとの答弁がされています。

また委員より，７款１項８目振興費４事業の内訳についての質疑があり，当局より，インキュベートマネージャー謝金４５７万２５２円，マーケティングスーパーバイザー謝金２１０万６，０００円，フリーランス寺子屋謝金２０５万２，０００円，提案型ウエブコンテンツ製作講習会謝金１５４万２，０００円，ＯＦＦ－ＪＴ事業謝金３００万円，魔女っこ奄美謝金４４万９，５７０円との答弁がされています。

その他，奄美大島ＤＭＯ事業，メディアプロモーション事業等，多くの質疑がされましたが，この際，省略いたします。

次に，８款１項土木費から４項空港港湾費についての歳出及び関連する歳入に関し，当局の補足説明がなされ，委員より，名瀬港環境整備事業負担金３，４７０万５，０００円の根拠についての質疑があり，当局より，これは国庫補助事業で県が主体となり，補助率が法律で決まっている。前年度補助率に値上げがあり，値上げ率を考慮したうえで残りの費用を６対４，市が４となり，その比率を掛けたものが奄美市の負担金となっているとの答弁がされています。

また委員より，橋りょう長寿命化修繕計画算定業務の成果についての質疑があり，当局より，業務費１，１９３万４，０００円で２６橋の点検を行ったが，残り大分あり，５年間で終了を目指し対応をしていきたいとの答弁がされています。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，８款５項都市計画費から６項住宅費についての歳出及び関連する歳入に関して当局の補足説明がなされ，委員より，８款５項３目１３節大熊地区よう壁整備工事費１，０９０万円の工事が今ごろになった理由についての質疑があり，当局より，よう壁を打つ敷地の道路側の片が建物の建築申請をしたらよう壁がないと申請できないということで，２６年度に土地の所有者から市のほうによう壁設置の要望があったので設置したとの答弁がされています。

また委員より，都市再生整備事業費補助金についての質疑があり，当局より，１５店舗の方は家賃補助を受けて新規に出店している。現在，２店舗が閉店していて，なかなか新規で始める営業は厳しいと思うが，バックアップをし支援を継続していきたいとの答弁がされています。

また委員より，８款５項９目名瀬運動公園事業費の内訳についての質疑があり，野球スコアボード改修費１億１６９万６４０円，屋外プールろ過機設備改修費３，４２０万４，６８０円，屋外プール電気設備改修工事費３９４万２，０００円，屋外プール設備改修工事１，１２１万１，８８０円，体育館建具改修工事費３７２万円との答弁がされています。

また，多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，９款消防費，１節から２７節までの補足説明がなされ，委員より，消防緊急無線デジタル化整備事業が設置されている場所についての質疑があり，当局より，デジタル化は大島本島，離島を含めて終了し，場所については消防本部各分駐所，先頭車両，事務車両に設置され，消防以外の設置はないとの答弁がされています。

また委員より，火災発生件数と火災の原因の発表等についての質疑があり，当局より，平成２７年度の火災件数は３４件で，奄美市管内で１８件，名瀬１２件，笠利４件，住用２件で，火災原因の１位がコンロ，２位が焚き火，３位が放火の疑いで，奄美市だより等，いろんな機会を通して周知しているとの答弁がされています。

その他，多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款１項教育総務費から４項幼稚園費についての歳出及び関連する歳入について，当局よりの説明があり，委員より，ＡＥＤリース料についての質疑があり，当局より，ＡＥＤリース料は平成２８年度から長期リースとなっている。２７年度はリースではなく購入したもので，今年度より５年間のリース契約となっているとの答弁がされています。

また委員より，複式学級の子どもたちの学力低下等についての質疑があり，当局より，必ず複式学級の場合は子どもたちで学び合い，段階を追った指導を行い，逆に複式学級の子どもたちが自分で学んでいく力はついているとの答弁がされています。

また委員より，大島北高教育振興協議会で議論された内容等，北高進学の希望状況，不登校児童，多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款５項社会教育費から６項保健体育費までについて当局の補足説明がなされ，委員より，６款２項２目１３節翌年度繰越明許の４，７００万円の予算は，いつごろ執行するかとの質疑があり，当局より，学校給食センターの基本設計２，２００万円，実施設計１，８００万円，地質設計７００万円となっており，今年度中に執行する予定であるとの答弁がされています。

また委員より，第３０回国民文化祭奄美市実行委員会運営負担金７３５万４，４５３円についての成果と検証についての質疑があり，当局より，奄美市において二つの事業が開催された。一つ目は奄美芸能と黒潮文化の祭典で，出演者は１，１００名，延べ人数２，７００名となり，盛大に行うことができた。二つ目が民謡民舞日本一フェスティバルイン奄美という事業で，特色ある民謡民舞がこの奄美の地で発表してもらい，奄美市を全国に発信することができたとの答弁がされています。

ほか多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，１１款災害復旧費について，歳出及び関連する歳入に関しての当局の補足説明がありましたが，災害復旧費については特段の質疑はなかったところです。

次に，１２款公債費と１３款予備費について，歳出及び関連する歳入に関する補足説明が当局よりなされ，委員より，公債費の一番の取り崩しは何年後となるのか。また，起債の３６億円の枠について一般会計と特別会計の割り振りはとの質疑があり，当局より，公債費のピークは３７年度を予定している。起債残高のピークは３０年度を予定している。また，起債３６億円の枠について，財政計画に記載している４０億の９０パーセントで３６億円の枠になっているとの答弁がされています。

その他，多くの質疑がなされましたが，この際，省略いたします。

次に，実質収支に関する調書，財産に関する調書，基金運用状況調書について当局の補足説明がなされ，委員より，１１億円の収支黒字となった要因について質疑があり，当局より，歳入をどう見るかが大切で，歳出から積み上げていく。歳出に基づいて歳入を上げる。歳入はできるだけ厳しくします。当初決算に特別交付税というものがあります。特別交付税を８億見ました。３月末の特別交付税を２億４，０００万円足します。更に市税で９４万７，０００円の増となる。歳出は１億６，１８２万７，０００円の減，委託料で９，６９８万７，０００円の減，その他で１億１，５００万円で，差し引き１６億４，６００万円という数字となっているとの答弁がされています。

また委員より，奄美市が抱えている債務負担行為の残高についての質疑があり，平成２７年度決算で１０５億７，３１３万２，０００円で主なものとして開発公社へ４６億円であるとの答弁がされています。

以上で一般会計決算等審査特別委員会の報告を終わりますが，質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁をしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

本決算に関する委員長報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第８８号　平成２７年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については，委員長報告のとおり，これを認定することに決しました。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第６，議案第８９号　平成２７年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９９号　平成２７年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの１１件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（奥　輝人君）　議場の皆さん，おはようございます。きゅうらうがみんしょうら。

御報告申し上げます。平成２７年度特別会計決算等審査特別委員会は，去る１０月５日と６日の２日間開催され，活発な議論がなされました。当委員会に付託されました議案第８９号から議案第９９号について，１１件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

これら１１件の議案につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも原案のとおり認定すべきものと決しました。また，平成２７年度奄美市水道事業会計の利益処分決算書についても，原案のとおり可決すべきと決しました。

以下，審査の内容等について，御報告いたします。

まず，議案第９６号　平成２７年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について，当局より補足説明があり，歳入総額３，８６２万２，３０１円，歳出総額２，６２９万１，００６円，歳入総額から歳出総額を引いた額１，２３３万１，２９５円は，２８年度への繰越金と説明があり，委員から，滞納者に対する取組についての質疑に，滞納者のうち４６人は一部償還を行っている。また，１年以降返済が滞っている方が３０人，長期の方が１７人，納入がないものが５人の計５２人となっている。５２人の中には生活困窮者，病休，無職以外で配達証明が届いているが全く返事がない方が１３人いる。その方には毎年催告状を出してお願いしているとのこと。

ほかに連帯保証人の件，不納欠損の件など，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９４号　平成２７年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，はじめに平成２７年度末現在の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の概要について，公共下水道事業について，全体計画５８６ヘクタールのうち５４６ヘクタールの事業認可を得ており，５０４．４ヘクタールが整備済みで整備率９２．４パーセントとなっている。処理区内の普及率は９３．５パーセント，水洗化率は９５．１パーセントである。特定環境保全公共下水道事業大笠利地区について，全体計画４５ヘクタールのうち４１．７ヘクタールが整備済みで，整備率は９２．７パーセント，処理区内の普及率は９２．２パーセント，水洗化率は７４．８パーセントとなっているなど説明があり，委員から，特定環境保全事業の所管庁と補助率と特定環境保全事業と公共下水道の違いについての質疑があり，特定環境下水道事業は国土交通省の事業であり，補助率は公共下水道と同じで，処理に関する整備については１０分の５．５，その他，管路等施設に関するものは１０分の５となっている。二つの違いについて，公共下水道は都市計画区域の中に入れる下水道であり，特定環境保全事業は笠利の方は海岸線が自然公園になっているため，その環境を守るための事業であり，人口が１，０００人以上ということ。

ほかに公共下水道事業と特定環境保全事業の受益者負担額について，滞納者について，不納欠損者について，一般会計からの繰入金の過去の実績と今後の見通しについてなど，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９５号　平成２７年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，平成２７年度末現在の農業集落排水事業の概要について，名瀬総合支所管内におきましては，小湊地区が平成３年度に供用開始して以来，根瀬部地区，芦良地区，名瀬勝地区，知名瀬地区，大川地区の６地区において供用開始をしている。住用総合支所管内におきましては，山間地区が平成１６年度より供用開始をしている。笠利総合支所管内におきましては，用地区が平成１３年度に供用開始して以来，宇宿地区，屋仁地区の３地区において供用開始しており，現在は佐仁地区において平成２９年度の供用開始を目指して整備を進めているところ。供用開始しております１１地区の普及人口は，平成２７年度末現在２，９７６人，水洗化人口は２，４３９人となっており，水洗化率は８２．０パーセントとなっていると説明があり，委員から，佐仁地区の現状と供用開始についての質疑に，今年

から処理場の建設に入っており，供用開始は２９年度末であるとのこと。

ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第９９号　平成２７年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について，当局の補足説明があり，主な建設改良事業の概要について説明があり，浄水場地区における平田浄水場更新事業で４億４，５１５万６，２４５円，笠利地区において西部地区簡易水道再編推進事業としまして３，２４７万９，２４９円，名瀬地区において朝日地区簡易水道機関改良事業としまして２，３１６万３，０３８円を国庫補助事業として整備を行っている。

次に，経理の概要について２７年度における事業全体としての純利益は，上水道及び簡易水道の計上利益並びに特別利益の合算額で２億６，６７２万３，３７１円となり，前年度の繰越利益剰余金１億８４６万３，５１４円と，当年度の純利益２億６，６７２万３，３７１円の合計３億７，５１８万６，８８５円が当年度未処分利益剰余金とのこと。

次に，平成２７年度奄美市水道事業剰余金処分計算書（案）について説明があり，まず企業債の返還金に充当する減債基金の積立金として１億５，０００万円，建設改良事業への積み立てとして１億円，計２億５，０００万円を積立金として処分した後の残額１億２，５１８万６，８８５円について，２８年度への繰越利益剰余金とする処分計画であるとのこと。

また，資本的収支について，平成２７年度貸借対照表について，キャッシュフロー計算書について，平成２７年度における上水道簡易水道における給水原価及び供給単価についてなど，事業の説明の詳細の説明があり，委員から，水道企業は剰余金があり，福祉減免などは考えられないのかの質疑に，今後，水道料金の収益は落ちてくることは間違いない。来年度はこれまで簡易水道上水道が一つの水道に統一される。それによってこれまで国庫補助で整備していた補助率も引き下がる。そういう我々を取り巻く諸々の制度的状況も変わってきており，過去の試算を含めて，来年度アセットマネジメントという手法を導入し，水道料金を含め委員の提案を行う余力が出るかを含め検討していきたいと考えているとのこと。

ほかに特別利益について，剰余金処分計算書の処分残高について，未収金について，年間有収率についてなど，多くの質疑や意見がありましたが，この際，省略いたします。

なお，水道事業会計の決算認定については，異議がありましたので，挙手多数にて認定いたしました。

次に，議案第９８号　平成２７年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入では共済会費収入が４１９万円で会費１人４００円，会員１万９３９名から特別会員４６４名を引いた１万４７５名分，前年度からの繰越金が２２８万７，２３５円，歳入総額６４９万４，４９０円，歳出では交通事故に遭われた方への共済見舞金として９５万円支出，負傷者２７名分，基金積立金においては基金の利子を１万６５５円積み立てている。歳出総額は３２１万５，６１１円。委員から，共済見舞金２７人分の補償に至った事故の内容についての質疑に，自転車での自損による転倒，歩行中の事故，原動機付き自転車，自動車での転倒，自動車での自損事故など，また２７件のうち６０歳以上が半数以上の１５人となっているとのこと。

ほかに制度の周知及び介入の促進について，各地区の加入率について，市職員の加入率についてなど，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第８９号　平成２７年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，本市国民健康保険の加入者は平成２８年３月３１日現在８，１８３世帯で，総世帯の３４．９パーセント，被保険者数は１万３，２５５人で総人口の３０．１パーセントとなっている。前年度から世帯数で２８７世帯，被保険者数で６６９人減少している。また，歳入の款，項，目，節及び歳出の款，項，目，節の項目毎に詳しく説明があり，歳入の繰上充用金は平成２７年度予算の歳入不足分８億５４４万６，８２９円を支出している。歳入の合計は７２億３，８７９万２，２８５円と，歳出の合計は７９億９，８３７万２，８３９円で，歳入から歳出の差引額は７億５，９５８万５５

４円の歳入不足となり赤字。単年度収支としましては，繰上充用金８億５４４万６，８２９円を除くと４，５８６万６，２７５円の累積赤字の解消となっていると説明があり，委員から，累積赤字が４，０００万円ほど解消しているが，まだ約７億円残っている。国保が都道府県単位になった場合，累積赤字により国保加入者に影響がでないかの質疑に，累積赤字については広域化になっても各市町村で処理することが決まっている。広域化になると医療給付費に対する費用が県から各市町村にきて，それに対して各市町村は納付金を上げる形になるが，この納付金については市町村ごとの標準税率が県から示されて，納付金に対する納付率が平成２９年秋に示される予定である。ただ，その標準税率をそのまま採用しなさいということではなく，各市町村に国保運営協議会があるが，これも広域化になっても存続するため，運営協議会の中で各市町村の税率が決まる形になる。また，公費拡充が２７年度と３０年度に１，７００億円ずつ合わせて３，４００億円入ってくるため，それも見ながら税率がどうなるか決まってくると考えている。

そのほかに特定減免について，保険税収入について，不納欠損処分の理由について，レセプト点検の事務及び多受診頻回重複受診者について，繰上充用金について，特定健診受診率についてなど多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９０号　平成２７年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入総額２億３，５００万５，１３３円，歳出総額２億３，４９３万９，８２３円となっており，歳入歳出差引額は６，５００万３１０円，委託料について，笠利診療所の内科並びに歯科と住用診療所の内科が公設民営での診療を行っているので，診療報酬として収入された分を歳出の１３節委託料から支出しているとのこと。

委員から，診療収入が１億９，０００万円余りあるが，これに公債費２，４００万円余りを足したぐらいがおおよその必要経費になるのではと考えるが，それ以外はどこにかかっているかの質疑に，診療科目として笠利で医科と歯科，住用で医科と歯科があるが，そのうち住用の歯科については直営で行っている。決算付属書に計上されている人件費等は，住用歯科の直営部に係る経費を計上しているとのこと。

そのほかに笠利診療所の病院建設事業債について，委託料の不用額についてなど，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９１号　平成２７年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入歳出の款，項，目，節の細かい説明があり，歳入総額４億１，６４７万５，８５３円，歳出総額４億１，４９６万５，８４５円，委員から，後期高齢者の法定減免率について質疑があり，国保と基本的には同じであり，７割，５割，２割である。各広域連合で税率を決めて保険料を算出するが，社会保険被扶養者等これまで保険料負担がなかった方や高齢者の方は低所得者が多いということから，国において８．５割軽減，９割軽減と軽減幅を拡大している。それと，社会保険の被扶養者であった方は，加入直後２年間は均等割を課税しないとなっていたが，激変緩和措置ということで制度創設以来，今まで均等割を半減している措置が続いているという状況であるとのこと。

ほかに質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９２号　平成２７年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入歳出の款，項，目，節について細かい説明があり，歳入総額４８億７０万２，７４７円，歳出総額４７億３，７０１万８，３７４円。委員から，介護予防サービスの今後の展望についての質疑があり，地域支え合い体制づくりを進めながら，地域の中の生活を基盤として，地域の中に戻れる体制づくりをしなければならない。現在，核家族化が増え，つながりが希薄になってきた時代であるが，財政的なことやこれからの未来を担う子どもたちの関わりも含め，改めて再構築する時期にきている。本当に介護保険が必要な方々にヘルパーさんも移行していかなければ，今後，支える方々も人口減少にあわせて不足していく状況にあるため，今のうちから地域の方々にできることは少し手伝っていただきながら，また高齢者の方々もそれに携わることによって地域の中で役に立ったり，役割を担った

りすることが生きがいとなり，心の元気が体の元気にもつながっていき，結果的に介護予防につながっていくため，それを目標に地域の方々に地域の現状をわかってもらいながら，全体でこれを進めていかなければと思っている。本人や御家族と話をしながら負担がないような進め方にしていく予定であること。

ほかに多くの質疑，意見がありましたが，この際，省略させていただきます。

採決については，異議がありましたので，挙手多数にて認定いたしました。

議案第９３号　平成２７年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入歳出の細かい説明があり，歳入歳出ともに総額３，０６３万７，４４０円とのこと。

委員から，昨年と比べて６００万円ほど予算が少なくなっているが，これは利用者が減少しているということかの質疑に，利用者の施設入所や入院，死亡等により利用者が減っているが，その反面，新規の利用者がそれほど伸びていないという状況とのこと。

ほかに特段の質疑はありませんでした。

最後に，議案第９７号　平成２７年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について，当局の補足説明があり，歳入総額は８８４万１，２２７円，歳出総額は８６０万７，１９６円。

委員から，新と畜場の建設について，広域的に進めるという話を聞いているが，現在の状況についてと奄振予算についての質疑に，と畜場については，島の食文化を守るという意味でも必要な施設と認識している。広域的に進めるのも島で１か所はこの施設を確保しようということで協議会を立ち上げ，協議を行っている。その中で，一義的には当然有利な奄振事業を導入するということで話をしているが，もし奄振事業で建設することが難しくなった場合でも，当然，他の手立てをもって建設を進めていこうということも協議会の中で話をしている。

また委員から，新しい施設では，牛のと畜は考えていないとのことだが，可能性としてどうかの質疑に，今後，地元でも肥育農家がでてきて，奄美牛などのブランドで勝負したいという方が出てきた場合，必要性が出てきたときには施設としては拡張，増設等を考えなければならないと思っているとのこと。

以上で，特別会計決算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

通告のありました日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。

私は特別会計のうち議案第９２号　平成２７年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第９９号　平成２７年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての２件について反対の立場で討論を行います。

この２件については，平成２７年度予算案でも反対の立場で討論を行っており，そのときに述べて反対の理由については，何ら改善されていないことから，決算認定に賛成することはできません。まず，議案第９２号の介護保険特別会計についてですが，これまでも低所得者の保険料の負担が重いことが問題だと指摘をしてまいりました。これまで多くの自治体が保険料の多段階区分を導入し，また独自減免に取り組み，低所得者対策を行っていることを紹介してきました。平成２７年度は保険料の改定時期で

あり，奄美市もようやく国が９段階を標準としたことから，これに追随する形で９段階に区分し，第１段階をこれまでの基準額の５０パーセントから４５パーセントに設定するなど，一見，低所得者対策が施されたように感じます。しかし，基準額そのものが月額５，１００円から６，４００円となり，県内１９市で一番高い額に設定されました。その結果，所得のない第１段階の方でも負担増が増える状況になっています。保険料は年金から天引きをされます。その年金は平成２７年度は１６年ぶりの増額となりましたが，マクロ経済スライドの実施により物価が２．７パーセント上昇しているにも関わらず，年金はわずかに０．９パーセントの改定で，実質減額となっております。また，後期高齢者医療保険料も値上げとなっており，高齢者，とりわけ年金生活者の暮らしを厳しくしています。生活実態を鑑みたとき，高い保険料の決算認定にこのまま賛成することはできません。国が守らなければならない憲法では，第２５条で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をすべての国民に認めています。それは単に生きていればいいというレベルのものではありません。健康で文化的でなければならないのです。この憲法を守る立場に立って，国に対して財源措置をきちんと行うよう，強く要求すべきだと申し上げておきます。

次に，議案第９９号，水道事業会計ですが，先の討論でも述べましたが，年金の実質減が続き，生活保護基準が削られるなど，年金生活者をはじめ低所得者の暮らしは相変わらず厳しいものがあります。市当局がこれら市民の厳しい生活実態を真摯に受け止めるならば，福祉減免の実現に踏み出すことが必要であります。しかし，これまでも再三指摘したにもかかわらず，いまだに実現しておりません。今後の水道事業では平田浄水場更新事業や水道施設の維持管理，補修費に多額の資金が必要との主張も理解するところでありますけれども，損益計算書を見れば当年度純利益は２億６，６７２万３，３７１円計上しております。一方，年金生活者など収入増が期待できない人たちは，支出を切り詰める以外にありません。ところが，今後，介護保険，医療制度の負担増が計画をされております。更に，平成３１年１０月には消費税の１０パーセントへの引き上げが予定されております。最低生活費非課税の原則から公共料金の水道料金に課税することは認められません。最低限の生活さえ脅かされている市民の現状を見れば，企業会計だからとして独立採算だけにとらわれず，市民生活を守る立場から総合的に検討することが必要だと申し上げ，反対の討論といたします。

議長（竹山耕平君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず，議案第９２号　平成２７年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に関する委員長報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第９２号は，委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に，議案第９９号　平成２７年度奄美市奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが，本案につきましては利益処分と決算認定の二つの表決が必要となる案件であります。

よって，まず本案のうち平成２７年度奄美市水道事業剰余金処分について，採決いたします。

剰余金の処分に関する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。
本剰余金処分については，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，本剰余金処分については，原案のとおり可決されました。
次に，平成２７年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
本決算に関する委員長報告は認定すべきものであります。
お諮りいたします。
本決算は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，本決算は，委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に，議案第８９号　平成２７年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９１号　平成２７年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで，及び議案第９３号　平成２７年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９８号平成２７年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上９件を一括して採決いたします。
本決算に関する委員長報告はいずれも認定すべきものであります。
お諮りいたします。
ただいまの９件は，委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第８９号から議案第９１号まで及び議案第９３号からだい９８号までの以上９件は，いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
以上で，本日の日程は終了いたしました。
明日６日午前９時３０分，本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午前１０時５４分）

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 6 日

（第２日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	奥田　敏文　君	企画調整課長	三原　裕樹　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト戦略推進課長	久保　信正　君
市民部長	前田　和男　君	環境対策課長	島袋　修　君
市民協働推進課長	手蓑　利文　君	市民福祉課長	田中　義人　君
保健福祉部長	吉富　進　君	福祉政策課長	上野　和夫　君
健康増進課長	吉　郁也　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	髙　一也　君	紬観光課長	保浦　正博　君
農政部長	奥　正幸　君	農林振興課長	山下　仁司　君
土地対策課長	前島　有為生　君	地域農政課長	新納　一一　君

農林振興課参事	満永　亮一君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	武下　義広君	土木課長	橋口　義仁君
建築住宅課参事	荒垣　重仁君	上下水道部長	上島　宏夫君
水道課参事	林　茂穂君	水道課参事	藤山　浩俊君
教育委員会事務局長	森山　直樹君	学校教育課長	益山　富誉君
生涯学習課長	福長　敏文君	農業委員会	川内　進君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	前田　賢一郎君
議事係長	森　尚宣君	議事係主査	麓　浩登志君

議長（竹山耕平君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

○

議長（竹山耕平君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いします。また，通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。

更に，当局おかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，自由民主党　奥　輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。きゅうやおがみんしょーらです。平成２８年１２月定例議会一般質問，今回も一番くじを引き前回の９月定例議会に続き，２定例議会連続のトップバッターを努めることになりました。自由民主党会派の奥　輝人です。今年の新語流行語大賞の発表があり，今年は神ってるが大賞に輝きました。神ってるとは，今年セリーグで優勝した広島東洋カープの鈴木誠也選手の代名詞となっている言葉で野球の試合で負けている時に，この選手が打席に立てば何かやってくれる。何かが起こるという神業的なことでヒットやサヨナラホームランを放ち逆転勝ちをするということを表現しています。

最近，私にも実際に神ってることがありました。先月の１１月の２５日金曜日に奄美市の消防団の忘年会が奄観ホテルで盛大に行われました。約１６０名が参加していると思います。[redacted]これまでに，じゃんけん大会などで１回戦さえも勝ったことがなかったのに本当に神ってるでありました。

さて，今年も残すところあとわずかであります。今年は，神ってるいい年でありました。来年もこの神ってるいい年になれるように，また市民の皆さんが幸せな年になりますように祈っています。では，通告をしています一般質問を行います。

１，ＴＰＰの行方について。（1）米国の大統領選において今後の行方についてであります。米国の大統領選挙が先月の１１月の８日に投開票があり共和党のトランプ氏が激戦を制したことは承知であります。前評判は，民主党のクリントン氏が，ポイントの差で僅差でリードしているとのことでありましたが，隠れトランプ支持者やサイレントマジョリティ，声を上げぬ多数派の存在があり，番狂わせの大統領選と大きく報じられたのであります。また，世界各国のメディアの予想や世論調査も数字が軒並み大きくはずれ，編集局は放心状態とも伝えているのでありました。

さて，トランプ氏が，次期大統領に就任するとなれば，選挙期間中での公約でありますＴＰＰには反対，脱退を掲げているのであります。このＴＰＰについては，日米など１２か国が参加し，完全な関税撤廃を柱とする協定交渉であります。現在，日本政府の与党は，今国会での承認を得るために議論を重ね衆議院を通過し参議院での審議中であり，与党は今国会での承認を獲得したい状況であります。しかし，肝心の米国においては，現政権のオバマ政権は，声明を出しＴＰＰ発行に不可欠な議会承認の年内獲得を断念したと明らかにしております。これは１１月１３日現在であります。また，米議会の支持を得るのは難しいと判断し，日米など１２か国のアジア太平洋地域の経済ルール確立を目指したＴＰＰの

発行は極めて困難であり，ＴＰＰ脱退を主張する次期大統領のトランプ氏が方針を転回しない限り絶望的と報じております。

さて，今後の１２か国によるＴＰＰについて，米国の次期大統領のトランプ氏が自らのツイッター上で早くも大統領就任と同時に来年の１月２０日にＴＰＰ協定からの脱退表明すると打ち明けています。

選挙公約を守るのが鉄則でありますが，日本やその他の１０か国は議会の承認を得て発行につなげたいとしているが，米国のこの状況について，また今後のＴＰＰについての見解を伺いたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，奥議員のＴＰＰの行方についてということでございまして，今国会では，鋭意，ＴＰＰに関連して審議がなされているところではありますが，その間に至る概略を設問の要旨に沿って少し述べさせていただきたいと思います。

ＴＰＰにつきましては，環太平洋地域の国々による経済の自由化と多角的な経済連携を目的にシンガポール，ニュージーランド，チリ，ブルネイの４か国で２００６年に発足いたしております。２００８年には，米国が正式に交渉に参加することを決定し，その後我が国も新しい経済圏を構築し，国益につながるものとしてカナダ，メキシコとともに加わり，現在，議員がおっしゃったように１２か国で協議を進めているところであります。

また，これまで参加国との交渉に多くの時間をかけ，平成２７年１０月に大筋合意に至り，現在は，国内法の手続きを進めているところであります。このような中で議員が，今お話になりましたように，去る１１月２１日に米国の次期大統領のトランプ氏がＴＰＰからの離脱を明言なさっておられます。世界最大規模の通商協定の実現が，一段と不透明になっているところであります。しかしながら，安部首相は，１１月２４日のＴＰＰ特別委員会で脱退の方針を示しております次期アメリカ大統領の本意を促す確信はないと述べた上で，我が国として早期承認を目指す方針は，変わらないといたしております。そういう中で，日本の国は，人口減少傾向にある。したがっていずれ内需も減少していくであろう。したがって外需を求めながら広く自由貿易協定をつくっていくことが国内経済の成長につながっていくという観点から自由貿易体制を構築しようというふうなことであろうと私は思っております。そういう意味において，現在，国会で論議されていることは，もう周知の事実でございます。いずれにいたしましても本市といたしましては，今後，鹿児島県のＴＰＰ連絡協議会等と連携を更に密にしながら，国会の動き，また国の動きを注視してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

２１番（奥　輝人君）　市長，ありがとうございました。ＴＰＰについてはですね，もう２００６年からこうやって１２か国でこうやっていろいろと協議をなされてまして，約１０年であります。その中でですね，もう当初の頃は，ＴＰＰに反対，反対ということで決議などをやってきたんですけど，２０１４年には，この重要品目の５品目をですね，例外扱いにするということで特別決議も採択されて，これから本当にＴＰＰにも進んでいくのかなという思いでありました。また，そのＴＰＰに対しての，また国内対策やら農業対策ももう本当，日本政府，推進をしていて，例えばですね，サトウキビについては，関税撤廃なしということが決まり，また牛肉等においては，３８．５パーセントの関税が最終的には９パーセントまで引き下げられるということも踏まえてですね，新マルキン事業というそういった事業等やまた畜産農家の今後の安定を図るためにですね，畜産クラスター事業などそういった諸々の事業なども，今，事は進んでおります。

先週のですね，参議院のＴＰＰの特別委員会のちょっとその情報を聞いたんですけれども，今の山本農相大臣はですね，これまでＴＰＰに参加した時のことを考えて今までの事業は発行していると。今後

は，どのようになるのかという質問に対しては，これは今後も続けていくということでありまして，今の新しい事業などは今後推進されていくということを明確に発言しておりますので，ＴＰＰが今後厳しくなろうが，なるまいがですね，今の現状は，続けていくということで確信をしたところであります。

農業関係者の皆さんもですね，このＴＰＰについては，いろいろと賛否両論ありますけれど，今後のまた成り行きにですね，また注目をしていきたいと思いますので，この点については終わりたいと思います。

次にですね，大きな２番の畑地帯総合整備事業の笠利東部２期地区についての件に移ります。

（１）入札までの手続きについてであります。この事業はですね，現在，笠利地区の節田団地において約４８ヘクタールの土層改良工事や畑かん整備事業，また農道整備を実施している県の事業であります。期間が平成２５年度から平成３０年度までの６年間であります。あと２年で終了を見込んでおります。その事業の中でですね，土層改良事業の件について質問をしていきたいと思います。

この土層改良事業については，３年前から事業を推進されていますけど，この事業をすることによってですね，８月植えのサトウキビに影響されるということで，農家の皆さんは，是非早くこの事業をチェックをしていただきたいという要望があります。これまで去年もでしたし，また今年もですね，その事業が，ちょっと遅れ気味ということで，もう少し早くならないのかという，そういった意見がきておりましたので，まずはですね，この入札までの手続きですね，工程表を４月から入札して完了するまでのその工程表を示していただきたいと思います。

農政部長（奥　正幸君）　おはようございます。奥議員のですね，土層改良事業の工程を説明してもらいたいというお話ですが，答弁いたします。県畑地帯総合整備事業笠利東部２期地区の土層改良事業につきましては，地力の回復，向上により単収増加を目的とするものでございます。

今年度の工程につきましては，事業主体であります大島支庁の担当者に確認しましたところですね，４月１日に予算割り当て内示がございまして，４月２８日に国へ補助申請を行っております。その後，工事発注の積算及び入札準備を行い６月２３日に交付決定通知がありましたので６月３０日に入札を行っておるところです。

この土層改良事業につきましては，発注をですね，３工区に分けて１・２工区は，４月７日から１０月１４日までの工期。３工区につきましては，７月７日から１０月の２２日までの工期で事業が執行されております。この土層改良事業のですね，工事完了時期の要望につきましてはですね，来年度以降の工事について，８月末までに何とか工事が完了するようにですね，引き続き県に要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

２１番（奥　輝人君）　一応，私たち農家は，夏植えというのは８月の初めからですね，９月一杯までをかけて定植をしていくのが，一応，原則と言うか基本的な考えであります。そういった夏植えの推進，出発式などもやりながら９月までには是非農家の皆さん頑張って植えてくださいよというのが，鉄則でありました。去年もですね，今年もですけど，その事業が始まりがですね，部長が言われたんですけど，この工程表どおりにはいかなくてですよ，始まったのが８月の入札が終わって８月から工事が入り，そして最終的に終わったのが，１０月の１４日が工期の最終日になりますけど，１０月の７日ぐらいが，もうこの最終的には工事が終わったと思っております。私もこの事業に参加していますけど，今回は，追加でやりましたけど１０月の７日が，最終的な工事の終わりということで，それから夏植えをしなければならないということになる農家も多くありました。そういった意味で夏植えは８月から始まりますので，一応この事業の工程表については，県の当初予算で３月一杯まで決まりますので，これからできれば６月の梅雨明けまでですね，梅雨明けまでには，入札が終わり，そして発注ができる状況にしていただければ業者の方もですね，７月から即ですね，入って，８月までにはもうもしかしたらこの工事も完了できるのかなという思いがしております。これは私だけじゃなくて大規模農家さんからの意

見もそういう意見で大島支庁などに一応要望がしていると聞いておりますので，できれば６月の梅雨明けまでに，もう入札が終わり工期が始まるという段取りの方法で進めていってもらいたいと思いますけど，先ほど部長の答弁がありましたけど，来年度に向けてはですね，こういう農家からの苦情がないようにですね，是非７月から業者が入れるようにしていただきたいと思います。

そのメリットとしては，そのメリットも結構あるんですよ。メリットも。なぜならば７月８月は，もう台風が来たり，今回は来なかったんですけど，雨が降ったりいろいろなことが重なってしまって工事が，やっぱりずれ込んでいくのもありますので，またそれと，その土層改良事業というのは，ただの土層改良事業だけじゃなくて深耕したり天地返しですね，天地返しをし土壌の成分を図り，そしてロータリーをかけて石を拾い，またスプリッターで堆肥を単当たり４トンずつ撒いたり，あと苦土重層リンを撒いたり，そういった細々な仕事があります。そういった仕事がありますので，そこらあたりも勘案して，できれば早くやっていただきたいという思いがしますが，部長どうですか。

農政部長（奥　正幸君）　工事の入札，発注を早めにしてほしい。６月までにやってほしいという要望でございますけれども，この工事の早期発注の件もですね，これもずっと県に要望しておりましてですね，県にも再三再四にわたって，この要望をしておりますけれども，県の話としてはですね，まず，その農家の皆さんへのお願いということなどもございまして，土層改良の申込期限が３月末ということになっていまして，それを過ぎて４月以降に申し込みをされている方，事例などもあるということの中で，工事発注等完成が遅れるケースもあるというお話などもありまして，まず期限内の申し込みの御協力をお願いしたいということと，今，その工事の早期発注，完成に向けては，県のほうで，今，前向きに来年以降，早期発注，早期完成に向けて検討しているということです。以上です。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。また，その業者が３工区に分かれていますけれどもね，一応，その業者さんも農業機械は，ほとんど持っていないんですよね。ほとんど受託組合から借りての土層改良の事業をやっております。スプリッターとかブロードキャスターとか，そういったものトタクターのロータリーなどもかけながらやっているんですけど，たまたまですね，この受託組合のトラクターにお願いしてもですね，その一般の農家の方も夏植え時期で，その一般の農家の畑をひかなければいけないということで，待たなければいけない状況も発生しております。

一番の分かり易いのが，堆肥を散布して苦土重層リンや苦土石灰などを散布しました。すぐすぐロータリーかければいいんですけど，そのままの状態で約一週間から１０日間も放りっぱなしで，その畑は，もうその１０日間は，手をつけていないような状況も畑，ほ場によっては見受けられますので，できればもうこういう時間を短縮するために早く農家に引き渡せるためにですね，その受託組合が，もしこういった手が回らないのであれば，民間の農家の方にもですね，また協力していただいて最後のですね，ロータリーかけなどもトラクターなんか皆さん大型のトラクターなんか持っていますので，そこら辺に一応交渉して，その使用料など決めてですよ，早く農家に引き渡しができるようにしていただければ，ありがたいなと思っております。そういうことによってサトウキビのですね，増産が図られますので，単収も上がってきますので，そこらあたりをもう一度県のほうにも要望しながらですね，検討していただきたいと思います。

それとですね，次になりますけど，今度は（２）の入札後の事業開始についてですけど，それも先ほどちょっと被るところもありますけど，本年度からですね，この土層改良事業の土壌診断ですね，土壌診断のｐｈの測定が昨年までは，大島支庁のほうで行っていたんですけど，今年は，その事情により大島支庁のほうの担当の方が，ちょっと手が回らないということで，徳之島のほうへ，そのｐｈの測定をね，土を送ってやったということで，それも時間がかかって農家の皆さんには迷惑をかけていると思っておりますので，こういった土壌診断の件も今まで去年までは大島支庁でそういった機械器具あったんですけど，今年なくてそういった迷惑ありましたけど，このｐｈ測定の機器器具などもですね，ここで

準備，用意をしてですね，早く早く一日でも早くそうやって結果が出るような体制を作らなければですね，先ほどの前項で言われたような遅れ気味になりますので，そこらあたりも周知をしていただきたいと思いますが，ｐｈについても測定の場所等の確保，また職員の確保などについて，ちょっと答弁をしていただきたいと思います。

農政部長（奥　正幸君）　土壌診断のまず徳之島，大島支庁でできなくて，なんで徳之島にさせたか。というところと，奄美市の組織の中ではできないか。というお話などもございましたけれども，まず，その土壌診断につきましてはですね，大島支庁の担当者にも確認しましたけれども，昨年度までは支庁の担当者で実施していたんですけれども，今年度から事業の規模を拡大，土層改良事業というのが昨年平成２８年度は，土壌面積３．３ヘクタールだったんですが，今年度から今年度以降ですね，かなり１５．１ヘクタール，４，５倍の土壌の面積，事業規模が大きくなっていて，残り９３ヘクタールのうち残りもかなり大きな面積が，あと２年程しなくちゃいけないという話の中で，どうしても徳之島の研究専門員が配置をしている徳之島の市場でやらなければいけないという事情などがあって，この今まで大島支庁で３．３ヘクタールの段階では昨年度まではできたんだけれども，かなり土壌面積が大きいことによって徳之島の専門研究員がいるところにお願いしたということで，それに伴って工期などがちょっと遅れるという話の中でですね，その工期短縮，来年度からの工期短縮のためにですね，この土壌の診断というのは，工事施工後に工事発注後にやっていたものをですね，工事施工前，発注前に前倒しをしてやっていけたらということで，今，大島支庁の中でまた検討するというところです。

２１番（奥　輝人君）　はい。分かりました。事業の施工後じゃなくて事業のその施工前にですね，天地返しする前から各ポイント，ポイント拾って，土を採集して三箇所ぐらい掘ってですね，ペーハー測定しますので，そういう時間短縮につながるようにしていただきたいと思います。それとですね，もう１点が，今回約１２ヘクタールぐらいのですね，土層改良事業の面積がありましたけど，ゆうのう堆肥が足りないということもありました。それで足りない部分についてはですね，一応鹿児島のＪＡさんを通じてフレコン堆肥をですね，一応注文して緊急でやったところであります。これもですね，やっぱり時間がかかり過ぎてですね，やっぱり遅れる要因，原因となっておりますので，もう来年度以降についてはですね，このゆうのう堆肥，キビ堆肥が，今回はもうあったんですけど，またゆうのう堆肥も含めてですよ，この確保できるように，この面積が１０ヘクタールあれば約４００トンというそういった目安もできますので，そこらあたりも一応計算してですね，農家の事業がスピィーディに事業が進むような対処をしていただきたいと思いますので，この堆肥についての見解があればお願いしたいと思います。

農政部長（奥　正幸君）　堆肥の供給，土層改良事業でこれまでゆうのう１号という堆肥をずっと供給していたんですけれども，その堆肥が不足することに伴ってＪＡさんからの市販されている堆肥で供給していると。これ県の事業に対するそのこちらでつくっているゆうのう１号供給できなかったということなんですけれども，それに対する対策なんですけれども，その土層改良事業の開始からですね，これまで奄美市有機農業支援センターではゆうのう１号を年間２００トン以上を供給しておりましたが，平成２８年度においてはですね，土層改良事業の堆肥状況が堆肥の需要が拡大，事業規模が，ものすごく大きくなったということで，かなりの堆肥が需要が大きくなったということで，このゆうのう１号のみでは供給不足となってですね，関係機関と協議した結果，議員御承知のとおり，ＪＡの堆肥を使用する状況となっております。

その理由はですね，先ほど事業の規模の拡大もさることながらですね，サトウキビの生産量の低下に伴ってですね，製糖工場から排出される堆肥の原材料，御承知のようにケーキとかバカスとかハカマ等堆肥を作るための原材料がここ最近ものすごくサトウキビの生産量が減ったことによって，この原材料が不足しているということで併せてその比例してですね，堆肥の生産量も減少したということも原因，

要因の一つであるということです。

それに対してどうするかという話なんですけれども，その堆肥の安定供給に関しましてですね，奄美市の農政部全体で検討すべき課題ということでゆうのう１号の堆肥設計，堆肥設計変更等を含む増産計画を今，農政部内また関係機関で今，検討していると。

今のサトウキビの原材料とかバークの問題とかいろいろあってですね，今ある供給できる原材料，対応できる堆肥の設計を今，内部で検討しているということで，その生産計画の方針が定まり次第ですね，農家及び関係者の皆様には，その詳細をまた周知する予定としております。ということで御理解をいただきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい。部長，分かりました。一応，堆肥の件もですね，今回，節田団地がやっていますけど，また来年度以降は，手花部地区の土層改良事業，また宇宿地区もこの土層改良事業等がまた来年度，再来年度以降にはですね，事業も確定されておりますので，この堆肥の需要はまだまだ必要かと思います。さっき部長言われたように原材料が足りないということもありますので，自分たち牛農家の牛糞やら，あと鶏の鶏糞なども一応向こうに提供しながらですね，堆肥の確保にですね，努めていただきたいと，また一般の農家の野菜農家からもですよ，８月９月に堆肥が必要なのに，もう足りないと，事業で使うから足りないということで，一応１０月まで，１０月か１１月までには，予約の状態で待っていただきたいということであればですね，また野菜農家もですね，９月から１０月に苗床を作って定植していかなければいけない時期に堆肥がない時には，困りますので，こういったのが去年も今年もありましたので，是非この堆肥については絶対量が確保できるような体制を作っていただきたいと思います。

それでは次にいきたいと思います。大きな３番の奄美市の臨時職員について移りたいと思います。

（１）一般非常勤職員，臨時的に任用職員，そして再任用職員それぞれの人数について，お願いしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　おはようございます。それではお尋ねの臨時職員の関係，３種類のですね，職員の人数ということです。その前にそれぞれの違いを少し御説明をしたいと思います。職務上ですが，看護師や保育士などの資格あるいは技術を必要とする業務に従事しておりますのが，一般職の非常勤職員と言います。また，資格，技術等必要とせず職員の補助的業務を従事している職員のほうが臨時的任用職員ということになります。

また，再任用の職員についてですが，これは議会の承認を得て制定をいたしました奄美市職員の再任用に関する条例に基づいております。これは定年退職をするですね，職員で継続雇用を希望する対象の者を再び採用する職員のことです。この場合は，臨時職員の扱いではないということになります。

質問の人数についてですが，今年の４月時点において，一般職の非常勤職員が約２２０名。臨時的任用職員が約１２０名。再任用の職員が２２名ということでございます。以上です。

２１番（奥　輝人君）　ありがとうございます。分かりました。その中でですね，再任用職員についての見解をちょっと伺いたいと思います。先ほど総務部長のほうからも説明がありましたように，その中身等については，もう分かりましたので，それでは今ですね，ちょっと問題じゃないですけど，そういった声がありましたので，私もちょっと説明したんですけど，それでもちょっと納得いかないという一般の市民の方の意見がありました。それはですね，なぜ，この再任用するんですかと，まだ若い子がいるのに，若い子が臨時でもいいから採用して使ったほうがいいんじゃないのという意見が聞かれました。自分もさっき言った総務部長の言葉を引用して，こういうことが今までありましたから，それで今やっていますよと言ったんだけど，若手を使って島の人口増加にもつながるし，また職場がないのに市役所の臨時職員に採用させていただきたいという声があります。それが保育士とか，また諸々の方からいろ

いろ聞いたところであります。

自分としては，天下りじゃありませんよということは言いましたけど，やっぱり皆さん，一様にですね，天下りという概念を持っているみたいですね。この再任用に関しては。それで，この再任用の意見が結構あったもんですから一応取り上げたんですけど，この再任用したことによってですね，意義と成果ですね，意義と成果が上がっているのか。この再任用，今年で３年目ですか。４年目ですか。ちょっと分かりませんけど，それで意義と成果について答弁していただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは少し具体的に説明をいたします。再任用制定については，先ほど条例に基づいてということでございますが，具体的には，これは国の制度を準用するというものです。公的年金の支給開始年齢が，もう御存知のとおり平成２５年度から６０歳から６５歳に引き上げられました。それに伴って退職者の無収入にある期間が発生しないようにということで雇用と年金の接続を図るということ。併せて行政事務に精通した経験や能力を行政ニーズに活用していくということで定年退職する職員の中で，これは希望する職員を公的年金の支給開始年齢に達するまでの間，再び任用するということでございます。こちらのほうは，御理解いただきたいと思います。

それで人数のほうなんですが，これ平成２６年度からスタートしておりまして，２６年度が１２名。２７年度が１１名。こちらのほうは，１年ということになりますが，平成２８年は２２名，再任用いたしております。

そこで意義と成果ということでございますが，まず２６年・２７年は，最高１年ということでございます。２８年から２９年は，期間が最長２年ということになります。その後は，３０年・３１年が３年間。３２・３３年が期間４年間。３４年以降は５年間と６５歳までの間ということになります。

一方，民間のほうのこと少し触れさせていただきますが，これは公務員より少し前に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が，平成２４年に改正をされました。その結果，高齢者のほうが，６０歳以降ですね，継続雇用が義務化をされているということでございます。

参考までですが，平成２６年の段階で，これ厚生労働省が集計している結果ですが，９８パーセントの民間が６０歳以上まで義務化をされて雇用をしているということでございます。その結果ですが，再任用制度の退職者の本市独自の優遇措置ではないということで国の制度に準用しているということで，これは全国の地方公務員全体が採用しているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

意義と成果ということでございますが，現在，本市の職員数が５８６名ということでございます。定員適正化計画が６１７名ということでございますので，大きく下回っているというのが現状でございます。そういう中で各課とも多くの業務をこなすために一所懸命業務に取り組んでいるという状況でございます。

そういうことで採用の現在の職員ですが，契約の事務，登記の事務あるいは会計等の庶務的な業務をこなしております。更には，先ほど申し上げております保育，給食調理員，そういった専門的な業務にも従事をしております。

各部署において，その知識，経験，技術，ネットワーク等を活かしながらですね，後輩等に知識を伝授しておりますので，そういう意味では，組織的な下支えになっているというふうに考えております。そういうことで市民サービスの低下を来たさないようにということで再任用職員を大変頑張っているというふうに考えておりますので，その点については御理解をいただきたいというふうに考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい。一応分かりました。意義と成果を示されていましたけど，笠利地区の件ですけれども，やっぱり今までいなかったところに配置されたと，そういうことは今までの職員なんかは，今までの職員は完全に仕事，後進に指導しながらですね，安定的なそういった業務をこなしていた

と思うんですよ。しかしながら今年度からこういうトップに立ったということになればですね，やっぱり先ほど繰り返しになりますけど，もう少し若い子がいるのにねとか，若い保育士さんがいるのに使ってやればいいんじゃないのという，繰り返しになるんですけど，そういう意見が大多数聞かれるのが現状ですので，この奄美市の市の職員も部長，課長級などもほとんどこうやって後進を指導するそういった能力もノウハウも皆さん持っていますので，そこらあたりを更にまた引き伸ばすためにも新しい雇用者を募ってですね，やっぱり奄美市の人口増加対策にもつながっていくと思われますし，活性化にもつながっていくと思いますし，また青年，壮年団のそういった夢も適っていくのかなという気がします。そこらあたりは，もう自分たちの考えじゃなくて，これは市民の声だと思って聞いていただきたいと思いますけど，そういう意見が聞かれましたので，とりあえずは，この採用については理解はしましたけど，これをネットで聞いている皆さんが，それを理解してくれたら私はいいと思います。自分もそういうこと答弁をすることになりますけど，やはり納得のいかない市民もいるということをちょっと知らせておきたいと思います。

それとですね，この先ほどの部長の中で，今現在５８６名が正職員で，あと６１７名が定員ということでもありましたけど，やはり若手を採用させてですね，この人口増加につなげていければと思っております。今回の１２月の補正の中で地方創生推進費の中でですね，この委託料で縁結び業務１００万円というのが計上されていたのをちょっと見たんですけど，それはまだ私，中身は分かりませんけど，これは結婚を前提とした業務だと思いますけど，若者が来ることによってですね，やっぱりこういったのが活用されていくのかなという私は思いますよ。３０代４０代，独身の男性も結構いますし，女性の方も高齢の方のまだ未婚者がいますので，こういった縁結び業務１００万円が含まれるのであれば，そういった内地から若手を一杯島に呼び込むようなそういったのも必要かなという思いがしましたので，一応これは余談でありますけど，参考にしていただきたいと思います。

それではですね，もう（３）番目の賃金について伺いたいと思います。一般職，非常勤職員，臨時的任用職員，再任用職員について，鹿児島県においては，最低賃金が公表されております。時給７１５円であります。地元の民間業者と比較してですね，この一般職，非常勤職員と臨時的任用職員，また再任用職員の賃金については，民間と比較して総合的に判断してですね，妥当な線でいっているのか。そこをちょっと示していただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほど少し若者確保というところ少しだけ申し上げさせていただきますが，今年，採用試験を実施しておりますが，これ従来は，共通一次試験で同じ群島内の一次試験は実施日だったんですが，群島内の試験日と重ならないようにということで前倒しをさせてもらいました。その結果ですが，奄美市の受験者も多くなりましたし，本島内の受験者も増えたということを聞いております。そういう意味では，大島本島内で人口を増やそうという試みをしていますので，大島本島の総合戦略ですね，中で言っていますので，そういう意味では少し寄与しているんじゃないかというふうに思いますので，その辺は今後期待をしたいと思います。

御質問の賃金の関係ですが，平成２８年の１０月から鹿児島県の最低賃金が２１円アップをして７１５円になっております。これは御案内のとおりです。直近の賃金の推移を申し上げますと，経済不況の原因となったリーマンショック時が平成２０年でしたが，６２７円でございました。それ以降，政府の近況経済対策あるいはアベノミクスの経済政策などで景気浮揚に向けた取組みの影響もあってだろうというふうに考えますが，最低賃金が８８円上昇をしております。

賃金の上昇は，求職者にとっては福利厚生のいい職場が選択できるということもありますし，労働条件の改善につながっているというふうに考えております。こういうことでは大変歓迎するところだというふうに考えております。

その反面ですが，労働条件の改善は，いわゆる売り手市場と呼ばれるように市内の事業者が求人募集をしても人が集まらないという厳しい状況もあるというふうに伺っております。一方，県内の各種の臨

時職員の賃金状況を少し申し上げますと，本市の臨時的任用職員のこれは一般事務補助職員で比較した場合ですが，本市の場合は，時給７６０円ということになります。その７６０円で比較をいたしますと，本市は，今年の４月時点ではございますが，県内１９市の中で６番目の水準に位置をしているということでございます。

御質問の賃金の妥当性ということで申し上げますと，臨時職員の賃金，労働条件等に関しては，本市の臨時職員の管理検討委員会というのがございますが，この中で議論をしながら県のほかの市の状況，あるいは近隣の町村と比較して適正な価格設定をしていきたいというふうに考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい。分かりました。部長，分かりました。はい。ありがとうございます。賃金についてはですね，やっぱり高いほうがいいのかなという気もしますけど，その仕事に見合った賃金を支払ってくれたら，それで労働者も喜ぶのかなという気がしておりますので，そこらあたりは良しとしたいと思います。

それではですね，（４）番の今度，私はですね，文教構成委員会の委員でありまして，本年の６月にこの議会の補正の中でですね，保育士のね，賃上げがなされたということで，いろいろと質問をしましたが，この保育士の賃上げをした再度理由を聞きたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは保育士の関係で申し上げます。議員が，平成２８年度第２回の定例会だったと思いますが，審議をいただいた際に，答弁をいたしております。答弁の内容は，賃上げを行った理由ということで，民間と比較した状況，そういう質問がございました。その際に本市としては，全国的に保育士が不足している中で保育士の確保が難しい状況であるということ。奄美市の社会福祉事業団が運営する保育所と比較すると事業団の保育士は，賞与があるためその分年間収入は高いというふうに回答いたしております。

これまで保育士の賃金については，保育士確保という観点からここ２年間，段階的に引き上げを行っているところです。先ほど申し上げておりますが，臨時職員の賃金については，先ほどの検討委員会の中で適正な設定を図っていきたいというふうに考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい。分かりました。一応，保育士についてはですね，やっぱり賃上げをすることによって民間と同等レベルに引き上げることによってですね，魅力を感じて，この奄美市にも一応希望する保育士が出てくるのかなという気がしておりますので，これは止むを得ないことかなと，私は思っております。そういった意味でですね，その他の職種において先ほどの保育士のような賃上げが要望されている部課とかあるのか。これぐらいまでちょっとお願いしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　ほかの職種との関係でございますが，先ほど申し上げた臨時職員の管理検討委員会というのがございますが，来年早々また開催する予定にしております。その中でほかの職種とのバランス，民間との関係を含めてですね，適正な価格に検討したいというふうに考えておりますので，その点については，また来年のほうで関係機関含めてですね，協議を進めていきたいというふうに考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい。分かりました。一応賃金についてもですね，今後議論をしていただきたいなと思います。内地に住んでいる方々は，やっぱり給料が高いということであります。奄美に比べたら本当に高いというのが，もう実情であります。やっぱり奄美に若者が，ちょっと来ないというんじゃないけど，仕事がないからとか，そしてまた給料が安いからとか，そういった言葉も聞かれます。成人式のアンケートなどを見ればですね，将来は島に帰ってきたいと。しかしながら仕事がないから帰るそういった予定もないというそういったアンケートの調査も出ておりますので，やはり奄美の賃金を更にち

ょっと業種アップさせてですね，若者が奄美に来れるようなそういった体制を考えてもらえたら，まだまだこの奄美に人口が増えるのかなという思いがしておりますので，そこらあたりも検討していただきたいと思います。

それではですね，（６）番の公益財団法人農業研修センターについて質問をしたいと思います。現在，指定管理者制度でありますが，市の職員を出向させて名瀬の農業農村改善センターと研修センター，市民農園，笠利営農センター，これをまとめて公益財団法人農業研修センターが指定管理者であります。そして，笠利営農センターの堆肥製造については，管理受託されているのでありますが，その中でですね，笠利営農センターの雇用者の賃金について，一般非常勤職員でありますけど，ほかの外郭団体，自分もちょっと比較してみたらですね，何か安いような気がしますけど，単価までちょっと申し上げていいのかなと思いますけど，安いような気がしますので，ほかの外郭団体と比較した時に，この笠利営農センターの非常勤職員のこの日額について，どのような基準で取り決めがされたのかを伺いたいと思います。

農政部長（奥　正幸君）　奥議員の公益財団法人農業研修センターにおいて雇用されている臨時職員賃金，特に笠利の営農センターの臨時職員の賃金の日額の基準についてというお尋ねでございますけれども，その公益財団法人奄美市農業研修センターではですね，現在，笠利地区で１０名。名瀬地区で８人。事務員とかですね，オペレーター，作業員及び農業指導員を雇用して農業機械受託作業及び貸出事業。指定管理による施設管理事業。奄美市農業研修生の受け入れ機関としての農業研修センターと笠利営農支援センターの施設を利用した新規就農者研修事業などのほかですね，名瀬と笠利において，堆肥センターにおいて．堆肥生産販売事業などを今行っているところでございます。

雇用者につきましては，この業務内容それぞれの職種の業務内容や資格の所持の状況によってですね，それぞれ日額に差が当然ございます。お尋ねの笠利営農センターの臨時職員の日額についてでございますけれども，この合併時においてですね，旧笠利町の日額，笠利町で定めていた日額を引き継いで作業員が，堆肥製造作業員ですけれども，日額６，800円。事務員が５，２００円でございましたが，また平成２０年度には，笠利営農センターを土地改良区が指定管理者として運営した際にですね，日額の見直しがございまして，作業員が７，０００円。事務員が５，７００円となっており，その後，平成２３年度から堆肥生産販売事業は，農業研修センターが行っておりますが，現在に至るまでこの見直しはなく今据え置きとなっているというような状況でございます。

２１番（奥　輝人君）　はい。分かりました。部長，分かりました。やはり合併当初では，その金額が決められて，また平成２０年度，指定管理者になった時に日額７，０００円と５，７００円に賃上げを２００円ずつ賃上げをされたという経緯がありますが，やはり，この件についても，この笠利営農センターの業務の仕事内容を見ればですね，堆肥製造，その夏場の期間のあの中に入ってですね，堆肥の切り返し，それを何回も繰り返しながらですね，いい堆肥を作っている職員たちでありますので，この日額を見る限りですね，今後，本当アップでもしていただきたいなという気がしております。そういった関係上ですね，今後の成り行きですね，成り行きと言うか，今後先ほど部長が答弁をしましたけれど今後の計画性ですね，計画というか今後の成り行きをちょっと聞きたいと思います。賃上げについてのですね。

農政部長（奥　正幸君）　堆肥センターで従事をしている堆肥製造作業員の賃金の見解はというお話でございますが，この堆肥センターで働いている皆さんのその就業環境というのはですね，我々も今お話がございましたように高温多湿で牛糞などをですね，臭気が漂う中で堆肥の撹拌作業ということで就業管理については，十分認識をしているというところでございます。

この業務内容というのはですね，なかなか資格の所持の状況とかですね，各団体，雇用者の日額をで

すね，今一概に具体的には比較するというのは，なかなか今のところですね，ちょっと困難であるということでございますけれども，その議員が要望されているその堆肥生産販売事業のこの日額の見直しについてはですね，公益財団法人奄美市農業研修センターという組織がですね，市から交付されている運営交付金というのがあってですね，それぞれその市の賃金などを積み上げたその市の運営交付金ということで運営されているので，この事業をですね，その市の中で組織，総務部長も話されていましたけれども臨時職員等の管理検討委員会というのがございます。その会の中でですね，いろんな労働条件を勘案しながら賃金の適正化とか妥当性をですね，検討していきたいというふうに考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい。部長，ありがとうございます。是非検討していただきたいと思います。最後になりますけど，大きな４番の今度はＮＨＫのど自慢の誘致についてであります。合併１０年を記念して誘致についてであります。奄美市が誕生してですね，１年後の平成１９年６月にＮＨＫのど自慢が誘致されております。奄美市から元気を全国に発信をし大盛況であったことは，まだ記憶に新しいと思います。

さて，合併１０年を迎えて世界自然遺産登録を２年後に控え，またバニラエア等の効果，また入込客の増加など目に見える活性化が現実味を増す中ですね，また平成３０年には，ＮＨＫの大河ドラマであります，西郷どんに決まり，来年からさっそく撮影が始まるということで奄美には追い風が吹いていることだろうと思います。このような機会にですね，人気番組でありますＮＨＫののど自慢をまた再度誘致をしていただき，また更に奄美をピーアールできれば，更に奄美が活性化されるのかなという思いでの質問であります。

ＮＨＫのど自慢の誘致について，誘致する計画等について，また，どのような手続きが必要なのか。来年度以降への可能性について伺いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　手続きと実績とそして可能性について少し答弁させていただきます。まず誘致の手続きでございますが，毎年，ＮＨＫのほうから県内の各自治体宛てに全国公開放送番組の申請についての案内がございます。申請を希望する際は，のど自慢を含めて対象番組，これ２７番組あるんだそうです。の中から希望番組を選択して開催予定会場の概要資料と併せて申請書をＮＨＫに提出するというような手続きになります。その後，担当者との打ち合わせや現地の視察，これＮＨＫのスタッフがですが，踏まえて，開催地の選考作業を開始されます。その結果，県内あるいは九州ブロック内，そして全国レベルの順に選考が行われて開催地が決定されるというような運びになっているようでございます。

本市のほうでの実績でございますが，奄美市合併を記念して平成１８年にのど自慢が開催されました。この際には，議員が本選に出場されたのもよく我々のほうも把握しております。平成１９年の６月ですが，文化センターで公開放送がされたということでございます。平成１５年のほうには，群島の日本復帰５０周年を記念してラジオ体操が実施をされました。平成２５年には，同じく復帰６０周年を記念してＢＳ日本の歌が，これも申請して採択されて全国放送されたという実績がございます。そのほかにも昨年度は，合併１０周年事業の一環として一流の演奏家によるクラシックコンサートの，これ申請を行ったんですが，残念ながら選定には至らなかったということでございます。

これまでの機会を通じて申請を行ってまいりましたが，これは全国ほかの自治体との競争，いわばそういう状況での採択でございますので人気番組の多いこのＮＨＫのど自慢でございますので，なかなか難しいハードル高いというところでございます。ただ議員がおっしゃったとおり，これはかつてない追い風が吹いておりますので我々のほうもこれは自治体の節目節目のそういう歴史的イベントなど申請のタイミングがございますが，引き続き群島の活性化という観点から誘致に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので可能性というところではちょっと分かりませんが，取組みは進めていき

たいというふうに考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい。部長，ありがとうございました。このＮＨＫののど自慢はですね，やっぱり日曜日の昼間の歌番組ということで，私はこれもうファンでありまして，何か行事がない限りはですね，見ていまして，やっぱりあれから元気をもらっていますので，やっぱりこういったのが来たらですね，やっぱり奄美市もまた奄美群島内もですね，やっぱり活性化が図られると思っておりますので総務部長の言葉を信じてですね，是非誘致できるように期待をしましてですね，私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で自由民主党　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

公明党　大迫勝史君の発言を許可いたします。

６番（大迫勝史君）　議場の皆様，おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。冒頭に所感を少々述べさせていただきます。いよいよ今月の２７日からは，県内２機目のドクターヘリが出動いたします。救急救命センターを拠点に南北６００キロ，十島村及び喜界島から与論島までの有人８島をカバーすることとなっております。公明党では，１９９５年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，いち早くドクターヘリの重要性と早期導入を強く主張をしてきました。２００１年度に本格導入がスタートし，千葉など五つの県でドクターヘリが配備をされました。２００３年の党のマニフェストには，ドクターヘリを１０年後に全都道府県に配備すると明記し，２００４年には，島内にドクターヘリ全国配備推進プロジェクトチームを設置して費用の在り方などを定める法案づくりを急ぎました。

欧米では，１９７０年代より配備が進み，今ではヘリ導入後の２０年間で交通死亡事故の死亡者数が３分の１に減らしたという実績もあります。一方，日本における導入を遅らせていた大きな要因は，１機当たり２億円超という運航費用が財政規模の小さな地方の自治体にとって捻出が非常に困難であったためです。ただし各都道府県に配備して１００億円かかっても国民１人当たりにすれば約８０円。ならば国が責任を持って配備すべきと立ち上がったのが公明党なのです。

公明党が，全力で取り組み主導したドクターヘリ法，正式には救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法は，２００７年６月に公布をされました。この法律には，基金による助成金で実際の財政を支援することや地域間の医療格差を改善することなどが盛り込まれています。

自治体の負担が軽減されたことで配備に加速がつき同法の成立以降に導入されたヘリは，今般の奄美への配備を入れますと東京を除き３９の都道府県で導入。現在，４８機目であります。しかし，複数の要請がある場合のため自治体独自の消防ヘリ，防災ヘリとの共同や隣接県との併用を考慮しても全国で６０機のドクターヘリ配備が望ましいと言われています。

ヘリでの搬送による死亡率が３９パーセント減少し，重症化や後遺症も１３パーセント確実に減少するとのことですので，奄美の救急医療の前進に大きな期待を寄せるとともに心から関係各位の皆様に感謝申し上げます。

さてもう一つ，気になることがございます。我が奄美に暮らす人々にとって，移動手段として車は，どうしても生活に欠かせない必需品になっています。高齢化社会に伴い紅葉マークの車が市内でも島内でも多く見受けられます。今，全国的に高齢者の運転する車が加害者になる悲惨な事故が頻発をしています。解決のために警察関係も様々な対策をしており免許証の自主返納者は，最近では毎年，約２０万人ほどになり行政も東京都のような財政力のあるところは，交通機関の優遇制度やデパートから自宅ま

での無料配送や飲食店の割引券等などの自主返納へのサポート事業があります。

しかし，地域によっては公共交通機関が少なく運転ができないと日常生活に差支える場合も多くあります。本市においても交通機関の利用助成等も行っていますが，補助額の見直しやバス代の均一化，現在，民間のタクシー会社が自主的に行っている高齢者への割引への助成など公共機関の利用率のアップを図ることも買い物難民の対応にもつながり高齢者の運転免許自主返納の率を高める一因となるのではないでしょうか。近い将来の入込客増も踏まえ真剣に取り組むべき時ではないかと思います。

それでは，通告に従い，順次質問に入らせていただきます。

１，市長の政治姿勢。（１）我が奄美には多様な文化や伝統があり，その中でも世界三大織物の一つである奄美大島紬は，１，８００年とも言われる歴史を持つ世界に誇れる織物であり，精密，精巧な技法が特徴でもあります。後世に綿々と伝えていく義務と責任が我々には課せられていると思います。私は過去，名瀬市時代も含めて議会では，定例会や委員会等で大島紬の振興について多くの議論が交わされてきたと思います。問題的をなさるのは，多少にかかわらず紬の業界に携わったり紬そのものに造詣のある議員の方々だったと思います。現在も理事としてまた大島紬をサポートするＮＰＯも立ち上げ，頑張っておられる議員もいらっしゃいますが，私は，紬に関しては一般常識程度しか持ち合わせていない素人であります。最近は，あまり議会の中で紬関係の質問を耳にすることが減ったという感覚があり，今議会は，２，３散見されますが，素人の目線で質問をさせていただきます。

まず，本市においての業界の後継者育成の現状を聞かせていただきます。紬は，多くの分業で成り立ちますが，それぞれの職種ごとに分かる限り教えていただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは大迫議員に大島紬の現状ということを概略，御答弁させていただきます。御案内のとおり，本場大島紬は，世界的にも類を見ない精巧な絣と泥染めによる高貴な光沢から通称世界三大織物とも黒いダイヤとも評される我々の先人が生み出した地域の宝でございます。全国的に和装需要が低迷する中におきまして奄美大島紬の生産反数も最新の平成２７年で５，１０６反と最盛期でありました昭和３７年頃の２パーセント以下まで落ち込んでいるような状況下にあります。生産反数の低迷に伴う工賃低下により技術者の減少と高齢化が深刻化しており，後継者育成が産地における目下の重要な課題となっていると認識をいたしております。

まず，その全工程の最終段階であります織りにつきましては，笠利及び名瀬地区の織り工養成所におきまして講師を配置し技術継承に取り組んでおります。

笠利地区の養成所については，市の直営となっております。また名瀬地区の養成所につきましては，紬組合が運営をいたし市費から運営補助金を支出するなどの形で支援を行っております。

比較的人数の多い織り工につきましても若い世代が技術を習得しても生業として継続することが難しいというふうなことで熟練者の高齢化が進む中で製造できる柄が限定され始めているとも伺っているところであります。

また，工程の中でも締め機については，非常に力を必要とする男性の仕事とされてきたこともございます。工賃低下による離職と後継者不足は，特に深刻になっていると言われております。その他の工程につきましては，名瀬安勝町の糊張り工場など共同作業場のある工程もありますが，技術者養成機関はないような状況でございます。

本場奄美大島紬は，高度に専門化された分業体制によって製造がなされております。一つの工程でも欠けると生産ができないというふうなことでございます。その他の図案，染色，加工といった工程も含め今後の技術継承は，喫緊の課題である現況であると認識をしておりますので今後とも本場大島紬組合また販売組合とも連携を図りながら先人のつくり上げてきた伝統工芸産業工芸品大島紬を守っていかな

ければいけないと思うところでありますので，議会の皆さん，そして議員各位の御協力をお願いするところでございます。以上であります。

６番（大迫勝史君）　織り工さんの養成以外には，具体的な何一つ今その後継者育成ということの事業めいたことはないという理解でよろしいでしょうか。

市長（朝山　毅君）　市が，実際に支援をしたり，直接，運営を経営をしているというのは織り工さんの養成ということでございますが，その他の工程については，締めばた組合とかいろんな組合が，それぞれ任意にございましたが，今その活動が低下しているということも事実でございます。

本市におきましたそのような観点から本場奄美大島紬共同組合に３名の職員を派遣いたしまして，少しでも大島紬の発展に資するべきお手伝いができるようにということから職員を派遣して事務作業並びに市の思いも含めて組合さんと話し合いをしながらそれなりの成果は上げていると認識をいたしているところであります。

近年，大島紬組合における試算である在庫品の販売促進もしくはまた販売に対するお手伝いなど等を含めて少しずつは，その成果が出ているというふうな思いもいたしております。先般来られた奄美を代表する３名のアスリートの皆さん方にも大島紬を提供いたしましたが，それらも事業の運営の中において商品として，商品と言いますか，贈呈したところでございますので，そのようなまず小さいことかもしれませんが，一つひとつ責任を持ってこれらの製品を広くピーアールしていくことが，我々に課せられた課題であり，またそのことが大島紬の販売に少しでも資することになるんではないかということで，紬組合さんと連携を図りながら産業振興のために努めているところでありますので時間はかかるかもしれませんが，皆様方の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。以上です。

６番（大迫勝史君）　組合の建て直しということでは，分かりましたが，その技術的なことに関しては，大変危機的な状況にあるという認識を改めて感じております。これは通告はしてありませんが，その紬の織り工さんの織り賃は難易度で違うと思いますが，把握していらっしゃいますでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　一般的にですね，お聞きしている範囲内におきましては，先般もちょっと新聞でも出ましたが，一人１日８時間週１日ほど休みを取りまして１か月にですね，織り上がった賃金としては３万円から４万円であるというふうに伺っております。以上です。

６番（大迫勝史君）　これは本当に３万円から４万円というと，先ほど市長のおっしゃいましたように生業としては成り立たない。何とかこの後継者育成のこの後継者が育つような環境づくりとともに生活が成り立つようにこの国においては，伝統工芸を守る何か事業，そういうものはないのでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　今の御質問なんですけど，産業として捉えるか，あるいは文化として捉えるかという視点にもなろうかと思いますが，国の助成を受けるにあたってはですね，例えばですが，結城紬，結城紬，小山市のところですが，国の無形文化財の指定を受ける。あるいはユネスコの無形文化遺産に指定される。こういった地域もありますけど，こういった指定を受けると後継者育成にかかる国の支援などもあると伺っております。

６番（大迫勝史君）　分かりました。このいわゆるユネスコの世界文化遺産にする可能性というのもあるわけですか。これから将来的に。

商工観光部長（菊田和仁君）　このことについてはですね，大変意見が分かれているところでございまし

て，産業から文化に転嫁するかということは，今，紬再生の検討委員会でも議論をしておりますが，かつては，その指定を受けることで大変技術を残すということで厳しい縛りもあったように伺っておりますが，今，その付近も少し若干緩和されているということもあり，どちらがいいかということについてもですね，また今，私どもが行っております紬再生検討委員会の中でも議論をしているところです。決して可能性あるないではなくて，今，可能性として議論をしている段階だというふうに御理解いただきたいと思います。

６番（大迫勝史君）　分かりました。すみません。ちょっと質問の中で一つ飛ばしてしまいまして前後しますが，この技術以外にも欠かせないこの織り機とかあぜおさなどの多くの付随する道具の供給や製作所は，どのような状況なのか。製作職人の現在の状況も踏まえて分かれば教えていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　大島紬の道具類の製造業者でございますが，以前は多数営業しておりましたが，現在は，ごく少数の業者が発注を受けて機の製造や改良に対応しているのが現状でございます。より深刻なのは，おさやそうこうといった小道具類を製造できる業者が島内にいなくなり，島外から取り寄せるか，中古品を転用するなどして対応している状況にございます。以上です。

６番（大迫勝史君）　やっぱり本土の結城とか，ああいうところの産地の道具も代理品として使うということでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　一つはですね，鹿児島産地にこういった道具を作っているところがあると伺っております。また，不足する道具類についてはですね，島内域内でいろいろといただいたり，回してもらったりしていると伺っております。

６番（大迫勝史君）　その道具のやっぱり保存もですね，保存というか製作する環境もしっかり大事なことだと思いますので，御検討よろしくお願いいたします。

　続きまして，②の組合や当局も一所懸命に販路拡大し在庫整理で状況を打破しようという姿勢はもちろんよく分かります。仮に販路が安定して在庫が捌けた。捌けつつある。その後に品質を落とさずに将来的にもどのくらいのスパンで供給できる自信があるか。伺います。

商工観光部長（菊田和仁君）　品質を保ちながら将来的に供給できるかという御質問だと思いますが，本場奄美大島紬の品質保持につきましては，紬組合において一反ごとに厳格な製品検査が行われております。また毎年度，関係機関連携の下，原図コンテスト大島紬グランプリ地球印協議会が開催され，産地の技術レベルの維持・向上が図られております。結果として全国の和装産地が同様に低迷する中でも奄美産地は，以前として高い技術とブランド力を有しており，今後も後継者育成を図りながら高品質の製品を製造供給していけるものと認識いたしております。

６番（大迫勝史君）　分かりましたけれども，お聞きしたいのは，今の製造状況，織り手が高齢化しているとかそういう状況で，加工の職人もそんなにいないと，図案の職人さんも一人，二人しかいないと，この状況で，まず仮にですよ，仮に今，在庫がもうほとんど捌きつつあるという時に今の状況で何年ぐらい先まで保てるかということですよ。その先は，先のことというか，まあ１０年は大丈夫だろうとか，その間でしっかり後継者のことを育成していけばいいかなとか，そういう展望が見えるのかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

商工観光部長（菊田和仁君）　先ほど市長も答弁いしましたが，実は技術者はですね，もう平均年齢が７０歳近く各工程の平均でなっておりまして，その中で今の方たちが，どの程度仕事ができるか。技術を後継者に移していくことができるかということが喫緊の課題になっているという話でございまして，今ちょうど紬再生の検討委員会の中で最重要課題として取り組んでおりますが，この中の方向性を示された後にですね，私どもは，来年度具体的に後継者育成のためのどのような支援が必要かということを施策をきっちり立てた上で後継者育成に取り組んでいきますが，例えばですね，５年ぐらいのスパンで必要な後継者を残していくというような仕組を構築していこうというような観点から立ちますと，５年あるいは少なくとも今現在の人が８０にならない前にですね，１０年内には，次の世代に後継者をきっちり残していくというふうに取り組んでまいりたいと考えているところです。

６番（大迫勝史君）　今の答弁でちょっと③の答弁が被るんじゃないかなと思うんですけれども，続きまして③の将来に向け本市においての紬の継承に関する施策の方向性と展望を伺います。

商工観光部長（菊田和仁君）　ちょっと先ほど説明しましたお話とちょっと重複いたしますが，現在，多くの関係者の御協力をいただき今年度末にかけて本場奄美大島紬産地再生計画の策定に取り組んでいるところです。同計画策定の検討委員会においては，当初から後継者育成を最重要かつ喫緊の課題として位置づけ議論を進めております。

施策の方向性としましては，技術者養成機関の在り方や工賃の低迷といった課題について，どのような対策を講じるかといったことが主眼になりますが，具体的には，産地再生計画がまとまった時点で御説明をさせていただきたいと存じます。

なお，計画策定後，関係機関との十分な共通認識を図りながら事業化に向けた準備も必要となりますので具体的な施策の展開については，平成３０年度以降を予定いたしております。

６番（大迫勝史君）　取り組みしっかりよろしくお願いします。この大島紬存続に関する専従の職員ということで大島紬全般に通じているという製造について通じているというキャリア枠で採用といいますか，４５歳という上限で年齢的に可能かどうか分かりませんが，そういう方がいらっしゃる場合，そういう人を紬の存続に関する専従の職員ということで採用される考えはないか。お聞きしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　今の御提言は，大島紬の技術者を市職員として採用できないかという趣旨だと思いますが，大島紬も現在，産業である以上，他産業と同様，後継者育成は基本的には業界自らが取り組むべき課題であり行政からの支援は側面的であるべきだと考えております。

本市としましては，大島紬の主要産業としての存続を図る立場から紬組合事務局に職員を派遣するなどの運営支援を行っているほか，在庫対策，紬の日などのイベント，現在行っております紬購入助成事業など，様々な形で支援をしているところでございます。

先ほども申し上げましたが，市場が求める商品を提供する産業であり続けるのか。あるいは文化として後世に残すことを目指すのかという今後の本場奄美大島紬の在り方にかかわる問題であり貴重な御提言として今後の参考にさせていただきたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい。よく分かりました。次に，この２０１４年度に本市の一般社団法人と大島支庁が共催して製造，販売，消費者の三者で大島紬これから会議というワークショップが３回ほど開かれました。その中で着付けの体験のできる着物カフェ，あるいは職種別の職人間の交流，消費者の声を積極的に取り入れる等の方向性を決めたという報道を見ました。これらは現状に反映されているのか。反映されている部分があればお示しをしていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　大島紬これから会議は，大島紬の次世代への継承と異業種間の新たなコミュニティー形成を目的として一般社団法人ＳｈａｌｌＷｅＤｅｓｉｇｎと大島支庁が開催したワークショップです。この会議をきっかけに参加した紬組合青年部のメンバーは，異業種間交流など新たな問題意識を持ち先進地視察への参加や産地再生計画の検討委員会での発言などにおいても積極的な姿勢が目立っております。

また，会議に関連して高校生１，５００人を対象とするアンケート調査が行われておりますが，回答者の６７パーセントが着用を希望しながら５７パーセントに購入の意思がない。これは高校生の範囲ではありますが。そういった結果等もございまして，現在実施しております紬購入助成事業検討する上での参考にもさせていただいたところです。

その他の提案等についても関係者の努力によって今後徐々に形が見えてくるものと考えております。

６番（大迫勝史君）　ありがとうございました。十分に反映されていることで活かされているということで理解をいたしました。

次に，今年度から始まりました大島紬購入助成制度の利用状況と見えてきた課題があれば伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　本場奄美大島紬購入助成制度につきましては，現在までのところ，これ１１月末現在でございます。７８件８６６万８，０００円の交付決定を行ったところでございます。８月と１１月の２回に亘り，販売会を実施したことも効果を上げ，助成制度の周知が順調に進んでいることを実感しております。

今年の成人式において奄美市全体で３５．９パーセントだった紬着用率を３年後には，５０パーセントに到達するよう目標設定をしているところでございますが，産地からの紬着用の機運を盛り上げることを目標に取り組む中，今のところ成人式用の申請が２２件と全体の３割弱であることが課題として挙げられます。

また，一旦制度が今，浸透してきておりますが，中にはですね，市外の方を対象にできないかとか，反物を仕立てない場合あるいは不合格品も助成を受けられないかといったような御要望も寄せられておりますが，私どもとしましては産地価格や本場奄美大島紬のブランドに悪影響を与えることがないよう慎重に判断しつつ事業を実施しているところでございます。以上です。

６番（大迫勝史君）　はい。分かりました。この成人の申し込み数が２２件，随分低いように思います。いくら助成があるといっても償還払いでやはりお金を用意しなきゃいけないという本人や御両親のその負担もあると思いますし，なかなかこの使い勝手が今一つだという声も聞いておりますので，見直し等よろしくお願いしたいと思います。

この助成制度は，主に新成人やその親に紬購入の購買意欲を喚起させる特典として新成人が優遇されていると思います。同じように還暦や古希を迎える世代にも適用していただけないかという市民の声がありますが，どうお考えか。お聞かせください。

商工観光部長（菊田和仁君）　本助成制度を創設するにあたりましては，以前から本市において大島紬を着用して成人式に出席するという慣習が定着していたことをはじめ，地域を挙げて新成人を祝うこと。また，島の宝を末永く後世に継承するという趣旨から成人式用の申請については助成率を高く設定しているところでございます。

御提案の件につきましても現制度の今後の推移や地域の状況，御意見などを十分踏まえた上で今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

６番（大迫勝史君）　よろしく御検討いただきたいと思います。次に，２の観光施策について。明治維新１５０年にあたります平成３０年放映予定ＮＨＫ大河ドラマ西郷どんは，本市にも経済効果をもたらすと思われます。様々なことが予想されます。例えば観光客増一つ考えてもロケ地を引っ張ってこれたら，その案内板やキャラクター関連のお土産の開発，奄美産の農水産物の紹介方法，不足がちな宿泊施設を補う民泊等の施策。案内誌の活用方法，求められるであろう時代考証の窓口等，文化財課，商水課，紬観光課など関係各課でプロジェクトチームを立ち上げる構想が必要であると思います。

また，ロケ地の誘致活動も積極的に動かなければなりません。過日の新聞報道では，既に天城町，龍郷町は動き出しているようです。いかがお考えでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり平成３０年放送予定のＮＨＫ大河ドラマが西郷どんに決定し，原作者の林　真理子氏からは，西郷さんが暮らした島々を深く描き女性の視点を通してその魅力を伝えていきたいとのコメント寄せられたところでございます。併せて原作が，西郷の子である菊次郎の回想から始まることや既にＮＨＫをはじめ関係者がロケ地視察に来られていることから西郷が愛加那や二人の子どもと暮らした奄美大島や流たく地である沖永良部島などについて深く描かれるのではないかと期待しているところでございます。

大河ドラマ西郷どんについては，先日，鹿児島県主導の下，県内市町村との大河ドラマ連絡会議を開催し，調整を始めたところでございます。本市としましては，今般の大河ドラマのロケ誘致や特産品開発，そして放映後の観光客誘致については，まず広域事務組合をはじめ龍郷町，和泊町などと広域的に連携・協力を進めながら取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

６番（大迫勝史君）　積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。今，林　真理子さんの談話の御紹介がありましたけれども，もう一つ談話を紹介したいと思います。幕末の歴史の中で一番難解で面白い人が西郷さんです。彼をめぐる女性たち，流された島を深く描くことによって今まで誰も書かなかった西郷どんをつくり上げていくという自負があります。この談話のとおり奄美での撮影や放映期間は長期になると思います。世界自然遺産同様，人を呼び込み易いチャンスの一つだと思いますので，取組方，真剣によろしくお願いいたします。

次に，子育て支援について。小児医療費の現物給付の可能性について伺います。以前の定例会で同様の質問にシステム上の問題もあり全県的にシステム構築をしなければ難しいとの答弁を聞きました。三反園新知事は，知事選の公約にこれを実行すると掲げていましたが，県の様子はどうでしょうか。１２月１日の県議会定例会で自民党議員の代表質問の項目に入っていましたが，答弁を聞くチャンスを逃しておりますので，よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（吉　富進君）　小児医療費の現物給付の可能性についてお答えいたします。議員の御指摘のとおり現物給付方式については，全県的なシステム構築をしないと導入は難しいと考えている中，知事が，子ども医療費助成制度の現物給付方式の導入を県知事選のマニフェストで掲げておりました。このことについて県に問い合わせたところ現在のところは，検討はしておりますが具体的には決まってないということでございました。このようなことから県の今後の動向を見守りながら現物給付方式の導入に向けて県や他市町村とともに連携して検討してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

６番（大迫勝史君）　はい。知事もマニフェストに掲げたということであれば，この任期のうちに必ずやってくれると思いますので取組方よろしくお願いします。

次に，本年の１０月１日よりＢ型肝炎ワクチンの定期接種が，４月１日生まれ以降の新生児から公費

で接種でき，１歳の到達までに３回接種しなければなりませんが，１０月時点で既に５・６か月になっている４月５月生まれの０歳児の１回目の接種率の状況はどうか。伺います。

保健福祉部長（吉　富進君）　Ｂ型肝炎ワクチンにつきましては，議員がおっしゃったとおり予防接種法施行例の改正により本年１０月１日より定期接種となり本年４月１日以降に出生しました新生児が対象となります。本年４月５月生まれの新生児の接種状況は，１０月３１日現在で対象者５８名で接種者が３９名。接種率が６７．２パーセントとなっております。

６番（大迫勝史君）　はい。３回目の接種が１回目の接種から１３９日２０週を超えた時点で１歳に到達すると公費の対象にならずに任意接種になると思います。その場合の費用は，小児医療費助成の適用になるのか。確認をいたしたいと思います。

保健福祉部長（吉　富進君）　議員御承知のとおりＢ型肝炎ワクチン接種は，新生児が１歳に到達するまでに３回の接種が必要となります。１歳到達後は，任意接種となるため公費負担対象外となります。御質問の子ども医療費助成制度は，小学校６年生までの児童に対し保険適用となる医療費についての助成になります。これにより保険対象外となる予防接種は，子ども医療費助成対象とはなりませんので御理解を賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　であれば，４月５月生まれのお子さんたちには，しっかり３月一杯までに３回の接種が終わるように勧奨しなければならないと思います。このお知らせが，奄美だよりの９月号にしか載っておりませんので，その辺のお知らせと周知方法とか，しっかり御丁寧によろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして，（３）の平成２７年に策定した奄美市子ども子育て支援事業計画で認定子ども園の設置を積極的に推進しますと謳われておりますが，策定期限の平成３１年までに設立する意思があるのか。伺います。

保健福祉部長（吉　富進君）　認定子ども園の設立の意思があるか。という御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり奄美市子ども子育て支援事業計画の中で認定子ども園の設置を積極的に推進することを掲げております。認定子ども園については，保護者の就労状況にかかわらず利用でき幼稚園教育を受けさせたい共稼ぎの家庭のニーズに対応した施設と言えることから共働きの家庭が増えてきている現状においては，設置について積極的に推進していく必要がある施設と考えております。

設置についての取組状況については，現在，奄美市公立幼稚園在り方検討委員会において，公立幼稚園の認定子ども園への移行について議論がなされているところであります。その中で若い共働き世帯が多く待機児童も多い地区にある朝日幼稚園の認定子ども園への移行について先行して進めようということで議論がなされております。

また，児童数が減少している赤木名幼稚園についても赤木名保育所と統合して認定子ども園へ移行してはどうかという議論もなされているところであります。今後は，当委員会の議論の結果や奄美市子ども子育て会議の検討などを踏まえ市として意思決定をしていきたいと考えております。

なお，時期につきましては，保護者などへの説明や認可の手続きに要する時間，その他必要な要件を考慮して判断していきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

６番（大迫勝史君）　積極的な答弁ありがとうございます。この認定子ども園は，幼保連携型，幼稚園型，保育所型，地方裁量型とありますが，今の御答弁でありますと，この幼保連携型になるのか。幼稚園型になるのか。個々に違うのか。そこまですいません。お示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　認定子ども園には，議員が述べられたとおり，幼保連携型，幼稚園型，保育所型，地方裁量型の４タイプがございます。現在，公立幼稚園在り方検討委員会においては，朝日幼稚園の認定子ども園への移行については，対象児童が３歳から５歳までの幼稚園型認定子ども園への移行について議論されているところです。

また，赤木名幼稚園と赤木名保育所が統合して移行する認定子ども園については，対象児童が０歳から５歳までの幼保連携型認定子ども園への移行について議論されているところでありますので御理解を賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい。分かりました。では，先ほどの答弁だと現在，具体的なスケジュールまでは，ちょっと示せないということですね。はい。分かりました。共稼ぎである，ないにかかわらず質の高い保育や幼児教育のニーズは高まっていると思います。希望すれば預けられる認定子ども園は，必要性を強く感じておりますので今後とも積極的な取組をよろしくお願いいたします。

続きまして，高齢者医療についてお伺いします。高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業について。当該高齢者の接種率は，６５歳以上の市民の何パーセント程度になるのか。割合をお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　６５歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率でございますが，本市では，平成２１年９月より７５歳以上の方を対象として実施しておりましたが，平成２６年１０月から定期接種となったことにより６５歳以上の方を７０歳，７５歳，８０歳というように５歳刻みの助成対象としております。

議員御質問の定期接種後の接種率は，平成２６年度は２９．０パーセント。 平成２７年度は３０．９パーセントとなっております。

６番（大迫勝史君）　これは，まあまあなんですか。低いんですか。お聞きします。

保健福祉部長（吉　富進君）　他市との比較はしてございませんが，自己負担等がありましてですね，接種率が現在のとおりなっている状況であります。

６番（大迫勝史君）　はい。おっしゃるとおり， この自己負担について，この程度の接種率だと思いますが，今，部長の答弁のように平成２６年１０月から６５歳から５歳刻みの定期接種になっております。この高齢者用肺炎球菌ワクチンは，Ｂ類疾病予防のため，おっしゃるとおり自己負担が伴います。先ほどこれも部長の答弁の中にありましたが，本市では，定期接種化に伴い，それまでの７５歳以上，年齢に関係なく３，０００円の助成事業を終了して，新たに本事業の当該者に５，０００円を助成しています。しかし，該当年齢に当てはまらない高齢者は，全額自己負担です。５歳刻みに該当しない高齢者にも助成ができないか。伺います。この質問については，２回目の質問になりますが，担当者も代替わりされているので改めて質問項目に入れさせていただきました。

保健福祉部長（吉　富進君）　議員御承知のとおり高齢者肺炎球菌は，Ｂ類疾病のため自己負担金が発生します。国の施策の中で定期接種となりました２６年度以降，５年間で６５歳以上の高齢者すべてをカバーするために５歳刻みでの接種を行っているところでございます。

本市では，定期接種対象者に対し，１回当たり４，６１７円の助成を行っており，県内１９市の助成平均額３，８５７円よりも高額となっております。定期接種対象者以外の方につきましては，全額自己負担としているところであり，県内の定期接種対象外の方への助成状況につきましては，１９市中，１市のみ実施しております。

本市といたしましても今後，国の施策及び県内市町村の状況等を踏まえながら助成の可否について検討してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　まあ分かりますが，肺炎にかかると重篤な状態に陥りやすい７５歳以上とか，８０歳以上とか年齢制限を考えての助成についての可能性を伺います。

保健福祉部長（吉　富進君）　この件につきましては，先ほど答弁したとおりでございまして，国の施策及び県内市町村の状況等を踏まえながら助成の可否について検討していきたいと存じますので御理解を賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　この低所得高齢者の５歳刻みを待つ間のリスクをどう認識しているか。１回，自分で払って打ちますと５年間打たないわけですよね。８３歳で打っても８５では打たないわけですよ。だからこのどうしても８２の人が，８５まで待つ。８７の人が９０まで待つ。この５歳刻みを待つリスクをどう認識しているか。伺います。

保健福祉部長（吉　富進君）　本市での肺炎による死亡率は，最新の数値で平成２５年度の統計となりますが，死亡率の８．４パーセントと死亡要因としては，４番目で高い数字となっております。未接種者のリスクは大きいと認識しております。

本市といたしましても，そのような状況を踏まえ広報誌や対象者への文書通知などを通し市民への周知や接種勧奨を継続して接種率向上に努めるとともに国の施策及び県内市町村の状況等を踏まえながら助成の可否について先ほども申し上げましたが検討してまいりたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい。検討はしてください。これからちょっと通告していない事項なので答えられればでいいです。厚労省の資料を見ますと，Ｂ類疾病の定期接種の場合，低所得者分３割が地方交付税，７割が市町村及び本人の実費負担を含むとありますが，間違いないですか。確認までにお願いします。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（吉　富進君）　その点について，ちょっとすいませんが資料を持ってきていませんので。よろしくお願いいたします。

６番（大迫勝史君）　誰か，分かる人いませんか。

（「今，部長が答弁したとおりだと思うんですが。」と呼ぶ者あり）

はい。分かりました。すみません。ついでに，後で答えをいただければと思います。ついでにじゃ，もう少し質問したいと思います。この低所得分の３割の手当というのは，以前の課長に聞いた場合には，生活保護者分と後で聞いたんですけれども，はたしてそうなのかと疑問がありまして，この３割の国の手当というのは生活保護者分という理解でいいのか。あるいは純粋に住民税非課税世帯の分なのかということ。そして，このもし非課税世帯分という場合には，この財源を５歳刻みに該当しない高齢者に使うと６５歳以上の５歳刻みという国の定期接種に違反をするのかというのを聞きたかったんですが，これは通告してありませんので，後で個人的に答えをいただければと思います。

以上を持ちまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で公明党　大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時３０分再開いたします。（午前１１時３８分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党　伊東隆吉君の発言を許可いたします。

２４番（伊東隆吉君）　議場の皆様，こんにちは。自由民主党会派の伊東隆吉です。一般質問初日昼食後，午後の１番バッターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。質問に入る前に少し所見を述べさせていただきたいと思います。

私は，２年前，奄美市議会を辞職し，昨年，県政へ挑戦いたしましたが，その思いを遂げることができませんでした。その際，政治の道から離れることをいろいろ考えましたが，後援会や支援者の方々から奄美市政に再度力を注げとの後押しを受け，個人的には，いろいろ厳しい環境と考えたものの昨年，志を新たに本市政へ挑み奄美市議会へ席を置くことを叶えることができました。これからは議会の一員として市政の発展並びにより開かれた議会を標榜し政治活動に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，奄美市が，平成１８年３月２０日に誕生し，旧笠利・住用・名瀬，３地区の均衡ある発展を目指し，１０年があっという間に経過いたしました。顧みると平成２２年１０月には，１００年に一度という奄美豪雨災害は，決して忘れることはできません。その後，平成２６年３月２０日に防災機能を重視した住用総合支所の庁舎。また，笠利総合支所の庁舎が開庁いたしました。そして，この奄美市本庁舎の建設工事安全祈願祭，いわゆる起工式が先月の１１月２８日に取り行われたことは，皆様御存じのとおりでございます。

なお，平成３１年４月にこの新庁舎での業務開始予定とのことであります。思うにこの本庁舎の完成をすることによって，いわゆる３市町村の合併の形が行政の府としての完了するのではないかと一つ私は思うところであります。

さて，またこの１０年間の中で一つの大きな出来事がございます。それは陸上自衛隊配備の決定であります。現在，奄美駐屯地並びに宿舎の建設等に関し，このことが順調に進んでいるものと考えております。

ところで私ども自由民主党会派全員は，先月，政務調査を行いました。その内容は，奄美市東京郷友会の役員のメンバーの方々との意見交換会を持つことでございました。その会には，金子万寿夫代議士も出席していただき目的は，今，一所懸命議会でも頑張っておりますそういう専門の議員さんもおりますが，いわゆるふるさと納税に関してのお願いについて納税寄附金謝礼品のカタログの資料を提示しながらの相互に貴重な意見交換の場ができました。関東東京の役員の方々もふるさと納税に高い関心を改めて理解していただき今後，その広めていかれることの確信をいたしたところでございます。

また，日を改め陸上自衛隊配備に伴い防衛関係先への必要性から参議院会館を訪れ，元防衛大臣政務官の佐藤正久代議士並びに外交防衛委員長の宇都隆史代議士に面会することができました。

これからの奄美大島における自衛隊配備に関して有意義な意見交換をすることができました。この自衛隊誘致に関しては，平成２６年７月この奄美市議会において，決議意見書可決に端を発しているものと私は認識しておりますし，議会の皆様も認識いたしているものと思います。自衛隊を支える奄美市議会有志の会も組織化されており，今後，自衛隊防衛協力会の形もしっかりと整えていく必要性があるものと考えております。どうぞ皆様の御理解・御協力を切にお願いいたすところでございます。

それでは，一般質問に移ります。一つ，まちづくりについてでございます。末広・港土地区画整理事業についてでございます。平成１７年度の都市計画決定以来，事業を推進しておりますもう１０年が経過しており，平成３０年度の事業完了の予定であれば，中心商店街の様相も新たに変貌してきておりま

す。事業の現在の進捗状況は，どのように進んでいるか。換地移転箇所を含め示していただきたい。また，完了まで残り後２年という計画になっておりますが，そのとおり順調にいけるのかどうかも含めて答弁願います。後は，質問席から行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

建設部長（本山末男君）　それでは末広・港土地区画整理事業の進捗状況等につきましてお答えいたします。平成２７年度末での進捗状況は，建物移転で１３８棟中１１３棟の契約が完了しております。事業費９８億５，０００万円に対しての進捗率は，約７４パーセントとなっております。現時点１１月末でございますが，進捗状況につきましては，建物につきましては，１２５棟が移転契約を終了しており建物移転での進捗率は９０．６パーセントとなっております。

事業費ベースでは，７７．９パーセントとなっております。また御質問の換地移転いわゆる仮換地指定の状況につきましてですが，奄美市の土地を除いた対象者は，５８人おり，そのうち５７人の仮換地指定が終了しております。

なお，土地区画整理事業の完了時期につきましては，現在平成３０年度を見込んでいますが，残り期間の移転計画や補助事業費の配分等について国や県と今年度中に協議を行い事業期間の精査を行う予定となっておりますので，御理解をいただきたいと思います。

２４番（伊東隆吉君）　はい。ありがとうございます。進捗状況を聞かせていただきまして事業の推移として事業費ベースもかなり順調に進んでいるように見受けられますし，また移転の箇所に関しても１２５のうちの９０．６ということで大変進み方としてはよいかと思います。

一つの中で今御存じのように末広中心の土地区画整理事業の中身，一見まちが，まだ荒れているようなイメージはございます。したがって今現在，この商店街等，特に中心商店街に皆様方には，大変不便も来しているのは、もう事実であると思いますし，つい先だって昨日の全協におきまして，その中心市街地の活性協議委員会等のいろんな資料も渡されておりまして，いろいろ書かれておりますが，やはり我々は，末広・港土地区画整理事業の完成を目指して地域の活性，商店街の活性，これを目的に行ったことが，これは第一でありますし，当然そこには道路の計画。そして防災のことも含めているのは事実でございますが，しかし，商店街が疲弊したら全く意味がないということもありますので，どうぞこの形で，どうぞその地権者の方も含めて事業が順調に推移することをですね，期待をいたして頑張っていただきたいと思います。

次にですね，この換地の移転に伴います新しく新築店舗も徐々に開店しているところもございます。しかし，その中で全日食とかミニスーパー等もできており，また今日の新聞等によりますと新たに大きな店舗が中央通りのほうにもできているということで賑わいを見せるんであろうということが考えられますが，その中で特にこの末広この大通り，いわゆる中心の通りでありますが，この通り，末広・港線，これは今この末広・港線というのは，今，測候所まで流れると思いますけれども，この測候所前までのこの形が非常に道路として見えてきております。この形も早くきれいにすることによって商店街に人の往来も早めに来るんじゃなかろうか。また，それに応じてその商店街を新しい店舗を構成する人も構えられるんじゃないかということ思いますので，それに伴ってお伺いしたいのは，この大通りの舗装工事，いわゆる歩道，車道含めてのこれは現段階でいつ頃できると考えておりますか。

建設部長（本山末男君）　末広・港線の道路舗装工事についてお答えいたします。末広・港線につきましては，両サイド４．５メートルほどの１６メートル道路の構成となっておりますが，区画整理事業での建物移転につきましては，末広町で１軒を残し移転契約が終了しており，末広・港線沿いの建物については，年度内での移転がすべて完了する予定となっております。

このことから末広町側の末広・港線につきましては，建物移転が既に完了している箇所から工事を行い，年度内で移転が完了する箇所をその後工事を発注する分割発注を計画しております。

具体的な施工につきましては，１工区を来年の３月までに発注を行い残りの工区を来年４月以降に発注する予定としております。末広町側の延長２５０メートルにつきましては，平成２９年度中に完成させたいと考えております。現在，区画整理事業区域内の状況につきましては，移転が完了した後の道路予定地が更地となっており，街並みをイメージし辛い状況となっていますので区域内の中心に位置するメイン道路をできるだけ早急に整備し，中心商店街に訪れる方々が買い物をし易い環境整備を行い街並みの形成に向けてまいりたいと考えておりますので御理解お願い申し上げます。

２４番（伊東隆吉君）　はい。当局のほうもやはりその道路舗装はですね，やはり早く進めたほうがいいと考えておられるということを認識いたしました。やはり，それを先にしていただかないと通りのほうに，やっぱり通行も買い物客も来ない。またイメージもアップしないというのは，もう私が言うまでもないと思っております。今，答弁にありましたように，平成２９年度には，一つの流れができるんじゃないかということでございますので，この１６メートル道路を挟んでの，いろんなこの波で先に舗装がきれいに完成されたら，そこでいわゆる商店街の新しく今駐車場になっているであろうという，その店主の方々もまたいろんな形で将来構想に向けた店舗開店にいけるんじゃないか。こういうことも考えておりますので，これは是非ともその予定どおり早めに進めていただきたいと思いますので期待をいたしております。

次に，この土地区画整理事業の先ほど答弁もありましたが，ほとんどのこの事業費約９８億円程度，これほとんどが当該地権者へのいわゆる商店経営者等への移転補償が主だというふうに認識いたしております。その事業年度もあと２年後に完成ということですけれども，現在，そういうまばらになっているところでの，その店舗構成でございますが，このいわゆる商店の構成数の増減が，この末広・港のこの通りでどうなっているかと。昨日の中心市街地協議会の中での中心市街地というのは４３ヘクタールの中での店舗数は，これもいろいろ出ておりましたけれども特に憂えるところは，この事業の末広・港，この区画整理事業の中での店舗軒数が増減が増えているのか，減っているのか。その辺の状況をお知らせください。

商工観光部長（菊田和仁君）　区画整理事業区域内の事業所数ということでお答えいたします。移転解体が本格的に始まった平成２１年度の末広地区内にちょっと限りましての事業所数と比較してお答えいたします。平成２１年度の事業所数は８８事業所数でございましたが，そのうち本年１１月末現在も営業を行っている事業所数は，事業区域内での新規出店も含めまして５９事業所となっております。

なお，２３事業所は，周辺の中心市街地区域内に移転して営業を行っておりますので区画整理事業区域内の事業所は３６事業所となっております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　はい。中心市街地その近辺に移ってやっているということは理解できますが，それでいいのかどうか分かりません。やはり１６メートル道路での店舗構成をしっかりできるべきじゃないかというふうに思っておりますし，最初の時にやはり本当は，そこもちゃんと構築できるような形で我々思っておりましたが，御存じのようにこの計画が進むにつれてですね，計画を最初に建築をしようと，店舗をつくろうと思っていたのに，二代目，三代目も確かにおられたと思いますが，いろいろ話を聞きますと，そうでない方も出ているやに思います。また，これは憂えることですけれども商店の経営者だった店舗を持っていた土地の地権者が，また二店，三店買ったり，それをまた売却したりとか，そういう噂等も流れたりして，何のための事業計画かというふうに言われていたのもこれも事実の一つであることは，やっぱり認識しなければいけません。

したがって，私が申し上げたいのは，やはりこの土地区画整理事業，あと２年ぐらいで完成するにあ

たっては，この末広・港この商店の大通りに絶対ともやはり形となる奄美市の新しい将来像の商店街を構築していただきたいと，これがたってのお願いでございますので，ここのところは，この計画は本市の計画です。奄美市の計画なんです。事業計画ですので，どうぞ市長をはじめ，これに関しましては長いこと前の平田市政からずっと流れでございますけれども，これをしっかり受け継いで２年後には，この新たな形の街並み構成ができることをですね，是非頑張っていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次に移りたいと思いますが，名瀬港本港事業の埋め立て事業についてお尋ねしますが，これマリンタウン構想での下で第１期の埋め立ても大詰めを迎えていると思うところですが，この埋め立て完了は，いつになるのか。また，この事業に伴う２・３ちょっと地権者，お船の関係の方ですが，この方とのいろんな話も前の時にもいろいろ私もお伺いしたことありますが，ちゃんとしっかりと移転交渉等は契約なされているのか含めてお答ください。

建設部長（本山末男君）　埋め立て完了につきましては，埋め立ての概成ということで，土が入る部分，盛り土の部分，盛り土施工という形で説明させていただきます。開発公社による名瀬港本港地区埋め立て事業につきましては，昨年８月より埋め立て工事を実施しており，平成２８年の末に埋め立てが概成する予定であります。事業区域内の権利者の移転交渉につきましては，移転交渉の希望の中で希望先が国有地でありますので，その土地取得に向け国と協議中であり年度内での土地取得を予定しておりますので，その後移転希望者が移転先への移転となります。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。地権者の問題は，中心市街地と一緒ですが，やはり個人の本当に大事な財産でございますので，しっかりとした形で相互理解の下に進めていただきたいと思います。

さて，このマリンタウン構想，平成の初期から進めている構想でございますが，今まで１期，２期は，今１期の計画見た後というような形で，県のほうからもいろいろストップがかかっていることは御存じのとおりであります。

さて，この土地の利用に関しましてですね，いよいよ完成しましたら，やっぱり売らなくちゃいけない。そうしますと，この申し込みもいろいろ多いと思われますけれども，今の状況でいきますと売却は，いつ開始すると思われますか。

建設部長（本山末男君）　埋め立ての概成が完了しましたら，平成２９年度から平成３０年度に道路築上工事，河川切り替え工事，上下水道工事などを整備いたしまして平成３１年度初めに公募にかかる事務作業等を開始して，その公募等の手続きに入りたいと考えております。

２４番（伊東隆吉君）　はい。平成３１年ということは，あと３年後でございますよね。いろんな形でこの３０年から３１年に関しましては，さっき冒頭，所見で述べました。本庁舎の完成が３０年。末広・港もそれぐらいの感じになります。そして自衛隊の関係もあとで述べますが，それも全部絡んで，この３０年，３１年というこの年代は，非常に大変この奄美市の中で何かが起こるというふうなイメージを醸し出される年度になり得るんじゃないかと，こう思っております。そういう中で，この埋め立て事業に関しては，しっかりとした形でやらなければいけないとそう思っております。当然，新たなまちを構成するのでありますので，これは，その検討委員会の中でも観光関連の施設を第一中心にしながら，いろいろ含めて行うということになっておりますが，そこで，この今この間，この土地取得に関してお伺いを立てれたようでございますが，たくさんの方の申し込みをあったというふうに漏れ伺っております。そうしますと，じゃせっかく，これ債務保証を含めながらの，この開発公社での事業でございますが，完売しなければいけません。その完売ということに関しまして通常であれば，埋め立て造成地なら

一律金額いっしょであろう，単価的にはいっしょだろうというような同一価格というような考えがありますが，これに関しましても一律なのかどうか。その辺をどう考えているか。

建設部長（本山末男君）　名瀬港本港地区における土地機能用地の売却価格につきましては，整備費用や近隣地区の地価等を考慮し，また，個々の単価につきましては，それぞれの土地によって条件が違うことから条件を考慮した上で，例えば土地の位置，大きさ，接する道路の広さとによって評価が変わってきますので，それぞれで評価をいたします。その上で土地処分検討委員会等によって決定することになっております。

２４番（伊東隆吉君）　再確認いたします。一律ではないということですね。

建設部長（本山末男君）　一律ではありませんが，条件が同じの場合は同じ価格の土地が出てくる可能性もあるということであります。

２４番（伊東隆吉君）　はい。よく分かりました。やはり例えば，土地の道路の近辺の土地は当然地価が上がるだろうというのは普通でも考えられることだろうと思いますので，通常の住宅地の区画整理事業での売却とは若干違うと思います。これに関しては，一つの事業者への対する売却でありますので，この事業を行いたいという一つの業者，そういう申込者がいるならば，ある程度高く設定しても入札してもかなりいけるんじゃないかというのが個人的に思うからこの質問をしたのでありまして，やはり埋め立て事業としてもできれば必要経費以上にしっかりとした形で開発公社も売却していただきたい。そのことが重要と思いますので，しっかりとその辺は組み立てて頑張って儲けるように，是非公的な機関でございますので，いわば不採算に出さないことを考えて，気張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

次に移りますが，おがみ山ルートでございます。この県の施政の方向性が，いろいろ明確ではないと私は，よく申し上げておりますけれども，この国道５８号線に伴うおがみ山トンネルのルート，この現状と今後の展開をどう考えているのか。示していただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　おがみ山バイパス事業について現状と今後の展開についての御質問ですが，事業主体であります県に確認しましたところ，永田橋交差点の交通混雑の緩和を図るため，これまでに永田橋交差点から末広交差点間につきましては，右左折レーン等の整備が完了したところであります。まず，県といたしましては，現在，事業中の箇所を着実に整備を進めてまいりたいとのことでありました。しかしながら，本市といたしましては，これまでも申し上げましたとおり，おがみ山バイパス事業につきましては，現国道の古見方道路を補完し市街地での災害時における避難や代替道路としての重要な路線であると考えていますので，引き続き事業が早期に着手できるよう県へ要望してまいりたいと考えております。

２４番（伊東隆吉君）　はい。これはよく質問出されるんですが，やっぱりいつまでも放っておくわけにはいかないというのは，みんな周知の事実だと思いますので，そして新たに県知事も代わったようでございます。これまでの県知事は，なかなか頑ななそういうふうな感じも受けておりましたが，やはり新しい知事に代わって，そしてやっぱり奄美をこよなく愛されているというようなイメージもする知事というふうに聞いておりますので，このまちづくりに関して，やはりこのまま放っておくわけにいかないと思いますので，是非これは担当部署は当然ですけれども，市長もね，一所懸命になって，この奄美市政の一つの形，この４，５年の形にまとめて一つの奄美市の形ができることをですね，是非とも進めていただきたいと思いますので，また改めて我々議会でも可能であれば，またもう一度再度決議を出して

要望書等を懸案に上げたいと，こういうことも考えていいんじゃないかということも思っておりますので，是非よろしく努力していただきたいと思います。

次に移ります。観光でございますが，現在，この奄美群島観光物産協会，いわゆるぐーんと奄美，それから奄美観光物産観光連盟，それから民間であります奄美観光協会があります。これにつてですが，これ現在，行政，民間で組織される団体それぞれの事業内容，目的。これ簡略でいいですけれども，まず示していただきたい。これと併せて時間の関係ありますのでで，組織の構成員の状況はどうなっているのか。一つのその事業者が，あっちにもこっちにもというふうに重複して入っているのではないのか。こういうことをまず簡単に説明してください。

商工観光部長（菊田和仁君）　まず，それぞれの団体の設立目的と事業内容について申し上げます。一般社団法人奄美群島観光物産協会でございますが，奄美群島における観光物産事業の振興・発展を図り，併せて奄美群島地域全体の観光交流推進に寄与することを目的に平成２４年に設立され，群島の体験型メニューを集めた奄美シマ博覧会の開催やマスメディア及び旅行エージェントの招聘事業，島外での物産展などの各催事を構成市町村，各島の観光協会などと連携を図りながら実施しております。

次に，一般社団法人を予定しております奄美大島観光物産連盟は，奄美大島内の観光物産事業の振興・発展を図り，来訪した観光客の満足度を向上させることを目的とし観光客及びマーケットのワンストップ窓口としての機能を担うべく島内観光にかかる種々の情報を集約し島外に向け発信するとともに観光プログラムや特産品の魅力向上につながるような取組みを行っております。

それから奄美大島観光協会につきましては，奄美観光の受け入れ態勢の充実と会員となる観光事業者のサービス向上を目的に大型観光客船をはじめとする団体旅行の受け入れや旅行商品を造成する旅行エージェントへ地元情報を発信するとともに地元観光事業者との仲介を行っております。

それから会員の構成やら重複の件ですが，各団体の構成会員の状況につきましては，一般社団法人奄美群島観光物産協会は，群島内１２市町村と各島々の観光協会などの正会員及び民間観光関連３８事業者の特別会員で構成されております。

次に，一般社団法人奄美大島観光物産連盟につきましては，観光特産品関連１６４事業者の正会員と奄美大島内５市町村の行政会員で構成されております。また，奄美大島観光協会は，観光関連５４事業者の正会員と県大島支庁及び奄美大島５市町村を含む１３団体の特別会員で構成されております。

議員御指摘のとおり会員の重複につきましては，特に観光関連事業者が多数重複して加入しているという状況にございます。

２４番（伊東隆吉君）　はい。そこでですね，このいわゆる奄美群島における一つの群島としての一つの観光物産協会，松本統括リーダーが頑張っておられますが，これは行政を主体とした流れで奄美群島としての一つの形がつき，これで旅行形態のほうをやろうということです。それは当たり前と思います。その組織の中において，この奄美大島観光物産連盟というのは，この間一応なりました。こういう形がその下につき，それがそれぞれの各島々にもあり得るというふうにも聞いております。

そして，この今度は，民間であります，この元々ホテル部会から始まったこの受け入れ協議会，これが奄美大島観光協会となってありますが，そこで，その中にそれぞれ同じ業者，あちこち入っているというのを今，指摘されました。ここで一つ提案して私も何年か前も一応質問したことありますけれども，この群島一つでいかなければいけないというので，ぐーんと奄美ができたとありますが，もうそろそろ観光立島という一つの捉え方でいくと，群島一つに，一つに集約したほうがいいんではなかろうかと，そういう思いもありますが，結局どういうことかといいますと，これには行政関係も結構あっちこっち入っております。そういう中において，当然その行政のほうからのいろんな助成もいかれていることもあるやに思っておりますし，そうしますと一つの会員が，あっちにもこっちにもおって恩恵を受ける面では別に問題ないんですが，ものを進めるにあたって市として，やはりいかがなものかということ

も考えますが，そろそろこの観光立島ということを考えるんであれば，一つにまとめて一律一元化したほうが，いかがかなという思いもありますが，そういう考えは至りませんか。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御承知のとおり，近年，航路・航空路の運賃軽減による効果やＬＣＣバニラエアの就航等により奄美の交流人口は，増加傾向にあります。また，来年の国立公園化平成３０年に予定される世界自然遺産登録やＮＨＫ大河ドラマ西郷どんの放映などにより今後，奄美観光の更なる高まりが期待されております。奄美にとっては，今正に観光と物産振興の重要な時期を迎えており，まずは奄美群島が一体となって取り組むことが重要であると認識しているところです。その上で群島内の各島々は，人，自然，歴史，文化など，それぞれが独自の個性を有していることから各島々が，それらの個性をより一層磨き輝くことが，奄美群島全体の魅力向上につながるものと考えております。

議員御承知のとおり，平成２４年に群島の観光と物産の一元化組織として奄美群島観光物産協会が設立され，各島においては，観光協会等の統合が進む中，奄美大島においては，現在なお複数の組織が存在いたしております。今後，地域はもとより観光客など対外的にも観光情報や受け入れ態勢の一元的な対応が求められることから交流人口の拡大に向けて最も重要であるこの時期に受け入れ態勢としての組織の在り方について見直す機会であると考えております。

今後，組織の一元化に向けて各組織と十分に議論を深め機能的効率的な組織が実現するようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

２４番（伊東隆吉君）　大変前向きな御答弁ありがとうございます。３１年頃には，きれいな形ができているんじゃないかと，こう確信をいたしましたので，まだ部長おりますかな，そこまでは。まあ分かりませんけど。是非頑張ってくださいね。道筋を立てていただきたいと思います。ありがとうございます。

さて，次に移ります。航空路線についてお伺いします。このＬＣＣ関西・奄美線についてでございますが，今，観光奄美の時代の幕開けと考えております。奄美群島振興交付金の創設活用により２０１４年７月１日のバニラエア就航に伴いＪＡＬを含む入り込み観光客は，増加の一途で宿泊，レンタカー等観光関連施設は，高循環の様相を呈しているようでございます。いわゆるＬＣＣ効果と言うべきでしょうか。また２年後には，奄美・琉球世界自然遺産，これはもう名前がこう変わっておりますけれども，これが控えております。いよいよ観光立島奄美が輝き始めるものと考えております。そこでお伺いいたしますが，大阪関西・奄美路線へのＬＣＣ新規参入に向けて朝山市長はじめ当局の皆様が懸命に要望活動などをされておられることは承知いたしておりますが，この参入時期をどこに照準を定めておられるのか。もしそういう形で答弁ができるのであれば是非今の環境，今の状況環境等を含めてお示しいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは伊東議員に私のほうから答えさせていただきます。議員お話のとおり，近年，奄美大島の交流人口は，増加傾向にございます。その大きな要因が現行奄審法における奄美群島振興交付金の創設，それによる運賃の軽減等。また，その中において平成２６年７月からの成田・奄美間のＬＣＣの就航が大きく寄与しているものと考えております。

近年の観光形態が，個人旅行型にシフトしつつある中，ＬＣＣ就航は利用者の選択肢が増えることによる観光需要の掘り起こしに効果があるといわれております。また，議員がお話のとおり，来春予定されております国立公園化。そして，平成３０年の世界自然遺産登録に向けて既存の路線との相乗効果も期待できているところであります。そこで，御質問の関西地区におきましては，２５万から３０万人ともいわれる奄美出身者が居住しておられます。そして，来年４月には，関西奄美会が１００周年を控えております。そういう中においてＬＣＣ就航を期待する声が大変高まっていることはもう議員御案内のとおりでございます。そういうことを踏まえて先日私も直接，社長ほか役員と面談をいたしまして，そ

れらのこと路線開設について特段の要請をしてまいったところであります。

なお，新規路線の開設の時期等については，やはり国や県との関係もありますので，会社側において時期を見て公表されるということになるでありましょうから私のほうにおいては，公表とかそういうことは差し控えさせていただきたいと一つ御理解をいただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　はい。市長，ありがとうございます。市長におかれまして今のこの関西奄美にかける思い。そして，そのいろんな要望等を今しっかりこれを一番第一の課題というふうに取られて進めておられるというふうに，今，答弁で感じ受けました。私としては，当然，就航はいつですか。というのは当然のことでございますけれども，そこのところは，今，答弁の中にございました，この形は，いわゆる航空会社のほうからいわば発表がなるであろうと。それを期待して待とうというような形ではないかと思いますので，私は今回，質問に上げたこの内容に関しましては，前向きにものが進んでいるというふうに私なりに認識をいたしたいと，そう思っております。来年の４月もしくは5月・６月かは分かりませんけれども近いうちにそういう関西・奄美の路線が就航すること。そして更に答弁の中にもございました関西奄美会の１００周年記念，確か私もお伺いしました４月の２２日という話も聞いておりますけれども，そういうのも情報として私どもにも聞き届いています。それを是非とも特に関西圏には，奄美出身者が，さっきも言われました膨大たくさんおられます。また，新たな観光用途として，是非ですね，これを分刻みの中で積み上げていっていただきたい。来年度には，大変うれしい話が聞けるものをですね，期待したいと思っております。なお，これに基づきまして今現在の空港も拡張したりしているようでございますので，来年度は更に飛躍の観光の年になるものをですね，是非みんなでつくっていただければと思いまして，この質問を終わらせていただきます。よろしく頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に移ります。自衛隊についてでございます。この陸上自衛隊の駐屯地及び宿舎に関してでございますけれども，現在，自衛隊は，この６月５日に説明会が開催されました。この宿舎に関して大熊町，これ朝日町ということでございますが，この整地は決定している。そして，このほかに宿舎，こないだ議会でも当局でも話しておりますが，大熊のほうもいろいろ進めているようでございますが，これを含めてまたほかにもいろいろあるのかどうか。この状況等をどういう形で進めているのか。更にこの併せて時間の関係ありますので，はい。駐屯地宿舎の建設について現段階でのどういう業者等が，もうはっきりしているのであれば，何業者受けているとか。氏名が発表されるのであれば，何か地元の建設関係の新聞等にも名前出されているようでございますが，しっかりした業者でちゃんとされている形を公表できると思いますので，その辺を含めて答弁願いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは宿舎の１か所かということで，からまず御答弁をいたしたいと思います。隊員宿舎については，議員御質問のとおり，朝日町にあります現在名瀬の徳州会病院の駐車場と利用されている大熊町内会の所有の土地が宿舎用地として手続きが進められているところです。

また，先般の第３回定例会において答弁をさせていただきましたが，佐大熊町の市有地についても同様に手続きを進めているというところでございます。今年６月の大熊集会所の説明会でも国のほうから説明ありましたが，宿舎については，市内に約１１０戸程度確保したいという説明がございました。

駐屯地の中のほうでも数十戸程度の整備を予定しているというふうに伺っておりますので，隊員が約３５０名，家族の皆様，居住する宿舎ということでございますので，宿舎の規模によりますが，あと数か所は宿舎が必要になるというふうに考えています。現在，防衛省のほうでは，宿舎の候補地の選定作業を進めているようですが，全体の概要については，もうしばらく時間を要するものと思われますので御理解いただきたいというふうに思います。

次に，進捗状況についてですが，

（「聞いていない。」と呼ぶ者あり）

失礼。以上ですね。

２４番（伊東隆吉君）　すみませんね。それじゃ，この現状の状況をですね，それと，その地元の建設業者の参入点も含めて併せて答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　失礼しました。地元の参入業者の関係ですね，先ほどお答えした，その敷地造成の工事のほうですが，５工区のほうに分割をされているようでございます。失礼。まず進捗状況のほうからすみません。まず，駐屯地の中のほうでの工事。造成工事は，既に発注済みということのようでございます。５工区に分割されて発注をされておりますが，今年度から来年の２９年の２か年の工期で整備をされるようでございます。

また，併せて駐屯地の中の庁舎についても既に実施設計等が発注済みということのようでございます。隊員宿舎についてでございますが，朝日町と佐大熊町，先ほど申し上げた二つの宿舎用地については，現在，売買契約を手続きを進めているというところでございます。

今年度については，不動産関係の業務，宿舎の設計業務，地質調査業務を実施もしくは実施予定というふうに伺っております。

次に，地元の業者の参入規模ということでございますが，造成工事のほうですが，こちらのほうは５工区に分割をされて発注をされているようでございます。そのうち４工区に地元の建設業者もしくはＪＶの企業体として地元の建設業者が請け負っているということのようでございます。

業者名については，ちょっと控えさせていただきますが，５工区の中でほぼ地元業者が参入しているというところでございます。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　はい。このように自衛隊に関しては進んでいると同時にやはり地元に与える経済効果というのも我々は，一つこの自衛隊誘致の時にもいろいろと訴えております。この一つの表れでもありましょうが，地元の業者を参入させること。当然ＪＶによっても当然ですが，こういう形が既に始まりつつあるということでございますので，当然地元における経済という効果に関しましては，非常にいいことじゃないかと，このように考えておりますので引き続きこのこともどんどん進めていっていただきたいと思います。

なお，その宿舎のこと，もう一回教えてください。佐大熊と朝日町のほかにもう１か所，２か所，検討しているというようなことも答弁されましたが，そこは，どの辺りでどうのこうのということは今のところないんでしょうか。なお，市としては，当然考えるとすれば，そういう案があるとすれば，どの辺りにどうしたほうがいいかという方向性は定めているんですか。

総務部長（東　美佐夫君）　数か所ということで先ほど申し上げましたが，できればですね，市街地のほうで分散して御家族が来られるということでもございますし，学校の関係もございますので，できれば分散できるような場所で選定できればというふうに考えておりますが，決めるのは国のほうでございますので緊急で集合しないといけないということもありますので，そういうことを含めて今，国のほうでは調整をされているというふうに考えております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。当然と言えば当然ですけけれども，このことに関しましては，市が一つの方向判断を示すことも大変重要なことじゃないかと思いますので，できれば，この箇所，この箇所というふうな形でやはり人口の増加も含めながら，その周りの人の加勢を含めながら是非とも検討していただいて防衛省のほうには，この箇所に是非ともつくっていただきたいということをですね，是非考えて，１か所に集中しないようにという形で広めていただくということが，またそれが強

いては自衛隊の皆様方とそのこちらに来られる方々とのいろんな交流も地域によってつながっていくものだというふうに考えますので，そういうことを総合的に勘案した結果ですね，そういうことも要望として防衛省のほうには，訴えていっていただきたいとこのようにお願をしておきたいと思います。

次に移ります。クリーンセンターのことでございますが，向こうのクリーンセンターも長いこと使っておりまして，だいぶ厳しい環境であると思いますが，このいわゆる焼却炉に関しまして延命措置の計画を何年先まで満たしているのか。それと併せて，その最終処分場は，今の状況であと何年可能なのか。はっきりした形が見えているのであれば，お示しいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　クリーンセンターの焼却炉についてお答えさせていただきます。クリーンセンターにつきましては，平成２２年度に平成３７年度までの延命化計画を立て設備の整備，更新を随時行ってきたところでございます。大島地区衛生組合に確認いたしましたが，この計画について更なる施設延命化を目指し，検討を開始しているということでございます。３７年以降までもたせられるような延命化を図りたいということでございました。

また，最終処分場が，あと何年もつかということでございますが，クリーンセンターは，平成９年度より稼働しており，平成２７年度までの最終処分場搬入総数は，９万２，２６３立米で埋め立て容量１４万６，０００立米に対し６３．２パーセントの埋め立て率となっており，残容量は５万３，７３７立米でございます。

平成２７年度の搬入実績として４，４２９立米ございますが，搬入量につきましては，各種リサイクル法の施行や人口減により減少傾向にございます。台風等の自然災害等によって搬入量が変わってまいりますが，過去２０年間の年間平均搬入量，これが４，８５６立米でございますが，これで換算いたしますと，約１１年，平成３８年度末で一杯になることが想定されております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　はい。このような計算からすると，いわゆる延命は，あと９年ほどと，約１０年未満という形になりますし，最終処分場が３８年。これがあと１０年。いわゆる１０年のいわゆる形がもう目に見えているわけです。これ以上は使えないということです。考え方は。そうしますと，じゃあとどうするべきかということになると思いますが，今の現状では，当然これは組合の問題で広域組合でございますので，どうこうということは，なかなか難しゅうございますけれども，一応リーディングの奄美市でございますので，やはりこれのその後のこのクリーンセンターのその後のあとの施設の新たな建設計画とも考えなければいけないんじゃないかと，このように感じるものでございますが，現段階のあのような施設を延命しながら使ってもまた最終処分場というものをまた新しく造るべきなのかとか。また，そうでなくて新たな今の新しい一つの焼却炉いわゆるそういうものを含めたものが，できている話もいろいろ聞いております。こういうことも組み立てていかなければいけない。この基本構想の計画をいつ頃からじゃ立てるべきかと。現在，そういうことも考えておられるのか。そういう問いを発しているのか。この現在どうなる。もしそうでなければ，いつ頃こういう計画等に基本計画等を進めるつもりなのか。そのような検討をされておりますか。

市民部長（前田和男君）　大島地区衛生組合に確認させていただきました。新規クリーンセンター施設の構想については，現在平成２８年度に新設建設を見据えた廃棄物処理基本計画と最終処分場の基本構想を策定中であるということでございます。この廃棄物処理基本計画及び最終処分場の基本計画策定後に当然，構成団体への説明，更に組合議会への提案を行う予定と伺っておりますので御理解をお願いいたします。

なお，建設に対しましては，許認可関係で３年程度かかることが予想されております。最終処分場を平成３９年，先ほど３８年で一杯になることを申し上げましたが，平成３９年度までの運用開始に間に合わせるためにも早急に新設建設構想を取りまとめる必要があると認識しているとのことでございまし

た。

当然，私ども奄美市も最終処分場の埋め立て容量も迫っている中，構成市町村の一つである本市におきまして廃棄物処理の将来計画は，喫緊の課題であると認識しております。大島地区衛生組合と協力，連携して取り組んでまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　はい。ありがとうございます。当然，この計画を立てていく中で当然予算等のことが考えられます。広域でやることでございますので，いろいろ考えなければいけないと思いますけれども，先ほど自衛隊の話もしました。このクリーンセンターへ持ち込まれるそういうものも焼却するものも増えるというふうなのが，はっきりしているのでございます。そうしますと全国のその自治体の中で自衛隊に関したものの焼却炉を持っているところもあります。そういうところは，これ奄振を絡めてできるかできないか，分かりませんけれども，この奄振の事業にこのクリーンセンターの焼却炉ができるのかどうか。通告はしていませんけれども部長としては，これ理解できると思いますが，その辺いかがですか。

市民部長（前田和男君）　廃棄物処理，クリーンセンターの事業につきましては，補助事業がございます。大体前回の施設の建設の際の処理場の事業費で申し上げますと，総事業費が約８５億円かかっております。そのうち補助が２０億円でございます。起債で　６０億円。一般財源が６億円。こういう事業費構成で事業を進めています。

奄審そのもので事業を進めるというよりは廃棄物処理施設の補助事業を活用して建設をさせていただいています。今回，新たな施設建設最終処分場まで含めて建設するとなると１００億円程度の事業費が見込まれておりますので，そのことを念頭に十分計画を検討していきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　はい。私もやっぱり１００億円は超えるだろうと新たなものでまたいわば新しいもののクリーンセンターの施設としては，そのいわば加熱したものの熱を利用するとか，いろんなものも考えられると思いますので，その辺は基本計画立てられる時にね，頑張っていただきたいと思います。

なお，補助に関しましては，自衛隊を有するところには特別に別途あるような話も漏れ伺っておりますので，その辺も一つ研究していただければ大きな予算がまた自衛隊等の予算で流れる可能性もあると思いますので，これ検討していただきたいと思います。

次に，大島紬に関してさっき聞かれたようでございますが，ちょっと重ねてですが，この今現在この織り賃について，紬業界伝統産業を守っていかなければならない依然厳しい環境でありますけれども，この織り工さんのですね，織り賃は，かなり低賃金のようですけれども，織り賃の継承育成を目指した助成制度は考えられないか。ということなんですが，いかがでしょうか。先ほど検討をいろんな検討会もされているようでございますし，この辺を含めて簡略にこの織り工さんのことに関してどう考えているか。お示しください。

商工観光部長（菊田和仁君）　織り工さんもですけど，全体的に工賃の低迷につきましては，和装需要の低下と業界独特の流通の問題があるものと認識しております。若い女性を中心に着物を着てみたいという興味は持たれておりますが，着物を着る機会は，確実に減少しているところです。また，生活様式全般が大きく変化し低価格衣類が日常生活に定着するなど家計に占める衣類への出費も減少傾向にございます。

一方，和装業界の流通は，中間流通が過剰で産地よりも問屋及び小売が流通の主導権を握っており着物が売れなくなったしわ寄せは最終的に技術者の工賃に反映されているのが現状といえるだろうと思い

ます。

現在，策定中の本場奄美大島紬産地再生計画においても後継者育成を最重要課題と取り上げているところです。どのような支援の仕方，後継者育成の支援の仕方を今後我々考えていかないといけないということですが，今後の計画策定の議論の中で大島紬を取り巻く環境も踏まえて然るべき施策を検討していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

２４番（伊東隆吉君）　しっかり考えていただきたいんですが，ここでちょっと私が調査したいろいろ聞き及んだことを少し話しますとですね，この間，新聞に載っておりましたですね，時給１１０何円ってね。こういうのを含めてですけれども，織り工さんはですね，この養成専門学校で２年行きます。織り工さんで頑張っていたけれども今の織り賃では生活大変厳しいというのが現状でございまして，せっかくその織り賃でやっておっても，ほかに仕事をしているのが今の現状でございます。これは若い人。アパートでの機織りは，音がうるさいっていうことで，こういう騒音の問題もあるということもいろいろ出ているということも，やっぱり認識しなければいけません。昔のように，あちこちドッタンバッタンドッタンバッタンギッタンバッコンなっとる機の音が当たり前のない時代なんですね。だからこれも含めて考えなければ共産党，ちゃんとしっかりしてくださいね。そういうこともあります。そして，この織り賃でございますけれども高齢者がほとんどでございます。５マルキ，７マルキ，９マルキというふうにしてありますが，この５マルキが売り安いのが５マルキ，９マルキは難しい。これが２万５，０００円前後，織り賃。７マルキが３万円から３万５，０００円前後。９マルキ，これが６万円前後。こういうふうにして形が決まっております。そして，１日平均５時間ほどずっと座りぱっなし。時給は今言ったように，私が聞いた時は２００円か２５０円というふうに聞きました。したがってこれでの生活は厳しい。何で生きておるか。年金を貰いながら，そこに副業の形をして生きておる。これが今の生活の高齢者でございます。

今，この業界で，また更に，この織り工さんの減少に伴い引き抜き合戦も始まっているということも聞いております。鹿児島の機屋さんが奄美の織り工さんを取り込んでいるとの情報も漏れ伺っております。いわゆる鹿児島でも足らないということなんですよ。どういうことになるか。いわば今，機屋ごとじゃなくて機屋ごと抱える可能性もある。そうしますと，さっき市長が答弁されましたその中に，今，約５，０００反ぐらい減っている２６０万反から。これのこの中でこの機屋さんが島の機屋さんの織り工さんがおったのが，そっくり鹿児島に持っていかれる可能性がある。そうすると紬販売組合，紬組合では，地球印の許可を取れないんです。検査でも取れない。ということは奄美の中での本場奄美大島紬は，減ってくるということなんです。これが今まで聞きましたところ年間４６０反ぐらい鹿児島にいっているというふうな話をする機屋さんもおりますので，こうすると５，０００反のうちに販売が年間５，０００反としますと，もう１割は鹿児島の機屋さんにいっている。おかしな話じゃないかとなりますので，こういう現状もですね，当局としては，担当としては，しっかりと把握してする必要があるんじゃないかと思いまして，この織り工継承育成に関しまして更にこういうことを考えながら今の紬業界が，どんなに厳しい。みんな生きるのに一所懸命ということで，こういう形が出ているのは事実だと思いますので，やっぱり我々は，この鹿児島の鹿児島の機屋さんに持っていかれるわけいかない。本場奄美大島は奄美でしかできないんです。これをやっぱり外に出すわけいかない。それを鹿児島の業者が鹿児島の機屋さんが，ここに来てやるということは大変厳しいじゃないかと思います。ここのところしっかり考えてお願いしたいと思います。残り１分でございますけど，先ほど少しちょっとお願いしたことありましたけども自衛隊のことに関してでございますが，いろいろその説明会等もされておりますが，我々この自衛隊に関しましては，この議会で決議を取って意見書を出したのは事実でございますので，当然，我々議会としても説明責任もあるものと考えている一人でございます。したがいまして市長におかれましても，そのいろいろな説明等いろんな要望が出ております。しかし，一つの団体から出ているのは事実でありますが，議会としてやはりこういう形もしっかりととらまえて，やはりこの皆様に奄美

市民に対して，なぜ誘致に動いたのかということも含めて，端を発したのは我々議会で決議して，その流れの中において当局の一つの表れもきているというふうに認識いたしているものでございますので，今後そういう形も含めて議会としてやるのか。またいろいろその支える議員団としてやるのかを考えていければとそう考えておりますので御理解していただきたいと思います。以上で終わります。

議長（竹山耕平君）　以上で自由民主党　伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３１分）

○

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属　津畑　誠君の発言を許可いたします。

４番（津畑　誠君）　皆様，こんにちは。無所属の津畑　誠でございます。平成２８年度第４回奄美市議会定例会にあたり一般質問をいたします。大変眠くなる時間ではございますが，元気よく質問いたします。よろしくお願いいたします。

昨年１１月２０日に議員活動を始めて１年が過ぎました。１年前には，私は，こう述べております。市民の皆様方の代表として市民の皆様の貴重な税金から報酬を得ていることに責任の重大さを感じ身の引き締まる思いであります。市民の皆様への感謝と御恩を忘れずに奄美市を活性化し市民の皆様の生活を豊かにしたいという今の初心を忘れずに議員活動に全身全霊努めてまいる所存でございます。と述べております。今後も当時の気持ちを忘れずに精力的に頑張ってまいりたいと思っております。皆様方の更なる御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いします。

さて，安倍内閣は，平成２８年度予算編成の基本方針において，経済再生なくして財政健全化なしと経済再生と財政健全化をともに達成しつつ経済再生については，消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大。人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけるまち・ひと・しごとの創生を目指すものであると示しております。

また，奄美市の平成２８年度一般会計予算は，普通建設事業費等の伸びにより対前年度５．６パーセント増の３１７億７，１５８万円ですが，歳入においては，自主財源である市税の増額等が見込まれるものの地方交付税の減額や公共事業の伸びに対応した市債が増加することから今後とも引き続き地域経済の活性化と財政の健全化に取り組み，中長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えております。

先ほど伊東議員からもありましたが，今年もまた今回もふるさと納税について質問いたします。現在，奄美市が真剣に取り組んでおりますふるさと納税制度は，第一に奄美市の自主財源の確保。第二に地域産業の活性化による雇用の創出。この二つの効果をもたらす奄美市活性化の切り札になる制度であると考えております。

それでは通告に従い質問させていただきますが，最近，私に対し奄美市ふるさと納税参加事業者から多くの相談が寄せられていますので，その参加事業者の声を踏まえて質問させていただきます。最初に株式会社ＪＴＢ西日本と奄美市との委託契約の内容及び業務処理状況についてです。

（１）株式会社ＪＴＢ西日本と奄美市は，本年７月１日付で奄美市ふるさと納税寄附金推進事業に関する委託契約を締結していますが，奄美市が，委託する業務内容として１．謝礼品の手配，発送。２．魅力ある謝礼品の発掘。３．カタログギフトの製作，発送。４．謝礼品に対する問い合わせ対応。５．ふるさと納税寄附者管理システムの提供。６．ポイントの管理となっております。

一方，この委託契約では，株式会社ＪＴＢ西日本は，寄附者が希望する謝礼品について参加事業者と寄附者の間の商品と売買契約の仲介を行う。となっております。

奄美市は，株式会社ＪＴＢ西日本を経由して参加事業者に商品代金を支払っておりますが，参加事業

者は，この商品代金を受け取る時に仲介手数料として商品代金の２０パーセント天引きされています。すなわち奄美市が参加事業者の商品代金として５，０００円を株式会社ＪＴＢ西日本に支払った場合，参加事業者は，株式会社ＪＴＢ西日本から１，０００円を天引きされて４，０００円のみ受け取っています。私に寄せられた参加事業者の相談内容では，株式会社ＪＴＢ西日本が，参加事業者と寄附者との間でどのような仲介行為をしているのか分からない。そもそも奄美市の事業で奄美市が業務として株式会社ＪＴＢ西日本に委託しているのに，なぜ私たちが，仲介手数料を株式会社ＪＴＢ西日本に支払わなければいけないのか。理由が分からないと相談がありました。ここでお尋ねいたします。株式会社ＪＴＢ西日本が行っている参加事業者と寄附者の間の商品等売買契約の仲介業務とは，具体的にはどのようなことをしているのか。お伺いいたします。

次の質問からは発言席にてさせていただきます。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

総務部参事（久保信正君）　ただいまの御質問でございますが，通告にありました株式会社ＪＴＢ西日本と奄美市の委託契約の内容及び業務処理状況について伺うということと。２番目の株式会社ＪＴＢ西日本と謝礼品提供業界との間で締結される契約内容について伺うと。この二つにかかっていると思いますので併せて御答弁させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「できれば，ちょっと。」と呼ぶ者あり）

（「じゃもう一度。もう一度質問をお願いします。」と呼ぶ者あり）

４番（津畑　誠君）　すみません。皆さんに分かりやすく説明するようにつくってありますので，できれば一つひとつ御答弁いただければ助かります。

総務部参事（久保信正君）　そのお答をするつもりでございますが，質問の内容が二つにまたがっておりますので続けて丁寧に説明をさせていただきたいと思いますので御了解をお願いいたします。それではまず，株式会社ＪＴＢ西日本との契約に関して御説明をさせていただきます。契約書の中で委託料及び手数料についての取り決めや委託・委託料の支払い等について両者で取り決めて契約をしております。また別途，仕様書においてＪＴＢが行う業務内容についても明記しているところでございます。その内容とは，寄附額に応じて発行されたポイントの管理，寄附者がポイントを使って謝礼品と交換する際の謝礼品の手配。寄附者へのお礼状や寄附受領証明書，カタログ送付，希望者へのこれは希望された方へだけですけれども，住民税申告等特例申請書の送付，それから寄附者からの問い合わせの対応，魅力ある謝礼品の発掘などとなっております。主なものがでございます。

次に，業務の委託料についてですが，発行したポイントの分，つまり謝礼品にかかる分と寄附額の９パーセントの事務手数料の合計を毎月月末締めにて支払っております。７月から１１月２９日までの業務処理状況でございますが，寄附申し込み受け付け件数が，１，３６９件。謝礼品の申し込み受付数量が１，３２３件となっております。

また今後は，これまでの実績を踏まえて謝礼品を取り扱う事業者に対して今後の対策を練るための研修会または勉強会を開催する予定となっております。

それから株式会社ＪＴＢと謝礼品提供事業者との間で締結されている契約内容について説明をさせていただきます。先ほど奄美市と株式会社ＪＴＢとの委託契約で，１番ですけれども，その事業所とＪＴＢと委託業者の契約についても質問がありましたので，その内容は質問通告の２番の中身だと思っていますので続けて答弁をさせていただきたいということで，先ほどさせてもらったんですけれども。

（「よろしいですか。」と呼ぶ者あり）

（「今からちょっと具体的にまた説明してから。」と呼ぶ者あり）

４番（津畑　誠君）　先ほど仲介業務の説明だけ，のみしていただきたかったんですが，その流れですべてのこれ事業者の声を聞いたことをそのまま私伝えますんで。一つひとつ答えていただければ最後に大きな一つの解決策が出てくると思います。よろしくお願いしていいですか。

まずは，参加事業者と寄附者の間の商品等売買契約の仲介業務とは具体的には，どのようなことをしているのか。お願いします。

総務部参事（久保信正君）　媒介手数料についてでございますが，奄美市は，ふるさと納税にかかる事務全般についてＪＴＢと業務委託をしております。これにより委託事業者であるＪＴＢ西日本は，市と寄附者及び謝礼品取り扱い事業者の間に入って市から提供された寄附者情報に基づき寄附者管理システムを使って返礼品の申し込みと事業者への発注，発送までの確認，事業者への支払い等をトータルで行います。これらにかかる経費及び特産品を謝礼品として宣伝するための経費が媒介手数料でございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。仕様書の中には，奄美市ふるさと寄附金推進事業に関する委託料の仕様書の中にはですね，この中の第３条に業務の形態というのがございまして，３条の２項ですね，ＪＴＢ西日本は，寄附者が希望する謝礼品を生産者または販売事業者と寄附者の商品等売買契約の仲介を行うものとする。その下の業務の内容のところにありますが，今言われたのは，謝礼品の手配，発送も含まれますね。はい。

次に移りますね。次に奄美市は，先ほどの事業者への商品代金とは別に株式会社ＪＴＢ西日本に事務委託料として商品代金額の９パーセントを支払っていますが，まず一つ目，この事務委託手数料とは，どのような事務を委託しているのか。伺います。また二つ目で株式会社ＪＴＢ西日本が行う事務は，寄附者の金額には関係なく同じであると思います。１万円の寄附でも１００万円の寄附でも株式会社ＪＴＢ西日本が行う事務は同じで違いはないと思いますが，寄附取り扱い件数１件当たり何円という金額ではなく寄附金額の９パーセントという事務委託料になっていますが，お伺いいたします。

総務部参事（久保信正君）　まず，９パーセントの事務内容でございます。９パーセントの事務内容につきましては，クレジット決済以外の寄附の申し込みの申込書，振り込み書などの送付，またはそれの入金の確認後，申し込み情報とのつきあわせで寄附受領証明書の作成送付ですね。のがあります。それからワンストップ特例の対応といたしまして，その関係する書類の送付回収を行っております。それからＰＲ物の作成送付ということで寄附者への市のピーアールの送付や寄附金の活用報告などの送付を年１回行っていることでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。次に奄美市は，株式会社ＪＴＢ西日本が寄附者に発行したポイント数に１００円をかけた金額を商品代金請求額として支払っています。このポイントですが，寄附額に応じて付与するポイント数が，自治体ごとに異なるのはなぜか。見解をお伺いいたします。

総務部参事（久保信正君）　ポイント数を統一する必要がないということで，それぞれの自治体が，それぞれのポイント数を設定しているという状況だと思います。

４番（津畑　誠君）　ポイント数を設定する必要がない。何らかの意味があってポイント数を書いているわけじゃないんですか。

総務部参事（久保信正君）　寄附金額などを表記しないようにということになっておりますので，ポイン

トからすぐにその単価が分からないような，確認はとってはいないんですけども，それぞれの自治体でポイント数の換金率は違うというふうになっていると思っております。

４番（津畑　誠君）　分かりました。それでは，ここまでの中でその先ほど言われました仲介手数料とあと事務委託料の具体的な内容をちょっと比較していただいてよろしいですか。どういった業務内容かですね。

総務部参事（久保信正君）　仲介手数料につきましては，直接，返礼品を扱う事業所とのやり取りになりますので，先ほども説明させていただいたとおり，納税者が納税した後に，そのポイントをいただいて，そのポイントで返礼品を交換するということになりますので，その流れの一連の事務をすべてその１割の中に入っているということでよろしいかと思います。そして，９パーセントにつきましては，先ほど説明させたとおり，そのクレジット決済とかそういうのにかからない事務についての手数料が９パーセントとなっているようでございます。

（「業務内容は，今ありましたかね。」と呼ぶ者あり）

（「事務委託料ですね。」と呼ぶ者あり）

４番（津畑　誠君）　分かりました。はい。それでは，委託業務の内容として株式会社ＪＴＢ西日本は，魅力ある謝礼品の発掘とありますが，これまで５か月を経過した中で具体的にどのような作業をしているのか。また，その内容及び処理状況を伺います。

総務部参事（久保信正君）　７月１日にこの事業をスタートさせるにあたって，いろいろな事業所を紹介させていただきましたけれども，その中でも奄美らしい商品があればということで，いろいろと相談も受けて紹介をしたようなところがございます。その後，今現在は，受注のほうがメインになっておりますので１２月までの状況を把握して，その後，年が明けてからですね，それまでの半年の動きを見ていっしょに勉強会並びに研修会をしようということで，今進めているところでございます。

４番（津畑　誠君）　年が明けてからということですか。今実際，５か月経過していますけど，実際，事業者の方が大変困っているんですね。実際，その受注件数もこの前資料をいただきましたけれど，多く出ている事業所もあればですね，ほとんど出ていないと。そうした中でやっぱり今からまた説明しますけど，多くの経費が負担がかかっていることがありますので，やっぱりＪＴＢさんが，これは返礼事務所のところに行って足を運んで電話でも結構ですけど，しっかりそういった事情を聞いて説明したり，いろんな商品の開発提供したりですね，するのが，その手数料に入っているんじゃないかと，私，認識しておりますが，どうですか。

総務部参事（久保信正君）　先ほども説明しましたとおり，６か月間，１２月が一番ふるさと納税が動く時でございますので，それなどの状況を踏まえてから勉強会をしたいということで話は進めさせておりますので御理解いただきたいと思います。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。最後になりますが，５か月間のそういった事務手数料は，はっきり言って今までは，お支払いはしているわけですが，その分の仲介やら事務委託料ですね，充当する業務内容はされていないというような認識でよろしいですか。今５か月現在ですよ。５か月以内ですよ。

総務部参事（久保信正君）　仕事はしっかりとされているからそれなりの納税もあるし，実績も少しです

が，少しずつ伸びているのだと僕は判断しているところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりますけど，これ事業者さんの意見ですからあくまでもそういった形でＪＴＢさんからいろんな連絡がきていないということなんですね。それが今お支払いしている委託料なのか。仲介料なのか分かりませんけど，今の現状は，そうなんです。まだ，それをお伝えしたくてですね，まだ続きがありますから後ほど，はい。よろしいですかね。

次に，奄美市は，株式会社ＪＴＢ西日本が寄附者に発行したポイント数に。あっ失礼しました。これ終わりましたね。すみません。次，（２）ですね。（２）です。

（２）の質問に移ります株式会社ＪＴＢ西日本と謝礼品提供業者との間で締結される契約内容について伺います。奄美市のふるさと納税事業実施要項を見れば，参加事業者の要件として，奄美市が委託する委託事業者，本年は株式会社ＪＴＢ西日本となりますが，この事業者と契約を締結することが可能であること。となっております。株式会社ＪＴＢ西日本と契約をしなければ参加事業者になれないわけですが，奄美市では，株式会社ＪＴＢ西日本と契約する際，株式会社ＪＴＢ西日本と参加事業者との間で交わされる契約書の原案を了解していたのか。お伺いいたします。

総務部参事（久保信正君）　そのＪＴＢと謝礼品を扱う事業所との契約につきましては，契約内容が，民民の契約になるので公表は差し控えさせていただいますが，基本的な契約の内容は把握しております。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。次に進めてから回答をお願いしたいと思います。参加事業者は，株式会社ＪＴＢ西日本との間で交わされる契約内容に疑問があっても株式会社ＪＴＢ西日本から提示された契約内容に同意しなければ参加事業者になれないわけです。この契約を交わした複数の参加事業者から絶対匿名との条件付きで契約書を見せてもらいました。皆さん同じ内容で契約内容でした。この契約の目的として株式会社ＪＴＢ西日本が，参加事業者のために謝礼品として商品を希望する寄附者また自治体との間の商品売買契約の媒介を目的とする。となっています。

そして，第１０条で直接取引の禁止として謝礼品提供業者は，株式会社ＪＴＢ西日本と奄美市間のふるさと寄附金謝礼品事業に関して株式会社ＪＴＢ西日本の許可なく寄附者または奄美市との間で商品売買について交渉，契約をしてはならない。となっております。

私に相談した参加事業者は，奄美市役所に対しふるさと納税の謝礼品の関係で相談するにも株式会社ＪＴＢ西日本の許可が必要となる契約内容を奄美市は，なぜ参加事業者に共生するのか分からない。と話しておりました。

ここでお伺いいたします。この参加事業者と奄美市との直接取引の禁止条項について，奄美市は，どのような見解をお持ちなのか。伺います。

総務部参事（久保信正君）　奄美市とその返礼品を扱う事業所との直接の契約というのが，奄美市は今，返礼品の取り扱う業務をＪＴＢに委託しているわけでございますので，ＪＴＢが，奄美市の代わりに市内の事業所と契約をして寄附者へその返礼品を紹介，発送しているということでございますので，奄美市が直接，事業所，その寄附者からの要望に対して返礼品を扱うというようなことは，あり得ないということでございますので，そういうことでございます。

４番（津畑　誠君）　先ほど話しましたけど，謝礼品のそういった事細かな問題で仮に相談したくてもＪＴＢさんと連絡が取れないわけですから，これはやはり当局としっかりつないでいただいて三者でしっかり連携を取ってやっていただきたいと思います。

次に，ちょっと進めさせていただきます。次に，この契約では，更に守秘義務として謝礼品提供の業者は，本契約及び個別契約の内容を寄附者，奄美市，その他の第三者に漏洩してはならない。本契約終

了後も同様とする。と記載されております。

私に相談のあった参加事業者は，奄美市のふるさと納税に参加しているのに守秘義務があるため株式会社ＪＴＢ西日本との契約内容について奄美市に見直しのお願いを相談することもできない。と話しております。

奄美市は，この契約内容を把握していたのか。伺います。

総務部参事（久保信正君）　納税に関わることでございますので，いろんな個人的な情報があるということで守秘義務にきつい上乗せがされているんだろうと思います。この点につきましては，２の全体的な答弁としてさせてよろしいでしょうか。２のほうの。えーとですね，先ほど奄美市とＪＴＢが，委託契約をやっているわけでございますが，その奄美市の代わりにＪＴＢが，地元の返礼品を取り扱う事業所と契約を結んでいるわけでございます。契約内容については，民民の契約になりますので，公表は差し控えさせていただきたいということでございました。

この契約で謝礼品を取り扱う事業者は，ＪＴＢが，運営するふるさと納税受注システムを利用することができます。ＪＴＢより謝礼品の注文の連絡を受け謝礼品を取り扱う事業所は，謝礼品の発送，請求を行いＪＴＢから謝礼品の代金を受け取るという発送管理から請求までを一括で行うことが可能となっております。

ＪＴＢは，謝礼品を取り扱う事業所が設定した商品金額に事務手数料を上乗せしてポイントを設定しておりますので，謝礼品を取り扱う事業所が，ＪＴＢに支払う費用はなく自己負担はゼロでございます。

また，ＪＴＢが運営する謝礼品交換サイトふるぽへの記載，ＪＴＢが独自で持つネットワークを活用した謝礼品のピーアールなど経費負担ゼロでもＳＮＳ紙媒体で日本全国に向けた商品の宣伝ができるようになっております。

謝礼品を取り扱う事業所にとっては，リスクの少ない形態となっております。このことについてはですね，事業者の説明会などにおいても事前に説明をしましたし，説明会に参加されなかった事業所に対しては，後日，職員が説明を行い了解を得られた上での契約となっていることでございます。

４番（津畑　誠君）　ちょっと質問と回答が前後している部分がありますけど，こちらのペースで進めさせていただきたいと思います。一応，通告書の中には，そういうふうに書いていますので，ちょっと大きな括りですけど，すみません。

今，私の質問の中で基本契約書というのがあるんですね。事業所とＪＴＢさんが結んだ契約書。この契約書は，奄美市ふるさと納税推進事業実施要綱，要綱です。最初，奄美市からいただいたやつですけど，要綱ですよね。要綱の中で奄美市が，提携する委託事業者は，ＪＴＢ西日本と契約するしかない。というふうな書かれているんですね。結局奄美市の要綱でこれに契約するには，もちろん奄美市の要綱を満たしていないといけないと。そうした中で皆さん契約されているわけですけど，この奄美市とそのＪＴＢとのですね，この契約内容が，奄美市の担当所管の方が分からないというのは，先ほど分かっていると言いましたけど，分かっていたらなぜ，こういった文章になったのか。私は，そこらへんちょっと分からなくてですね。ちょっとお聞きしたいところですけど。すみません。ちょっとまた先に進めさせていただいて後ほどまとめて回答いただいていいですか。

株式会社ＪＴＢ西日本と参加事業者との間の契約書には，株式会社ＪＴＢ西日本の媒介手数料が記載されていません。先ほど話したように実際は，商品代金の２０パーセントが天引きされて参加事業者に支払われています。この媒介手数料について参加事業者は，株式会社ＪＴＢ西日本と契約しているという認識はありませんが，どのような経緯で決定されているのか。お伺いいたします。

総務部参事（久保信正君）　先ほども説明させていただいたとおり，謝礼品を扱う事業者が設定した商品

代金に事務手数料を上乗せしたポイントで設定されております。謝礼品を取り扱う事業所がＪＴＢに支払う費用はございません。事業所負担はゼロでございます。謝礼品の発注がありましたら，その事業所が設定した商品代金分が事業所に支払われますので事業所自体の損は，損というか手出しはないということになっております。

４番（津畑　誠君）　この契約書の中にはですね，媒介を目的とすると，そうした中で費用負担をすると書かれているんですが，金額が書かれていないんですね。書かれているんです。そこら辺が分かっていたのかと，先ほど事業者が負担する分はないかも分かりませんけど，ここにはそういうふうに書かれているんですよ。事業者が負担するような形になっています。

総務部参事（久保信正君）　先ほどから説明させていただいておるんですけれども，事業所は，自分たちの商品の代金に送料を上乗せした分を商品代金としてＪＴＢに計上します。そうするとＪＴＢは，それに自分たちの取り分の１割を乗せた額をポイントとして商品のポイントとしてホームページやカタログに表示しているわけです。納税者からその商品の購入というか，この希望がありますと，その連絡がＪＴＢのほうから地元の返礼品を扱う事業所さんの方にきます。そうすると事業所さんは，それに沿って返礼品を送るわけですから事業所さんとしては，代金と送料代もそれに含まれていますので手出しがないということでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。言っていることは分かるんですよ。言っていることは分かる。ただ，この契約書とはちょっと違う部分があるんですね。見られていますよね。基本契約書。先ほどのように，これは自治体には見せるなって書いているんですね。だから見せたら悪い部分が何か書かれているんですかね。よく見られていると思いますけど，先ほど見てますって言いましたので，すみません。一応そういうことですので，またゆっくりこの件は，はい。したいと思います。

実は，事業者の方の意見ですが，奄美市の事業でありながらＪＴＢに交渉できないと，相談ができないと。ＪＴＢさんからの連絡がこない。きていないみたいです。私が行く事業者の方は。ということは，ＪＴＢが来なければですね，当局が，今度は逆に行って足を運んでいただいて，実は私，先々週，大崎町に行ってきました。また二度目です。担当の職員の方，事細かく教えていただきました。私なんか行っていますって。大崎町は，正職員が１人と臨時が４人ですね，５人でやっていますけど，常に日頃からその５人が，各事業所に足を運んでいろんな提案をしたり商品開発の話をしたりしてやっていますと，その中でＪＴＢさんにいろんな報告をされていると言いましたけど，元々は，それはＪＴＢさんの業務じゃないかなと思って，私言っているところなんですよね。ちょっと話が長くなりますので先に進めさせていただきます。

次に，（３）の質問に移ります。株式会社ＪＴＢ西日本のように業務委託業者をせずに事務処理等を職員によって実施している市町村もあります。この場合，参加事業者が，媒介手数料を支払わなくてよいため参加事業者には大きなメリットがあります。このような自治体のようにできないのか。奄美市の見解を伺います。

総務部参事（久保信正君）　議員御指摘のとおり，ふるさと納税については，業務委託せずに職員によって事務処理を行っている自治体もございます。これらの自治体は，ふるさと納税が今ほど注目されていなかった頃から取り組みを始め独自のシステムを導入するなど時間と予算をかけて試行錯誤の上，現在のような業者の力に頼らない制度をつくり上げております。これまで申し上げてまいりましたとおり，奄美市は，今年度からふるさと納税の強化に取り組んでおりますので，早急に事務事業について体制を立ち上げる必要がありましたので，既に独自のシステムとサービスを提供している民間事業者への業務委託となりました。

この結果，寄附件数は，去年の２７年度の１６４件に対し１，３６９件と約８倍となっております。これは１１月３０日締めでございますけれども，着実に実績が伸びてきておるところでございます。

ふるさと納税の事業業務委託について今後の実績や経験を基に業務内容等について精査し事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。２７年度１６４から本年度１１月末までで１，３６９件と受け入れ件数は８倍に伸びているということですね。はい。それでは先ほどの質問の中で市内数社の参加事業者の方の御意見ですが，一つ目に株式会社ＪＴＢ西日本との間での手続き登録が複雑ですね。２点目に本土から離れた遠隔地であるため送料負担が大きいと。三つ目に労務費等の経費負担が大きい 。四つ目に返礼率が低く経費負担が大きいため，ほかの自治体の返礼品に対して競争力が弱い等の声があります。このような状況の中で奄美市のふるさと納税制度の効果として期待された地域産業の活性化による雇用の創出は図れないと思いますが，どのような見解をお持ちか。伺います。

総務部参事（久保信正君）　事務手続きが煩雑ということでございますが，ＪＴＢとの事務連絡が，主にネットが中心となっております。パソコンでワードやエクセル。またはメールが使えたら基本的に大丈夫だと説明をしております。そのパソコンが使えない事業所さんがいくつかございましたので，そういった方々にはパソコンの研修なども進めており，実際この間の研修に何社か参加している事業所もございます。

それから送料などが高いということでございますが，その送料なども含んだ額で商品の値段を設定しておりますので，事業所からの負担はないと考えております。

４番（津畑　誠君）　まずは，その４０パーセントの中で返礼品の中の４０パーセントの中で商品構成もちろんしますけど，そうした中で送料，消費税すべて経費が含まれていくと。だとすると実質の商品は，約２，５００円，３，０００円相当になると思います。そこで利益を出すのは簡単ですよね。それは１，０００円，２，０００円，１，０００円もっと価格の低い商品を出したらいいわけですから，そこで利益を出せるんですが，先ほど言ったように例えばですね，大崎町もそうですけど，すみません。５割近くありますね，返礼率が，瀬戸内，南のまちですね，はい。あそこも５割ですよね。ちなみにＪＴＢが委託している都城，７割からあります。同じ１万円の希望をするにあたってポータルサイト見られたら分かると思うんですが，商品構成が全く違うんですよ，見栄えがですね。そうした中でそういった競争力で勝てるのかなと思ってですね。私はそう思っています。確かにいろんな形で宣伝力や発信力でＰＲされています。ただ，そこに加えてそういった工夫をされればもっと伸びるのかなと思っているところです。

送料ですか，送料もやっぱり１，０００円ぐらいかかりますよね。私の訪ねてきた業者の方は，１，０００円余りかかると，ということは差し引いてしまえば先ほど２，０００円ちょっとの商品しか１万円に対しては商品構成ができないわけになるんですね。そういった商品価値，やっぱりネット上で皆さん，またそれぞれネットでも販売しているんですよ。そこで商品の価値観が違ってしまうと，逆にどっちかがしわ寄せがくるもんですから，やっぱりそこらへんも同じようにやっていかなと，やっぱり売り手側の業者もですね，そういったことは十分考えていると思っています。

ここまでの質問は，返礼事業者の方々の御意見，御要望を届けさせていただきましたので，決して私は，応援する立場ですので，そこらへんは誤解のないようによろしくお願いいたします。益々事業者のため地域活性化のためにこれまで以上に真剣に取り組んでいただきたいと思います。共に頑張っていきますのでよろしくお願いします。

それでは（４）の質問に移ります。奄美市ふるさと納税サポーター制度の導入に対する見解ですが，第３回定例会での答弁では，出身者，郷友会，奄美ふるさと１００人応援団や高校生に呼びかけ周知を

図り，またフェイスブック，インスタグラム等のＳＮＳを活用して呼びかけを拡散していくとのことでしたが，その後の経過をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君）　ふるさと納税につきましては，これまでの郷友会関係者に御協力をお願いし，総会や奄美の夕べなどで出身者や奄美ファンの方への周知を図ってきたところでございます。関東地区においては，関東在住の出身者有志によるグループが，ふるさとへの恩返しをテーマに活動している中で，ふるさと納税についても積極的に取組を行っているようでございます。

また，奄美ふるさと１００人応援だの方々にも御協力いただき店舗へのリーフレット等を置かせていただいております。これからも郷友会やふるさと納税に１００人応援団の方々と連携をしながらピーアール活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それからＳＮＳを利用したふるさと納税のピーアールにつきましても市役所からの情報発信というテーマで庁内で勉強会を実施し，市の職員をはじめ議員の皆様にも参加いただいたところでございます。今後もこのような取組を通してふるさと納税の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。本当最近，ホームページ等もすごい更新が早くて，どんどん情報が流れている。本当に私も以前からするとかなりのそのスピード感をもってやられているのが，本当に分かっておりますので引き続きまたよろしくお願いいたします。

次に，（５）の質問に移ります。本年度直近の資料による奄美市ふるさと納税の総額及び寄附者に占める奄美市出身者の割合をお聞かせください。先ほど重複する部分もありますけどお願いします。

総務部参事（久保信正君）　ふるさと納税の実績でございますが，今日現在，申込金額は，４，５２１万２，６８９円。１，５２５件となっております。寄附者に占める奄美出身者の割合は，約１割。寄附金額に占める割合は，約２割となっております。

１１月分の申し込み状況で見ると，４１０件。１，５１５万円となっており，うち出身者は３０件。５６１万９，０００円で件数に占める割合は，７パーセントでございますが，高額の御寄附もあり寄附額に占める割合は，３７パーセントとなっております。

４番（津畑　誠君）　分かりました。納税額４，５２１万ですね。件数が１，５２１件の約１割が地元出身者ということでですね。寄附額に対して２割が，地元の方々からの寄附ということでよろしいでしょうか。分かりました。引き続きまた頑張っていただきたいと思います。

次に（６）の質問に移ります。寄附していただける方を増やすには，寄附金控除に関する周知も必要かと思います。寄附金控除に関する分かり易い説明資料の作成が必要です。そこで，ふるさと納税寄附金控除に関する奄美市独自の資料作成についてお聞かせください。

総務部参事（久保信正君）　議員御承知のとおり，郷友会などでふるさと納税を説明する時には，寄附金の控除の内容について，あまり周知されないところがあると感じております。そこで，ふるさと納税について説明をさせていただく時には，ふるさと納税をしますと三つのメリットがあります。そのメリットは，生まれ育ったふるさとへの貢献。そして所得税，住民税の軽減。お礼品の特産品がもらえることを説明しております。

特に，所得税，住民税の軽減につきましては，ふるさと納税をした場合に２，０００円を超える部分について所得税と住民税から控除できるということ。またお礼品につきましては，奄美市では，ポイント制を導入しておりますので，そのポイントの範囲内でお好きな特産品と交換できることを説明させていただいております。このような説明をこれまで周知講座や郷友会において行い，資料作成し配布した

りパワーポイントなどを使って説明をさせております。

４番（津畑　誠君）　今，３点の生まれ育ったふるさとに対する貢献とあと税控除の問題点ですよね。返礼品の点。３件の特典があるということは分かりましたが，その寄附金控除に関するそういった資料，分かり易いそういったものの作成はいかがですか。

総務部参事（久保信正君）　寄附金控除につきましては，２，０００円。納税した額から２，０００円を引いた残りの額が個人差いろいろありますけれども控除されるというように口頭で説明をさせていただいております。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。では，ふるさと納税の本来の趣旨は，今言われたように，ふるさとに貢献できる制度ですので，先ほども奄美出身者の方，１割強ですか。１割前後ですね，いらっしゃいますので今後とも引き続きこの奄美を思う郷土愛の強い結の精神をもった島の方々に呼びかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次の（６）の質問に移ります。失礼しました。括弧，終わりましたね。終わりましたね，すみません。７ですね。７終わりました。はい。ふるさと納税，やっと終わりました。

（「括弧７」）と呼ぶ者あり）

終わってませんね。すみません。（７）ですね。ふるさと納税に関して奄美市以外で実施してきたピーアール活動の回数及びその内容をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君）　ふるさと納税に関して奄美市以外で実施してきましたピーアール活動についてでございますが，これまで職員等が行った活動は，述べ３７回です。主に郷友会組織の総会，会合や同窓会組織での東京事務所，県大阪事務所等の職員によるピーアール。広島市で行われた奄美の夕べや名古屋市での奄美フェスティバルイン中部，福岡奄美会総会では，出身者が納税し易いように振り込み用紙等を入れたカタログを配布したほか，謝礼品を使った抽選会などをして特産品のアピールを行いました。

東京奄美会総会においては，芸能会を兼ねていたため会場も大きく先ほど紹介しました出身者の有志によるグループがステージ上で，ふるさと納税の説明を行いロビーでは，ふるさと納税相談コーナーを設けて，職員が来場者への寄附の方法について説明などを行っております。

また，全国各地で行われる物産展や１１月の末に開催されました移住交流推進関連イベントのアイランダー２０１６などにおいて，奄美市が出店する際には，来場者へパンフレットやカタログの配布なども行っております。このほか奄美高校の生徒たちが，東京の有楽町のかごしま遊楽館においてプライベートブランドであるグアバアイスのピーアール活動を行った際に，ふるさと納税の宣伝をしていただきました。更に，この１１月から１２月初旬にかけて東京でのふるさと納税のイベントの参加準備をしてきたところでございますが，イベントが急きょ中止になりましたので，それに代わるイベントについて，現在，検討しているところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。今年度の３７回ですか，トータル，すごいですね。私も新聞，ラジオあとホームページあるいはフェイスブック等いろいろ拝見させていただいていますけど，本当に頑張っていらっしゃるなと思って，本当に感謝しております。今後とも奄美市職員一丸となって奄美市の企画力，発信力，宣伝力をもって一層また頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に，大きな２番の中心市街地の活性化について質問します。先ほどと重複する部分がありますので，私の認識を深めるためにも再度よろしくお願いいたします。中心市街地の活性化についてで

すが，本年６月議会でも質問しました。奄美市も人口が減少し超高齢化社会を迎えようとしております。超高齢化社会を迎える中で高齢者も含めた多くの人たちが暮らし易いまちにするには，人々がアクセスし易い生活拠点をつくることが必要だと言われております。

奄美市の中心市街地を活性化させ生活拠点の再生として都市機能が集積したアクセスし易い生活拠点をつくる必要があると思います。国においては，市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について内閣総理大臣の認定を与え基本計画に基づく取組みについて法律税制の特例や補助事業により重点的に支援を実施していますが，奄美市でも中心市街地活性化協議会等における議論を踏まえ中心市街地の活性化を図るための基本的な方針や中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル等に基づき中心市街地活性化基本計画の案を作成中かと思います。

本年６月の議会では，中心市街地活性化基本計画の認定に向け本年１２月までに内閣府と計画内容について調整を完了し協議が整った場合は，年明けに申請を行い年度末に内閣総理大臣の認定を受けるというスケジュールになっています。との答弁がございました。このスケジュールに変更はないのか。お伺いいたします。

市長（朝山　毅君）　それでは津畑議員のただいま議員が，お話になったとおりのスケジュールでありますが，あえて私のほうから重複するかもしれませんが，お答させていただきます。平成２９年度から３３年度までを計画期間とする中心市街地活性化基本計画案については，昨日，議会の皆様方に担当部署からその計画案についての概略を説明していただいたものと存じますが，それと変わらないという前提の中で少し加えさせていただきます。

中心市街地活性化基本計画の認定に向けましては，現在，計画案について内閣府と調整作業を行っており年内一杯に調整が完了するよう協議を進めております。また，本日からパブリックコメントを行い広く市民の意見を伺うとともに中心市街地活性化協議会からの意見書も年内に提出される予定となっております。

したがって，これらの作業を行い内閣府との調整が整った場合は，年明けの１月の中頃に認定申請を行う予定にいたしているところであります。

認定申請後は，内閣府において関係省庁と協議がなされた後，認定要件を満たす計画と認められた場合は，年明けの３月末には，認定がなされるであろうというスケジュールになっていることを御理解いただきたいと思います。以上です。

４番（津畑　誠君）　はい。ありがとうございます。中心市街地活性化基本計画案が，昨日いただきました。その中で年内に完了してですね，１月中旬頃に認定申請を受けてる予定であるということでございますね。分かりました。引き続きよろしくお願いいたします。

次に（２）の質問に移ります。中心市街地活性化協議会における議論を踏まえて中心市街地活性化基本計画が策定されるわけですが，本年度の中心市街地活性化協議会の開催回数及びその協議会では，どのような議論が交わされたのか。お伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　中心市街地活性化協議会につきましては，中心市街地活性化基本計画を策定するにあたって幅広い関係分野から選任された委員の意見を計画に反映させるための法律に定められた組織でございます。これまで３回，協議会を開催し公共施設の整備方針や部会の設置に関すること。昨日もお話しましたが，基本計画案等について議論を重ねてきたところです。年内にあと１回開催を予定しており，その中で最終的な基本計画案に対する協議会の御意見を取りまとめる予定にしているところです。以上です。

４番（津畑　誠君）　はい。分かりました。現在３回開催されて，あと１回あるわけですね。分かりまし

た。昨日，実は私，友だちの通り会の方にいろいろと聞いてきました。活発な出席率も９割近くあってすごい活発な意見が出ているというような形で，いろんなことを意見を聞いてまいりましたが，１点だけですね，やっぱりこう私と同じように感じている部分がですね，あったのが，ちょっと報告しておきますが，やはり地元の今，建物を取り壊して，次，出店する予定であるんですが，どういったまちづくりになるのかと，何が来るのかと，全くそういったビジョンが見えてこないと。そうした中では，ちょっと大きな投資をして事業はできないよと。そういったことをはっきり言われている方がいらっしゃいましたので，ああそうだよねと，私も事業主であれば，そういった冒険はできないのかなと思いながら聞いていた部分があります。いろいろとですね，多くの事語っておりましたけど，それだけはやっぱり店づくりというのは，重要じゃないかと思いまして，また今からの質問にも入ってきますが，それを含めて奄美市のビジョンのほうを聞かせていただきたいと思いますけど，中心市街地の活性化は，単に活性化するだけではなく，まち全体のコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランの下，居住，公共施設，交通などの要素を中心に生活拠点としての総合的な中心市街地のまちづくりを進めることが必要だと言われております。そのためには，ビジョンによって奄美市中心市街地の将来像を奄美市民が共有し，そして共有された奄美市中心市街地のビジョンを実現するために実行可能な取組みのプログラムを明確にする必要があります。

奄美市は，中心市街地についてハード面については，末広・港土地区画整理事業を導入し平成３０年度の事業完了を目指していますが，平成３０年度に末広・港土地区画整理事業が完了後のまちづくりについてお聞きいたします。奄美市は，末広・港土地区画整理事業が完了した後に中心市街地に対するどのようなビジョン，将来像をもって中心市街地を活性させ生活拠点を再生させようとしているのか。お伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　区画整理事業後のまちづくりについてでございますが，昨日も若干御説明させてもらいましたが，中心市街地活性化基本計画に基づきハード，ソフト両面から総合的に取り組んでまいりたいと考えております。今回の基本計画における中心市街地活性化の基本的な方針は，多くの市民，観光客が来訪し，ふれあい交流することができるまちづくりを目指しているところです。その実現のため基本計画にも掲げてありますとおり，子育て，保健，福祉，複合施設，それからバスセンター，民間複合施設それから市民交流センター，公民館など集客力の高い公共施設の整備を実施してまいりたいと考えております。

また，ソフトの施策といたしましては，中心市街地への新規出店を促進し商業集積密度の向上を図るための施策を引き続き実施するとともに観光客をまちなかへ誘導するまち歩き事業などの展開を推進してまいりたいと考えております。

そのほか新たに取り組む事業として商店街を一つのショッピングセンターと見立てて来訪者へリアルタイムでの情報提供を行う統一音響整備事業やあとＳＮＳを活用した商店街の店情報を発信するそういった事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

議長（竹山耕平君）　以上で無所属　津畑　誠君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４６分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き一般質問を行います。

無所属　渡　雅之君の発言を許可いたします。

８番（渡　雅之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，こんにちは。本日最後の質問となりました。無所属の渡　雅之であります。先般，地元紙に名越左源太の著書，南島雑話の一節が紹介されました。その中

に大島ウサギの記述がありました。その頃は，のびのびと山野を飛び跳ねていたであろうと書かれています。しかし，今日は，人間の手によって放されたマングースが猛威を振るい，その捕獲頭数が減少することによって，今度は捨て猫，いわゆるノネコの被害が極めて深刻な問題となっています。マングースもノネコも人間の身勝手さによるものであり一日も早い捕獲が必要であります。

１０月２５日にニュージーランドのグレン博士，そして同じく同席している鹿大の星野教授が外来種対策後援会を行いました。博士によるとニュージーランドでは，ノネコの数が多く捕獲ではなく補殺が必要と訴えていました。同席している鹿大の星野教授は，飼い猫，野良猫がノネコの供給源になっていると，このように述べています。また更にノネコ問題対策を１００パーセント達成させることは不可能に近いが，その解決や管理に向け地元や関係機関が取り組む姿勢を見せることが，世界自然遺産につながるとも話していました。

奄美大島，徳之島，沖縄北部及び西表島の世界自然遺産登録に向け，政府は，１０月２８日にユネスコに対し暫定推薦書を提出いたしました。１１月４日までの間，パブリックコメントの受け付けを行っていましたが，その集計分析の前に推薦書を提出していたということになります。

ここで質問に入りますが，パブリックコメントの件数，そして主な内容は，どのようなものなのか。お示ししていただきたい。あとの質問については発言席から行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市民部長（前田和男君）　それでは，奄美群島国立公園（仮称）指定に関するパブリックコメントの件数とその内容ということで答弁をさせていただきます。環境省に問い合わせいたしましたところ，件数，内容について現在，精査している途中ですので公表するまでには至っていないとのことでございます。また，結果については，１２月中をめどに公表する予定と伺っておりますので御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　件数，内容については，まだお示しできないということで１２月中の開示が望まれるところでありますが，そうすると，暫定推薦書提出したことによって遺産区域に変更はないと理解してよろしいんですかね。

市民部長（前田和男君）　質問の（２）ということでよろしいですか。今回のパブリックコメントによって国立公園のほうでございますが，地域案の変更がないかということで環境省に伺ったところ，地域案の変更についても変更する。変更しないを含めて現在精査中ということですので御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　パブリックコメントが，１１月４日に締め切られて，その前の段階でもう暫定申請書が提出されたということは，パブリックコメントをまだまだ前の段階で示しておく必要があったんじゃないかなというふうには理解します。そういったタイム的なミスマッチがないようにやってもらえればなというふうに思っています。

それで奄美市のそのコアゾーンあるいはバッファゾーンの中に金作原が入っているわけですが，金作原までのルートですね，これが何通りあるのか。私たちがよく行くのは，そのスーパー林道まである程度舗装されている知名瀬からのルートが若干遠いんですけど行き易いというような状況があります。そこには観光バスもそこを通っているということもありまして，なかなか離合するのが大変であるというような状況もありますが，ほかにどのようなルートがあるのか。お示しいただきたいと思っています。

市民部長（前田和男君）　ルートの件の前に先ほど暫定版の提出について少し私が触れ忘れていました

が，暫定版は，基本的には書類の内容，項目について不備がないかどうか。漏れがないかどうかということで暫定版は提出するものというふうに伺っておりますので，正式な申請書の段階でエリア等についてきちんと明示をされていれば問題はないというふうに聞いておりますので御理解をお願いいたします。

金作原までのルートの件でございますが，五つのルートがあるようでございます。議員のほうからの質問の中にもございましたが，ガイド業の皆さんを含め多くの方々は，知名瀬集落から向かうルートを利用しているようでございます。

国立公園指定後，更に世界自然遺産登録後は，金作原には，多くの観光客が訪れると予想されておりますが，現在，知名瀬から向かうルートを含め具体的な整備計画は，まだ立てておりません。しかしながら先日，パブリックコメントが実施された奄美群島国立公園（仮称）でございますが，計画案では，金作原へ至る林道のうち，知名瀬からの林道を車道事業，更に中央林道との交差点から金作原までが歩道事業ということで位置づけられております。

今後は，交通体系を含め環境整備を国・県・関係機関・地域の方々とも連携・協議を行う予定としておりますので，その中で金作原に向かるルート整備も検討してまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　知名瀬ルートのことについて，知名瀬林道を車道として整備する。あるいはその合流点からその中央スーパー林道のですね，それについては歩道を整備するということですが，ほかにルートはありませんか。

市民部長（前田和男君）　金作原に向かうルートとしまして残りの四つのルートでございますが，まず，朝仁，ハア崎に行く峠から向かうルートが一つございます。里からも入っていけるようでございます。小宿里ですね。朝戸から向かうルート。もう一つが，住用のスタルマタ線から向かうルート。これに知名瀬を加えた五つのルートということでございます。以上です。

８番（渡　雅之君）　はい。この赤崎から向かうルート。これは前の与儀又処理場に行くところの合流点までは市道になっているんですよね。その先が，スーパー林道ということですね。里からは，里の奥からまたスーパー林道に合流するというところで，スタルマタ線は，旧三太郎峠からスーパー林道に行くというところだと思うんですが，スタルマタ線も私は，ずっと通ってスーパー林道のほうに入って，そこから金作原に行ったことあるんですけど，崖崩れのままでもう車道が車が傾きながら走らなきゃいけないという極めて危険なところもありますから道に不慣れな本土からのお客さん方は，ちょっと難儀するんじゃないかなと思いますので，そこら辺りも広域的な林道でありますので整備をしていただきたいと思います。

それと朝戸の鍋又から入る線，あれ何線って言いましたかね。アネンガチ線は，途中までは行けるんですけど，その核心の部分，コアゾーンのところで車両通行止めなんですね。要するにコアゾーンが，車両通行は今，禁止状態ですかね。控えているんですかね。そういった進入禁止という，そういうことになっているんですかね，今。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

（「資料がなければ。」と呼ぶ者あり）

市民部長（前田和男君）　失礼しました。金作原の中の国有林道として認定されている部分については，一般車両は通行禁止ということで対応させていただいているようでございます。

８番（渡　雅之君）　そうですね。そこで営業する林業の車は，それは当然林道ですから通るというのが当たり前ですけど，向こうはもうその探索する方々が中心として歩いているということもありますので，やっぱりそこは，ちゃんと車両通行止め，一般車両通行止めにすると，そういった場合，鍋又から上がるスタルマタ線は，途中で降りてから歩くという形になりますけど，あの辺に駐車スペースはないんですよね。だから路肩に止めても今度は大型が通らないということにもなりますので，そこらあたりの整備も是非お願いしたいというふうに思っています。

それと，この赤崎から上がるその市道の先のほうに旧高森清掃工場があります。これ今，廃墟となっていまして、もう平成９年のクリーンセンターが供用開始してから，ずっとこのかた煙突も途中で折れたりなってます。ここでお伺いしたいんですが，この高森清掃工場は，当然，大島地区衛生組合の財産ですから奄美市が，どうのこうのということじゃありませんが，管理者が，朝山市長ということもありますので，やっぱりこういった場でお話をお伺いしたいと思うんですが，この高森清掃工場の解体に，その前にその高森清掃工場の造ってから稼働する人員あるいは，その処理能力，関係自治体そこらあたりをお教えいただければと思っています。

市民部長（前田和男君）　旧高森清掃工場の変遷ということでお答えします。昭和５０年５月２９日に旧名瀬市，大和村，龍郷町及び旧笠利町ごみ処理組合として設立後，昭和５０年７月４日に高森清掃工場が供用開始されております。その後平成５年７月２７日に旧住用村が加入し，名瀬市ほか２町２村衛生管理組合が設立をされ平成９年３月３１日に廃止をされております。

職員体制につきましては，事務局長，事務局次長各１名。あと現場作業員７名。合計９名体制で運用されてきたようでございます。処理能力というとこまで申し訳ございません。確認できておりませんのですみません。お願いいたします。

８番（渡　雅之君）　はい。処理能力については私の資料で十分であります。工場のこれやっぱり観光客が，やっぱり向こうに行くっていう形になりますと，やはりどうしても，あれ何と目についてしまう。工場の清掃工場の跡地であるっていうのも何かしゃくに障るし，やっぱり解体というのが早いと思うんですが，今，瀬戸内のほうで瀬久井からちょっと離れたところに清掃工場があるんですが，そこが解体費用が１億２，０００万円。そしてダイオキシン対策の経費として合計で１億９，０００万円。計上して今，作業やっています。ここの場合は，高森清掃工場の場合は，その処理能力が３倍あるわけですから当然費用もそれ相当の経費がかかるという形になるわけですが，その計画の有無についてお答えいただきたいと思っています。

市民部長（前田和男君）　大島地区衛生組合に確認しましたが，旧高森清掃工場の解体については，現在，未定，検討中ということでございます。今後，跡地利用について具体的な計画を進める中で解体についても協議していくことになるということでございますので御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　この解体費用については，関係省からのたぶん補助事業も活用できると思うし，その跡地利用についても何らかの形で観光にかかわる部分等々について，また国の補助事業をほじくったら出てくるんじゃないかと思いますので十分そこらあたりも検討していただきたいというふうに思っていますし，当然向こうは，ダイオキシンが問題になる以前の施設なんですね。ですから煙突，焼却炉含めてそこら辺りの問題は出てくると，その費用についても確かに処理しなければならないということになるかと思いますが，その焼却炉の例えば壁とか，あるいは煙突の壁とか，内側のですね。そういったものについて，全国でもそれをちゃんと除去して，それをプールして近くの清掃工場で８００度以上の高温で焼却すると，ダイオキシンをそういったことも事例としてありますので，是非このクリーンセンターもそういった面では活用できるんじゃないかなというふうに思っていますので，是非そこの含めて

早急に解体の計画を立てていただきたいというふうに思っています。

次に，県道の地元要望についてでありますが，県道の整備計画の概要。これについて，今，県道，国道どのようになっているのか。お伺いしたいと思っています。

市長（朝山　毅君）　それでは県道整備計画の概要について私のほうで答弁させていただきます。議員御案内のとおり，県道の整備について，県のほうに確認いたしましたところ近年の集中豪雨や台風による災害。また国・県道において多数の通行止めが発生しまして孤立集落の発生など住民生活に多大な影響が生じましたことから災害に強い道づくりとして，現在，本市において大和村と連携を図りながら根瀬部から国直間の宮古崎トンネル等の整備に取り組んでいるところであります。

議員御案内の芦良・大熊間のトンネル構想につきましては，この区間が，概ね県道としては改良済みであることやトンネルの事業が大規模な事業となることから現下の厳しい財政状況の中では，難しいというふうな見解のようであります。

現在，事業中の箇所をまず着実に進めていきたいと。そこで本市といたしましても実現化に向けまして島内における道路整備の重点対策や優先路，現在，県が実施している事業の進捗状況を踏まえた上で引き続き検討課題としながら隣接のまちとも協議を図りながら課題解決，課題の検討をしてまいりたいと考えておりますので，しばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　今，先々の話ですが，三儀山バイパスの構想もあるように聞いています。これは道路改良というよりも都市整備の一貫だというふうに理解していますが，その展望についてお答えいただきたいと思っています。

建設部長（本山末男君）　現状でよろしいでしょうか。お尋ねの箇所でございますが，三儀山バイパスにつきましては，県にも確認しましたところ，具体的な整備年度は決まってないようでございますが，県の都市計画区域マスタープラン，本市の都市計画マスタープランにも整備すべき道路として位置づけられ，その必要性は十分に認められているところでございます。三儀山バイパスにつきましては，現在，下方方面へ向かう塩浜矢の脇町の周辺の渋滞解消を図るだけでなく，将来的には，小宿地区の区画整理事業への連結も考えられ，また南北縦断線おがみ山ルートと併せまして新たな東西横断線和光ルート三儀山ルートとして整備されることにより大きな効果を期待できるものと考えておるところでございます。

整備の時期などにつきましては，県事業の優先順位などを踏まえながら早期着工へ向け要望してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　市長からも先ほどありました大熊・芦良間のトンネルについても宮古崎トンネルの後に考慮するという話がありましたが，この問題は，平成２年の名瀬市の１２月議会，この時に当時，市会議員をしていました平田隆義さんが一般質問で取り上げているんです。そして平成６年の４月２１日，芦良・大熊トンネル建設促進協議会というのができまして，当時は龍郷の荒波地区の区長さんや代表の方々もお集まりして促進協議会が立ち上がっているところであります。その９月議会で，平成６年の９月議会で陳情を上げて当時の中川議長ですけど，その分を陳情採択しているというのがあって鹿児島県のほうに出す。当時の名瀬市に出すというような経緯があります。

平成１０年の８月１６日には，朝日中学校で輪内地区，芦良地区そして荒波地区，龍郷の議員さんなども含めて総決起大会が５００名規模で開催されているわけです。やっぱりこういった長い歴史の中で埋もれてしまっているというのが，ちょっと歯がゆいような気がするんですが，平成１７年１２月には，平田市長が，県知事に対して要望書を提出しています。そして，当然遡りますが，平成６年度の市政方針の中にも重点項目としてこの大熊・芦良間のトンネルが，名瀬市の市政方針として載っていると

いうことも踏まえますと，もう２０年来の２６・７年の間ですね，ずっと地元の人たちは，まだかまだかというような思いで待っているんです。当然，荒波地区の方々あるいは龍郷の方々も願望しているというルートなんですね。やっぱり今後，自衛隊車両あるいは残土処分場への大型車両の通行等々考えますと，どうしても必要じゃないかなと整備はされていますけど，今度交通量が増えてきているということを踏まえていただきたいということと，ドクターヘリが１２月今月から就航するという形になりましたが，やはりドクターヘリじゃ間に合わない急患。例えば心不全とか脳梗塞とか、こういった分で１分１秒を争うと自分の車で，自分なんかの隣近所の車で走らざるを得ないというような状況もありますので，一つ市としても県・国に対して要望をしっかりと出していただきたいと。これは時期的な問題もあるとは思いますが，宮古崎トンネル，これの先ほども市長から答弁がありましたように大体完成が見えてきたという頃には，是非計画として乗せていただきたいというふうに思っているところであります。

次に，崎原地区の処分場に関わる問題であります。崎原地区の安定型処分場については，平成１１年に業者が，崎原住民に説明して事務的な作業を進めていったと。そして平成１７年に県から認可が下りた。いうことになります。ただその間，崎原の住民の方々は，古見方地区産業廃棄物処理施設規制会，そういった団体をつくって反対運動をして今日に至ったわけですが，急遽つい１０月にですね，業者の方から地元への説明会がなされました。これ１０月１４日ですね。これを受けて崎原の方々は，県に対して１０月２７日に反対の意思を示しているわけですが，その後また１１月６日に総決起集会が約２００名で崎原小・中学校の体育館で開かれている。というような大きな盛り上がりを見せて絶対反対だというような意思を強く示しているわけですね。そして，４・５日前の１１月２８日には，住民の皆さん約２０名が市街地３か所で署名活動を行っているということであります。

そこで，質問しますけど，この産業廃棄物，安定型産業廃棄物処理施設の先々までのこれまでの経緯について私の発言不足があるかも分かりませんので，再度当局のほうから経緯を説明していただければと思っています。

市民部長（前田和男君）　御質問の崎原地区安定型産業廃棄物処分場の経緯についてでございますが，主だったものについて時系列に沿って御説明させていただきます。

平成８年７月２４日に事業所から県に事前協議書が提出されております。これを受け同年８月に鹿児島県から名瀬市へ産業廃棄物処理施設の設置にかかる意見照会があり同年９月に回答をいたしております。

また，県からの通知により設置事業者と名瀬市の協議を行っており，その照会として平成９年９月に産業廃棄物処理施設の協議結果に関わる意見照会があり同年１０月に回答をいたしております。

平成１０年６月１１日に鹿児島県と設置事業者との事前協議が終了し同年６月１２日に産業廃棄物処理施設設置許可申請書が事業者から鹿児島県に提出されております。平成１１年１１月３０日に産業廃棄物処理施設設置許可が鹿児島県から設置事業へ対し交付されております。更に，平成１２年９月議会では，産業廃棄物安定型処分場建設に反対する陳情が提出され同年１２月議会で文教厚生委員会では採択されましたが，本会議にて不採択となっております。その後，古見方地区などからの建設反対運動もあり施設建設には至らず十数年何の動きも見られなかったことから話が立ち消えになったものと思っておりましたが，平成２８年９月末に鹿児島県に対し設置事業者が産業廃棄物処分場建設に向けた行政手続きを行ったとの情報を得たため設置事業者に確認を行い了承の下，古見方地区の各町内会長へ情報提供をいち早く本市から行っております。以上が主だった経緯でございます。

８番（渡　雅之君）　はい。行政的な時系列については，理解したところでありますが，当時の名瀬市が県に対して地元行政の意見を各課で取りまとめて出していると思うんですが，それの意見書が，どういったものなのか。お聞かせいただきたいと思っています。

市民部長（前田和男君）　先ほどの経緯で述べましたとおり，平成８年８月に鹿児島県から産業廃棄物処理施設の設置に関わる意見照会がございました。意見照会の内容としましては，１点目として生活環境保全上の意見。２点目として関係地域処理施設の設置等に伴い生活環境に著しい影響が生じる恐れがあると認める地域の設定の必要性について。３点目として協議を要する事項についての三つの項目がございました。

それぞれの項目について回答いたしますと，まず１点目の生活環境保全上の意見につきましては，小項目が５項目ありました。１項目目として下流の利水状況という項目につきましては，崎原地区への飲料水及び農業用水としては下流では取水していないが，崎原小・中学校のプール，更衣室を含むは，当該田雲川からポンプにより取水している。と回答いたしております。小項目の２項目目，水源への影響につきましては，崎原地区の飲料水は，別の沢の水源であるが，崎原小・中学校のプール，更衣室を含むは，当該田雲川からの下流からポンプにより取水しているため水源に関し不安が懸念されるため建設及び維持管理には十分注意してもらいたい。また，取水している川の水質検査を毎年，プール開放時に義務付け，場合によってはポンプの移設等の措置をしてもらいたい。と回答しております。

３項目目は，搬入道路の状況につきましてですが，市道として整備されているため見通し，勾配，カーブ処理等について問題はないと思われる。と回答しています。

４項目目は，近隣の住居等の状況につきましてですが，計画地周辺に集落はないが上部のほうに人家が３軒ほどある。一方，下流の最隣接の人家と処理場えん堤予定地のおおよその距離は，直線にして１．８キロメートルである。と回答しております。

５項目目その他でございますが，処理場周辺への投棄が連動して起こる恐れが予想されるので処理会社による定期的な道路パトロールを実施してもらいたい。二つ目として搬入車両による道路への落下物の除去等は，責任を持って対応する。

三つ目に散水等により清掃を行い崎原地区の水質保全について注意する。四つ目が，当該地周辺は，本市の主力農産物であるタンカン団地があり農繁期等は，農道よりの車両の出入りも多いので産廃物運搬車両の通行には，十分注意してもらいたい。五つ目に建設予定地の隣接には，松２５年生の造林地があるため施工にあたっては，十分注意していただきたい。と回答しております。

二つ目の関係地域の設定の必要性については，隣接地域は崎原集落となるが，処理場えん堤予定地から直線にしておおよそ３．３キロメートル離れており，また集落の水道水源も別の沢の水源を利用しているため生活環境に大きな影響は生じないと思います。と回答しています。

三つ目の協議を要する事項については，一つ目に計画地周辺の住民への事業説明。二つ目に崎原地区住民への事業説明。三つ目に森林法による林地開発許可と３項目を回答しています。

以上が鹿児島県への意見照会に対する当時の名瀬市からの回答となっております。

８番（渡　雅之君）　平成１１年の当初の頃のですね，案では，産廃業者は地元の方々をその監視員としてつけると。そして，その搬入する安定５品目についてもしっかりと守っていくというような説明があったかと思うんですが，今回その崎原地区での事業所の説明内容でそういったのはあったのかどうか。お伺いしたいと思っています。

市民部長（前田和男君）　１０月１４日の説明会の中で具体的に雇用も見込めるということは説明の中でございましたが，その地元雇用にて監視員という提案までは至っておりません。

８番（渡　雅之君）　この予定地での安定型５品目，この当時はですね，まだリサイクルという分がなかった時代でプラスチック，ゴムくず，金属くず，ガラス陶磁器くず，そしてコンクリートがれきくず。この５品目なんですね。そうすると，ほとんどが今，リサイクル法でリサイクルはしなければならないというものばっかりなんですよ。商品なんですね。廃棄物じゃないんです。そしたら，これをこの事業

を進めるにあたって大島本島内でこれくらいの大きな廃棄物が出るのかどうかという大きなテーマになってきますよね。龍郷にある隆司産業が，当初はよかったと，結構ダンプの出入りが多かったということなんですが，今，特にこの金属くず，コンクリートくず，これはみんなもう破砕して鉄くずも分けてリサイクルに回す。コンクリートくずも破砕して敷材に使う。道路の敷材等々に使う。結局捨てるのないんですよね。それでも今回，新たに出てきたのは，何なのかということなんですが，ここの地権者は，これ新聞によるんですが，本土業者だと言われています。事業者は，地元の業者。地権者は本土業者。こうなると本土から入ってくる可能性が無いとは言えないんですよね。当然，本土でもリサイクルは，みな同じ法律ですからすべて処理はできると。じゃ何を持ってくるんだという形になるんですが，そこらあたりを行政が答弁しなさいと言っても憶測でものを言えるところではないですよね。

だけど，我々としては，やはりこのなぜ今頃という大きな疑問を抱えてしまうという形になるわけですが，是非市としてもこの業者との話し合い，あるいはそういった中で最終的には公害防止協定というのを結ぶというふうには理解していますが，是非しっかりと監視をする必要があるんじゃないかなと思ってますけど，何かコメントがあれば。

市民部長（前田和男君）　まず本土からの持ち込みについてでございますが，県のほうの鹿児島県の指導要綱によりますと，県外からは持ち込ませない。ということが定められていると。当然，県のほうの許可の中でもそこの部分については，事業者のほうに十分説明はされているものと思っております。また今現在，議員の質問の中にもありましたが，建築リサイクル法等の関係で島内の業者に持ち込まれているごみを確認させていただきました。そうすると現在は，パイプや配管のゴムくず等しか搬入はないということでございますので，今回の施設については，同様な廃棄物が搬入されるものだろうということで推測をいたしているところでございます。

施設の管理体制でございますが，県のほうにも確認をしまして産廃を所管する名瀬保健所にて技術上の基準に適合しているかの抜き打ち検査を行う。また，事業者には定期的な現場確認と処分場上下２か所の地下水検査を義務付けるという説明を県のほうから受けております。

市においても崎原地区の生活水の取水池と学校プール取水池の２か所については，水質検査を実施したいと。まず年内にも１回目の水質検査をして，その後も年１回は，水質検査を継続していくと。そういうことで注視していくことで住民に対しての監視を果たしていくだろうと思っていますので御理解をお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　はい。崎原の水源地は，その予定地から大体標高差で９０メートルぐらい。そして距離にしても大体それぐらいですね。違う，標高で５０メートルぐらい。距離にして９０メートルばっかりあるんですが，地下水がどのようになっているのか。判断は難しいと。どこまでボーリングするのかということがあるわけですが，また今後もですね，ここの水源地では，ちょうど手のひらにのる大きさのイシカワガエルというのが発見されたと，またほかにも希少な動植物も水源地にあるということですから，そこらあたりの保全も含めてしっかりと対策をしていただきたいということで若干時間は早いんですけど。

（「３番はいいですか。」と呼ぶものあり）

これは，さっき言った。聞きました。

（「よろしいですか。」と呼ぶものあり）

そうですね。終わりです。早くなりましたけど，これにて一般質問を終了します。ありがとうございました。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　以上で無所属　渡　雅之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。
明日午前９時３０分本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午後４時４６分）

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 7 日

（第３日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	奥田　敏文　君	企画調整課長	三原　裕樹　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト戦略推進課長	久保　信正　君
市民部長	前田　和男　君	市民部参事	柴　一夫　君
税務課長	田中　義一郎　君	環境対策課長	島袋　修　君
保健福祉部長	吉　富進　君	福祉事務所長	伊東　義久　君
福祉政策課長	上野　和夫　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	髙　一也　君	紬観光課長	保浦　正博　君
農政部長	奥　正幸　君	農林振興課長	山下　仁司　君
農林振興課参事	満永　亮一　君	建設部長	本山　末男　君

都市整備課長	武下　義広君	土木課長	橋口　義仁君
建築住宅課長	備　孝朗君	建設課長	山下　勝正君
上下水道部長	上島　宏夫君	水道課長	山下　一弘君
水道課参事	藤山　浩俊君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
教育委員会総務課長	徳永　恵三君	生涯学習課長	福長　敏文君
学校教育課長	益山　富誉君	文化財課長	久　伸博君
市民スポーツ課長	山田　春輝君	農業委員会	川内　進君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	前田　賢一郎君
議事係長	森　尚宣君	議事係主査	麓　浩登志君

議長（竹山耕平君）　おはようございます。ただいまの出席議は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入る前にお諮りいたします。

昨日の奥議員の一般質問の発言について一部不適切な箇所について本人より削除の申し出がございました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，奥議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

一般質問の前に若干の所見を述べさしていただきます。

光陰矢のごとしという諺があります。国語辞典を開きますと，単に月日の経つのが矢が飛ぶように早いということだけでなく，月日はすぐに過ぎ去ってしまい，戻ってはこないという意があり，日々を無為に送ってはならないという戒めを含むとあります。前段の意味よりもむしろ後段の日々を無為に送ってはならないとのことが重要ではないかというふうに思います。

平成２８年の定例会は今回の定例会をもって終了することになります。今年の奄美市議会における課題について少し述べさしていただきます。

今年の課題の第１は，昨日もありましたとおり，陸上自衛隊警備部隊，ミサイル部隊の配備，第２は学校給食センター建設の推進，第３は採石場による自然破壊の問題，そして１０月に明らかになった崎原地区における産業廃棄物処分場の建設の問題ではないかと考えております。いずれの課題も市民の安全・安心に関わる重要な事柄であります。私が考える四つの課題の問題点をもう一度申し上げたいと思います。

陸上自衛隊警備部隊，ミサイル部隊の配備が市民の生活環境の向上，福祉の向上につながり，安心・安全を担保することができるのか。学校給食センターの建設推進は１箇所で４，０００食調理配送するリスクを解決できるのか。採石場による自然破壊は将来のまちづくりや世界自然遺産登録に影響を与えるのではないか。崎原地区における産業廃棄物処分場の建設は，住民に健康被害をもたらすことがあるのではないか。このようなことについて市議会として市民の安全・安心という立場を含め，十分な議論が行われたかどうかということをもう一度考える必要性があるのではないかというふうに思っております。今年は市民の暮らしの安全・安心が脅かされるかもしれないという事実が，計画の段階から実施の段階になってきていることをもう一度立ち止まり，真剣に考えなければならないと思っております。一

方，世界自然遺産登録の申請手続きの一環である奄美群島国立公園計画図案が提示され，パブリックコメントが終了。１１月２８日には政府がユネスコに暫定推薦書を提出。来年１月下旬には正式な推薦書を提出予定として，２０１８年夏の登録に向け準備が進んでいること。奄美空港の乗降客数が平成２７年度分は６０万人を超え，６３万２，７４６人になったこと。特に成田からのＬＣＣ乗降客は１０万５，７０６人と交流人口が増え，奄美の観光発展に大きく貢献をしていることなど明るい話題も多くありました。奄美観光発展元年と位置づけ，奄美群島振興交付金の更なる充実を図り，関西からのＬＣＣ就航を実現させるなど，他力本願でなく官民挙げて改正奄振法を研究活用し，自立の道を開いてまいりましょう。また，来年は作家島尾敏雄が大正６年１９１７年４月１８日に生まれて生誕１００年の記念すべき年であります。これを機にＮＰＯ島尾敏雄顕彰会が中心になり，島尾敏雄誕生１００年記念事業実行委員会を結成して，加計呂摩島尾敏雄文学碑散策巡りツアーや講演会，シンポジウムを開催する予定と伺っております。奄美市としても瀬戸内などと連携を図り，島尾敏雄縁の地の縁の地巡り散策プランなど観光資源を掘り起こし，実行委員会と協力体制を確立して，島尾敏雄生誕１００年記念事業が成功しますよう，市当局の物心両面からの御支援をお願い申し上げます。

それでは質問通告に従い，冒頭述べました崎原地区，名瀬勝における産業廃棄物安定型埋立処分場の建設工事について市長の見解をお伺いいたします。

次からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。

産業廃棄物安定型埋立処分場建設工事についての見解ということで，去る９月２７日に鹿児島県自然保護課へ産業廃棄物処理施設建設に関する着手届けが提出されたという報告を受け，大変困惑しているところでございます。本施設は平成１１年１１月３０日に鹿児島県から設置許可を受け，古見方地区に建設予定でございましたが，当時古見方地区などからの建設反対運動もあり施設建設に至らず十数年何の動きも見られなかったことから，話が立ち消えになったものと思っておりました。平成１１年に出された設置許可については，法的には未だ有効ということは県へ確認しておりますが，既に設置許可から１６年以上経過しており，その間社会情勢も大きく変化しております。今まさに自然遺産登録に向け官民一体となり取り組んでおり，正念場を迎えようとする中で，奄美に対する国内外からのイメージの低下につながらないか大変危惧しているところでございます。奄美の自然は古より地域，集落，そして住民の皆様が結いの精神の下守りつないできた長い歴史がございます。そのことを十分念頭に，事業者におかれましては地域住民，更には稀少な野生動植物に対し敬意と配慮を最大限払っていただきますよう切に希望していきたいと思っております。以上です。

１５番（関　誠之君）　はい，あの困惑をし，自然遺産登録のイメージにも関わると。そして長い歴史を念頭に野生動物等のことについて十分話をしたいということでありますから，課題の認識としてはそうではないかというふうに思っております。昨日，経過については同僚議員が質疑をいたしましたので，特に述べませんけれども，平成２８年の６月１４日にこの土地が京都のいわゆる産廃業者に転売をされているという事実もありますので，昨日は県外の産廃は持ち込めないという見解でしたけれども，この持ち込ませないチェックを誰がどうするのかという問題が残っておりますけど，その辺についてお分かりになればお答えいただきたいということが一つ。昨日の質疑でも明らかになりましたとおり，安定型処分場の最大の問題というのは，国は安定５品目は大丈夫だと言っておりますけれども，それ以外の廃棄物は混入しやすいこと，これが最大の理由ではないかというふうに思います。そういう理由の中でちょっと調べてみますと，千葉県の富津市田倉地区での建設予定，安定型処分場差し止め仮処分事件というのがありまして，これ２００５年の２月１８日，この裁判の争点がまさにそれを表しているというふ

うに思います。一つ目は処分場に有害物質が混入する可能性がある。これは裁判でこの今から申し上げる四つは認めたことであります。二つ目は処分場に混入した有害物質が，処分場外に流出する恐れがあると。そして三つ目は，流出した有害物質が地下水汚染等により住民の健康に被害を与える。また，周囲で営まれている農業や漁業に影響を与えると。四つ目は保全の必要があると。これはどういうことかと言いますと，地下水は一度汚染されたら回復は困難で，当然に保全の必要性があると。この四つを認めてですね，この仮処分申請がなされたというようなこともあります。まさに今述べた四つのことが問題でないかというふうに思います。今回の建設予定の産廃処分場は，かなりの高台にあり，地下水を通じて水源が汚染された場合，崎原や古見方地区など広範囲にわたりそこに居住している住民の生命，身体の安全や健康が害される恐れがあるというふうに私は考えております。その地区をずっと踏査をしてまいりました。そういう中で分かったことは，集落の取水槽，あの枡，これからその同じ水を学校，市営住宅にも給水をしているという事実。学校のプールは田平の集落の沢から別に取っているようでありますけれども，そういうこと。二つ目は，新聞にも出ておりましたが，稀少な生物も多数観察されており，生物の生態系にも影響が懸念されるんではないかと。三つ目は，安定型処分場は，先ほど申し上げたとおり，日本全国で種々の問題を起こして，多くの裁判所が安全性に対する懸念からその設置，あるいは操業差し止めを行っている。これが今の現状でございます。そこで質問でありますけれども，市の管理している公営住宅，小中学校も集落運営の取水枡から取水をしておるということの事実が，市として水源の水質維持に協働して責任を持つ立場にあると思いますけれども，このことについての見解ないしは現状をお聞かせください。

市民部長（前田和男君）　崎原の集落の水源の水質維持に関しましては，崎原集落のほうで崎原町内会にて定期的な検査を実施しております。また，崎原小中学校については，学校及び教育委員会において水質の管理を適宜行っている状況でございます。市営住宅につきましても，降下水槽の清掃及び塩素注入等について管理を行っております。ただ，今議員のほうからおっしゃられたように，水質の管理ということで申し上げますと，昨日の答弁もさしていただきましたが，市のほうでも新たに生活取水地及びプール取水地を水質検査項目箇所に追加して検査を継続してやっていきたいと思っております。

１５番（関　誠之君）　具体的にその学校，公営住宅の水質検査というのはどのような形でどうなされているんですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　学校のプールの水の検査ですけれども，毎年その都度プールを使う前に水道法で決められております１０項目ですかね，その検査を行っております。その後それ以外のプールで使うシャワーですとか洗顔の水は飲料水と同じものを使っておりますので，これについては毎日用務の教諭の方が塩素濃度の測定とかを行っているところです。あとプールにつきましては，ろ過装置も付いておりますので，そのろ過装置の点検というのも毎年実施をしているところです。以上でございます。

建設部長（本山末男君）　崎原の市営住宅の件についてお答えさしていただきます。崎原の市営住宅につきましては，１棟１０戸が設置されて，建てられておりますので，そこの屋上のほうに高架水槽がありますが，その下のほうで屋上の高架水槽のほうに上げるタンクがありまして，そのタンクを月１回の定期点検の中で水質検査をいたしております。以上です。

１５番（関　誠之君）　はい，同じ水を使ってですね，生活をしてるわけですから，もしこの水質に問題があれば，いくら塩素を入れてやろうと，それはもう飲み水として不適切になるわけですから，そういう意味から，市としてやはり業者に意見，助言，また調整をする立場ではないかというふうに思います

けれども，そういう中で昨日少し事前協議の中での廃棄物処理法第８条による意見聴取ということでいくつか出ておりましたけれども，その１５条にですね，環境保全協定への締結ということで，市町村と設置者とやるというふうになっておりますが，この辺のところが具体的に分かれば，どういうふうにやったのか知らしていただきたいということと，あと昨日の答弁で，隣接地域は崎原集落となるが，処理場認定予定地から直線にしておよそ３．３キロメートル離れておると。また，集落の水道水源も別の沢の水源を利用しているため，生活環境に大きな影響は生じないと思いますというふうに回答されておりますが，この生活環境に大きな影響は生じないという根拠はどういう形でやったのか，それまでお聞かせをいただきたいということが一つと，あと森林法による林地開発許可と，１１年もらっておりますけれども，時代背景が自然遺産登録とか大変違ってきておりますので，４．２６５ヘクタールを伐採をするわけですよね。あのすごい広葉樹があるわけですけれども，埋立量が３９万７，１４０立米というようなことで，その時の時代背景と違ってきておりますが，これについての見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市民部長（前田和男君）　まず，環境保全協定についてでございますが，平成９年当時，昨日経過の中でも少し触れましたが，今回設置許可を予定している事業所と協議はしています。ただ，協定ということで申し上げますと，現時点ではまだ建設に至ってない時点ですので，協定は結んでおりません。更に生活水に大きな影響はないということでの市の意見書に対する回答があった根拠についてですが，当時の根拠としては，沢が別であったと。取水地である水源がある水系と産業廃棄物処理施設の沢，埋め立て予定地の方が沢が別であるということを根拠にして，そのような報告，意見を出しているものと認識いたしております。

農政部長（奥　正幸君）　林地開発の許可制度の御質問でございますけれども，１ヘクタール以上の森林を開墾し，土石の採掘や林地以外への転用など開発する場合に許可が必要となる制度でございまして，この開発においては災害の防止や水質の確保，水害の防止，環境保全を守るなどの条件を付して平成１１年１１月３０日にですね，鹿児島県知事から株式会社三宝開発に対して許可が出されております。で，それはその当時の許可というのが今現在も生きているという話の中で，条件がいろいろ変わってるという話はちょっと私どものほうにはちょっと聞いてはおりません。以上です。

１５番（関　誠之君）　沢が違っているということであれば，今はどうなっているんですか。

市民部長（前田和男君）　今回の件に関しましては，県のほうから新たな意見書の提出は求めないということでございますので，現時点で市のほうから意見をする立場にはございません。

（「予定地は今も同じなんですかって」と呼ぶ者あり）

建設予定地は前回と変わっておりませんので，現状と変更はございません。

１５番（関　誠之君）　冒頭申し上げましたけれども，地下水というのはどこに行くか分からない。地下水源跡を調べたわけじゃないわけですよね。調べようがありませんから。そういう中で裁判所も保全の可能性というのは，そういうところを大事に判決を出しているんではないかなというふうに推測されますけども，そういうことも考えて，先ほど申し上げた業者とやっぱり積極的に自治体も学校，住宅を同じ水を飲んでいるわけですから，運命共同体と言えば運命共同体になるわけで，その辺のところの指導助言なり，調整というのはどう考えているか見解をお聞かせください。

市民部長（前田和男君）　当然市のほうとしても，設置業者とは話をしていかなければならないし，これまでもこの経緯を踏まえても設置事業者とはいろんな協議をしているところです。今回も一義的には設置許可者が県であるということで，県の方が基本的には昨日の答弁でも申し上げましたが，抜き打ち検査だとか厳格な監視体制を取っていくものと思っておりますが，市の方も県と連携をしながら法令順守をしていただくよう事業者のほうには強く要請をしたいと思っております。

１５番（関　誠之君）　最後になりますけれども，この工法というのはサンドイッチ方式埋め立てと言って，素掘りの中に２メートル廃棄物を置いて５０センチ土で点圧してと，そういうようなことですから，本当にしっかりそれ守られればそうですけれども，裁判の事例のとおりになかなか守られないというような事実があるわけで，その展開検査というのもありますけども，ダンプで持って来たそこに一旦ならしてそれをやるのも業者ですから，言葉は悪いですけども，泥棒に十手を持たして取り締まれというような形になっているやに聞いておりますから，その辺のことも含めてですね，しっかりとやはり助言調整というのは集落とですね，やっていただきたいと思いますが，最後お聞きします，いかがでしょうか。

市民部長（前田和男君）　先ほどの答弁でも述べましたが，市としても今回の件に関しては９月２７日に県のほうに着手届けが出されたという情報が入った時点で，前回の経緯も踏まえて地域古見方地区のそれぞれの町内会長，区長さんのほうに連絡をして，で，その後も崎原町内会の役員の皆様方ともいろんな話をさしていただいております。その中でも町内会の方は，今回の件に関しては市のほうから情報が入ってくるまで事実が確認できてなかったと。で，こういう形で自分たちに情報を提供していただいたのは有難いということで，町内会ともきちんと話をしながら，地域にいろんな問題が起きないように協力して進めていきたいと思っております。以上です。

１５番（関　誠之君）　よろしくお願いいたします。やはり自治体というのは住民の安全・安心，そして生命・財産を守るというのが本当に与えられた職務でありますから，そういった中で懇切丁寧にやっていただきたいということを申し上げて，この件は終わりたいと思います。

あと，市長の政治姿勢についてということで陸上自衛隊，いわゆる警備ミサイル部隊の配置のことであります。その配置で奄美市の将来が大きく変わっていくが，市長として市民への説明が要らないと言っておられますが，どうしてそう考えるのか，見解をお聞かせください。

総務部長（東　美佐夫君）　お答えをいたします。説明会を開かないということに関してということになりますが，先の議会でもお答えしておりますが，６月５日の大熊集会場のほうで説明会を開いております。この説明会においては，一般の方，大熊中心でしたが，一般の方全市民に対して出席可能ということで案内をしております。その中で活発な意見交換ができたというふうに考えております。そういうことを考えますと，現在のところ説明会をする予定はないということでございます。

１５番（関　誠之君）　それはそのような考え方もあろうかと思います。しかし，市民の側から申し上げれば，例えば自衛隊の配置に関する施策的な面がどのようにじゃあ市の中で文書化されているか。これを調べてみますと平成２８年度の施政方針，予算編成の概要に記されてるだけなんですよね。その内容というのは，自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりという中で，国が計画しております陸上自衛隊の配備につきましては，南西諸島における防衛上の意義や奄美における災害への迅速な対応など，地域の安全・安心の確保のため引き続き国と協力連帯を図ってまいりますというこの記述だけなんですよ，自衛隊に関するものは。今回奄美市総合計画後期基本計画が平成２８年度から３２年度まで改訂を行ったわけですけれども，その中にも陸上自衛隊の配備に関しては１行の記載もないと。やはりこれほど重

要な施策が総合計画にもなく，この施政方針，予算編成に記載されているだけでいいのかどうか。これは行政の長としてですね，やはり例えば奄美市民の生活環境の変化が起こるかもしれない，配備によって。地域住民安全・安心の確保はどうなるのか分からない。稀少野生動植物に与える影響，いわゆる環境調査の公表，これはどういうふうになっているかお答えをいただきたいんですが，前の２回では公表するよう努力をするような話でありましたけれども，そして四つ目は，南西諸島における防衛上の意義や奄美における災害への迅速な対応，地域経済の活性化，経済波及効果，そういった私が考えるのでもこの五つはすぐ出てきます。このことについて行政の長としてですね，将来の奄美がどうなるのか。自衛隊が来て自衛隊のこのまちづくりにおける位置づけがどこにどういうような形で位置づけをするのか。そういったことがまだ一度も市長の口からきちっと住民の説明という形では行われてないわけですから，昨日も議会でもありましたとおり，議会としてはそういったことを積極的に賛成，反対含めてですね，住民に知らしていこうと，これが民主主義のあり方，やり方ではないかというふうに考えておりますが，先の６月議会で議論をしました。自衛隊の任務は住民の安全確保ではなく，領土，領空，領海を守ると。住民の安全確保は自治体や警察が担う。そしてまた，このミサイル部隊は最初に攻撃される部隊であって，国防の最前線を担う部隊ですよと。一次有事の際はミサイル部隊の基地周辺は敵機のミサイル攻撃にさらされますよという議論をいたしました。そしてこれが今国会で少し議論になっておりますけれども，国際法上自衛隊配備予定地も，軍事目的になり得るという見解が出ております。いわゆる自衛隊の配備を決定した時には，もういざ有事，いわゆるジュネーブ法ですけれども，そういう中で軍事目標として攻撃してよろしいですよというふうになると国会で言ってますから，やはり自ら軍事攻撃目標にしたわけですから，我々。それをしっかりこの国際人道法の国内実施を確実にするための任意制定をされた国民保護法というのがありますけれども，この国民保護法によって奄美市国民保護計画というのが作られております。いざ有事の際の市民を避難実施させる要綱でありますけれども，これがこのミサイル部隊の配置に伴うことで，実際に記載されておりますか。そのことについてもお伺いをいたしたいと思います。

市長（朝山　毅君）　関議員に申し上げたいと存じますが，まず自衛隊の配備を市の政策と議員は考えておっしゃるような御質問です。私は自衛隊の配備は国の政策であると，まずその視点から議員と違ってるような気がいたしてなりません。もし違ったら申し訳ないと思いますが。そういう中において私がいつも申し上げておりますように，外海離島と言えども，辺地であろうとも，国は国民の生命・身体・財産を守るべき責務を持っておると。今国際社会が流動化する中において，ややもすると国の防衛という見地から，この地域がどうすべきかという大きなマクロ的な世界的な，また防衛上の外交上の問題から，そういう視点から国はこの地域において自衛隊配備をすることが適切だ，適当であるというまずその視点から自衛隊が配備される。市の政策として自衛隊が配備してるわけではありません。そのことをまず議員の御質問の視点の中で原点として考えていただきたい。そういう中において自衛隊が配備された場合の諸々のその地域における課題，議員がおっしゃるのはデメリットでもあり，また，メリットもあるかもしれない。そういう視点からその視点から始まってきますと，いろんな問題が波及してまいります。私は国の責任においてこの地域を守っていくのは当然であると。しかも，ややもするとこの地域は自然災害も多い地域であり，その実例として６年前のあの豪雨災害においては自衛隊のやっていただいたというその視点から始まっていかないと，市の政策として自衛隊配備をしたという視点に立ってご質問いただきますと，それがあまりにも広がっていって，私も国防，国策としてのお答えについては適切なお答えができませんので，答えを控えさしていただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは経済効果，聞き取りの中で今御質問がありましたので，私のほうでお答えをしたいと思います。まず，経済効果については，先の三島議員の中で仮定ということでお答えをしておりますので，今回省きたいと思います。で，環境の影響という点で申し上げます。これは海上

航空自衛隊の基地や駐屯地は広く全国に配置をされておりますが，騒音対策や車両通行による交通安全対策などは先例地の事例を参考にしても，当然配慮されると，配慮されているというふうに理解をしております。また，自治体からの要請に合わせて，様々な対応をしていただけるものというふうに考えております。で，稀少野生動植物の影響についしてですが，現在環境調査が終了しておりますが，その結果に基づいて関係法令を遵守して適切な処理が実施されるよう，防衛省のほうにおいて協議を進めているというふうに伺っております。なお，防衛省のほうでは，工事期間中引き続き保全に向けてのモニタリング調査を実施しているということを伺っているところでございます。

２点目の国民保護法の関係での避難実施要領の作成についてということかと思いますが，この件については，国民保護法の第２章ですね，失礼，私たちの作った国民保護計画ですね，この中に第２章，避難，訓練及び武力攻撃災害の対処に関する平素からの備えという項目がございますが，この中で避難実施要領のパターンを作成するということになっておると思います。これはもう議員御承知のとおりです。その中で弾道ミサイル攻撃に対する避難，ゲリラや特殊部隊の潜入，破壊工作等に対する避難などのパターンを平成１９年に策定をしております。この避難実施要領のパターンということですが，例えば弾道ミサイルの発射，あるいは兆候，または発射があった場合のジェイアラートによる市民への周知，避難指示，誘導のあり方について予め計画をしておくというものでございます。もう１点ですが，先ほど，ジュネーブ条約の話がありましたが，恐らくハーグ陸戦条約の２５条のことだというふうに思います。この件については解釈はいろいろあると議員もおっしゃったとおりですが，防止都市，無防止都市，これは解釈についてはいろいろあるというふうに聞いております。で，今回の件が防衛の手段の防止都市になるかどうかについてはいろんな解釈があると。無防守都市であるという見解もあるようですので，これについては私のほうから特段の答弁は控えたいと思います。ただ，国防に関して申し上げれば，今回の駐屯地の配備については，国のほうで奄美地域の防衛力を高めてですね，しっかりとした国防の体制を構築するということが重要であるということでの配備だというふうに考えております。この件については，先般の新聞報道でもある大学の先生から，むしろしっかり守る体制を作ることが大事だという指摘もありますので。その点を含めて答弁をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

１５番（関　誠之君）　市長，市長の見解は理解をしておるつもりでございます。私が申し上げているのは，結果として配備になった。そのことで市民に対するいろんな影響やいいことも悪いことも出てきます。そういうことについて行政のトップとしてですね，奄美の将来像がどうなるのかということについては市長の責任でやっぱり説明すべきだというふうに思います。私の点はこの１点だけですから。答弁は要りません，答弁は要りません。はい，すいません，時間がございません。申し訳ございません。

はい，次にまいりたいと思います。

次は水道事業における自衛隊駐屯地への給水施設建設の根拠についてということで，一つ目は６月補正の歳入というのは，歳入のものがなかったわけですよね。いわゆる水道の単独である。次に９月補正は原者負担ということになっております。そういったこと原者負担，これは熊本防衛局でしょうけれども，そういう中で文書が取り交わしてないようですけども，そういった文書が取り交わしてないにも関わらず，こういった予算が組むということは事務的には少し考えられないことだなというふうに思っておりますので，その見解が一つと，二つ目は地方財政法の１２条というのがありまして，もう簡単に言いますと，地方公共団体が国に対して利益誘導的なことをやっちゃいけませんよということなんですけれども，９月の補正には人件費が全く計上されておりません。結果として今も職員がそのことについて仕事をしております。その人件費は計上されておりません。そういうことを考えますと，結果論ですよ。やはりこれは職員忙しい中でこの防衛省の仕事をいわばただでさしているというふうになっているわけですけれども，そういうことはこの利益誘導，国に対してどうぞどうぞというようなことに相成りはせんだろうかということが二つ目の見解。三つ目は，給水以外の区域の話もしましたけども，給水以

外区域というのは，あくまで市が配水管を設置をして，そこから水を給水するということで負担金を取ってやっておりますけども，今度の場合は取水施設から上水施設まで全て今はまだ金も入っておりませんし，どうなるか分かりませんが，答弁によると，自衛隊の費用でありますよということですけど，それが作った後どうなるのか，管理も含めて。本来ならば企業ですから，先行投資で自分たちがそのお金を出してですね，その部分についてはしっかり投資をして，その投資をそういったところから回収をするというのは商いの原則ではないかというふうに思いますが，この３点について答弁があれば簡潔にお願いをいたします。

上下水道部長（上島宏夫君）　じゃ，お答えします。議員御指摘の自衛隊駐屯地への給水施設費にかかる歳入としては７，９５９万円を９月補正で計上してるところであります。まず，これまでの交渉経過について簡単に御説明しますと，今年の１月に熊本防衛支局より自衛隊駐屯地の給水設備について事前に相談がありました。５月には正式に本市へ整備依頼がございました。それを受けまして両者で協議を行い，本市として給水条例に基づき設備費用にかかる費用については防衛省側の負担を要望し，７月には本市の意向を正式に要望書として熊本防衛支局へ提出したところでございます。この間費用負担につきましては熊本防衛支局からは特に異論等もなく，了承を得るための覚書締結の協議を進めているところでございましたので，この状況等を踏まえまして，先の９月補正で歳入として計上さしていただいたところでございます。なお，覚書の締結につきましてはこれまで調整中でございましたが，平成２８年１２月１日付で締結を行い，費用負担につきましては防衛省の負担とすることを明記いたしましたので，御理解いただきますようお願いします。

では，先ほどの２点目です。人件費はなぜ計上しないかという話です。人件費につきましては事務費等を計上することで先ほどの覚書の中で行ってますので，具体的な数字についてはまだ協議がなされてませんので計上してません。歳入については今後具体的な協議を進める上で対応を行う予定であります。

次に３点目の維持管理についてでございます。現在今取水の調査をしてるんですけども，取水施設，上水施設など民生用と共用する施設については，本市の財産として本市で維持管理を，自衛隊駐屯地に特化する施設については自衛隊の財産として維持管理料をいただきながら本市で維持管理を行う予定で現在協議を進めてますので，御理解ください。具体的な維持管理方については今後詳細な協議の中で決まると思いますので，御理解をよろしくお願いします。

１５番（関　誠之君）　今，覚書がようやくできたと。それは私が１１月の初旬電話をしまして，こういうことであなた方はだめですよと。しっかり国の役人は法令に則って自治体といろんなことをやる時には指導をね，きめ細やかに指導をしながら，瑕疵のないようなことをしなきゃいけないですよということで，そのとおりでありますということで努力をした結果１２月１日に，あなた方はこの議会に合わせてよくやったというふうに思いますけれども，そういう背景があってようやく動いたということですから，そこは理解をしていただきたいというふうに思います。そういう中で少しうるさいようですけども，後ろが。次にいきたいと思います。

自分の一般質問でやってくださいね，いろいろある時は。

そういうことで，この私が言いたいのは，市長ですね，やはりそれぞれの主張なりいろんなことがあると思います。それはそれで民主主義の世の中ですからいいと思います。だけど，少なくとも自治体においては，前からも口すっぱく言ってますように，事務手続き上瑕疵があってはいけないと思います。ね，これは今，覚書ですよ，まだ。普通ならば契約書を作るんですよ，契約書を。ちゃんと契約書を作って，こういうふうな時にはこうして，この工事にはこうこういくら要る。その中にはこれだけの明細があって，そういうことが固まってそれでは予算を計上いたしましょうね。私が申し上げたのはそういうことです。ですから，是非そういったことで進めていただきたいというふうに思います。市長，ごめ

んなさい，時間がございませんので答弁要りませんから，次にいきたいと思います。

次，２番，教育長の基本的な考え，また機会がありますから，元野先生黙っとってください。それでは教育長の基本的考え方。一つ目は大阪府立大学斉藤教授の南海日日の論壇に出ておりましたが，について教育長の見解をお聞かせください。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それではお答えをいたします。

斉藤教授が新聞のほうで述べられておりましたとおり，大阪堺市の学校給食において大きな食中毒事故がございました。これは自校方式の給食室ではございましたけれども，９２校という多くの学校で感染者が出たということで，当時としては前例のない大規模な事故であったということでございます。この時の危機管理体制といったこういうものの重要性が改めて指摘をされたところだというふうに認識をしております。これを機にＯ－１５７の感染原因としまして，発生時への対策ということで現在我々が進めておりますドライシステムへの変更ということが推奨をされてきたところです。奄美市としましても，センター化によりまして徹底した衛生管理体制を構築し，まずは事故を未然に防ぐということに努めてまいりたいというふうに考えております。こうした重大事故を防ぐために危機管理マニュアルを策定し，また，万が一事故が発生した場合には，これに基づいた迅速な対応ができるよう体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

１５番（関　誠之君）　その先生は，大規模な給食センターなど離島の奄美では論外と，論外とまで言い切ってるわけですよね，学者先生が。だからいわゆるこのリスクについて次質問いたしますけれども，学校給食センターの危機管理体制，これは前の時に時間がありませんでしたので，今回聞きたいと思います。事故があった時の危機管理体制はどのように構築をされようとしているのか。台風常襲地帯としての食材の安定，調達の安定した供給体制はどうなるのか。災害時，先ほどの事故を含めた食中毒事故発生時の対応等，地産地消を含めた食材の調達はどのように考えられるのか。この３点について答弁いただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　事故があった場合の危機管理体制ということでございますが，斉藤教授が述べられていましたのは，患者数が多い時に医療施設が不足をするのではないかと，そういう観点からの御意見だったというふうに理解をしております。事故発生のリスクを可能な限り小さくし，二次感染を防止を徹底するということで，現在の給食室をドライシステム式に整備をすることが必要であるというふうに考えております。ドライシステムの導入につきましては，ドライシステムの導入，または学校給食衛生管理基準，これが強化をされたということで，私どもはこの基準に適合した施設を整備をすることは急務であるというふうに理解をしております。この危機管理マニュアルにつきましては，現在検討委員会のほうで今後どういったふうな対応を取るべきか。つまりは情報収集，それから情報の処理のあり方，それからマンパワーの確保，関係機関との連携，そういったことについて体制づくりをどのようにするのか議論をしていく予定にしております。

それから，台風の常襲地帯であるということでのお話ですが，食材の保存ということにつきましては冷凍庫，あるいは冷蔵庫，また発電機，こういったものの設置ということも現在検討をしているところでございます。また，物資の確保が困難な場合には，非常食の対応ということも想定をする必要があると考えているところでございます。非常食につきましては，センター内への備蓄倉庫の整備，こういったことも検討をする必要があるというふうに考えております。

それから，台風などの災害時の場合の対応ということですが，こういった場合にはまず児童の安全確保が優先をされるということでありますので，臨時休校の是非というのがまず先にくるかと思います。その上で学校給食の実施について判断をすることになりますが，給食センターにおいては当然食材の確保や配送，こういったことについて慎重に見極めて，可能であれば前日中に決定をして，保護者の方へ

の連絡をする体制を取りたいというふうに考えております。また，異物混入，あるいは食中毒の発生については，先ほど答弁したとおりでございますので省きます。以上でございます。

１５番（関　誠之君）　いろいろ検討はされておるようですが，あまり具体的にはなっていない。検討委員会があるからということでしょうけれども，是非この危機管理体制をしっかり構築をしていただきたいと。そして台風常襲地帯としての食材の安定した供給体制，この二つはもう本当にこれから先必要となってくることですから，検討委員会の中で十分に議論をして，平常時にドライシステムにすれば安心であるということではないんですよ。ドライシステムは１００パーセントじゃないわけですから，それでも食中毒は起こってるところがあるわけですから。そういう中で平常時にですね，こういった危機管理をしっかり体制を整えてほしいということを要望しておきたいと思います。

次に，センター化になった場合の人員，現在の人員配置，正職員と臨時職員別に。センター化になった時の人員配置，そして栄養士のセンター化，現況とセンター化になった場合の栄養士の人員配置，この３点についてお答えいただけますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　まず人員の現状でございますけれども，現在奄美市では正規の給食調理の技師が２３名，それから非常勤の調理師が１９名配置をされております。

次に，センター化になった場合の人員配置でございますけれども，文部科学省の基準で言いますと，４，０００食の場合は１２名，それから栄養士については２名というのが基準でございます。ただ，この人員配置につきましては，これも現在開かれております検討委員会の中で適正な人数を配置をするということにしておりますので，この中で必要な人数が何人であるのか精査をした上で決定をしたいというふうに考えております。

１５番（関　誠之君）　４２名臨職を含めて。それが１３名ぐらいでできると，基準ではね。いくらしてもこれが４２名になるということはないと思います。そういう中でこの現用職員の現況は何名でしたっけ，答えてなかったと思いました。二人になるとか。現況。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　栄養教諭は基準では２名なんですが，現在は，あ，他の自治体の例で見ますと，過配ということで３名配置をしている自治体もあるということでございます。私どもの方も栄養士につきましても，

（「現状と給食センターになった場合のということです」と呼ぶ者あり）

現状では４名おりまして，１名のその他に１名の方が巡回で各学校を回るという体制を取っております。

１５番（関　誠之君）　現状はですね，雇用の創出ということから考えると，やはり現状のままであった方がいいなと思いますけれども，プロポーザルで設計までやっておりますから，そういう中でもまだまだ考えることは多いと思います。名瀬市の事例では分散型ということがありましたので，分散型の給食センター，例えば名瀬市街地の学校はセンター化をして，旧三方村は自校式を残すというような柔軟な考え方は検討できないのかどうかお答えをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　これはまた最初の話に戻りますが，現在の学校給食の施設自体が今ある安全基準を満たしていないという状況でありますので，それを解消するためにセンター化という話をしているところでございます。したがいまして，４，０００食全校を賄えるセンターを造ってあるのに，なお安全基準を満たしていない調理場を使うということは，私どもとしては適切ではないというふうに考えているところでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　検討委員会を含めてですね，進捗の状況によってまた議論をしたいと思います。地産地消は後もって同僚議員がやるというふうにしておりますので，そこに譲りたいと思います。

それでは，最後の来年度予算編成についてという主題で，保育料の一元化について検討委員会の状況はどのようになっているのかお聞かせください。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　現在奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会，この中で議論をしているところですが，第１回目を６月に立ち上げまして，この保育料の問題についても，これまで６回の協議を重ねてきたところでございます。また，赤木名幼稚園の保護者のほうにも９月９日に説明をいたしまして，併せてアンケート調査をしたところでございます。その結果といたしまして，赤木名幼稚園の保護者の皆様からは，保育料の値上げについては反対であるという御意見でございました。また，あり方検討委員会の中でもいろいろと意見が出ておりまして，例えば名瀬地区と笠利地区では置かれている状況が違うということで，その中で保育料を統一をする必要があるのかと言いますのは，近隣の町村の保育料の設定自体は，現在の笠利町の保育料と同額程度でございます。こういったことで，値上げをすることで更なる人口流出のこれが一因になりはしないかというような危惧があるということでございます。また，その他にも名瀬の方の保育料，これが県下の情勢を見ると適当な金額ではないかということで，それに合わせるべきだという意見，あるいは逆に，笠利地区のほうに全体を合わせてはどうだというような意見，あるいはこういったことを考えると，段階的に引き上げをしてはどうかという意見，あるいは中間の保育料を設定してはどうかと，いろいろ意見がございます。現在まだこの中で議論をしている最中でございますので，今しばらくお待ちをいただきたいと思います。

１５番（関　誠之君）　ありがとうございました。検討委員会のこれも状況を待たなければなかなかできないと。２番目の賃金改定の件については，昨日やりましたのでよく理解ができました。しかしながら，ただ申し上げておきたいことは，一般非常勤職員が２２０名，臨時職員が１２０名と３４０名の方が非正職員として勤務をしてると。５３６名実員でおりますから，３８．８パーセントが非正規職員で市役所成り立っているということは事実ですので，そこは抑えておいていただきたいというふうに。

最後になりましたけども，冒頭で申し上げました。１００周年記念，生誕１００周年島尾敏雄，市として先ほど申し上げた顕彰会と一緒になってやっていただきたいというふうに思いますが，時間がございませんのでまたの機会にさしていただきたいと思います。

最後になりますけども，市長には私の時間配分が大変粗雑でございまして，答弁いただけなかったことには大変心から反省をしておりますので，その趣旨をお伝えして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で社会民主党関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　林山克巳君の発言を許可いたします。

２番（林山克巳君）　市民の皆様，議場の皆様，そしてインターネット中継を御覧の皆様，こんにちは。自由民主党林山克巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，平成２８年第４回定例会において一般質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。

国内，国外と様々なことが起きていますが，この奄美に関連することにのみ触れさせていただきま

す。

奄美には大変な追い風が吹いていることは皆さんも周知のことと存じ上げます。世界自然遺産登録をはじめ，自衛隊誘致，大河ドラマ西郷どん他いろいろあります。今何が大事か。ハード面では着々と進んでいますが，ソフト面の充実を急がなければいけないのではないでしょうか。先だって奄美笠利出身の剣道八段関山杯奄美少年剣道大会に出席してきました。心技体何ものにも負けない強い心を鍛え，そのために技を磨き，結果として体力が身に付くとされます。剣道は礼儀，礼節を重んじる武道です。礼で始まり礼で終わります。敗者に対しても自ら敬意を表します。本当に強い人は剣の道では優しい心の持ち主だと言われています。相手を思いやる心，偽りの心は人の心には届きません。好き嫌いで相手のことを思わず，相手の長所，いいところだけ見て接することが大事だと言われています。ここです。今奄美に大事なことは自分に反することを言う人でも，意見の相違，考えの相違としてとらえ，決して個人を悪く思わないこと，これこそ大事なことだと思います。市民の心を一つに難題に取り組みたいものです。

さて，一般質問に入ります。

１，市長が考える末広・港土地区画整理事業のビジョンについて。（１）土地区画整理事業の進捗状況について。①土地区画整理事業の進め方とプランのどこまで進んでいるのか質問をいたします。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いします。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

建設部長（本山末男君）　それでは末広・港土地区画整理事業について答弁させていただきます。

末広・港土地区画整理事業につきましては，平成１６年度から平成３０年度の事業期間となっております。議員御承知のとおり，区画整理事業は基本計画の策定から精算金の徴収，交付まで段階的に進めていく事業でございます。平成２１年度以降の状況につきましては，平成２１年度に土地区画整理審議会を設置し，新たに定められる土地の位置など換地設計案を作成し，平成２２年度から現在まで対象者５８名中５７名の仮換地指定を行ってきたところでございます。本年度末には都市計画道路，末広・港線の工事に着手し，末広側につきましては平成２９年度内完成を予定しており，商店街の新しい街並みが形成される見込みとなっております。以上であります。

２番（林山克巳君）　ありがとうございます。この流れのプランに関しましては，全員協議会でいろいろな説明がございまして，前日も同僚議員の質問のほうにも質問がありましたので，その流れが分かりましたので，ここの１番に関してはこれで次に次の質問に進みたいと思います。

次の質問が２番，中心市街地活性化基本事業一覧のバスセンターの概要について。工程年度について，または基本構想についてなんですが，これは私はいろいろなこの今回の計画の中で，このバスセンターというこの計画がですね，もうどうしても本当は一番大事な計画のプランではないかなと思うんですが，それが説明でおきましたら，今度３３年度，いや違う，３４年以降となってるんですよね。で，この一応構想をまず聞いてからその後お話したいと思いますので，よろしくお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　バスセンター民間複合施設の件でございますが，公共交通機関による中心市街地へのアクセス向上，併せまして市民や観光客にも分かりやすく利用しやすい交通拠点を形成する集客施設として位置づけているところです。具体的な施設の概要につきましては，現在中心市街地活性化協議会の民間事業部会において独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受け，専門家も含めた検討を行ってるとこです。これまで５回開催した部会の中では，バスセンターの機能と併せて観光案内所，物産コーナー，飲食施設を併設した複合施設の提案がなされているとこです。また，隣接する公園と連携した青空市場や施設の上層階に事務所のテナントや宿泊機能等の意見も出されているところで

す。年内にあと１回開催予定の部会での議論を踏まえ，最終的には中小企業基盤整備機構が構想案をとりまとめ，中心市街地活性化協議会へ提案する予定となっております。市といたしましては，今回の専門機関からの提案を受け，今後実現の可能性や事業手法などについて詳細な検討を進めるとともに，具体的な事業計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

２番（林山克巳君）　そのバスセンターの内容の方は分かりました。この構想も分かりました。で，ここでちょっと質問したいんですが，どうしてこのバスセンターが一番私がこのいろんなこうコアがありますけど，大事，大事なのではないかなというどうしてそういう質問してるかどうかお考えをちょっとお聞きしたいんですが，よろしくお願いします。どうしてこのバスセンターの重要性がどうしても一番大事という話を私してるんですが，どうして私がそのちょっとお考えをちょっと聞きたいんですよね。私がそう言ってるのはなんでかなというお考えをすいません。

商工観光部長（菊田和仁君）　林山議員のお考えを私の方が推察するのは大変難しい面がございますが，冒頭私が申し上げたとおりですね，まずは中心市街地へのアクセスを向上すると。それから今現在市民も観光客もですね，一つの拠点の場所からいろんな路線に乗り継ぐ拠点の場所がないということで，これが私どもも一番重要だと考えておりますので，林山議員の思いも一緒じゃないかなというふうに考えているとこです。

２番（林山克巳君）　すいません，ちょっとおかしなことを話しましたけど。本当に私の意見はもうそのとおりなんですよね。で，何でかと言いましたら，いろんなとこ私も視察しましたけど，鹿児島もそうなんですよね。鹿児島も空港まで高速バスがあって，そこが中央駅の前にバスセンターにまず人を集めて，そのあと天文館に行くんですよね。福岡もそうです。全部話を聞いてきました。そこのバスセンターとその一応その街並み，駅，全部きれいにこうマッチさせるんですよね。何でかと言ったら，人が一気にこういろんな観光客も含めて来るもんですから，それに伴って一気にその需要，いろんな需要がこう生まれて来るんで，だからどうしてもこのバスセンターがこの３４年というのは，３０年までに今からの計画として世界自然登録，その他西郷隆盛の大河ドラマ，自衛隊誘致はまた別のあれかもしれませんが，もういろいろなまたオリンピック，それから国体，もう本当にこう来る時にこのバスセンターの拠点というのは，ただ各地域の物流だけじゃなくて，もうここをどうしても急いでできないものかなと。測候所が国の管轄なんでなかなか難しいと思うんですが，やっぱりそういうチャンスをつかむかどうか，ここものすごく大事で，そしたら例えば商店街にしても，店を今出せと言っても，どうなるか分からんところに事業してる人たちが投資してやろうというのは，もうよっぽどな方なんかって思うんですよね，資本金があって余力がある人。だけどある程度人が集まれば，もう競争で，ああ，私も入る，私も商店街に入る。だからとにかく人を呼び込むこと。そこにはこの拠点と言うか，この三つのコアの中で一番大事なんですよね。だからこのあれを昨日の話だと，その公民館は前倒しで３２年，３１年ですかね，前倒しになってるんですよね。で，この子育て保健福祉，これが１年遅くなってるんですね。測候所は国の管轄なんで難しいかもしれませんけど，ここをもうちょっと何とか早めにもう少しこうできないものなのか，そこをこう市として取り組めないのか，そのことに関してちょっとお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　私どものこういった特に測候所跡地の特にバスセンターなどの構想についてはですね，国のほうとも何度も協議をさしていただいております。その上での国の方の回答と言いますか，御返事はですね，もう御承知かと思いますが，測候所移転後になるというのがまずございます。測候所の移転につきましては，現在埋め立て中のマリンタウン地区へ予定している合同庁舎が建設した後にそこに測候所が移るという予定になっておりますので，計画，設計，建設に４年程度かかるという

ふうに今お話を伺っております。したがいましてバスセンターの私どもの構想はどうしても３４年度以降になるということでございますので，御理解をいただきたいと思います。

２番（林山克巳君）　内容は分かりました。埋め立ててあるところのそれができないことにはなかなか難しい，先に進めないということなんで，もうそれは分かりました。そしたら，そしたらどうしたらいいかというのをもうこれは要望です。それはもうもう３４年以降になるというのはもう３３年以降になるというのはもうこれは仕様がない，もうどう考えても無理でしたら，だったらこの中で本当にそういう人を呼び込むバスの流れ，それをもう一度私これはもう要望ですので考えて，何とか３０年，もうもう本当に大変な人数が来るのはもういろんな例から言ったらもうもう分かりますんで，そこの対応を是非考えていただきたいなと，知恵を出していただきたい。そのためだったら私も協力をどんどんいたしますので，よろしくお願いいたします。もう２番の質問はこれで終わりたいと思います。

３番の質問なんですが，名瀬港のマリンタウン事業についてですね，これに関して昨日伊東議員のほうからも質問がありましたので，これもいろいろこう分かりますが，一応確認で，商店街の人たちがやっぱりいろいろ心配しとったり，また，商店街じゃなくても事業をしてる人たちが，いろいろ小売店やってる方々がちょっと心配してますので，その点でちょっと再度確認しますが，商業施設の中で大型小売店だとか参入，そういうあれはないものなのか。もちろんあそこは借地じゃなくて全部売却という形になってると思うんですが，その辺を含めて答弁をいただけたらいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　名瀬港マリンタウンにつきましては，昨日答弁しましたとおり，平成３１年度初めから土地の公募にかかる事務作業を開始する予定としております。土地利用計画につきましては，本年３月に実施しました土地需要調査を元に土地利用検討委員会を開催し，８月に新しい土地利用計画を策定したところでございます。観光関連施設用地，流通関連施設用地，娯楽サービス施設用地，交通関連施設用地，住宅用地が配置されておりますので，御質問の大型小売店の商業施設用地は入りませんので，御理解いただきたいと思います。

２番（林山克巳君）　はい，ありがとうございます。もうその形で進んでるというのが皆市民の方々含めて確認が取れたと思いますので，その中で今の商店街の街とは違う新しいまたそういう場所ができるということで，ある意味夢のある二つの場所がこう一つの場所がこう出来上がって，今の商店街とこうなってうまく組み合わせていければいいなと思っておりますので，よろしくお願いします。それとそれに関連してもう一つだけですね，さっき測候所の話もしましたが，そこの埋め立ての中に公共の施設，そこを公共の施設が入ってくると思うんですよ，国の管轄のものとか。それはどのぐらいのその敷地面積を予定しているのか。どんなものなんですか。その場所をちょっとどういうものなのかお願いします。

建設部長（本山末男君）　マリンタウン整備区域内の公共施設用地でございますが，事業計画の区域の北は名瀬新港側寄りでございますが，そこに２区画ございます。そのうち１区画は国の合同庁舎用地で，もう１区画は市の関連庁舎用地を計画しております。この面積につきましては，現在８，５００両方合わせてですね，８，５００平方メートル程度を予定しております。

２番（林山克巳君）　はい，分かりました。やはり国のほうからいろいろそういういろんな施設，こうやっぱりそういった人口も増えるし，いろいろそういう公共施設がなくなったりとかいろいろすると，やっぱりそこでいろんな流れが変わってきますので，今回いろいろな方々が島に入ってくるということで県外の方なんかも，この公共施設というのも大事な一つじゃないかなと思っておりますので，よろしくお願いいたします。大体いろんなことは分かりました。埋め立ての面とか，商店街のとか分かりましたので，この質問はこれで終わりたいと思います。今私が質問してるのは，今まで私のものすごく希望で

こう質問してましたけど，今回は本当に市民に聞いて，何が皆何を知りたいのか，何を求めているのか，その中で私は質問していきます。その中でやっぱり奄美大島と言ったら，２番の質問ですね，大島紬。これは皆もう今から大丈夫かなとかいろいろ言いますけど，実はやっぱり誇りに思ってるんですよね，皆市民の仲は。だからその大島紬についてこれからどうしていくものなのか，それをちょっとお聞きしますが，過去５年間の業績推移，もうこれ業績言ってしまうと，大変長くなりそうなんで，この前ちょっと話し合いで話し合いが勉強会がありましたよ。ここに二つの決算書類，こう私持ってます。で，貸借対照表に関しては，もういろいろな全体の絡みでこう調整したいろいろこう工夫があると思うんですが，もう私の場合はもう本当分からないもんですから，単純に損益計算書で売り上げがあって仕入れがあって，で，そこから引いて，あと経費，人件費を含めて。それがどのようになってるかの推移を，だけをこの５年間どういうふうになってるかを教えていただきたいんですが。よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　今の御質問をですね，登記損益の方が一番分かるんじゃないかということで答弁をさしていただきます。５年間ですが，紬組合の登記損益ですが，平成２３年度は８，１１９万８，０００円の黒字，平成２４年度は１，４４１万円の赤字，平成２５年度は１，３９６万２，０００円の赤字，平成２６年度は１，１６７万円の黒字，平成２７年度は８，２１８万７，０００円の黒字でございます。平成２３年度，それから２７年度の黒字につきましては，紬組合所有地を売却した収益によるものです。それから２６年度の黒字は，本市所有の共同糊貼り場，これを紬組合に無償譲渡した資産増によるものです。販売組合のほうですが，の登記損益は，この間ずっと赤字が続いております。平成２３年度が６４０万８，０００円，平成２４年度は４９８万５，０００円，平成２５年度は３４８万４，０００円，平成26年度は６５０万５，０００円，平成２７年度は４８５万３，０００円と全ての年度で赤字となっております。状況はこういう状況です。

２番（林山克巳君）　本当にこう紬がだんだんとこう衰退していく中で，また着物を着る市場もだんだん少なくなっていく中で，大変な御苦労だったと思いますが，だけどこれはどうしてもこれから紬をどうやって再起させていくかということで，どうしてもそれは目を背けるわけにはいかないことだと思うんですよね。それを分かりながら，さあ，これから議会もですけど，市民もそうですけど，一緒にどうやって取り組むかというのを考えていかなけりゃいけないと思うんですよね。で，私はもう単純に今のその売却益なんかもなんですけど，紬組合と販売組合の単純な損益，普通の登記じゃなくてですね，あれを出してみたんですが，やっぱり経費なんか引いてこっちの紬協同組合が１４４万６，４８０円のこれが赤字ですね。で，こっちが販売協同組合がこれが２２４万９，８６４円の赤字になってるんですよね。資産をこう入れて出したりとか，いろいろありますけど，とにかく紬というのは今本当厳しい状況になってます。だけど，このさっき言った単純ないろんなのは別にして，土地を売却したとかいろいろなことは別にして，売り上げからその本当に経費と人件費と引いて，全部，仕入れを引いて，それがうん，これがもう一番の大事な話であって，これを何とか黒のほうに持って行かなければ，これからの大島紬はちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですよね。で，それが分かった上で次の質問にいきますね。

これものすごく大事なんです。この前の会議でこれがあったんですよ。２番の質問にいきます。平成２８年７月に，組合員対象アンケート調査を東レ研究所が実施していますが，その結果を踏まえての見解をお願いしたいんですが，その前に東レという会社がどういう会社か御存知ですかね。ちょっとお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　国内ではですね，かなり大きい繊維業界の一つだと理解いたしております。

２番（林山克巳君）　実はまずそれを東レの話をする前に，そしたらその今回のそのアンケートの調査とその結果，そしてそれに対する見解をちょっとお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　今回のアンケート調査につきましては，本場奄美大島紬産地再生計画策定の一環として，東レ経営研究所によって実施されたものです。その調査結果につきましては，１１月２１日に行われました検討委員会の中で概要が報告されたところです。調査対象は紬組合及び販売組合の組合員の他，瀬戸内の場合は織子さんも含まれております。今回の調査を通じて技術者不足や市場の変化による産地の生産体制の見直しを迫られていること。大島紬の魅力について産地側と消費者側で食い違いがあること等々が明らかになってきております。なお，今回のアンケート調査の回答率はですね，１７パーセントということで，大変低いわけですが，紬業者の当事者意識の低さが指摘もされているところです。組合員としての登録は残っていても，生業としての製造販売を行っていないケースが増えているのではないかと懸念もしてるとこです。東レ経営研究所の調査は，他産地や県外流通企業でも実施されており，これらの結果の詳細については，計画策定作業の進捗状況を見て，まだ調査の実施のまだ途中段階でございますので，改めて御報告をさせていただきたいと存じます。以上です。

２番（林山克巳君）　このアンケートというのがものすごく大事なことだと思うんですよね，私はこの本当に東レさんが紬にやっぱり関心があって，また，島のその生産者，販売の人たちがどういうふうに考えているか。その中でこれから東レの会社自体，もしかしたら東レの会社自体が何かこう紬を使ったことができないものなのか。いろいろこうアンケートの中にもいろいろ考えながらやってると思うんですよね。どうしてそういう話するかと言いましたら，東レはですね，東レはもう非常に大きい会社なんですよ。２兆５，０００億ぐらいの会社。繊維では帝人が一番なんですけど，帝人を抜いて２兆円です。で，ユニクロと今組んで，ユニクロと一緒になって繊維の方，炭素繊維というのがあるんですが，繊維会社なんですよね。で，これも一気にそういう意味じゃグアーンと東レは伸びていってるんですよ。その中で今必要なそういう繊維を一番今やっているのが飛行機，飛行機会社にずうっともうすごい金額で納品をしてるんですが，私が言いたいのは，紬は紬でこう販売努力いろいろするんですが，これから先いろいろなのを整理しながら違う発想で，新しい発想，せっかく東レさんと接点があるんでしたら，いろいろなのをこう糸から考えたりとか，いろいろなのを工夫して，もう努力して何とかそこを持って行くというよりも，何か接点が持てたらいいなあと思ったもんですから，あえてこの東レのアンケートが，たかが東レのアンケートだけど，私はこれを見て，おお，東レがこういうアンケートを島の販売員，組合員にこうやってるなと思って，ああ，これはすごいなと思ったもんですから，ちょっと今日そうやって聞きました。もう紬はどうしても大事な産業なんで，その辺を考えながらやっていけたらいいなと思いますが。それとその営業といって３番の質問に入っていきます。営業の取り組み，そのどういう取り組みをしているか。イベントが年に何回ぐらいあるか。で，なかなか厳しいんですが，経費ってどのぐらいその営業経費で掛けているものなのか。どんなもん，実態がちょっと分かりませんので，お願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　それぞれの販売事業についてちょっと御説明をさしてもらいます。紬組合の販売事業につきましては，問屋または小売店が反物を借りて販売した代金のみを組合に支払い，残りを返品するいわゆる委託販売が中心となっております。平成２７年度の売り上げは３６０点，売上額が４，１２９万９，０００円，それにかかる経費は３２８万５，０００円となっております。それから販売組合の販売事業でございますが，委託販売と併せてクルーズ船寄航時の出店なども行っております。平成２７年度の売り上げは９３点，売上額が１，１３３万４，０００円，これにかかる経費が１３８万３，０００円となっております。以前は観光物産展などに際して販売組合の職員が各百貨店の外販部と

共に積極的に販売を展開しておりましたが，現在は組合員，各機屋数社が祭事に参加することはございますが，両組合が自ら販売に出向くことはほとんどないというのが状況でございます。

２番（林山克巳君）　大体組合，販売組合と紬，大島紬協同組合と販売協同組合のどういう形態なのかというのが分かりました。数字的なものは本当にいろいろ見方はありますので，それに関してはいろいろ話はいたしませんが，もういろいろな努力をしながらやっていけば，必ず私自身は紬からの恩返しが来るんじゃないかなと私は思ってますので，頑張ってください。議員としても協力いたします。

最後に，そのふるさと納税の返礼品のアイテムにその紬，紬がですね，紬の商品が入ってるのか，その実績どのようになってるのか，ちょっとお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　７月から始まっておりますふるさと納税の返礼品の紬関係の実績でございますが，販売組合から２反の反物が出ております。また，紬組合では小物数点が出ている状況です。ふるさと納税は年末に集中する傾向があると伺っておりますので，今後の大島紬への注文が増えることを期待しているところです。以上です。

２番（林山克巳君）　いろいろ内容が分かってきましたが，そのすいません，ここに関連してなんですが，その残ってるその反物の在庫，これはどのようになっているか，もしよければお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成２７年度末の時点で申し上げます。紬組合が所有する在庫の反物は１，４９２点，販売組合は１，３８８点となっております。参考までに平成２４年度末は紬組合が２，５２１点，販売組合が１，７８６点になっておりますので，在庫の方は減少しているという状況です。

２番（林山克巳君）　分かりました。もうどんどんいろいろな市の方もいろいろなこう助成して，何とか紬を出るようにし，努力しながらどんどん減っていっております。おると思いますので，この反数とにかく減らすことが，最後までなくなってからまた次にいくというのはもう一番私は大事なことじゃないかなとは思ってるんですよね。で，販売する側が販売が増えないことには，いくら生産者作れ，作れと言っても，私のこれは意見ですから，生産者をいくら作れ，作れ，さっきのあれと一緒ですよ，観光の店を出すのと一緒で，どうしても販売するのが増えんことには，増えれば生産者がいない，いないと言っても，ある程度織り賃も高くなれば，ああ，じゃあ私もしよう，そうなってくるんですよね。だけどそれがないのに，生産をこう進めるというのは，する方も不安になってくると思う。どうしてもだから販売する，紬の販売，また紬に関連する販売，そっちが伸びんことには，伸びさえすれば大変だけど，やろう，やろうという人たちが出てくると思いますんで，何か工夫しながらやっていただけたら有難いなと思います。紬のことに関してはこの辺で質問を終わりますが，もうこの紬は是非奄美の宝ですので，いろいろと私も一緒に取り組めたらいいなと思いますので，よろしくお願いします。

紬は終わりまして，ふるさと納税，ふるさと納税，昨日津畑議員のほうから質問がありましたので，大体その内容は分かりました。ただ，津畑議員が話してることがどれだけその伝わってるのか，それをもう一度聞きますが，その中でまずふるさと納税，元々ふるさと納税は国から地方に人の流れとお金の流れをするということでの人数が少なくなっていって，地方交付税も少なくなる中でこうそこをまずやってきて，御礼に対して返礼品いうのが出て，返礼品が先じゃないんですよね。だからそれがそこをこう考えながらこれからそのふるさと納税というのを意味合いを考えなければ，返礼品があれだからっていう考えというのは，たまたまそれが産業になっていったり，アピールしたり。ふるさと納税だけじゃなくて，ふるさと納税の返礼品で動いたら，自分たちでインターネットでできることだって実際やってるんですよね。だからそれを含めた上で，このふるさと納税は最初のその推移，もう一度推移をお聞かせください。お願いします。

総務部参事（久保信正君）　それでは奄美市ふるさと納税の推移について御説明さしていただきます。まず，２８年度の申し込み件数と申し込み金額の推移でございます。４月は８件で１１万円，５月は１２件で２８万円，６月は１４件で６１万円，７月からＪＴＢとの契約がスタートしておりますが，７月は２５３件で６８６万円，８月は１８０件で５０５万円，９月は１９２件で４７３万円，１０月は３３４件で９４３万円，１１月は４１０件で１，５１０万円，合計１，４０３件の４，２１７万円でございます。

２番（林山克巳君）　よう今の話を聞いたら，本当にこうふるさと納税も７月からＪＴＢに変わりまして，こう伸びていってるなと思うんですよね。で，もう一度聞きます。ふるさと納税，１万円の商品があるとしたら，メーカーにどれだけ残って，その掛け目がどれぐらいでこうできてるかっていうのを。で，ＪＴＢが１９パーセント，で，４０パーセントがメーカーの分。送り賃なんかも要らんですよね。で，残りが何パーセントですかね，４０だから。残り１割が１割が決済手数料ですね，ヤフーの。だからその辺をもう一度ちゃんと説明していただきたい。その中でどうしてその手数料が高いと思うのか，皆が，そこをまた聞きたいんでお願いいたします。

総務部参事（久保信正君）　奄美市はＪＴＢとふるさと納税にかかる業務について委託契約をしております。ＪＴＢは全国で寄付金額がトップ５に入っている宮崎県都城市，静岡県焼津市，鹿児島県の大崎町とも契約をしております。している実績があります。委託内容につきましては，市と寄付者の間に立って特産品の申し込みから事業者への支払いまでの業務や特産品のPRを行う媒介手数料がございます。それからこの宣伝をして日本経済新聞などで見開き１ページを使って広告なども行っているようでございます。また，１ストップ特例制度の対応やクレジット以外の受け付けにかかる事務手数料がございます。奄美市からＪＴＢに支払う委託料は，納税額に対して事務手数料の９パーセントと，特産品にかかる５０パーセントの計５９パーセントが支払われます。その５０パーセントのうち特産品代が４０パーセント，媒介手数料が１０パーセントとなっております。特産品の価格設定につきましては，地元の事業者が商品代金に送料を含んで設定した金額になっておりますので，特産品を取り扱う事業者がＪＴＢに支払う費用はなく，事業者の負担はゼロでございます。

２番（林山克巳君）　はい，同じ答弁を昨日と同じだったと思いますが，やっぱりどうしても大事なのは，手数料は置いといてちゃんと作る側に４割残るんですよ。送る運賃はまた別で４割残る。送る運賃はかかりませんから。そうすると，私なりにそれはある程度妥当なラインと私は思っております。で，１回目の質問の時に話したと思いますが，もう都市名を今言いましたからですけど，都城なんかは元々体制３００万か５００万ぐらいから始めてこうやり出したもんですから，もう自分たちでやったんですよね。だけど，それのふるさと納税の協力する生産者がおったかと言ったら，いなかったです，１社です。これはJAの農協さんのスーパー１社だけです。後は何でかと言ったら，ふるさと納税が自分たちが利益が出ないと思ったからですよ，皆。それ探すの大変なんです。頭下げてお願いしてやったんです。そこにくるまでに努力をずうっとしていきながら，ある程度数字が読めたから，今度は各製造メーカーもこう出てきたんですよね。で，ＪＴＢに今度は委託をした，ある程度もう読めるから。たけど，もう７月に，奄美市はもうＪＴＢにもう委託をしたんですから，もうそこをした以上はそこからそういう伸びの中で１年間やっていくか。で，ただやっぱり問題出てきたのはそこなんですよね。その下積みがないもんですから，いつも作ってる商品だから，ふるさと納税用に作ってるわけじゃないんで，ただある商品なんでそんな支障はないけど，やっぱりそれに対して１個，２個と３個とか選ばれなければ出ていきませんから。そこでのいろんな気持ち的なもんとかコスト的なもんとかやっぱり他のを含めて人件費とか含めて，もうちょっと良くならないかなあと思うんですが。ここまで話した中で，１９パーセ

ント通常だと委託料というのは２パーセントか３パーセント，５パーセントぐらいなんですよ，口座のやり取りだけでは。それはもう各問屋さん知ってる，５パーセントぐらい。上乗せして９パーセント。だけど，今言ったみたいないろいろな管理とかするから１９パーセント，あれも当然のことなんだけど，だけど，そこ手数料をもうちょっと上げて努力をしてほしいなあと。もうちょっと生産者が，こう生産者というか，業者の人が利益が出るように持って行ってほしいなあという気持ちがありますので，そこは何とかこれから先流れの中でまだ始まって５か月ぐらいですけど，金額が大きいですから，そこの考えをちょっとお聞きしたいんですが，お願いします。

総務部参事（久保信正君）　先ほども説明しておりますけども，奄美市のふるさと納税はこの７月からスタートしております。で，これに参加してる事業所数が約４０社あるんですけども，なかなか理解が得られないところもありながらの７０社でございました。で，まだまだいい製品を作っている事業所もたくさんあります。そういう方々にも今声を掛けさしてもらってはいるんですけども，理解が得られないところもありますので，このふるさと納税で実績を出してですね，先ほど議員がおっしゃったように協力をもらえるような事業所を増やしていきたいと考えておるところでございます。

２番（林山克巳君）　もうそれでせっかくふるさと納税というのは，その返礼品がさっき言いましたけど，返礼品が先じゃなくて，やっぱり地方ちゃんとその寄付が増えていってやるというのが先だけど，やっぱりそのお陰で産業が育っていくというのはもう連動なんでですね，今の話を聞きましたら，始まって間もないんで，あと半年，１年，そうしながらある程度の何というんですかね，金額が見込めれば，今度はそういうところも考えてくれるという話だと私は理解しましたので，それを聞いたら本当今の島の製造業者の人たちも何とかそこまで工夫して計画立てたり工夫しとこうかなという気持ちになりますので，人は夢が夢を持てばやっぱり一生懸命動きますんで，その辺よろしくお願いいたします。で，一応もうふるさと納税のことに関してはこれで終わりますが，実はこれ最後に，最後にふるさと納税，これ日経でふるさと納税のあれが出てるんですよね，この新聞に。奄美大島はこの奄美，奄美市だけなんですよ。鹿児島県奄美市。すいません，失礼。持ち込んだのはいいかどうかをあれだったですね。すいません。今のはちょっと失礼しました。日経新聞に奄美市がふるさと納税で取り上げられたというのは，これは嬉しいことですので，ちょっと早くしてしまいすいませんでした，失礼しました。一応これでふるさと納税は終わりたいと思いますので，じゃあ，４番目，一応もう少しありますが，４番目のバニラエアとＪＡＣについて。これも本当に今から大事なことのような気がするんですが，ここはもういろいろな財政，いろいろな財政面とか，いろいろな流れとか奄振とかいろんなのをこう知れば知るだけ，ああ，しっかり考えなければ，単純に考えて物事を言ったらいかんなというのを私自身もよう勉強になりました。その中でまず市からの助成金，奄振交付金からの金額，まず①市からはいろいろありますが，ちょっとその辺をお聞かせください。よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　そうですね，バニラ，ＪＡＬに対してですね，市のほうから直接助成金というのはございません。そういったことではなくてですね，まず今現在奄振交付金でやっております離島軽減の事業につきましては，離島住民の軽減負担のための航空航路の運賃軽減事業というのがあります。それから大都市から奄美のほうに閑散期に観光客が来やすくするようにということでやってる事業が交流需要喚起対策特別事業というのがあります。それから一昨年からと思いますが，沖縄路線との航空運賃の軽減等を含めて奄美琉球観光交流連携事業というのがございますが，それを全部ひっくるめてですね，国・県・群内の市町村がお互いに負担をしまして，事務局は鹿児島県が担っておりますが，奄美群島航空航路運賃軽減協議会というのがございます。そこのほうに必要となる事業費を全部集めまして，それぞれの事業に使ってるということでですね，ちょっと事業費を申し上げますと，平成２７年の決算で申し上げますと，この航路航空の運賃軽減にかかる先ほど申し上げました全ての事業で総事業費

がちょっと概算で申し上げますが，１６億７，８００万でございます。１６億７，８００万。これに対して国費が，国が交付金として先ほどの協議会のほうに負担しますが，これが１０分の６です，負担割合は。これでこの交付金の額が１０億７００万ということになります。それから県の方が１０分の２負担いたします。この県の負担金が３億３，５００万ということになります。残りを群内の市町村で同じ額ですね，１０分の２負担しますので３億３，５００万を負担するわけですが，これを群内の市町村の負担割合に応じて負担する奄美市の額が８，９４０万程度であるというような仕組みになっておりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

２番（林山克巳君）　８，９４０万が奄美市の負担になってるということですね。各市町村皆で協力し合ってくるのが皆恩恵が受けますので，そこなんですが，それを理解しながらこの２番，これを私決算書を見て，で，この配当金てのは大きいですね，これ。このＪＡＣからの配当金，バニラは全日空系列なんですよね。で，ＪＡＣは本社はたぶん鹿児島の空港のこっち側に右側にこうあると思うんですが，この配当金というのは，これは私ちょっと部長のほうから金額を言っていただきたいというのと，この配当金の推移，この３年間。だけどこれも助成があってからぐうと伸びているのと，自然遺産登録を見据えたり，観光客が来てから増えてる。だから年度で違ってくると思うんですが，これを３年間，この過去３年の推移を教えていただきたいというのと，この株主投資資金，たぶんＪＡＣの株主になってるんです，奄美市は。この投資資金がいくらぐらいかをちょっとお願いいたします。

市長（朝山　毅君）　それでは林山議員にお答えいたします。

議員御承知のとおり，ＪＡＣは奄美当時１４市町村が出資をいたしまして，奄美群島内の住民が航空便を確実に利用できるような環境を作るためにということで，ややもすると会社がなくなろうとした時に，それではいけないということで出資をし合ってやってまいりました。そのうちＪＡＬが６割の資本金を奄美群島１４市町村当時，現在は１２市町村になっておりますが，そのが４割の株を出資金を持っております。そこで奄美市においては合併をいたしましたので，奄美市の出資金は３，０００万円になっております。ＪＡＣから以前は大変厳しい経営環境でありましたが，ＪＡＣの取締役並びに職員の努力により今非常に経営も安定いたしております。そういう関係で，ＪＡＣからの配当につきましては，平成２４年から配当がなされ，２６年には金額にしますと１，８４０万６，０００円，２７年度が１，７３５万１，０００円，２８年度が２，５３３万６，０００円，合計で９，５６２万６，０００円に配当を受けております。その配当金は毎年市において地域振興基金に積み立てております。昨年度と今年度につきましては，その一部を大島本島内５市町村と喜界町で構成する奄美大島喜界島航路対策協議会において整備をいたしました奄美空港内の地上機材等の購入費として２年間にわたって１，１７０万８，０００円を取り崩してその機材購入等に充てております。そのように，今ＪＡＣはお陰様で交流人口も増え，搭乗率も高くなり，経営的には安定した経営を行っているところであります。したがって，毎年構成市町村の株主に対して配当があるという状況であります。以上です。

２番（林山克巳君）　もうこの配当金というのは本当にいろんな方々の協力，努力でなっていると思うんですが，もう本当に投資資金が３，０００万，で，本当に合計で９，５６２万，本当にそういう意味ではその配当だけに限らず，ＪＡＣの売り上げが利益がやっぱり観光客の増加に伴い増えていくということなんですよね。だからそれが努力すればするほど配当金も上がってくるような形になっていくと思いますんで，今から先東京，大阪からバニラなどがこの奄美空港を拠点にして，そこから徳之島行ったりいろいろなところに行く中で重要な位置づけになっていくと思うんですが，そこで配当金の推移はもう大体分かりましたけど，使途と金額も今話されたとおりだと思いますので，もうここはこれで終わりたいと思いますが，最後に，この関西便の取組みも昨日話されました。今一生懸命取り組んでいってると思うんですが，そういえば取組みとしてはもういろいろな努力をしながらやってると思いますんで，是

非これをこれからいろいろな案件がいっぱいありますので，そういうのに合わした企画を作ったりとか，いろいろお願いしたいなと思います。関西便は，もう関西便が来る時というのは，もうそれは私も関西結構島出身で多いもんですから，それを準備体制をしっかりしなければ，ただ関西便が来たからいいと喜んでいる，だからその準備がやっぱり１年ぐらいはかかってくるんじゃないかなと私自身は思いますが，是非この関西便よろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君）　以上で自由民主党　林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時３０分再開いたします。（午後１１時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引続き一般質問を行います。

自由民主党　川口幸義君の発言を許可いたします。

１１番（川口幸義君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。

平成２８年度第４回定例議会において一般質問をいたします自由民主党の川口幸義でございます。

一般質問の前に私事で申し訳ございませんが，皆様方にここで御礼を述べさせていただきたいと思います。先般１１月の２４日に私の孫の件でございます。鹿児島県の教育委員会，更に奄美市の教育委員会，名瀬中学校の関係者の皆様方の後押しによりまして，鹿児島県代表として全国の中学校英語弁論大会に参加させていただきました。幸い上位に入ることはできなかったものの，大きく成長されたものかと思います。孫のことでございますので，自分で自ら論文を考えて英語に換えて発表するということでございます。国際社会における日本人の日本人らしいあり方ということで本人は論文を述べております。またこの際，去る３日におきましては，奄美市のナカドチェスのいわゆる交流事業につきましては，文教厚生の皆さんのお陰様をもちまして，この場でも交流事業の発表をさせてもらう機会をいただきましたので，心から感謝を申し上げ，有難く思っております。よろしくお願いします。

それでは一般質問の前に少々私の所見を述べさせていただきます。去る１１月２２日の早朝，東日本大震災の被災地を再び襲った福島沖地震による津波避難場や高台に逃れた人々は一様に安堵感を漂わせた。各紙報道などから辿ってみた。その一方で，大震災の時と同様に避難をしなかった人も多く，心配する声もあった。一部地域では避難場がスムーズに開設されず，困難も見られた。住民からは不満も漏れたようであります。東日本震災の状況を思い出しながら，すばやく判断をし，行動できた福島県いわき市の某グループホームの職員が振り返る。２２日早朝の地震発生当時，施設にいた職員は二人であります。津波警報発令から１０分も経たないうちに，近所に住む職員ら７人がホームに駆けつけた。大震災で多くの住民が死亡した久之浜地区，当時は近くの川に津波が押し寄せ氾濫寸前だったと恐怖が職員らのすばやい行動につながったと各紙に報道されておりました。災害は忘れた頃にやって来る。私たち奄美市は台風常襲地帯でもあり，危機管理は十分に備えてあります。初動体制が災害を最小限度に食い止めることができると思うが，本市の危機管理は日常から臨戦態勢にあって，市民の安心・安全が守られることを期待をしているところであります。一部の地域では，震災の教訓が生かされたと報道もありました。

これより質問に入ります。

１番目に市長の政治姿勢についてであります。（１）建設業者の資質について伺います。①ＩＳＯ９００１番について伺います。②番，ＩＳＯ１４００１番についてであります。③ＯＨＳＡＳ１８００１番について，以上の認証を受けることによって社会的に国際的に企業の信用度の目安になっております。建設業者は社会的公共の福祉に寄与する使命を負わなければなりませんが，本市の指名業者で数社

がＩＳＯの認証を受けておられます。品質の管理や環境問題，労働者の安全管理体制が守られることになります。

この後は質問席にて通告に従って質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

総務部長（東　美佐夫君）　お答えいたします。その前にお孫さんの受賞おめでとうございます。成長を期待したいと思いますので。

それでは答弁をいたします。まず，ＩＳＯの９００１番についてでございますが，まとめて３番までしたいと思います。ＩＳＯは議員御承知のとおりだと思いますが，国際間の取引きをスムーズにするために共通の基準を決める国際標準化機構の略でございます。通常はこの機構によって定められた規格のことを指すようでございます。これらの規格は番号によって整理をされておりますが，品質，環境，食品安全，状況セキュリティなどいろんな種類があるようでございます。御質問のＩＳＯの９０００シリーズ，１４０００シリーズ，ＩＳＯの２７０００シリーズとＩＳＯの中でもたくさんありますが，その中でも今回御質問の方はそれを中核と成す質問，番号の質問ということでお答えをしたいと思います。まず１点目のＩＳＯの９００１番についてでございますが，これは品質マネージメントシステムのことを言うようでございます。目的は単に良い製品を作ることではなく，良い製品を作るためのシステムを管理するということになってるようです。ＩＳＯの９００１のメリット，デメリットでございますが，メリットはコストの削減，役割の明確化，無駄の削減，業務で使用するツールリストの作成，新規取引先の獲得が期待できることなどが挙げられるようでございます。デメリットとしてですが，業務の増加，ＩＳＯ９００１の管理責任者の負担増，コンサルへの報奨金などがあり，競争力の強化などを必ずしも約束するものではないということが指摘されております。また注意点として，ＩＳＯの９００１の認証取得は，品質そのものを保証してるわけではないこと。二つ目が最小限の品質マネージメントシステムは整ってることの認証であり，優れたというものではないということが挙げられるようでございます。

次に，２点目のＩＳＯの１４００１番についてでございますが，これは環境マネジメントシステムのことを言いますが，目的は製品の製造やサービスの提供など自社の活動による環境への負担を最小限度にするよう企業体制を改善することと言われております。ＩＳＯ１４００１のメリット，デメリットでございますが，メリットは廃棄物の管理コストの低減，水道，電気などエネルギー消費の節約，企業イメージの向上につながり，信頼できる企業と認められ，販路等の拡大が望めることが挙げられるようでございます。デメリットはあくまでも環境マネジメントの認証となりますが，売り上げに直結するわけではなく，また審査やコンサルティングに関わる費用負担，計画実施に関わる社内での業務の負担が伴うこと，こういったことが指摘されてるようでございます。

三つ目の，これはオーサス１８００１番と読みますが，こちらの方は労働安全衛生マネジメントシステムを指すということでございます。目的はＯＨＳＡＳは自主的，継続的に運用することで労働者の健康と安全を守り，職場の効率と会社の社会的信頼を向上させることということでございます。ＯＨＳＡＳ１８００１のメリット，デメリットということで申し上げますと，メリットは安全な職場環境の実現，関係者からの信頼，モラルの向上，コスト削減，チームワークの向上，継続的改善などが期待できることが挙げられるようでございます。一方デメリットは，審査やコンサルティングに関わる費用負担，計画実施にかかる社内での業務の負担が伴うことということであるようです。で，以上の１から３ですね，ＩＳＯの１番からオーサスの方までの三つの共通の取組みということで，こちらの方はＩＳＯの要求事項においてＰＤＣＡサイクル，これはプラン，ドゥー，チェックですね，こういったサイクルを回しながら継続的に改善を図るということでございます。なお，ＯＨＳＡＳ１８００１番のほうです

が，近々ＩＳＯ規格として発効されるというような情報も得てるところでございます。以上でございます。

１１番（川口幸義君）　よく分かりました。このＯＨＳＡＳについてはですね，これは近年最近ＩＳＯを真似て参加したような格好になっておりますけれども，このＩＳＯのこれは１番，２番，まとめて今何ってるんですけれども，例えばこれは最もこれは建設業にこれは当てはまるあるあれがあるなと私は思ってるんですよ。例えば他の事業にもこれは当てはまるんですけれども，これはやはり社会的にも国際的にもこのＩＳＯの認証を受けることによって信頼がされるという一つの証ですけれども，企業にあっては，このマークを掲げることによって通りすがりの人は，ああ，この業者がこういう看板を上げてるということは，仕事もきちっとできるなと，信頼できるなと，こういう一つの僕は証だと思っておりますよ。それでですね，これは９００１については，今品質，これは必ず必要的なものを最低は守れということじゃなくして，ある程度のＩＳＯの認証を受けるということは，それについてはそれなりの責任を果たす。例えば公共事業の現場に入ったとしてもですね，仕上がり具合でも，やはり奄美市が検査に入ると。その時はやっぱり他の企業がするよりも出来上がりもかなり立派に出来上がってるなと，こういうことにも私はつながっていくのではないかと思いますよ。と申しますのは，いわゆる皆さんが公共事業を発注をすると，事業者はいわゆる４割は契約の段階で全登記いただきますので，残りの６割のいわゆる工事代金をいただくためには，皆さんから工事が終わって検査が終わって通らなければ残りのお金はいただけないわけですから，その仕上がり状況を見て，奄美市は６０パーセント以上であれば合格であろうと私は思うんですよ。ただし，鹿児島県はＡ級業者については８０点以上のいわゆる仕上がり状況を見てやってるような状況があるんですよ。必ずしも８０点じゃなくてもですね，仕上がり具合が非常にＡ級業者の場合は立派に仕上がってるというそういうデメリットの問題があって，ここのＩＳＯの認証を受けると，こういうことに賛同していらっしゃると思うんですよ。それからその環境マネジメントについては，いわゆるこの間大手のゼネコンのフジタさんは，地域住民を集めてですね，これからこういう作業入りますよと，何年かかりますよという皆さんに迷惑がかかる。しかしながら音もいろんなこう問題がかかってきますから，こういったものについての説明会なさいましたから，これについては皆さんは説明を受けて良かったよと，そういう声を私は聞いておりますから，これも一つのＩＳＯの目的はですね，この第１４０００，これについては環境マネジメントとこうなってるけども，この作業現場についての環境問題も特にこれは重要視をして，Ａ級業者はこれに賛同なさってるものかと私は信じております。それから部長が説明ありましたけれども，この労働者の安全ですね，３番目についてはやはり従業員の安全確保，安全に作業を済ます，無事故なくやっていけるというこういったものも含めてですね，これは最近ＩＳＯの近いものが出来上がったのではないかなと。これはもう十何年前からね，このＩＳＯについては僕は業者に資格取った方がいいよ，受けた方がいいよと僕はずっと進めておりましたから，これについては少々勉強さしていただきましたので，今日取り上げましたけれども，それについてはよく理解できました。それでは４番，④の本庁舎でＩＳＯの認証を受けていらっしゃる業者は何社ぐらいありますか。

総務部長（東　美佐夫君）　それではお答えします。本市のほうでＩＳＯ認証を受けているのは９００１番のほうで２４社，１４００１番の認証を受けておられるのが２０社でございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　かなり奄美市のＡ級業者として指名を入っていらっしゃる皆さんが２４社は９００１に認証を受けていただいてると。それから１４０００については，２０社ですね。だからかなり私はね，Ａ級業者としてこれは自慢してもいいかなと，このように思ってる次第であります。それでこれについては分かりましたので，それから本庁舎建設についてでありますけども，５番と６番は一緒に答えていただければ有難いと思います。資材の調達と書いてありますので，５番，６番は一緒になってお

答えください。６番まで言いますけど，この現場の資材の調達について伺いたいと思います。これはゼネコンが入ってますので，ほとんど奄美から資材を調達はしないと思ってるから，で，地元で唯一資材が調達できるのはもう生コンだけなんですよ，生コン。生コン業者は３社ありますから，これについてちょっとお聞きしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　ちょっと先ほどの補足になりますが，ＯＨＳＡＳのほうですね，持っておられる方までちょっと補足で答弁させていただきます。ＯＨＳＡＳの方を持っておられるのは，本庁舎建設の中でちょっと答弁をさせていただきますが，３ＪＶが関わっております。構成団体で申し上げますと１０社ということになりますが，そのうちＩＳＯの９００１番を持ってる業者が７社，１４００１番を持ってる業者が６社ございます。で，ＯＨＳＡＳ１８００１番については３社が取得してるという状況でございますので，こちら補足のほうで答弁させていただきます。で，５番と６番をまとめて答弁をさせていただきます。先般奄美市の本庁舎新築工事に関する安全祈願祭が関係者の出席の下執り行われ，本格的な工事着工を迎えたところでございます。御質問の本庁舎建設事業に関する資材調達につきましては，御案内のとおり，内装に一部地元産材を活用した設計となっておりますものの，資材の大部分が島外より調達をされるものというふうに認識をしております。そのような中で，奄美市で資材調達ができるものとして議員御指摘のとおり，生コンクリートがございます。島内に生コンクリート会社が数社ございますが，コンクリートを工場で製造して本庁舎建設の現場に打設するまでの時間基準がございますので，このことから調達会社が限られるものというふうに想定をしております。これまでの大型建築工事については，できるだけ地元産材資材を調達し工事を進めておりますが，生コンクリートにつきましても，一部の会社からの調達ではなくて，なるべく多くの会社が受注できるように工事施工に努めてるところでございます。現在本庁舎建設工事の施工計画作成中と聞いておりますが，できる限り地元資材の活用や地元企業への受注の拡大を図るなど，地域経済の活性化に配慮した施工方法の検討を工事管理者や工事施工者と十分に協議をしてから進めてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　部長，今述べられたようにですね，生コン業者，これはもう公共事業の場合は１時間以内に搬送される範囲内で生コン取らないといけないと思ってるから，で，そうであれば３社は何とか適合してるのではないかと，このように思っておりますので，そこら辺りは御配慮をしてですね，業者の皆さんにも我々自由民主党としても議会としてもですね，これは一応は申し入れをしていかなければいけないんじゃないかなと，このように思っておりますが，一応今部長の答弁を聞く限りでは，そういった偏った資材の調達はないものと一応私は理解をしておりますので，ひとつこの点はですね，十分御配慮を願いたいと思います。というのは，我々はもうここでしょっちゅう出入りしておりますから，生コンの車の色で分かりますからね，皆あの３社タンクローリーの色が変わってるから，同じ色ばっかり搬出してはまた困るなと。ということは，これは生コンの量から見ればもう１万以上の立米数がありますから，せめても分けていただけたら助かるなと，このように思っております。なぜならば，奄振予算のほとんどが戦後７０年間２兆円以上の予算が奄美に落ちてもですね，８割以上はほとんど本土に島の金は流れていっております。沖振法はまた別なんです。沖縄は逆に８５パーセントは歩留まりがあって，全て資材は地元で調達をするというもう沖縄県の頑張りがありますから，奄美と沖縄の違うところはですね，地元にお金が残らないというのはほとんど資材調達は本土に，だから８０何パーセントは奄振のお金はほとんど本土に行くんだと。だから何十年続いてもなかなか良くならない。こういうことを私は懸念をしながらですね，この問題も当局に対してはお願いしようかなと思ってこれを今回は取り上げました。例えば今日同僚議員が紬の問題，売り上げどうのこうのとおっしゃっておりましたが，大島紬はなぜ歩留まりがいいかということなんです。９割は大島紬は地元にお金が落ちるんです。たったの１割，糸代だけが本土に流れていって，加工からもう染めからね，染色から全て大島紬の場合地元

に９割方落ちるから大島紬で繁栄をし，島の人口も増えたということなんです。だから紬が衰退をすると人口も減る。景気も悪くなる。こういうことを考えた時に，我々はやはりこの島興しをするに当たってはやはり地元に歩留まりのよい産業をですね，議会議員としても，また当局と一緒になってですね，考えていかなければならないかなと，このように思ってるからであります。どうかですね，この本庁が今から始まりますけれども，そういった調達については十分御配慮をしていただきたいと思っております。これについてはこの辺で十分理解いたしましたので終わります。

それから大きな２番，教育行政についてであります。（１）番，本市のいじめ問題について伺いますが，昨今は皆さんも御存知のとおり，あの原発事故でですね，福島県から横浜市に避難した中学１年男子生徒がいじめを受けて不登校になった問題で大きな衝撃が走った。生徒の４０代の両親が１１月２３日報道陣の取材に初めて応じた。事態は１年以上も放置した小学校や市教育委員会の対応に全てが遅い，訴えを聞いてもらえず不信感ばかりが募ったと怒りをぶつけた。ここでですね，奄美市の教育長に伺いますが，これは横浜であったことですけれども，本市ではこのような問題はないと私は信じておりますので，ただ我々奄美市内では小さないじめとか，この種の問題，小さな問題が仮にあるとするならば，教育長はやはり現場主義の教育長ですから，あなたがいつも行動することによって，これは抑止力になってると私は信じておりますので，その点について教育長の見解を伺いたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　ではお答えを申し上げます。

今，議員からもございましたように，先般横浜市で東京電力福島第一原発事故によりまして自主避難した中学校１年生がばい菌呼ばわりされた上で１５０万恐喝されました。そういういじめが明らかになりましたし，また新潟市では担任の４０代の男性教諭から菌呼ばわりをされまして，友達からもばい菌呼ばわりされたいじめに遭い不登校になった事例があります。この問題で学校や教育委員会の対応の遅れがマスコミで大変厳しく指摘されているところでございます。いじめの問題につきましては，発見が遅れたり，教師や学校が適切な対応ができなかったりした際は，重大な問題に発展していく可能性があるとかねがね感じておりまして，その防止を進めているところでございます。いじめ問題につきましては早期発見，即対応，そして早期解決が最も重要なことである。学校では子どもたちの日頃の様子をしっかり観察することや保護者からの相談や情報を親身になって受け止めて共有し，学校が組織的に取り組むことが大切であるというふうに考えているところでございます。このことにつきましては，管理職研修会や生徒指導主任等研修会などで毎回具体的に指導を行っているところでございます。で，各学校におきましてはいじめ問題を考える習慣を設定したり，児童・生徒のアンケートを年２回以上全ての学校で実施しておりますし，教育相談などを通しましていじめの実態把握や早期発見に努めているところでもございます。また，学校生活や部活動などでの友達関係，先輩後輩関係などで悩みなどを抱えている場合は，先生方に相談するのは当然でございますし，スクールカウンセラー，あるいはスクールソーシャルワーカー及び委員会にございますふれあい教室相談員にいつでも相談できる体制を整えているところでございます。更に奄美市は若手の教職員が多うございまして，保護者への対応の仕方などを含めて教職員の生徒指導技術の向上も最重要課題であると考えておりまして，教職員一人一人のいじめ問題の解決に向けた資質の向上にも取り組んでいるところでございます。

次に，いじめ等における重大事案を防止するためには，児童・生徒，教職員の多忙感やストレスの蓄積を解消することも大切だと考えておりまして，そのためにスポーツ少年団活動や部活動の適宜休養を積極的に進めているところでございます。特に中学校の部活動につきましては，週に１日はノー部活動デイを取っていただいて，休養日を設定すると。そしてリフレッシュした状態で学校生活が充実するように取り組んでいるところでもございます。教育委員会及び学校におきましては，いじめ防止対策推進法に基づきましていじめ防止基本方針を策定して，いじめ対策に取り組んでいるところでございますし，教育委員会といたしましては，重大事案が発生した場合は，直ちに対応できるようにいじめ問題緊急会議を設置しているところでございます。しかしながら，そのような事案が発生することがないよう

に早期発見即対応，そして早期解決をするために努めてまいりたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

１１番（川口幸義君）　本市では今のところは大事に，大きな問題になるような点はないものと我々は信じております。教育長はもうかねてから毎日のように現場に走り回っていらっしゃるので，これについては市民の皆さんからもよく私は電話をいただいております。こんだけ動けば抑止力になるのではないかなと私は信じておりますので，それでですね，ここで横浜市のちょっと問題を取り上げてみたいと思います。両親は子どもは教育を受ける権利を侵害された。友達と楽しい時間を過ごすこともできず悔しいと訴え，いじめを受けていた当時の様子を続いて自殺しても仕方がないようで子どもがぼろぼろになったと明かした。一方で，死んだら何も言えない。助けてくれる大人が必ずいると，この子どもの言葉を伝えたいとの思いを代弁したと言われております。私はここがね，非常にね，胸を打たれたんですけれども，まだ我々大人はですね，子どもからね，もう信頼をされてるという一つの証だと思うんですよ。友達が東北の大震災でたくさん亡くなったので，僕は死のうと思ったんだけれども，死ぬのはやめた。学校は行かなくてもいいから生きていこう。そうすることによって自分が言葉で話することによって助ける大人がいるということを彼はちゃんと手記に書いてありますからね，ここら辺りを聞いた時に僕は非常に，その頃は私は東京に２３日はおりましたから，で，東京新聞を見ますとですね，この子どものこれはもう奄美でも大きな衝撃があったんですけども，文科省はもう１１月が，先般ですね，有識者会議をもってですよ，まず子どものいじめについては文科省としては最優先課題であるということを有識者会議の中で申し合わせをしてるということを私はちょうど東京新聞を見て知ったんですけれども，この子どもが必ず生きておれば助ける大人がいるというこの言葉はですね，非常に重いなと思ったんですが，これを教育長，どうでしょうかね，これについて御答弁があればよろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君）　私も新聞でその記事を読ませていただいて大変心を打たれたところでございます。特に奄美市についてはそういうふうな保護者がほとんどだと思いますので，ＰＴＡ総会ですか，あるいは保護者に対応する際には，そういうことも是非啓発して進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございました。この子どもが，いわゆるこの母親の話によりますとですね，子どもが担任の先生にですよ，こういう自分はいじめを受けてるんだと再三相談をしたんだけれども，担任がなかなか掛け合ってもらえなかったということで，ずっとずっと辛抱してたんですけれども，もうそれでも辛抱しきれずに母親とその話をして，で，母親は担任が取り上げてもらえないということで横浜市の教育委員会に訴えを申し出たわけですけども，もう横浜市の教育委員会の対応もまたまずさがあったと大きな問題がありますね。ということは，あの巨大なあの政令指定都市にはですよ，福島県の田舎から疎開した親子があの巨大な横浜市の役所に勇気を持って乗り込んで行ったというところもね，これはもう大変すごいことなんですよ。そういった来られた方にあの程度の対応では私は教育委員会は身の保身，いわゆるそれにしか見えなかったという話まで伺っておりますけれども，僕はああ，これは奄美市だったらこういう問題など簡単に解決できるのかなと私は思ったんですよ。教育長，これについてコメントございますか。

教育長（要田憲雄君）　日頃からいろんな情報が教育委員会にも寄せられているところでございます。私は一つ一つの事項についてそれぞれの指導主事や課長から必ず細かいことも小さいことも全て教育長が知る立場にあるからということで報告をさせております。それに沿ってこういう方向で進めようということで指示して進めているということを御理解ください。強いて申し上げますと，先ほど私が申し上げましたように，学校におけるいじめの問題や不登校問題につきましては，若手の先生方が多うございま

して，今議員からおっしゃられたように，横浜の先生もそうなのかなと思うんですが，保護者との対応の仕方，保護者との話の進め方がなかなかうまくいかない先生方が多いように思いまして，その保護者との対応の仕方について細かいところまで生徒指導主任会ですとか，あるいは管理職研修会で具体的に指導しているところでございまして，いわゆる問題があれば即対応ということで今学校教育課でも，あるいは他の教育委員会の課でも取り組んでいるということですから，そういうこう遅れるようなことはないというふうに確信しておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございました。これは答えなくても結構ですが，本土市のある市ではですね，現金をいわゆる要求をし出したと。それに応じざるを得なくなった。しかし，これはもういじめの域を超えてもうこれは事件だと，このように報道してる本土紙もありましたけれども，これについては今後どのような対応ができるのかひとつ本市ではね，こういうことがあってはならないけれども，ひとつ頑張っていただきたいと思いますよ。特に部活については部活を通した陰湿ないじめもよくそういった案件がありますので，そこら辺りも十分御配慮をして御指導に当たれば助かるかなと，このように思っております。一応教育行政についてはこれで終わります。

それでは大きな３番，農政についてでございます。（１）農業対策についてでありますけれども，①終息後のミカンコミバエについて，これが一番大事だと思ったからあえて取り上げましたので，よろしくお願いします。それから②まで国・県の補助助成についてまでお願いしたいと。

農政部長（奥　正幸君）　御答弁いたします。議員御承知のとおりではございますけれども，これまでの経緯というのを簡単にですね，御説明申し上げます。奄美大島では平成２７年６月３０日に名瀬地区でミカンコミバエ１頭が誘殺されて以来，奄美市，笠利町を除く全市町村で誘殺が確認されました。以降ミカンコミバエ種群の継続的な誘殺と共に規制化が確認されたことから，平成２７年１２月１３日から植物防疫法に基づく緊急防除が始まりました。この緊急防除ではですね，国・県など関係機関や生産者，地域住民と連携をし，テックス板設置による地上防除及びテックス板投下による航空防除や寄生果実除去などの取組みを行ってきたところです。この結果，平成２８年７月１４日にミカンコミバエ種群の根絶を確認し，緊急防除が解除されたところでございます。議員お尋ねの緊急防除解除後の防除対策についてでございますが，まずミカンコミバエ種群の進入を早期に発見するためトラップの増設及びその再配置を行い，毎月２回のトラップ調査の実施に加えて，規制リスクの高い夏場に寄主果実を採取し，寄生化がないか調査を行って，進入警戒体制の強化を図ってるところですと。またもし，進入が確認された場合にはですね，テックス板等による初動防除を早急に実施するため，門司植物防疫所名瀬支所にてですね，テックス板など防除資材の備蓄をすると共に，国・県において防除資材の即時供給，航空防除による防除体制を今整備をしてるところでございます。奄美大島に関してはこれまでの誘殺状況や地理的な状況を踏まえますと，今後もミカンコミバエ種群が進入するリスクが高いと考えられますことから，国や県，周辺市町村，そして生産者など関係機関がより一層緊密に連携をし，進入防止対策等に努め，奄美大島の果樹，果菜類の生産回復，更なる拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして，補助金，国・県補助金についての御質問でございますけれども，緊急防除終了後もですね，引き続き県から業務委託を受けましてですね，進入警戒防止対策経費，これ全額について国・県からの委託金ということで，特殊病害虫対策を実施しているところでございます。その一部業務の内容といたしましてはですね，平成２７年の緊急防除前以前のトラップを設置するというのは，奄美市においては４２基だったんですが，今現在１．７倍の７０基に増設を行ってですね，このトラップ調査，毎月２回のトラップ調査とかですね，寄生果実採取などの進入警戒防止対策の業務などを今行っておるところでございます。併せてですね，ミカンコミバエだけじゃなくてですね，ミカンコミバエ以外の特殊病害虫対策というのがございまして，それにウリミバエの進入警戒調査であったりとかですね，アフリカ

マイマイの被害防止及び軽減，カンキツグリーニング病などの発生調査であったり，ミカンキジラミの防除なども併せて実施をしてるというところでございます。今後も国・県と連携しながらですね，農作物に大きな被害を与える特殊病害虫の蔓延防止と早期根絶に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

１１番（川口幸義君）　終息後のいわゆるミカンコミバエについては，トラップを設置をしてこれで監視体制を取ってるということで，安心とはいかないまでも，情報が取れるということですよね。このトラップについては雌が入るんですか，雄が入るんですか。

農政部長（奥　正幸君）　これは雄だけの誘殺になりますね。以上です。

１１番（川口幸義君）　このトラップが仮に設置されておいてですよ，トラップにはどこかでその案件がコミバエが入ったと，そうなった時に，次の対応はテックス板は準備は備蓄はあるというお話ですけれども，それで間に合うのかなという私のちょっと懸念材料あるんですよ。ということは，トラップにコミバエが入ったと情報が入ったとすると，それまでにそれ相当の量が全体に入ってるのではないかと私は思って今これを聞いてるんですけど，そうすると，常時日頃からいわゆる平時においてテックスバンを設置したら農家は安心して柑橘類も生産できるから，私はこれを今伺ったんですけれども，その平時についてのテックスバンは考えられないんでしょうか。

農政部長（奥　正幸君）　進入警戒防止時期という通常時平時のお話ですけれども，にテックス板を設置できないかというお話は，これまでも議会，委員会の度にですね，皆さんからも要望を受け，我々は機会がある度に国・県に要望してはおります。ただ国の方針についてはですね，沖縄との違いというのがございまして，沖縄はミカンコミバエの発祥と言われる台湾とか中国のほうからですね，季節風などによって飛び込みというのが常時その飛込みがあるという話の中でテックス板を年８回，川口議員なんかが視察された時の情報を我々知り得た情報なんですけども，地上防除４回，航空防除を４回，年８回合わせてやると。これはとりもなおさず常時飛込みが発生をしてるというのがございます。で，我々奄美市群島はどうかという話の中でですね，これはもう国の農林水産省でですね，２８年の７月１３日に開催された第４回ミカンコミバエ種群の緊急防除対策会議の中でこういうテックス板の方針などについて示されているので，その内容を一部御紹介したいと思いますけれども，その平時においてテックス板を設置しない理由についてですが，そのテックスバン設置による予防防除の実施の是非については。良し悪しについては，今後の対策を実施する上でその必要性は低いと考えられ，また，奄美群島での過去の誘殺状況やテックス板設置に伴うトラップ調査の精度が低くなることなどを考慮し，実施しないこととすると。しかしながら，今後のミカンコミバエの誘殺状況によっては，昨年からまだ１匹も今誘殺されてないんですけども，この誘殺された状況によっては必要に応じて実施の可否，するかしないかというのを改めて検討するというような専門家有識者会議の中で意見が出されておって，その方針に基づいてですね，今テックス板を設置してないと。いろんな機会で再三再四にわたって沖縄並みの通常時のテックス板の設置というのは何度も繰り返し繰り返し言ってきてるんですけれども，これも口頭で言ってる話の中で，その国の方の農林水産省の役員はですね，もうさっきと同じなんですけども，このテックス板設置予防防除については今は考えておりませんが，今後の誘殺状況を見て判断いたしますと。現時点では進入警戒調査をしっかり行うという方針であるという回答が今なされてるということでございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございます。部長，あのですね，僕が今懸念材料たくさんあるんですよ。ということはですね，このトラップにもし入らなかった場合，既にもうぼんぼんそのミカンコミバ

エが奄美に浸透してると，こうなった時に，これは仮にこのトラップにまあ入ったとして，それは緊急会議を持たないかんでしょう。そうすると，いきなりもう出荷停止になるわけですよ。それはなるかならないかどうですかね。トラップにミカンコミバエが入ってるよとなった時に。これについてちょっとお分かりですか。

農政部長（奥　正幸君）　トラップに１匹誘殺されたからということですぐ緊急防除体制ということにはならないと思います。今例えば沖縄でも常時トラップの中に誘殺をされている。昨年の徳之島の例がそうなんですけれども，トラップに誘殺をされても緊急防除体制ということで出荷停止ということにはならずにですね，その誘殺の状況が昨年はもう瀬戸内で５００何匹とか誘殺が増えた時点では当然その緊急防除ということで有識者会議の中で判断をされてやったんですけれども，１匹誘殺されたからということですぐ緊急防除，出荷停止ということはないと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　はい，安心しました。今の言葉を信じてですね，農家は一生懸命柑橘類取り組んでいただきたいと思っております。もう１点私が申し上げると，これについてはお答えしなくても結構ですが，なぜ僕がこれを取り上げたかというとですね，僕らはこの自由民主党の会派６名で２月に沖縄の八重山諸島視察行ってまいりました。それで石垣市については台湾から船が６時間で毎日入るわけよ。交流が昔からあるから。その周辺には結構八重山諸島というのは無人島があって，いつ台湾から進入するか分からないというこういう状況の中で，通常は４回役所はテックス板の配置をすると。それでも不安だから追加としてあと４回をすると。ということは８回テックスバンを設置してるということです。で，山奥にはする必要はないですよと。ミカンコミバエは山奥に彼らが生息するような食べ物はありませんと。で，あの港のいわゆる船の出入りするその周辺の公園とか，町の中の公園とか，もちろん農地のその周辺にはテックス板は常時設置するというこういうお話を伺ったので，もうこれについては予算がかかる問題ですから，これについてはお答えしなくても結構です。それでは安心して農家の皆さん，頑張っていただきたいと思っております。

次は，③，③ですね，多面的機能支払交付金について伺います。これについてはですね，先般私がこの質問をしようと思った時に，１２月３日に南海地元紙で沖永良部のほうでですね，全組織の発足でミドリサークルの広域協定というのが新聞にありました。私はこれが必要でないかと思ってですね，今回は奄美市におけるいわゆる多面的機能支払交付金のいわゆる活動をなさってる集落単位とまだやっていない組織もあると思うんですが，そこら辺りのあれが分かりましたら。

農政部長（奥　正幸君）　多面的機能交付金，鹿児島県では水土里サークル活動ということで名称になってますけども，まずその活動の状況についてですね，ちょっと答弁さしていただきたいと思いますが，その多面的機能支払交付金事業の目的についてはですね，その地域の農地や農業用水などの資源を適正に管理をして，これらの資源の長寿命化及び農村環境を保全する取組みを実施して，集落機能の活性化を図ることを目的としてるということです。活動内容についてはですね，農用地，農道，水路，ため池などの点検であったり，農地法面の草刈り，水路の泥上げなどを行うことになっております。現在奄美市の取組み状況ではですね，活動組織として２３組織，うち名瀬が３組織，住用が５組織，笠利地区が１５組織となっておりまして，２７年度の実績といたしましては，全体２３組織の協定農用地面積が約６８０ヘクタール，それに対して交付金がですね，２，４６１万８，０００円を交付してるということでございます。この財源につきましてはですね，国が５０パーセント，県が２５パーセント，市町村が２５パーセントでございましてですね，市から直接活動組織に直接交付をしてると。この交付金の使い道についてはですね，地域で話し合ってですね，活動参加者の日当も支払しても構わないと。で，必要な資材，伐採に必要なとか，農道をちょっと砂利を敷いたりとかいう資材なども購入しても構わないという事業でございます。これらのこの事業についてはですね，川口議員がものすごく詳しくてですね，

集落の行事の際に度々その地域の方々であったり，農家の皆さんもこの制度の趣旨をですね，話をしておりまして，今後この事業をですね，広めていきたいというふうに考えております。で，先ほどのその知名町の話も新聞の話なんですが，広域化という話なんですが，この広域化のメリットというのは，今の組織というのはそれぞれ大字の集落の単位なんですけども，知名町では全集落，町単位で広域化がされてると。このメリットについていはですね，全体の予算，先ほど名瀬で言うと２，４００万ぐらいの予算が弾力的に運用できるという話であったり，未組織のところも参入できるという話であったり，なかなか高齢化が進んでですね，事務手続が大変だといってなり手がいないところも広域化することによって，そういうメリットがあるということで，我々もですね，この集落組織だけじゃなくて全体の組織の広域化に向けて今後はですね，推進をちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

１１番（川口幸義君）　この水土里についてはですね，いわゆるある集落では資料を作るのが難しいと。邪魔くさいからもうこういう事業があるということは分かってもしたくないと。だからこれは沖永良部みたいに広域的にね，例えば下方地区，古見方地区，こういうふうに区分けをして誰かができる人が音頭を取ればですね，この農地がね，守られるんですよ。水路を上げたり，水路の管理することで草を払う。そうすることによってね，台風常襲地帯ですから，農地が最小限度に守られていくのではないかと思ってですね，これ農林水産省から頑張れば頑張るほど予算は無限に出てくるから，私はこれ何とか広めていただきたいなあと，このように思って質問を取り上げました。もう時間があと１分しかございませんので，もうと畜問題はもう３月に回すことにしましてですね，私の質問はこれで終わりたいと思います。私の後は世に名高き共産党のトランプさんが質問するそうでございますので，よろしくお願いします。

議長（竹山耕平君）　以上で自由民主党　川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。日本共産党の三島　照です。ちょっと眠たい時間ですけど，しばらくの間お付き合いください。

第４回定例会において突然ですけど，私の思いを皆さんに知っていただき，なぜ私が自衛隊問題をこの１年間取り上げてきたか是非知ってほしいという思いで今日は所感を述べさせてもらいます。突然ですけど，私は生まれてこの方うちの叔父が，おふくろの弟ですけど，諸鈍のうちの集落に石碑が建ってまして，この安岡正篤さんの自筆の石碑が建ってるんです。これがなぜこんな諸鈍のかけ離れたとこに建ってるのかが不思議で，奄美帰って来てこの１０年間いろいろ調べさしてもらいました。そしてやっと３年前に叔父の亡くなった１周忌の１年の追悼集がこういう形で出ました。これの５倍ぐらいの厚さですけど，全群のほうから寄せられています。それを見て来た時，うちの叔父は大正１０年から昭和１０年にかけて３７歳で亡くなってます。これを調査している中で，今日本の政治が社会情勢が非常にこの時代と似てる。そのことを痛感してきました。叔父は諸鈍で生まれたんです，うちのおふくろの弟ですけど，奄美本島だけじゃなくて，徳之島まであの時代に走り回っていたんです。この時代はどういう時代かと言いますと，日本では大正デモクラシーの思想の下で，国民の中にあの１５年戦争に向かった軍国主義教育が徹底され，国民は右向け右のこういう時代，そこで本来なら軍国主義教育の中で徹底して右向け右の社会情勢の中で，天皇制と地方自治体を支える教育現場などで反体制運動が広がった時期です。農民運動などね。そこで本来ならこれを抑えなければならない立場にあるこういう労働運動や農

民運動などの芽を摘み取るべき役割を期待されたはずの右翼の体制までがその方向に動き出したと，そういう時代です。これではやっぱり大変だということで立ち上がったのが，この安岡正篤さんです。この人は明治生まれでどういう方かと言いますと，日本精神の研究，停止論，監視論などを持ち出して，日本にこういう思想を打ち破るために金鶏学院を１９２７年に設立し，その後九州，中国，関東，東北などに農士学校いうのを作って，農民教育への思想教育に走った方です。そしてこの人の考えは，日本主義に基づいた国政改革を目指すとして，この日本主義の基本というのは何かと言いますと，この１９２７年に金鶏学院設立して，この人の根本は陽明学思想です。この教育をするためにこの人の基本的な考えは，わが国国体は科学的に哲学的に宗教的に世界に無比であると。その中心は何かと言いますと，いわゆる家族を結合して皇室を戴き，その皇室は万世一系であるというのがこの人の教えなんです。なぜ私が危険，怖いと思ったかと言いますと，自民党の今出してる新しい改憲，憲法改正論の中にその前文の２行目に，日本国は長い歴史と固有の文化を持ち，国民統合の象徴である天皇を戴く国家であると。これが安倍さんの改憲論なんです。自民党の皆さん是非聞いといてください。それがこの１９２７年に安岡正篤さんが築いた思想の根本です。そしてこの人はその以降，自民党政治の中で東洋深層学，帝王学に立脚し，実践的人物学，生きた人間学を元に多くの政治家や財界の精神的指導者，御意見番になった。結果，戦後吉田茂，池田勇人，佐藤栄作，福田赳夫，大平正芳，ほんで中曽根さんまで後ろ盾なって，総理の施政方針までこの人が手を付けたと。そのこの人の教えを受けて農士学校と金鶏学院を卒業して奄美の全群島で修養会という名の下に青年団や婦人会やそういうのを組織して修養会を指導して歩いた。寝る時間も寝ずに走り回ってた。それが重野敬で，この私の叔父なんです。で，そういうことを考えた時に，さっきも言いましたように，そういうこの考え方を政治のやり方としている。例えば今安倍総理はあの安保関連法という名の下に１１の法律をまとめて，いわゆる戦争法を強行採決，その結果いよいよ危険だと言われてる南スーダンへの派兵にまで走り出した。その一方で軍事費を稼ぐためには年金改悪や挙句の果てにカジノ解禁法まで日本に持ち込み強行しようとしています。そういう安倍自公内閣の下でもこういう下で自衛隊基地が建設されようとしているから，私はおかしいと思ってるんです。最後は，この自民党の改憲案でも自衛隊ではなくて，国防軍とするというのも書いてあるんです。国防軍なんです，もう。自衛隊じゃないんです。日本共産党は今の憲法の下で憲法を守ることが第一ですから，決して直ちに自衛隊を廃止せとか，天皇制を廃止せとか言うてるもんではありません。しかしそういう中，分かった，そういう中で今の安倍政治は国会の中見ても全ての国会議員が右向け右。昔は以前は同じ自民党の中でも抵抗したり意見を言うたりしてた人たちのグループもいっぱいいた。しかし，今それもない。そういう右向け右のこの時代に今立てられようとしているこの事態に私は危惧を感じてます。で，そういう点で，市長はよく自衛隊は国防，国の安全を守ると言っています。質問に入ります。

そういう中で私は国の安全を守る前に奄美市民の安全と暮らしを守るべきだと思ってます。そこで今自衛隊基地の先日から同僚議員の質問にも答えられてるように，整地作業が進んでいます。これから本格的な工事も始まってきます。そして徳洲会の横には住宅建設も始まります。先日の総務部長の発言では，あと何箇所か宿舎建設もあるという話です。今日の答弁にもありましたように，庁舎建設の際はきちっと住民の人集めて，こうこうこういう工事日程で，この時期にはこういう工事がありますから車が多くなりますよと。また，この時期にはこういう工事が始まりますから，音がやかましくなると思うけど，何かあればいつでも申し出てくださいという説明会がきちっとやられてます。私は今でも大体週３回はあのゴルフ場の前通って芦花部まで行って龍郷町一周してます。こういう冬の時期でも気候が乾燥して乾いた時はほこりだらけです，あの大熊のあの中央通りは。で，しかもあの通りは高齢者が買い物する買い物道路なんです。生活道路です。で，子どもたちの通学路なんです。この安全対策は国を守ると同時に，市民の命と暮らしを守るためにも是非実行して守ってほしいし，一人たりとも事故で犠牲になる人がいないように，そういう点で住民の安全対策などを含めて大熊住民などに向けた住民説明会が必要だと思いますけど，いかがでしょうか。

２番の質問からは席から行います。

議長（竹山耕平君）　傍聴席の皆さんにお願いを申し上げます。傍聴規則の禁止事項で帽子の着用，はい，ありがとうございます。

答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　三島議員に質問の意図に沿うか分かりませんが，私の思いをお尋ねになりましたので，述べたいと思います。

まず１点，市の行う庁舎建設については，市民の会合にそれぞれ沿って説明会を催したと。これは当然のことながら，市民共有の財産を市の責任において建築していく事業でありますので，あらゆる声を聞きながら，共有の財産を作っていくことは，まず第一義として当然のことであるということで，再々話し合い等に応じてその説明をしてきたことはまず当然のことであろうと思います。自衛隊の配備については，国の責任において国防，国策上，また外交上，防衛上の問題からやる国の政策であります。その政策に基づいて当地に自衛隊を配備することについてはいかがかと聞かれましたので，私は間を取っていながら，私なりの思いを込めて，そのことについては賛成でございますと申し上げたことはもう事実であります。しかし，私がその私なりの思いを申し上げる間において，１４団体の市内の各団体の皆さん方が既に防衛省，関係先に要望書を賛成の要望書を届けておられます。そういうことも一つの私は市民の民意の表れではないかと思っております。その後再々市役所の応接室に団体の各種の団体の皆さんがお越しになって，なぜあなたは説明会をしないのか，なぜだなぜだというお話を承りました。必ず私の責任において，また，市の配備について賛意を申し上げたことについては私は申し上げますと，ただ，その自衛隊のその技術的なことについては私は述べるような知識はございませんと。したがって，その私が責任において賛意を示したことと，その自衛隊がどういう形になるかということについては，自衛隊のほうに御説明さしていただくように時間をセッティングしておりますということで，昨年から今年の２，３月までいろんな申し出がありました。待ってくださいということで新年度の始まる早い時期にやりましょうということで防衛省側とも話をしながら４月に至ったわけでありますが，前説明会の時も申し上げましたとおり，４月１４日と４月１６日のあの熊本県の地震災害により，その隊舎も災害を受けたようであります。そういうこと等もございまして，それから約２箇月後の６月５日に広く広報をして，大熊の公民館において催しました。約２００名相当の方がお集まりいただいたと思います。そして入口論からどういう内容についてまで話をした時間帯でありました。その中において私の至る経緯についても申し述べ，そして自衛隊の内情と言いますか，内容についてはどういうことかということも自衛隊のほうから責任をもってお話をしていただいたはずであります。その後において議員からもこの一般質問等でいつまた今度やるかと，やる気はあるかというお話を賜りました。こういう話はゆっくりしても構いませんが，ただ経緯だけは私もいつまでも残る，議事録に残る責任ある現地でありますので，そのことは言っておかなければいけないと思ってあえて申し上げる。逃げてるわけではございません。はい，よろしいですか。はい，じゃあ，そういうことで御理解をいただきたい。先ほどの詳細については担当部長に答えさせます。

総務部長（東　美佐夫君）　それじゃ，通告の大型ダンプの走行が増えてると。住民への安全対策等で大熊住民への説明はすべきではないかという点でお答えをいたします。御指摘の生活道路や通学路の安全対策についてですが，当然当該工事の請負業者が責任をもって実施すべきものというふうに考えております。大熊地区の周辺道路における交通安全対策についてもそのように実施されているものというふうに考えております。その点で地域のほうに確認をしましたところ，駐屯地の敷地造成工事に当たって，請負業者のほうから事前に工事概要の説明を受けてるということでございました。また，土砂に関しては，敷地内の移動，これは切り土，盛り土で工事は進めてるということですので，移動のみで伐採，立

ち木の搬出に８台の車両，これはダンプですが，が１日１回処分場等の往復をしてるとのことでございます。その際にも十分に安全対策を講じるようお願いをしてるということで防衛省から伺っています。なお，作業者の皆さんについては，乗用車で朝夕は通勤をされているということでございます。市街地においてマリンタウン事業も施工中でございます。そのことに伴う車両，これはダンプですね，ダンプが増えてはいますが，地域の方々も敷地造成工事に伴ってのダンプの往来が増えたとは感じてないというふうに私どもの方は伺っているところでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　ちょっと勘違いしてる，市長も。私は今日は一度も市長が主催して説明会せとは今日は言うてません。同じことで時間取らんといてください。しょうもない。そんなもん何遍も聞いたこと何遍も言わんといて。でもう一つは，造成工事においての自動車は増えてませんということですけど，ね，あのマリンタウンの埋め立て建設だけで私がさっき言ったように，週に３回から４回，大体１０時から１０時半前後にあっこを通ってるんです，毎日週４回。大熊橋からあの残土処理場までの間に少ない時でもあの上る間に７，８台から多い時は１３台，私チェックして走ってるんです。１３台。あの間の時間何分かかる思います，１０分足らずなんです，走って行って。で，その上に工事は本格的に始まってないからやけど，始まったら確実に増えます。ほんで言われたように，私は業者含めてその間の安全対策，ガードマン配置するとかね，そういう安全対策について住民への説明会をやってほしいと書いたんで，市長にせとは書いてない，ここには。そういう対応をしてくれというのを言うてるんですよ。だから業者にちゃんと話して，で何で言うたら，その前に７月の何日やったか，奄美警察署知ってますけど，軽トラ１台分ぐらいの土砂があの上がっていったらちょうど名瀬の港が見えるあの横側に車が停められる駐車場，あの公園の手前，ど真ん中に軽トラ１台分ぐらいの土砂がどぼんと落ちたままやったんです。奄美署聞いてください。私電話して掃除させましたから。そういったことかって万が一にもないとは言えないんです。万が一にも事故があってはならないんです。安全を守るために。だから防衛省から言うてもらっても結構です。奄美市から言うても結構です。業者がやっぱり責任持って市の庁舎だからやったんだけじゃなくて，説明会をすべきだと思いますけど，もう一度どうですか。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほど１日８台の，はい，そちらの方は往復をしてるということですので，往復ですので８台が各２台とすると１６台は行ったり来たりしてるかもしれません。そういうことは先ほど申し上げたところです。それと全体のほうに説明はしてないようですが，代表の方々には説明はしたというふうに伺っておりますが，全体の説明会については再度防衛省のほうにまた確認をしてみたいというふうに思ってますので，御了承いただきたいと思います。で，今先ほどの土砂の積荷があったということについて含めてですね，これについては防衛省のほうにまた要請をしていきたいと。安全をしっかりしてほしいということで要請はしていきたいと思いますので，御了承いただきたいと思います。

（「最初からそう言うたら１回で済むことや」と呼ぶ者あり）

１６番（三島　照君）　そういうことなんです。ですから，自治会の役員だけじゃなくて，小学校の保護者やそういったとこにもね，ちゃんとそういう説明をして，工期の工程やらがあの小熊商店の前でも貼り出して分かるようにね，いうことは是非考えといてください。

もう１点は，経済効果の問題で，前回の一般質問の際にあの６５８億円と。直接投資が４７７億円いうことで出ました。そして雇用者所得として波及効果は２３２億円というのが出ました。しかし，これはいわゆる環境省や産業通産省の債務産業連関表で計算した表だということですけど，この連関表いうのは全国平均に出してるもんであって，私は検討してほしいのは，１点は経済問題で言えば，今日川口議員からも質問がありましたようにね，この建物やそういう本格的な工事が始まる時期いうのは，庁舎建設が入り，３２年，３年には老人センターが入り，公民館が入り，ほんで埋立地も売却されだしたら仕事に入っていく。そういう中でのその全ての人材や職人や資材やらがこの奄美で補給されてこそこう

いう経済効果が上がるんであって，朝の答弁では，生コン以外はほとんど内地からと言われたらね，奄美市で行ってる資材店やそういう奄美市で金が落ちる方法を考えなければ，私は経済効果はこの前の答弁で出たこととは全然違う結果になると思ってます。で，続けてもう環境対策の問題も，環境アセスはその結果は持ってるんですか。で，なぜ公表できないんですか。この２点についてもう一度。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは第１点目の経済効果の関係ですが，まずお断りしておきますけど，前回申し上げた経済効果の方は，奄美市のケースを使っておりますので，奄美市の産業連関表を用いて算出してるいうことでございます。ただ，試し算でございますので，家族の数，そういったところがはっきりしません。それと発注の業者が地元なのか本土なのかもはっきりしませんので，そういうところではあくまでも試し算ということで申し上げたところです。そういうのがはっきりすればですね，また精査できる精度の高い数値が出てくるということでございますので，その点については御理解をいただきたいというふうに思います。で，そういう中身がはっきり次第ですね，再度計算を見直していきたいというふうに思いますので，その点については御理解をいただきたいと思います。

２点目の環境調査の関係ですが，持ってるかと，環境調査の結果ですね，報告書の方は全体は我々は持っておりません。また，環境省のほうから届いておりません。で，答弁をいたします。環境調査の結果については，先般の第３回定例会において答弁をさせていただいたとおり，当該調査結果は貴重種の生息場所に関する情報を含んでいますことから，これを公表することにより第三者による捕獲等の可能性があることから，公表はされていないというところでございます。なお，公表が必要であれば関係機関との調整の上，これを踏まえ適切に対応するというふうに防衛省からは伺っております。なお防衛省，鹿児島県瀬戸内並びに奄美市の担当者において所管省庁である文化庁において，駐屯地整備によって影響を受ける可能性がある国指定天然記念物等ですね，にかかる協議を進めているとの報告を受けております。更に，協議にかかる奄美市の教育委員会のほうですが，の意見書ですが，意見書のほうでは計画地は林野ではなく，既に開発されている場所が選択されているので，天然記念物等の主たる生息地ではないと理解できるとされている，それが１点ですね。で，またこのような場所における再開発は，自然環境に配慮するという条件を付して認め得るものということで意見書を提出しておるところです。で，駐屯地整備後の環境変化については，これは所管部署，これは市の所管部署のほうですね，継続的に確認を行い，貴重種等の保全対策に十分に注意をしていくということです。また，午前中の答弁でも申し上げましたが，防衛省のほうでは環境調査を終了してますが，その後引続き環境モニタリングですね，モニタリングを実施し，環境及び動植物の保全に努めてるということで伺ってるところでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　経済効果についても，これは皆さんが出した表ですよね，奄美市における産業関連表を用いた経済波及効果についてという文書は。ここにもありますように，一つの産業部門は他の産業部門から原材料，燃料などを購入し，これを加工して別の材，サービスを生産し，更にそれの別の産業部門に対して販売し，購入した産業部門はそれらを原材料として別の材，サービスを生産します。このような材，サービスの購入，生産，販売という連鎖的なつながりを表したのが連関表だということですので，是非資材のないから内地から全部じゃなくて，やっぱり奄美で販売してる資材店やそういうのはあるんですから，最大限活用して金が奄美で降りるようにならなければね，さっき言った経済効果は出てこないという点では強く申し入れをしておきます。で，もう一つは環境アセスの問題は，教育委員会は私から見たらええ加減な，ええ加減にせえよと言いたいけど，その一度開発された土地やからもうどうでもええと。それやったら稀少動物やとか指定した動植物が盗掘される恐れがあるんやったら，じゃ，それをどこかに移すんやったら，どこのやつも皆そうなっていきますやんか，そんな。だからそういう問題はやっぱり環境アセスを受けてですね，結果を見て，見いもせんと何を言ってるのあんた。結果をちゃんと見て，そういうどういう判断をするか相談していただいて，私は基本的にはやっぱり市民

にもこういう状況があるということぐらいは知らせておくべきじゃないかなというのを思ってますけど，そういう意味でもそういう経済問題やいろんなええことがいっぱいあるんですから，そういう意味での説明会もやっぱり１回は検討してほしいと。市長も意地にならずにしっかりと心を大きく，いいことをやろうとしてるんやから，心を大きく訴えたらええんにゃ。もう答弁要りませんよ。

はい，次に環境問題いきます。答弁は要らんやから。次は市集落の問題で，これも私は市民の安全・安心・暮らしを守る本当に非常に重要な問題だと思ってるんです。だからこの４年，今年は第１回からもうしつこいなと思うか知らんけど，連続してやってきたのはそういうことなんです。で１点は，この間どのような対策がされたのか。結果と改善点があれば示してください。

続けてもう聞きます。県は２５年に許可をした後，今年の８月に再度採掘の採石の許可を出してます。でその時には十分にそれを守ってくれと。でしっかり赤土を放出しないように対策と手立てを打つ，それが守れない場合は基本的に条例としては業務停止なども含めていうのがあの採石条例ですよというふうに指摘してますけど，その後どうなったか。２点について示してください。

住用事務所長（松原昇司君）　議員の御質問にお答えいたします。第３回定例以降どのような対策がなされたかでございますが，県は岩石採取現場内の集水路と森林部の沢からの流水を分離するための排水施設を年内には設置するよう業者に指導したと伺っております。また，本市におきましては，住用支所と関係する３部，建設部，市民部，商工観光部ですが，で市採石場の視察を行っており，設置予定の排水対策等の対策や現場内の沈砂地の状況を視察してまいりました。本市におきましては引き続き県と連携を図りながら，災害発生の危険性がないかなど職員が巡回を行うとともに，必要に応じて県への状況の報告や改善状況の確認を行って，隣接する集落等への災害の未然防止に努めてまいりますので，御理解をお願いいたします。

それから二つ目の件ですが，平成２８年５月以降について平成２８年の６月１０日に認可を新たな認可が受けられておりますが，この採掘採取期間については平成２９年６月９日までとなっております。その認可条件ですが，認可条件については土地の崩壊，それから土砂の流出等の災害防止，粉塵防止，汚濁水の流出防止，廃土の崩壊防止，騒音防止など災害防止上必要な事項を遵守するよう認可条件を付しております。また，今回の認可条件の中に土砂の流出防止に，特に隣接する公道及び海岸への土石の崩壊がないよう作業を行うこととも新たに明記されております。また，沈砂地の容量については，その機能強化のため平成２６年８月に６号沈砂地の新設が行われておりまして，変更申請の認可がされております。そのような対応もなされていると認識しております。県の，失礼しました。それから県の指導等について，採石業者に対して沈砂地内の土砂については定期的に除去するよう現場で確認するなど指導を行っていると伺っております。先ほど申し上げましたとおり，私ども奄美市は県と連携を図りながらですね，集落等への災害等の未然防止に努めてまいりたいと存じますので，よろしくお願いします。

１６番（三島　照君）　あのね，いくら文書でね，指導したって，いくら何を言うたってこの２０何年ここういう状況が続いているんですよ。ですから，こういうことになってるんですよ。地元からは何回となしに意見書，陳情書，要望書が出されてるでしょ。今年だけでも毎回ぐらい５月からだけでも４通出てるんですよ，国や県にも。ね，なぜこういうことになるんかということ。改善されないからなんです。先ほど言うたように，いくら指導しても言われた十分機能するように，こういうことが二度と発生しないように作ってしっかりしていかない限り続いてるんです。この土砂見ます。これ横にして動いたからこういう色ですけど，これ二日でこんなしてヘドロが赤土が珊瑚礁や隣の海に沈むんですよ，これ。ほんでこれ混ぜたらこんな色なるんです。これは２０１１年１１月２７日にあの排水路から汲み取った土砂なんです。何にも変わってないんです，これ。でこれ一晩うち置いとったらね，きれいな水になるんです，上は。ほんで下に赤土が溜まるんで。ということは，このまま海の中でこの赤土は溜まってるいうことなんです。分かる。ね，そして許可書では申請地，それに基づく沈砂地を整備し，十分機

能するよう定期的に沈殿した土砂を除去するなど適切な維持管理ができてるのんかということなんです。できてたらこの２０年間こんなことにならないんです。だから私はそういう意味でこの注意書きの中でも，もう既に平成の１１年の９月の段階で採取的にはそのふとん籠，ふとんみたいなね，あのスポンジみたいなそれぐらいふとん籠溝による土砂の流出を防止しなさいと。赤土が流れるから，赤水が流れたって海は汚れてないんです。二日後にはこれみたいにきれいになるんです。赤土が流れてるからなるんや。赤土をどう止めるかなんです。それで大島支庁農林課から平成１１年に出した資料でも，ふとん籠などの工法を用いてでも，赤土の流出を防止しなさいと書いてある。でそこをね，やっぱりしっかり見てもらわなければ，この問題は新しい２８年度の許可条件の中でも同じことを書いてるんです。毎回同じことを書かれてても直ってないんです。直ってなければやったことにならないんです。これは奄美の遠海海域の良好な環境を保全すること。ほんで市長はそのことに対して他指導，勧告することができるんです。やっぱりそれを繰り返しやっていかない限り同じことが繰り返されるんです。もう答弁は要りませんけど，本当にこの１，２年，今年は幸い台風が少なかったから良かったんです。写真貼ってあるでしょ，環境対策室に。貼ってある。もう言うてるからその場だけで答弁しようじゃなくて，しっかり見てほしいんです。見て指導してほしいんです。何かあります。

議長（竹山耕平君）　先に議長のほうから述べさせてもらいますが，三島議員から事前に参考資料，

（「あ，ごめん，許可をもらいましたので」と呼ぶ者あり）

はい，持ち込みを申請がありましたので，それを許可いたしておりますので，事後報告となりますがご了承ください。

（「ただの水ですから」と呼ぶ者あり）

答弁を求めます。

住用事務所長（松原昇司君）　先ほど三島議員から赤土の状況を見せていただきましたが，県のほうとしましては，まず先ほど申しましたとおり，沢の水と沈砂地へ流れる沢の水を分けるということですので，それが６００ミリのポリエチレンですかね，その缶でまずは流入しないように流すと。それが１２月末までにかかるということですので，その状況なども判断しながら，かつ沈砂地は県の認可条件にもあるとおり，定期的に土砂を取り除かないといけません。それについては県のほうから指導も行くと思いますので，そういう状況を見計らいながら私どもはそれでもなおかつ流れがどんどんなるのではあれば，また私どもの状況を，状況と言うか現場を見ながらですね，県のほうにどういう対策ができるか，県とも話し合っていければなと考えているところです。

１６番（三島　照君）　そこら辺ははっかりとね，やっぱり繰り返し繰り返し市から意見が出なければ，住民は絶えず意見書や新しい三反園知事にも出してるんです。けど，その文書で許可が出てるからいうことだけでは，許可どおり守ってるかどうか監視して回るのは奄美市の責任なんです。是非それを繰り返してやっていただきたい。よろしくお願いします。はい，県議にも言うた。

次に，あの崎原の問題に入ります。奄美市名瀬大字名瀬勝字ボレ松１２８１，ね，産廃処分場の問題は昨日から何人かの議員が質問されました。で，大体分かりました。しかし，私はその中で感じたのは，あくまでもこの業者は県外の業者なんです。ね，で，この業者はこれ法人登記も取りました。約２０項目に及ぶ業務を何でもできるようになってるんです。廃棄物処理だけじゃないんです。ほんで場所は京都市中島河原町九条行ったらあの伏見桃山城の近くです。で，そういう業者なんです，この業者は。だから京都でできなくなったから，で，当初の説明会でちらっと業者は震災ごみも来るかも分からんという話もしてるんです。ね，それとしっかり考えてほしいのは，この三宝さんは地元の業者であって，地権者は京都のイワテックスなんです。ここにもしっかりと意見を出して声を掛けてもらわないとね，三宝さんだけが悪者になってもろうたら困るんです。彼だけの業務じゃないんです。このイワテッ

クスのイワテックス産業の仕事を彼はやるだけなんですから。この土地の地権者は京都の岩本いうイワックス産業株式会社なんです。その辺をしっかり踏まえて指導し，奄美市からも県に対しての意見は１０何年前の意見書で終わるんじゃなくて，取り組んでほしい。だからもう瓦礫の内容や５品目のことは言いません。そこら辺をどう感じてますか。

市民部長（前田和男君）　まず，今議員のほうから質問の中にあった地権者については，イワックス産業株式会社ということで私どもも認識しております。しかしながら，今回の安定型処分場の建設許可については，あくまでも三宝開発が許可を受けていると。この会社以外の方がこの許可を使ってやるということは，現実的にはあり得ないというふうな認識をまずしております。その上で先ほど議員の方の質問の中にもございましたが，建設許可から既に１７年経っていると。そのことも踏まえて，鹿児島県には地域住民に対しても懇切丁寧な住民説明会の開催と処理場の基準を守るよう業者へ指導監督をしていただくよう伝えているとともに，私どももできる限り協力をして県と連携をして事業の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

１６番（三島　照君）　そんなもん甘いわ。何言うてるのあんた。三宝産業さん言うても，あの広大な土地はイワックスの土地なんですから。いわゆるトンネルにしかなりかねない，考え方によっては。ね，そういう点では再度私はそういったことも踏まえて，島外ごみ持ち込みの禁止することと併せて，やっぱりそのチェックをどこでどうするのか，しっかりとそういう見解もなしにさせないように私は奄美市の状況を踏まえて県への意見書提出をすべきだと思っていますので，その辺は是非しっかりと取り組んでください。一度島外からごみを持ち込まれたら終わりですから。しかもそういうことをちらっと漏らしたぐらいですから，是非その辺はしっかり取り組んでもらいますようによろしく。また結果は聞きますから。

はい，じゃ次に，産業振興の関係です。今回はお蔭さんで多くの議員の皆さんが久しぶりに紬の問題を取り上げていただきましたけど，私はもうあれやこれや言うても仕方ないので，恐らく来年度から県は工業センター，技術センターを奄美市に譲渡するということになると思いますけど，やっぱりこれ譲渡を受けた後，私は先日から多くの何人かの議員の皆さんがね，質問にもありますように，後継者育成やいろんな角度から活用すべきだと思ってますけど，市のどのようにその活用計画を検討されているのか示してください。

商工観光部長（菊田和仁君）　浦上の工業技術センター奄美分庁舎の土地，建物につきましては，今年度内に県から本市に無償譲渡される予定になっております。現在合わせて譲渡される備品類の確認，あるいは土壌調査など譲渡に際して必要な準備が進められているところでございます。譲渡後の施設利用につきましては，おおむね建物の１階部分を県から継承する相談業務と併せて，大島紬の振興に資する活用に使用し，２階その他の箇所については，地域振興目的に庁内の関係部署で現在検討しておりますので，御理解を賜りたいと存じます。特に大島紬の振興に資する活用については，今後紬組合をはじめとする関係機関との協議を進めていくこととしておりますが，紬の生産にかかる全工程を集約できる環境が整っているだけに，特に後継者育成の拠点として活用していくことが望ましいと考えているところです。

１６番（三島　照君）　は，先日からの答弁にもありますように，紬関係も生産そのものは減り続けてるにしても，ちょっと５，０００反そこらでのもどまりみたいなんが今起きてきてます。そして地元業者も今までのような紬組合との関係じゃんなくて，自ら生産したもんを自ら販売しようというそういう思いも出てきて，担保物件も減ってきたという状況ですので，あとはその本当に後継者育成がね，大変な状況になってきてます。今ならまだ間に合うというふうに思いますので，是非効率的な活用を検討して

いただきますようにお願いします。時間ないし次にいきます。

あの末広・港の区画整理事業です。私はもう今日時間もあれやからあんまりはできませんけど，やっぱり地域商店街の皆さんや関係者から見れば，この全体像が見えてこないと。この昨日一昨日との他の議員の質問に対しては，もう２９年道路整備を終えて形が見えるだろうということですけど，見えてこない，その辺をどう考えてるのか。

２点目は，この中心商店街の目玉は，２コア１モール計画です。そして１６メートル道路を利用してバスを進入させる。バスで交流人口を増やす。ところが，未だに駐車場があればどこにできるのか。あの商店街が１６メートル交差点に変わっていく中で，その信号やそういったもんはどこにできるのか。ほんでバス停はどこに計画してるのか。繰り返しならんように言いますけど，２６年度の回答では，あ，２４年か，２７年度までに検討し，バス会社と相談して見えるようにしていきたいという答弁でしたので，同じことは言わないようによろしく。

建設部長（本山末男君）　それでは私のほうからは末広・港土地区画整理事業と駐車場についての答弁をさせていただきます。末広・港土地区画整理事業につきましては，平成１８年度に事業計画を決定し，これまで道路，公園，換地などの整備について推進し，平成３０年度までの事業完了を目指しているところでございます。事業の進捗状況につきましては，平成２７年度末で事業費ベースで７４パーセント，建物移転ベースで約８２パーセントとなっており，今年度につきましては都市計画道路末広・港線を着工する予定にしております。末広側につきましては平成２９年度において供用を考えてるところでございます。おおむね事業も終盤に入りましたことから，今年度はこれまでに実施した事業の確認作業や残事業の整理などを行い，事業計画の変更等も念頭に置きながら，全体を精査を行っているところでございます。また，区画整理事業区域内を含めた中心市街地の街並み形成につきましては，個性あふれるまちづくりを目指した都市再生整備計画事業を導入し，ハード・ソフトの両面から様々な事業を実施しており，今後も中心市街地活性化基本計画と連動させながら，集客施設の整備や道路修景，商業施設の家賃補助など中心市街地の活性化に努めてまいりたいと思っております。

続きまして駐車場の件でございますが，区画整理事業におきましては，事業の目的を達成するために従前の土地，区画整理前の土地でございますが，を新たに道路や公園などの公共施設や個人の土地とした換地計画を作成いたします。これに伴い末広・港土地区画整理事業では商業施設の再編を図り，賑わいのある街づくりを目指し，市街地の良好なアクセスや防災機能の強化など基盤整備の中に効果的な集客を図るべく，駐車場整備も含めた計画を作成いたしました。当初駐車場換地計画におきましては，従前で駐車場を営んでおられた地権者の方々を対象に，なるべく１箇所に集約し，市民の皆様方の利便性を図る計画でございましたが，駐車場を含めた地権者の方々の換地設計におきましては，区画整理審議会の意見を聞くことになっておりますので，その審議会の意見を参考にしながら適正配置を目指してまいりましたが，移転交渉を行っていく中で，予定の換地先に了解を得なかったり，換地後に駐車場を廃業されたりと，当初の計画とは若干違ってまいりました。なお，駐車場対策につきましては，既存の駐車場に更なる利便性を図るため，ソフト事業などを検討してまいりたいと考えております。

商工観光部長（菊田和仁君）　２核１モールにつきましては，もう御説明してますから省略いたしますけど，バス路線につきましてはですね，来年度全体計画のバス路線の見直しの計画を策定する予定ですから，そこで検討さしていただきたいと思います。なお，今議員がおっしゃった末広の新しくできる道路については，バスを通す方向で検討しておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１６番（三島　照君）　最後。そういうこういうこの前出た中心商店街計画も含めてね，やっぱりきちっと現地と相談ができてない。

議長（竹山耕平君）　以上で日本共産党三島　照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後４時００分）

失礼いたしました。

引き続き一般質問を行います。

無所属　松山さおり君の発言を許可いたします。

３番（松山さおり君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。無所属の松山さおりでございます。

質問に入らせていただく前に少し所見を述べさせていただきます。

先日の新聞で，奄美の魅力を掘り起こす学生たちが新シンボル提案というタイトルで，観光振興シンポジウムが県奄美パークで開催されたという記事が掲載されました。千葉商科大学と大島北高校の学生グループが，奄美の新シンボルとしてい五つのテーマに絞ってプレゼンテーションしたそうです。東京から近く，宝探し感覚で見つけられるハートロック，星窪伝説などミステリーがある赤尾木湾，千葉商科大学の１年生７５名と大島北高校の文化調査サークル，聞き取りサークルの２６名の生徒さんたちが一緒になり，若い人たちにも響く観光シンボルを考えたそうです。私はすばらしいなと思いました。島内外の１０代の人たちの視点で奄美に埋もれた，身近になりすぎて気づかない宝物がたくさんあるんだなと改めて思いました。奄美きょら島結いの島，かなと暮らせば宝島。島唄の歌詞ですが，奄美は自然，歴史，文化，人の温かさ，癒し，長寿，子宝と，風土もさながらたくさんの宝が眠っている宝島です。私は奄美は国内及び海外の人々が是非行ってみたいと思う島々だと確信しています。本年１０月２５日に奄美市でニュージーランド保全管理研究所研究員のアル・グレンさんと鹿児島大学の星野教授との意見交換会が開催されました。その中で星野教授は，これから先奄美が世界自然遺産に選ばれた後は，日本では選ばれる地域はないでしょうと話されております。このことからも，奄美の自然が傑出していることが理解できます。私たち奄美市民もそろそろ発想の転換をする時がやってきたのではないかと思います。これからは本土から遠く，不便な島ではなく，誰もが来たくなる，住みたくなるアイランドだと。そしてここで生まれ育っていく子どもたちにも，奄美の自然，文化を教え，また，私たちも胸を張って誇れるような故郷を作っていかなければならないと思います。地域の宝でこれからの奄美の未来を担う子どもたちを最も光り輝く存在へ導いていくのは地域の大人の責任だと強く思います。今回もそのことをしっかり念頭に置きながら，二日目最後の一般質問となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では，通告に従い質問に入らせていただきます。

最初の質問は，県本土で開催される児童・生徒のスポーツ，文化，芸術活動への参加に関する教育環境の整備充実について。奄美群島成長戦略ビジョンの後期計画との関連で質問したいと思います。奄美の次代の社会を担うのは，今を生きる子どもたちです。その子どもたちが自分自身の将来の可能性を信じて前向きに挑戦することにより，未来を切り開いていけることが大切です。離島に住んでいる児童・生徒がスポーツや文化，芸術活動を継続していく上で一番ハンデとなるのは，本土での大会に出場することです。鹿児島県の本土では朝早くから車で移動することで県内だけではなく，高速道路の整備により開催時間によってはその日のうちに九州全域の大会に参加することもできます。しかし，奄美の児童・生徒は大会の前日，または前々日に船に乗って鹿児島市に渡り，宿泊する場合は旅館などの施設に泊まり大会に参加しています。本土の児童・生徒と比較し，奄美の児童・生徒には船の運賃，宿泊費などの負担が発生します。そのため経済的余裕のない家庭では，県本土で開催される児童・生徒のスポーツ，文化，芸術活動へ希望しても参加できないという事態も考えられます。本年３月に策定された奄美市教育大綱には，地域の宝で未来を担う子どもたちへの教育は，地域の全ての大人が責を負うものであり，地域に開かれ地域に根ざす教育の推進を家庭，学校，地域が連携して取り組むことで，変化の激し

い社会でより良い未来を築き，健やかに生き抜くための生きる力を身に付けさせなければなりませんと記載されています。奄美の未来を担う夢を持った子どもの豊かな人間性や社会性を育み，変化の激しい社会で健やかに生き抜くための生きる力を身に付けさせるためには，本土で開催される各種大会に積極的に参加させ切磋琢磨する機会を設けることは意義深いものと言えます。本土から遠隔の離島という地理的条件で児童・生徒の教育面に格差が生じることは避けなければならない事態です。これは奄美の全ての大人の責任だと思います。そこで鹿児島県に次いで離島人口の多い長崎県の状況を見れば，長崎市本土に公益財団長崎県体育協会スポーツ合宿所が設置されています。このスポーツ合宿所は児童・生徒及び引率者などのスポーツ合宿における宿泊の便宜を図るために設けられた施設です。この施設は長崎県が平成１２年３月に廃止された長崎県立女子短期大学の女子寮の改修を行い，スポーツ合宿所として供用を開始し，現在まで長崎県体育協会が敷地，建物を有償で借り受け運営しております。この施設に関し，長崎県の五島列島の南西部にある五島市の平成２６年の市議会本会議記録を見れば，この合宿所の宿泊費は食事抜きで１泊１，０００円という低額です。また，長崎国体が行われる平成２６年度までで閉鎖されるという話が持ち上がった時に，存続を求める署名活動が市民の中で行われ，その数もわずか２週間で４，５３２名の署名が集まったという記載があります。記録があります。このように，どの地域においても離島地域の児童・生徒，引率する指導者，保護者の宿泊施設は大変大きな問題です。このことは奄美群島１２市町村に共通する課題だと言えます。奄美群島においては，昭和２８年に日本へ復帰して以来奄美群島振興法の数次の改正に基づき，各般の施策が実施され，交通基盤，生活環境などの社会資本の整備が進んできております。しかしながら，これまでの奄美群島振興開発計画は，社会資本の整備や雇用の創出などに重点を置いた計画であったと感じております。人口減少，少子化の中で奄美の子どもたちを奄美の将来を担う大切な財産でと考え，未来を担う子どもたちにもっとを光を当てることが，奄美群島発展の大きな礎になるものと感じます。そこで県が策定する次期奄美群島振興開発は，平成３１年度から平成３５年度の５年間が予定されています。その前提となる奄美群島成長戦略ビジョンの後期計画において県本土で開催される児童・生徒のスポーツ，文化，芸術活動への参加に関する教育環境の整備充実策として，現在鹿児島市に存在する公共施設や民間施設の改修などを含めた児童・生徒及び引率する指導者，保護者が低額で宿泊できる施設の確保，設置を盛り込めないか，奄美市の見解をお聞かせください。

次の質問から発言席でさせていただきます。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは松山議員にお答えさしていただきます。奄美群島成長戦略ビジョンは，奄美群島広域事務組合を事務局として，奄美群島の１０年後のあるべき姿を構成１２市町村が主体となって描いたものであります。その実現に向け平成２６年度から平成３０年度までの５年間の取組みを前期計画として策定いたしております。なお，後期計画につきましては，平成３０年度に策定作業に取り掛かることといたしております。議員御提案の本土での児童・生徒及び引率する指導者もしくは保護者が低額で宿泊できる施設を鹿児島市内に確保，設置することにつきましては，現在実施しております航路，航空路運賃低減事業において既に移動にかかる経費負担等が軽減されていることもまた事実でございます。本成長戦略ビジョンの基本理念であります雇用の創出に重点を置いた産業振興と照らし合わせながら，本市だけでなく広域的な課題として，奄美群島広域事務組合や関係１２市町村とも協議を行い，後期計画あるいは成長戦略ビジョンの一部改定時において位置づけすることが可能なのか，このことを検討課題とさしていただきたいと思っておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

３番（松山さおり君）　市長の前向きな御意見をいただきまして，本当に嬉しく思っております。本日の地元紙の地元紙にですね，島外遠征費助成１７年度導入へということで記事が掲載されておりました。

ちょっと読ませていただきますと，島外遠征費助成について三反園知事は，奄美大島で開いた車座対話での要望を踏まえ，離島の児童・生徒が全力でプレーできる環境も必要。交通費削減などの必要性は認識している。１７年度の導入に向けて何ができるか検討したいと答えていらっしゃいます。私もあの車座対談の時に，知事がいらした時にもこの本土との格差はかなりあるということは，私は実体験で思っております。で，私の周りの保護者からもたくさんの意見がありまして，本当にもう大変だ。子どもたちが交通でのこの格差があるのはもうしょうがない話なんですけれども，このスポーツをしていく，芸術，文化，それに参加していく中では交通費，もう本当にとっても大変な問題ですし，先ほども申し上げましたが，経済的なことが子どもたちに負担になってるという部分もありますので，是非市のほうでも前向きにできれば早急に検討して改善していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長（朝山　毅君）　先ほど議員が長崎県ではというお話でございましたが，全国の中において，とりわけ九州において離島の多いのは長崎県と鹿児島県です。鹿児島県においても，特に奄美大島含め十島，三島，そして熊毛，種子屋久，この離島については離島振興法に位置づけされております。特に十島，三島については奄美群島と同じような政治的な背景にあった時期が一時ございました。逸早く日本に帰り，奄美群島は沖縄と同じような施政権下に置かれたという歴史背景がございます。そのような中において奄振法は，その離島振興法に勝る位置づけをされたいわば補助率の高い国の手当てを受けた法律であります。その法律を有効に活用するために奄美群島成長戦略ビジョンというものを策定さしていただきました。そのことにより航路，航空運賃，そしてＬＣＣに一部助成等々の措置により，もう往来の経費が少し安くなったという現実があります。そういう中でございまして，鹿児島県においても三島，十島の位置づけ，種子屋久の位置づけ，そして奄美群島は同じ県内でありながら，そういういい条件下にあるということが県政の中においても往々にして取り下げられております。今般その奄振法を倣ったと言っても過言ではないかもしれない全国における国境離島という法律が４月１日から施行されて，それによる概算要求，予算要求も大きな力，うねりとなって現在国のほうに動いております。そういう中において参考になったのは，奄美群島のこの我々が作った成長戦略ビジョン。もちろん奄振法の中におけるあらゆるものを取り上げて戦略ビジョンの中示して，それが立法府にも行政府においても御理解いただいて，今の６０年かけて今のような整備がされたということも１２市町村議会全ての群民の努力の結果だと思っております。そういうことをひっくるめて，県政の中においてどういう位置づけをされていくのか。今日の新聞でも今おっしゃった三反園知事のコメントがございましたが，どのような制度設計になるか，私どもも先ほどの群島戦略ビジョンに位置づけできるのか，その法の主旨からいってそういうことを踏まえ，そして県政の中において責任ある知事の御答弁の内容を十分に把握しながら，県ともすり合わせをし，また，内容を伺いながら，議員の御希望，質問の主旨に沿うようなことができるのか，そういうことは検討さしていただきたいというふうに思っておりますので，御理解いただきたいと思います。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。是非未来を担う子どもたち，奄美の奄美群島の子どもたちのためにも是非とも強く要望して進めていただきたいと思います。

　次の質問に入ります。県本土でのスポーツ，文化，芸術活動の参加に関わる奄美市の児童・生徒及び引率する指導者，保護者に関する年間の宿泊延べ人数及び年間宿泊総日数を奄美市当局は把握しているか。把握していましたら分かる範囲で年間の宿泊延べ人数及び年間宿泊総日数をお示しください。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　県本土での大会につきましては，中学校体育連盟，それから高校体育連盟，あるいは各協議団体，それから協議連盟，中には企業の主催，あるいは育成会が主催をする大会と種々ございます。これは各学校，あるいは各クラブでの意志で参加が自由にできる大会がほとんどでございます。県の本土で行われます大会の遠征の状況につきましては，様々なパターンがございま

す。特に保護者の場合につきましては，仕事の関係とかもございまして，大会当日に飛行機を利用して日帰りをするという方，あるいは児童・生徒と一緒に船で鹿児島へ行ってまた船で一緒に帰って来るというようなパターンがございます。で，保護者につきましては学校に届けをする必要もございませんので，私どものほうではその宿泊日数等については把握をできないところでございます。児童・生徒のほうにつきましてはですね，大体大会前に１泊して大会を終えてその日の船に乗ると，乗って帰って来るというのが代表的なパターンではないかと思います。大会が実施をされます二日前，前々日の船に乗って鹿児島へ行って１泊をして大会が終わるとその日の船に乗って帰って来るというのがほとんどのパターンだというふうにお聞きをしております。ですので，大会等で勝ち進むということになりますと，鹿児島での宿泊数がそれに伴って増えてくるということになるというふうに理解をしております。

以上でございます。

（「数的なものは把握はされてないんですか。でよろしいでしょうか。」と呼ぶ者あり）

全体の宿泊日数ということについては，教育委員会のほうでは把握を現在のところしておりませんので，申し訳ございませんが，その件については今ここでお答えする数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

３番（松山さおり君）　ちょっと把握してらっしゃらないということでしたので，そうですね，私が大体先ほどちらっとこう計算をしたんですけれども，ある一つの部活で部員が３０名，そしてそれで２泊するとしますと６０泊ですよね。はい，それでたぶんその学校によっての部活数で約大体計算すると出てくると思うんですけれども，また，はい，ちょっとそれがちょっと分からない，大体のこの郡総体の中でも良かったんですけれども，ちょっとお分かりにならないということでしたら結構です。はい，ありがとうございます。

先ほどの一番最初の質問でも申し上げましたどれだけの負担があって，子どもによりましたら，この部活によりましたら，指導者の考えにもよると思うんですけども，県で何回か開催される中で郡総体というのは勝ち上がって３位以内まで入ったチームが県に本土に上がります。年間でその１回の時に補助があるというのは私も把握しておりますが，それ以外で郡内ではなく県に大会を選んで行くというパターンがたぶん今多いんですね。１回のこの県大会でこの郡総体に勝ち抜かなければ行けないとなってしまうと，本土に行く回数も県大会に参加する回数も少なくなります。なので，私の息子とかがやってる部活にしてみたら，大体サッカー部とかバスケ部そうだったんですけども，年に郡総体以外に２回ですね，大会を選んで２月，１１月とか行ってます。その時には本当にこう親の負担ももちろんですけれども，子どもたちが選んで行かなければならない状況なんですね。行きたくても行けないっていう場合もありますし，なので，そうするとこうすいません，２回，３回大会に行くごとに２泊，３泊，それ以上の勝ち抜いたらもう宿泊数が延びるわけですね。なので，年間にすると本土で泊まってる日数とか経費というのを換算すると，各学校で考えたらかなりの金額になると思うんですね。なので，そういうところをもうちょっとそうですね，こう負担と考えると島からの格差というのは，島と本土の格差というのはそこでも見えてくると思います。なので，先ほどの質問もさせていただいたんですが，本土のほうにも宿泊施設があればなというはい，思いでちょっと答えてましたけど。はい。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　先ほど宿泊数についてはちょっと把握をしておりませんということでお答えいたしましたが，学校のほうで学校のほうにちょっと問い合わせをして調べました結果ですね，年４回県の大会に出た場合，父兄の方の負担が１２万円というものがございます。それから３回出場をする学校では金額が７万円ですとか，一番少ないところでも１回出るのに３万円から４万円ぐらいの費用がかかるということで，やはり本土のほうでの大会に参加をするということで父兄の方の負担が大変大きいということは，こちらの方も認識をしてるところでございます。

３番（松山さおり君）　ありがとうございました。

次の質問も関連することなんですが，児童・生徒の親にとって子どもの教育環境は居住地選択において重要な問題です。奄美市が推進する人口減少対策，またはフリーランス支援事業の推進のために教育環境整備の一環としてスポーツ，文化，芸術活動に参加する児童・生徒及び引率する指導者，保護者が低額で宿泊できる施設を鹿児島市内に確保，設置する必要があると思いますが，見解をお聞かせください。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　ただいま議員のほうからお話がございましたけれども，昭和６０年度まで鹿児島市の鴨池のほうに旧名瀬市の鹿児島事務所というのがございました。この施設につきましては，先ほどからありますように，中学校，あるいは高校，こういったところの県大会などで順延になったりとか，あるいは日数が増えたりした時に宿泊所として利用をしていただいたという経緯があるということでございます。議員の御提案のことにつきましてはですね，教育環境整備の一環としてスポーツ，あるいは文化活動をしている子どもたちを抱える保護者の遠征費の負担を少なくする施策としての御提案だというふうに理解をしておりますが，先ほど市長のほうからも答弁がございましたが，広域的な課題であるということでとらえて検討をさせていただきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

３番（松山さおり君）　では，先ほど市長にも答弁いただきました。子どもたちを光に導いていくというのは本当に親の責任，周りの地域の大人の責任になりますので，是非ですね，前向きに要望していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今までの質問は，市町村としての取組みに関する質問でした。先ほど申し上げた長崎県のように，児童・生徒及び引率者などの方々のスポーツ合宿における宿泊の便宜を図るために県が施設を設置してる事例もあります。長崎県より離島人口の多い鹿児島県には，奄美群島だけではなく種子島，屋久島，甑島など他にも有人離島が存在します。そこで県内の市町村会などで鹿児島県への要望事項として，本土から遠隔の地にあるという地理的条件で児童・生徒の教育面に格差が生じることのないよう，鹿児島県の県単事業としての施策実施を要望していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。高齢化の進展により認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加することから，高齢者や障害者などの権利擁護としての最後の砦となる成年後見制度について，この制度を普及促進する観点から伺ってまいります。成年後見制度の重要性はますます高まり，需要は増大することが見込まれています。奄美市では昨年度に引き続き本年度も市民後見人制度を推進するため，ＮＰＯ法人あまみ成年後見センターに委託し，市民後見人の養成研修を行っています。

そこで昨年度奄美市が委託した市民後見人養成講座の実践編の修了者数をお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　それでは市民後見人養成講座実施編の修了者について御質問についてお答えしたいと思います。本市におきましては，高齢化率の増加，独居高齢者の増加，それに伴う認知症の増加が見込まれるため，平成２６年度より国の地域医療介護総合確保基金のうち権利擁護人材育成事業を活用し，市民後見推進事業を実施し，市民後見人の養成講座を開催しております。平成２６年度は職員の研修を行いました。平成２７年度より養成講座を実施しており，まず基礎編にて後見人制度における概要を受講してもらい，希望者についてはより実務的な内容となる実践編へ進んでいただいております。議員御質問の昨年度の養成講座におきましては，基礎編４３名が終了いたしました。実践編につきましては３０名が終了しております。また，本年度も引き続き同事業を行っておりますが，基礎編４０名が終了いたしまして，うち３９名が実施編へ進んでおるところであります。

３番（松山さおり君）　今年がですね，実践編に進んだ方が３９名と，昨年よりちょっと増えてるという

ことですね。はい，ありがとうございます。

次の質問に入ります。昨年度の市民後見養成講座実践編の修了者で現在後見人として選任されている方がいらっしゃいましたら，その人数をお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　御質問の市民後見人として選任された人数については，現在のところ市民後見人と選任された方は，あ，受講生の中から市民後見人として選任された方はおりません。市民後見人となるには議員も御指摘がありましたように，裁判所による選任される必要があります。財産管理などを行う制度の性格上，専門職や親族が選任されるケースが非常に多いのが現状となっております。しかしながら，奄美市においても後見人制度はますます増加が予想されるとともに，弁護士などの専門職の人数が限られているため，親族や専門職に代わる後見人の担い手として市民後見人が必要だと考えております。こうしたことから，今後も引き続き後見人の担い手となり得る市民後見人の育成に努めてまいりたいと存じております。

３番（松山さおり君）　では次の質問に入ります。現在は市民後見人の方はいらっしゃらないということでしたね。後見人は対象者の財産，身上監護護全般についての権限，責務の重要な部分を担っていると思います。市民後見人の責任も，法的には専門職の弁護士や司法書士と変わりません。奄美市が市民後見人の養成のみを行い，その後のフォローアップ体制がないと，市民後見への社会的な信頼を失墜させる可能性があると思います。そこで市民後見養成講座実践編の修了者，または後見人に選任された方に対するフォローアップ体制をどのように実施されているかをお伺いいたします。

保健福祉部長（吉　富進君）　市民後見人対するフォローアップ体制についてのお伺いですが，昨年度の修了者に対しても，今年度の養成講座とは別にフォローアップ研修を行っているところであります。今後も継続して考えていきたいと思います。また，実際に市民後見人として活動する際のフォローについては，現在講座を委託しておりますＮＰＯ法人あまみ成年後見センターにおいて社会福祉士や司法書士，弁護士といった専門職の方々が会員として所属しており，実際に後見人や支援員として活動を行う際に，経験豊富な専門職による支援が期待できると考えているところでありますので，よろしくお願いいたします。

３番（松山さおり君）　現在もフォローアップの研修をされてるということでしたよね。具体的にはどういうふうにされてるかだけ教えてください。

保健福祉部長（吉　富進君）　フォローアップ研修につきましては，７月に前期研修会，１０月に講師による交流会，２月に後期研修会という形で計画をしております。

３番（松山さおり君）　現在もされてるということは，７月，１０月に研修をしたということですよね。具体的な内容を教えてもらってもよろしいでしょうか。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

答弁を求めます。

答弁を求めます。

保健福祉部長（吉　富進君）　具体的な中身についてちょっとメニュー的なものを持ちそろえてありませんので，後でお渡ししたいと思います。

３番（松山さおり君）　では後日資料の方もいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。親族以外の第三者が成年後見人として家庭裁判所から選任を受ける上で，成年被後見人の法的な権利，利益を守るという重大な役割を担うためには，管理監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠です。市民後見人が単独で成年後見人になる形態は課題が多いとも言われています。そこで法人後見として社会福祉法人や社団法人，ＮＰＯなどの法人が成年後見人になり，個人が成年後見人に就任した場合と同様に，判断能力が不十分な人の保護，支援を行っている事案が全国にあります。私は本年３月の一般質問で，社会福祉法人奄美市社会福祉協議会において法人後見人事業の導入を行い，市民後見人養成講座を終了した人を成年後見を実施する社会福祉協議会の後見活動支援員として活動してもらうことを提言いたしました。これに関し，現在の奄美市の状況，見解などをお伺いいたします。

保健福祉部長（吉　富進君）　議員御質問の法人後見人制度の導入についてでございますが，本講座は受講生の今後の活躍の場として大変有意義なものだと考えております。法人後見の利点といたししましては，１点目に全国的に増加している被後見人の財産の不適切な使用などの不祥事を未然に防げることができること。２点目に，法人には弁護士など専門職に関わることが多く，的確なアドバイスを受けて対応できること。３点目に，担当している支援員が何らかの理由で対応できなくなった場合でも，同一法人の支援員が対応することが可能であり，継続性を持った対応ができるなどが考えられます。議員御指摘のとおり，後見人として活動するには，家庭裁判所からの選任が必要であり，法人後見の選任後に市民後見人が法人の一員として活動を行うことがより現実的であると考えております。今後法人後見が早期に実現できるよう，家庭裁判所や弁護士等の専門職，医療，介護，福祉の関係者による市民後見人広域連携推進協議会を開催するなどして，法人後見人の実施に向けて努めてまいりたいと存じます。本年第１回定例会において議員より提言のございました法人後見人の実施につきましては，現在取り組んでいる市民後見人養成講座受講生が市民後見人として活動するための一番の近道であると考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

３番（松山さおり君）　はい，ありがとうございます。やはりこれはこう一歩間違えば社会問題にもなり得ないことだと思いますので，是非ともですね，この市民後見人のこの活動支援員としての活動してもらう支援員として活動してもらうということを前提にですね，これを是非ともやっていただきたいと思います。これからの奄美市にも大変必要なことだと思いますので，はい，よろしくお願いいたします。すいません。

じゃ，次の質問に入りたいと思います。青少年のスポーツ合宿についてお伺いいたします。奄美でスポーツ合宿が関心を集めるきっかけとなったのは，１９９２年の東京直行便就航です。旧名瀬市は１９９６年にスポーツで癒す島をスローガンに掲げ，スポーツアイランド構想を策定しました。トップアスリートが集うスポーツの島，自由時間を楽しむスポーツの島，奄美の自然を生かしたスポーツの島，健やかな体を育むスポーツの島とあります。現在はトップアスリートの方々が来島する機会が多いと思いますが，ここで平成４年度の東京直行便就航以来の年度ごとの団体数，来島人数をお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成４年度以降になりますと，年度がかなりございますので，ちょっとポイントのところだけ説明をさしてもらいます。議員御承知のとおり，これまで本市はスポーツアイランド構想の下，陸上，野球をはじめ数多くのスポーツ合宿を受け入れてまいりました。平成４年の東京直行便就航以来スポーツ合宿に関する統計を取り始めたのが平成６年度からでございまして，平成６年度の団体数が５４チーム，合宿人数が８３５人となっており，平成２７年度は団体数が５９チーム，合宿人数は９７５人でございます。なお，平成２７年度延べ宿泊人数まで参考に申し上げますが，延べ宿泊人数は９，２７４人泊となっております。これは延べ宿泊人数は平成１４年度から統計を取り始めてい

るということです。団体数のピーク時なんですけど，平成１６年度の団体数については平成１６年度の１０３チーム，合宿人数で申し上げますと，平成１８年度の１，５８６人，延べ宿泊人数で申し上げますと，１万３，５４３人泊，これがピークとなっており，その後平成１８年度以降ですね，その後徐々に減少傾向にありましたが，平成２１年度以降は現在とほぼ同水準で推移してるとこです。以上です。

３番（松山さおり君）　はい，ありがとうございます。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。１１月にはプロ野球チームのＤｅＮＡの選手の方々が来島され，合宿を行いました。三儀山の運動公園で日々練習されていたと思います。それ以外でも合宿されていた団体があったのではと思います。競技ごとの今年の，近年でもいいんですけども，来島人数，また，施設ごとの利用率をお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成２７年度の競技ごとの団体数と合宿人数を申し上げます。陸上が団体数４６チーム，合宿人数が５５２人，延べ宿泊人数は５，２９５人泊でございます。それから野球が団体数８チーム，合宿人数が３２７人，延べ宿泊人数が３，２８６人泊となっております。その他の競技が団体数５チーム，合宿人数が９６人，延べ宿泊人数が６６６人泊となっております。平成２７年度の施設ごとの利用につきましては，名瀬運動公園が９１．５パーセント，それから奄美体験交流館が１．７パーセント，太陽が丘総合運動公園が５．１パーセント，あと奄美カントリークラブ，ゴルフの関係ですが，１．７パーセントとなっております。以上です。

３番（松山さおり君）　名瀬運動公園が９１．５パーセントということで，かなり高いかなと思ってるんですが，それ以外の太陽が丘，体験交流館，そしてカントリークラブ，５．１，１．７というのはちょっと低いのかなと思っています。すいません，前回ですね，委員会の時にもお聞きしたんですが，合宿誘致ということでその次のリピートをお願いする場合は，今まで来ていただいた合宿された団体に年賀状を出されるということをおっしゃってたんですね。年賀状，年賀状ですね，すいません。これはやっぱりスポーツアイランド構想を掲げているのであれば，もっとこう誘致をしていく，案内をしていくべきではないのかなと思っているんですけれども，学生というよりは社会人，社会人，プロの方，そして今大学生の方というのが多いと思うんですが，中高生の合宿というのもちょっと考えていただけないかなと思いました。そして３番のそのまま質問に入らせていただきます。奄美群島は本土との地理的な格差があるのは埋められないものですが，離島であるが故に本土より劣っているという気持ちのハンデも今なおあるように感じます。その気持ちのハンデを埋めていくためにも，本土と離島の子どもたちが大いに交流していく環境が必要だと思います。同じ鹿児島県であっても，文化，言葉，環境も異なりますが，大会では同じ土俵で戦うライバルでもあります。社会人，学生スポーツ合宿の誘致とともに，中高生の合宿誘致の見解をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成５年度からスタートしましたスポーツ合宿につきましては，平成８年度に策定したスポーツアイランド構想の基本方針の一つであるトップアスリートの集うスポーツの島づくりに基づき，県外の実業団を中心に誘致活動に取り組んでまいりました。このようなスポーツ合宿推進の効果といたしましては，トップアスリートを身近に感じふれあうことによる各競技の底上げや若年層の競技力向上にあると言えます。一方で，議員御指摘の次世代担う中高生の合宿大会を通したスポーツ交流も有意義なことであると認識いたしているところです。そのことについて奄美満喫ツアー助成事業の一環として，学生スポーツゼミ合宿助成事業などを実施してるところでございます。先日奄美地区高等学校野球連盟主催で開催されました奄美，沖縄，鹿児島親善野球につきましても，奄美満喫ツアー助成事業を活用しておるところです。このことによって他地域とのスポーツ交流促進の一助になっているのではないかと考えております。また，バスケットボール，サッカー，相撲，剣道などの競技につい

ては，県内外から多数のチームが参加する交流大会として定着しているものもあり，各競技団体や指導者をはじめとした関係者の皆様を中心とした取組みが，中高生のスポーツ交流の推進につながるものと期待してるところでございます。

３番（松山さおり君）　中高生のこの合宿誘致ということだったんですけれども，それ以外へこう何ですかね，こう民間でのこう大会で来てるというのは聞いたことがあるんですけれども，そこもですね，もっと力を入れてやっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

でまた，２年後の次の質問ですね，２年後の世界自然遺産登録となると，たくさんの観光客が国内，海外から来島されると思います。それと同時に，多くの団体が合宿に来た場合，今の宿泊施設で十分と考えるのか。また，民泊の構想はないのかお聞きしたいと思います。私ですね，ある事業所にお願いしまして，笠利の用安という集落の，あちらは宿泊施設が近くに笠利町ですので何軒か大きい施設があります。で，修学旅行生が来たって，１５０名来たよということも聞いたりしたんですけども，いらっしゃる事業所の１事業所にですね，お願いして，観光客のほうにアンケートを取ってくださいということでお願いしました。大体７０組の方にアンケートをお願いしたんですが，内容はですね，奄美大島が世界自然遺産登録地に選ばれてるのは，選ばれてると言うか，候補になってるのは御存知ですか，知ってますか。で，奄美にまた来たいですか。奄美は何回目ですかということをこう重点的に聞きました。そうするとですね，ほとんどの方が，奄美にはまた来たい。もう７０組ですけども，１００名ぐらいの方なんですね。お聞きすると９８パーセント，９９パーセントぐらいの方が，また奄美に来たいという回答でありました。で，世界自然遺産地の候補に選ばれてるのは御存知ですかという問いには，３割の方が知らないという回答でした。そしてまた，ちょっと忘れてしまったんですけど，はい，そうすると，こう世界自然遺産登録は知らなくても奄美に来たいという方がほとんどということは，やっぱりそれ以外の魅力というのはすごく奄美にはたくさんあると思います。とすると，世界自然遺産登録認定になった場合ですね，海外からもたくさんいらっしゃるんですが，例えば合宿誘致もどんどん進めて交流人口を増やしてほしいところなんですけれども，そうする場合，民泊，今の施設では十分なのか。やはり民泊というのも考えていくべきじゃないかなと思っているんですが，その辺のお考えはないのかお示しください。

商工観光部長（菊田和仁君）　ここ数年観光入込客数の増加に伴い，宿泊施設の不足が心配されてるところでございます。今年の７月から９月の繁忙期において特に７月３０日から８月２８日までの間，バニラエアが２便態勢になりまして，宿泊施設の不足がより一層懸念されましたが，何とか現在の宿泊容量で対応できたことに安堵したところです。議員御指摘のとおり，世界自然遺産登録に向けて今後より一層観光入込客数の増加が見込まれますが，既存のホテルでの増設のお話や，現在埋め立て中のマリンタウン地区での新たな建設も見込まれているところです。引き続き関係団体と情報を共有しながら，官民一体となって受け入れ態勢の整備に取り組みたいと考えております。なお，民泊施設の構想につきましては，現在住用地区において森と水のまち住用観光プロジェクトの一環として，県の地域振興事業を活用し，教育旅行，修学旅行等ですが，などの受入れを目的に取り組んでおります。本年度については民泊可能な家庭の把握並びに民泊事業に向けた調整などを行い，モニターツアーを行う予定でございます。また，来年度以降についても同様に，民泊事業展開に向けた事業者の確保に努める予定としておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

３番（松山さおり君）　是非ともよろしくお願いいたします。

最後の質問です。スポーツ，文化，芸術活動に参加する際，県に遠征することが多くなりますが，今日の地元紙で県の定例会で県民大会の地方開催を再開できないかの質問に，市町村や地区体育協会の機運が高まれば，関係機関と協議して実施のあり方を検討したいとありました。本土からの交流人口を増

やすためにも，３年に１回でも奄美で県大会を開催するべきだと思いますが，見解をお伺いいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。県大会につきましては，県中学校体育連盟，県高等学校体育連盟が主催して，県下の中学校，高等学校の生徒を対象として大会が計画されているところでございます。その他にも各競技団体，競技連盟，企業，育成会などが主催する県大会がございます。本日の新聞でも掲載されておりましたように，公益財団法人，県体育協会が主催する県民体育大会を地方で開催してはどうかということに対する古川県教育長が踏み込んだ答弁をされておりましたが，ここでは県中学校総合体育連盟と県高等学校体育連盟が主催する県大会についての答弁をさせていただきます。県中学校総合体育大会及び県高等学校総合体育大会の計画は，開催地区の決定につきましては各体育連盟の組織で協議いたしまして決定されるものでございます。その決定を受けまして，過去には奄美でも開催された競技が幾つかございます。例えば中学校の相撲競技につきましては，県中学校総合体育大会を３年に２回は奄美市で開催することが計画をされているところでございます。また，平成２６年度の九州中学校総合体育大会が奄美市で開催されたところでもございます。その競技は高等学校でも九州大会の新人大会が奄美市で開催されておりまして，鹿児島県が順番が回ってくる時には体験交流館で開催してるということを御理解ください。当然今後は誘致活動にできるだけ取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解いただきたいと存じます。

３番（松山さおり君）　教育長，是非よろしくお願いいたします。ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（竹山耕平君）　以上で無所属松山さおり君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後５時００分）

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 8 日

（第４日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
財政課長	國分　正大　君	総務部参事	小松　和行　君
市民部長	前田　和男　君	市民協働課長	手蓑　利文　君
環境対策課長	島袋　修　君	市民課長	中村　博光　君
国保年金課長	山下　能久　君	保健福祉部長	吉富　進　君
福祉事務所長	伊東　義久　君	福祉政策課長	上野　和夫　君
健康増進課長	吉　郁也　君	高齢者福祉課長	永田　孝一　君
保護課長	濱田　洋一郎　君	いきいき健康課長	東　浩一　君
商工観光部長	菊田　和仁　君	商水情報課長	髙　一也　君
紬観光課長	保浦　正博　君	農政部長	奥　正幸　君

農林振興課参事	満永　亮一君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	武下　義広君	上下水道部長	上島　宏夫君
水道課長	山下　一弘君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
教育委員会総務課長	徳永　恵三君	学校教育課長	益山　富誉君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	前田　賢一郎君
議事係長	森　尚宣君	議事係主査	麓　浩登志君

議長（竹山耕平君）　ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては極力避けられますよう，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分を併せてよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

（「議長，すいません。ちょっと場内が暑いようですから，調整はいかがですか，必要ないですか」と呼ぶ者あり）

はい。昨日もあれだったんで，ちょっと，同様の，同様のことしてもらっていいですか。

許可いたします。

始まる前に言ってください。始まる前に言っていただければ，なおありがたいです。

それでは，再開いたします。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，自民新風会　安田壮平君の発言を許可いたします。

１３番（安田壮平君）　皆様，おはようございます。自民新風会の安田壮平です。気持ちは熱くても頭は冷静にいきたいと思います。はい。一般質問にあたり，まずは一言所見を申し上げる前に，通告書の訂正を１か所お願いします。３番を自然環境の保全と活用に訂正していただければと思います。自然環境の保全と活用に訂正していただければと思います。

早いもので師走に入り，今年も締めくくりの時期となりました。去る３月の第１回定例会において，私は今年も日本や世界は劇的に動いていきそうだと申し上げましたが，当時の予想を上回る，上回るほどにそうだったと思える象徴が６月，イギリスの国民投票によるＥＵ離脱決定と先月アメリカ大統領選挙でのトランプ氏の勝利でした。お隣，韓国の国内状況は言わずもがな，中国の経済運営状況などを見ても世界における日本の政治の安定性は際立っており，世界の中での日本の存在感や役割はいや増すばかりと感じます。さて，７５年前の今日，旧日本軍による真珠湾攻撃が行われ，日米開戦の口火が切られました。今週，安倍首相は今月末にハワイを訪問し，現職の首相として初めてオバマ大統領とともに真珠湾攻撃の犠牲者を慰霊する意向を表明されました。首相は２度と戦争の惨禍を繰り返してはならないとの決意を示すとともに，日米同盟が世界のさまざまな課題に取り組む希望の同盟であることを発信する機会にしたいと述べておられます。今回のハワイ訪問は５月に現職のアメリカ大統領として初めて慰霊のために広島を訪れたオバマ大統領への答礼を含め，答礼を込めた行動とみる識者もおります。私はこのニュースを見て，日本人がノーモア・ヒロシマ，広島を繰り返すな。アメリカ人がリメンバー・パールハーバー，真珠湾を忘れるなとお互いに言い合っている間は真の平和は来ない，むしろ日本人がリメンバー・パールハーバー，アメリカ人がノーモア・ヒロシマと言えるようになったときこそ真の平和は来るのだという，以前読んだ文章を思い起こしました。若い時分になるほどと感じたわけですが，崇高な平和の理念を表現しているように思います。このような崇高な理念を施行しつつも実際の安全保障は現実の相手を見据えて備えなくてはなりません。そこで，昨日総務部長の答弁にもありましたが，先日名瀬で講演会をされた山田吉彦東海大学海洋学部教授のお話を御紹介したいと思います。曰く，日本は地政学的な力がとても大きい。つまり，アジア大陸から太平洋を見た場合，日本列島が横たわっており，中国も韓国も北朝鮮も極東ロシアも日本近海の国際海峡を横断しなければ，太平洋に出られな

い。日本は有事の際に近海の海上封鎖をすれば，各国は石油や食料の輸入ができなくなり，兵糧攻めを強いられることとなる。だから，とりわけ船，船の通行の多い南西諸島の防衛を固めておくことが大事であり，そうすることによって各国はうかつに日本に手を出せなくなる。私はこの話に大いに納得しました。これぞまさに戦略的思考に基づく抑止力だと思います。次回，山田教授が奄美にいらっしゃるときには是非多くの市民の皆様に講話を聞いていただきたいと存じます。

さて，本題に入ります。今回はまず歯の健康づくりを第１のテーマとしました。その理由は，以前全国の中でも鹿児島県は子どもの虫歯が多く，鹿児島県の中でも奄美が多いという話を聞いたことがきっかけで，いろいろと調べてみた結果，これは個人の問題のみに帰結させずに地域社会として取る，取り組むべき課題と考えるに至ったためです。ここで，議場にいる皆さんは虫歯や歯周病になって歯医者で歯を削ったり抜いたりして痛い思いをされたことはあるでしょうか。あの痛さを経験された方なら，自分の子どもや孫，あるいは周りの子どもたちに同じ思いをさせたくないというのが親心だと思います。そのためにはまず，人はみな虫歯になるものだからそのとき歯医者に行って治療すればよいという概念を変えて，虫歯にならないようにあらかじめ予防するという考えを持つことから始めるべきと考えます。１度虫歯になってしまうと，詰め物，詰め物や被せ物の間に菌が侵入して再度虫歯になり，その後は歯を削ったり神経を取ったり，義歯を入れたりとずっと痛い治療のループに陥ってしまいます。一方，永久歯が生え揃い歯質が強化される中学生の頃まで虫歯にならなければ，その後はほとんど苦労することなく，白く輝く歯のままでいられると言われます。昔から歯は万病のもとという言葉があるように，歯周病菌により脳疾患や心臓疾患が引き起こされるなど，葉の病気とさまざまな全身疾患とのかかわりが指摘されています。健康長寿の町をこれからも奄美市が謳歌していくためにも，市として積極的に取り組んでいただきたいということを念じ，質問に移ります。

では，乳幼児期から小・中学生期における歯の健康づくりについて。各年齢における虫歯のない者，健全歯の者の割合について現状はいかがかを伺います。１歳６か月児，３歳児，就学前検診時やその後について，把握できる範囲でこの数値をお示しください。併せて県平均との比較，県の目標値との比較もお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（吉　富進君）　おはようございます。それでは，安田議員の各年齢における虫歯のない者の割合，それから県の目標値との比較について，保健福祉部関係は私のほうでせつ，答弁させていただきたいと思います。虫歯のない者の割合につきましては，乳幼児において１歳６か月児と３歳児を対象とした健康審査の中で状況確認を行っております。平成２７年度の状況といたしましては，１歳６か月児では９８．９９パーセントで３９５人中３９１人が虫歯がない状況です。３歳児につきましては６７．８７パーセントで３８９人中２６４人が虫歯がない状況であります。本市の乳幼児における現状といたしましては，１歳６か月以降に虫歯に，急激に虫歯が増えている状況でございます。県の平均としますと１歳６か月におきましては，県平均が９７．７パーセントであり，本市が県平均を上回っている状況であります。また，３歳児におきましては計，県平均の７８．１パーセントと比較すると１０パーセント程度下回っている状況であります。更に，県が設定しております平成３４年度の目標値と比較しますと，１歳６か月児では県の目標値が９９パーセントであり，本市は県の目標値をほぼ達成している状況であります。３歳児におきましては県の目標値が８８パーセントであり，当市の状況はかなり低い状況にあると言えます。また，本市では健康増進計画である健康奄美２１において，虫歯のない３歳児の割合を指標として掲げております。策定時である平成２１年度の５９．７パーセントを踏まえ，平成３１年度における目標値を８０パーセントに設定しているところであります。昨年度の６７．８パーセントは策定当初に比べると改善しておりますが，県との比較を踏まえますと本市の状況は３歳児におい

て，おいて低い水準にあるため，特に虫歯の生えだす，奥歯の生えだす１歳６か月児以降は虫歯になりやすい時期であり，乳幼児における虫歯予防の取り組みは非常に重要であることから，今後とも目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君）　答弁は以上ですか。

教育長（要田憲雄君）　おはようございます。お答えを申し上げます。虫歯の有についての状況把握でございますが，就園・就学時健康診断や幼・少・中学校で毎年６月に行われる定期健康診断で実施しているところであります。まず，幼稚園児につきましてでございますが，３４７名中１６８名に虫歯があり，全体の４８．４パーセントにあたります。そのうち，治療済みの幼児は３１名でございまして，全体の１８．５パーセントでございます。従いまして，健全歯の幼児は１７９名で，全体の５１．６パーセントになります。次に，小学校６年生についてでございますが，４１９名中１４１名に虫歯がある状況で，全体の３３．７パーセントでございます。治療済みを含む虫歯のない児童は２７８名で，全体の６６．３パーセントでございます。また，中学校３年生につきましては４４０名中１５０名に虫歯がある状況でございまして，全体の３６．１パーセントになります。治療済みを含む虫歯のない生徒は２８１名で，全体の６３．９パーセントになります。なお，この虫歯のない幼児・児童・生徒の中には治療済みも入っていることから，実際の健全歯の状況につきましては今後正確な実態把握をしてまいりたいと考えておりますので，御了承いただきたいと存じます。これらのことから，本市の幼・小・中における現状といたしましては，４０パーセント弱の園児・児童が虫歯にかかっている状況だと考えております。

次に県の状況についてでございますが，平成２７年度の中学校１年生において，県全体の健全歯の割合は５２．２パーセントになっております。なお，県では県教育振興基本計画において，平成２８年度の中学校１年生の健全歯の割合を５０パーセントにすることを目標にしておりますので，本市は４０パーセント弱の子どもに虫歯があり，約６０パーセントの子どもが虫歯のない状況ではありますが，先ほど申し上げました本データは治療済みの子ども，入っているということになりますので，県と比較しますと保有率が高い状況であると推察されるところでございます。このようなことからいたしまして，市の教育委員会といたしましても虫歯のない子どもを育成するために，虫歯を治療するということよりも虫歯を予防するという視点に重点を置いて取組を推進してまいりたいと考えております。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。奄美市としては１歳６か月児においては非常に虫歯のない子がですね，多いわけなんですが，３歳児になるともう急に増えるということであります。１歳６か月児ではですね，私もいただいたデータを見ますと４３市町村中１２位なんですが，３歳児になると４３市町村中３４位まで下がってしまうということで，またこの４３市町村の中ワースト１１位の中にですね，奄美群島の１０市町村が入っているということでして，本土と比べてもこの奄美群島のですね，この小さい子どものその虫歯の割合というのが極めて高いということで，これはもうのちのちのその永久歯生えて，大人の歯になっても影響してくるということで，とてもゆゆしきことだなと思うんですが，現状把握という観点からすればですね，まだ小学校，中学校においてはその健全歯のデータというものが十分に取れてないということでしたので，そこは今後しっかりとですね，実態把握をしていただきたいと思うんですが，また小さい子どもに限っても，その１歳６か月から３歳，ないしは３歳半ぐらいまではその検診があるんですが，その後，中には保育園，幼稚園，こういった場合ですね，そこからその就学前までがですね，要はもう情報がないというか，各保育園，幼稚園，託児所からですね，こう情報を集めないとなかなか現状把握はできないという状況になってるんですが，言わばブラックボックスになってるんですが，その点の現状把握，今後できる，できないかどうか，そこはいかがですか。３歳半検診から就学前までのですね，この２・３年の間の現状把握，そこはいかがでしょうか。

保健福祉部長（吉　富進君）　現状把握については現在されていないところでありますが，のちほども出てくるんですがフッ素洗口，保育所で実施してないところもありまして，一応園のほうと相談しながらですね，今後把握をできるような感じで検討してまいりたいと思います。

１３番（安田壮平君）　まずは対策打つためにも現状把握からだと思いますので，そこは是非，今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに，その歯の状況を見れば，大体子どものそのこう成長の状況と言いますか，家庭の状況なども場合によってはこう見えてくるんじゃないかと思うんですが，その就学前検診でですね，これもいただいた資料から見ますと，未処置の歯が１０本以上あると，要は虫歯の歯が１０本以上ある子どもが小学校入る前の時点で今１３名，３．７パーセントいるというデータも奄美市ありまして，これ場合によってはそのネグレクトの疑いがあるんじゃないかというようなこともですね，考えられるわけで，その歯が，いろいろなこと，こう指し示すこともありますので，この歯に関するデータというものもしっかり今後も把握，そして分析をですね，していただければなと思います。

次に移りますが，保育園や幼稚園，小・中学校において歯の健康づくりに向けた取り組みの状況はいかがかっていうところをお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　それでは，保健福祉部関係の保育園における歯の健康づくりについての取り組みについてで，回答させていただきたいと思います。市内の保育園，全ての園で年１回歯科検診を実施しております。検診結果により，虫歯のある園児には文書で治療の促しを行い，虫歯のない園児にはメダルなどをわたすなど，各園にて工夫をこらして取組をしている状況であります。また，園によっては歯科検診の結果を掲載したお便りの配付や園の担当歯科医師や行政への，行政へ歯磨き教室を依頼し開催するなど，各園にて保護者の意識啓発を図る取組を行っております。本市における虫歯予防についての取り組みとして，保育園へ出向いての虫歯予防の講話やブラッシング指導等については重要な施策として位置付けており，保育園と連携を図りながら実施しているところですが，今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　では，幼稚園，小学校，中学校の取り組みについてお答えを申し上げたいと存じますが，市の教育委員会といたしましては，今年の２月，学校職員や保護者などほぼ４００名程度集まっていただきまして，市の学校保健研究会を行いました。その中で，口腔の健康についてをテーマに研修を深めたところでございますし，あるいはまた市の校長研修会で歯の健康づくりについてですね，歯科医による講話をいただいたりしながら，予防の大切さについて意識を高めたところでございます。その際に私の感じましたことは，学校では治療が主たる活動になっておりましたが，やっぱり思い切った転換を図って予防する対策を講ずべきだということも感じたところでございます。また，学校訪問を通しまして管理，管理職に対して予防の視点を大切にした取り組みへの転換を図っていただくということも直接指導をしているところでございます。

次に，各学校の取り組みといたしましては，児童・生徒を対象に親子で歯磨き教室を実施したり，歯を大切にする学習などのさまざまな活動も当然行っているということでございます。また，保護者を対象といたしましては，学校保健委員会や家庭教育学級などを通しまして，学校歯科医師や保健師を招いて講話や子どもたちの現状や今後の取り組みについて話し合いをするなどの研修も深めているということで御理解をいただきたいと存じます。本市のおける歯科検診につきましては，就園・就学健康診断や幼・小・中学校で毎年６月に行われます定期健康診断において，幼児・児童・生徒全員を対象に実施しているところで，先ほど申し上げたとおりでございますが，フッ化物洗口につきましては幼稚園，小学校，中学校では現在のところ取り組んではいない状況でありますが，虫歯の治療という考え方から虫歯

を予防するという視点に切り替えて取り組むことが非常に重要であるという認識をしているところでございます。フッ化物洗口につきましては，国や県が虫歯予防としては最も有効な手段だというふう，ことで推進してる取り組みでもございますし，本市といたしましても学校職員や保護者の理解を得られるようにこれから周知を図っていかなければならないこともございますし，薬品の管理の仕方ですとか，あるいはそれに伴う一つ一つの課題を解決しながら積極的に進めていきたいという考え方持っていることを御理解いただきたいと存じます。

１３番（安田壮平君）　ありがとうございます。最後，教育長の答弁の中にフッ化物洗口についてですね，前向きに取り組みたいというお話がありましたので，非常によかったなという思いです。ちっちゃいうちはですね，そのフッ素塗布というのを３歳まで，３歳半までやりますし，その後は今市販の歯磨き粉にもですね，もうほとんどと言っていいほどそのフッ素が入っていますし，プラスそのフッ素によるうがいですね，フッ素洗口，フッ化物洗口というものをやっていけば，かなりのその高い効果が，虫歯予防の高い効果が得られるということで，町を挙げてやっているのが鹿児島県のさつま町，ここはもう，保育園，幼稚園，小学校ではもう全てやっています。薩摩川内市では小学校でもう全てやっているという状況ですので，是非県内他地域の事例を見ながら進めていただきたいと。また，一部にはですね，そのフッ素に対する誤解というものがあって，要は歯にフッ素というのは，フッ化ナトリウムですが，有毒となるのがフッ化水素というもので，いろいろ工業用の溶剤とかに入ってるんですが，これがごっちゃになって認識されている面があるんじゃないかということも指摘されていますので，ここもやっぱり保護者の方，関係機関，医療機関，関係機関の方にもですね，しっかり情報発信というか，啓発といいますか，それをしていただいて，このフッ素を使った歯の健康づくりというものをですね，極めて力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いてなんですが，笠利地区で行っている虫歯ゼロ表彰を市内全域で行うことは可能かということ，お示しください。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。それでは，笠利地区で行っています虫歯ゼロ表彰を奄美全域で行うことが可能かというご質問ですが，まず概要，笠利地区で行っております虫歯ゼロ表彰の概要でございますが，毎年１２月のまちおこしフェスティバルの開会行事におきまして，児童・生徒を対象に表彰を行い，賞状と記念品などを授与してます。今週の日曜日ですので，是非御参加をお願いいたします。選考基準等につきましては学校歯科検診の情報をもとに，小学校６年生と中学校３年生の健全歯所有者，これは虫歯がなく治療した歯もないということを条件に，対し，保護者にも確認を取って対象者を選定しております。また，表彰者数では平成２７年度において小学６年生が２１名，中学３年生が１４名となっており，表彰者数は年々増加傾向となっております。これを，住用・名瀬地区でも行うことにつきましては，子どもの虫歯予防に対する意識啓発を図っていくうえで非常に有意義な御提言として受け止めております。しかしながら，表彰対象者を市内全域に広げるとなりますと対象者数が大幅に増えることなどから，その効果的な実施方法などを今後の検討課題として，させていただきたいと御理解をお願いします。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。この表彰制度をつくることにより，どういう効果があるかっていったら，まず何よりもその虫歯０っていうのはとても価値があることなんだっていうメッセージをですね，子ども，そしてそれを通して保護者の方々にも伝える一つの大きなきっかけになるということであります。もう既に笠利地区で行われてるわけですので，これをやっぱり住用・名瀬にもですね，広めていくっていうのはもう，あるべき方向性だと思いますので，ちょっと対象者が増えるかなっていうことではありますが，である，そうであれば例えばその，まずは住用からやっていこうとかですね，ちょっと段階的にでも結構ですので，そしてまた奄美市にはまなびフェスタアンド福祉まつり

っていうちょうどいい機会もありますし，そういう機会を活用するなどいろいろ手は考えられると思いますので，是非これは進める方向でしていただきたいと思います。ちなみに，ここにかかっている予算というのは，賞状は自分たちで作っていて，あとは図書カードですね，記念品として贈呈する程度だということでしたので，それほど大きなその財源必要としていないということを伺っております。ちなみに，笠利のほうでは平成１５年から全保育所でフッ素洗口をやっていて，ちょうどその初めのころから育ってきた今の小学生たち，中学生たちがですね，もう半分以上が虫歯がないという効果も，やっぱり如実に表れている。市内全域の小・中学生においては，まだ健全歯の割合，現状把握をしないといけないんですけども，笠利はもう既にできているということですので，そしてまた予防もできてるということですので，こういういい取組を全体に，是非広げていただきたいと思います。

最後，④子ども医療費の伸びについてどう考えるかということですが，本年度乳幼児医療費から子ども医療費へと助成対象が拡大され，支出費の，支出額の増大が見込まれますがとりわけ小学生の医療費において歯科医療費の割合の大きさが目立っていると感じるところです。このことについてどのように分析，認識をし，また持続可能な制度とするためにも何らかの手立てが必要ではないかということをお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　子ども医療費の中の歯科診療の状況についてお答えいたします。平成２８年４月から１０月までの子ども医療費の内訳は未就学児への支給額４，６４８万８，５３４円のうち，歯科診療分が１７１万５，６４０円と全体の３．６９パーセントであるのに対して，小学生への支給額は１，２９３万９，１９４円のうち，歯科診療分が２８０万８．６２４円と全体の２１．７パーセントとなっております。子ども医療費の助成対象が小学生まで拡大されたのが今年度からの，でしたのではっきりしたことは言えませんが，未就学児に比べ小学生の歯科医療費の割合が高くなっているのは数字でお示す，お示し，示すとおりでございます。従いまして，歯科検診やフッ化物洗口などの予防により，小学生の歯科医療費を抑制することが当然，子ども医療費全体の抑制にもつながると考えますので，今後予防をしていきたいと思いますので，ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。今年度から始まった，拡大された制度ですので，今後の推移をしっかり見たうえで言えることもたくさん出てくると思いますが，現状でもこういう状況ということで，もちろん小学生も無料になったから歯医者に行こうということでですね，駆け込んでいる事例もあるかとは思うんですけど，でもやっぱりこれをこのまま続けていってもですね，恐らく全体的な傾向としてやっぱり今後も小学生のですね，この歯医者の医療費というものはですね，多くかかる可能性がある。だから，やっぱり原因にアプローチしていかないとなかなかこれを抑制，抑制することが必ずしもいいわけじゃないんですが，それでも持続可能な制度としていくためには何らかの手立てが必要じゃないかということで投げかけさせていただきました。やっぱり，歯というのは毎日手入れをするものですので，積極的，主体的にですね，自分のその健康づくりができる取り組みだと思いますので，これを奄美市においてもしっかりやっていただきたいと。今，先ほど②で教育長も前向きな答弁いただいたんですが，私思うにまずは主に名瀬地域ですが，保育園，まずは保育所，そして次に公立の幼稚園，そして小規模の小・中学校というふうにですね，段階的にそのフッ素洗口等もですね，取り入れていただければ，この子ども医療費のこともですね，やっぱり将来にわたってしっかりと支えていける，そういう制度になっていくんじゃないかと思いますんで，是非重々今後も配慮をしていただいて積極的な取組をお願いしたいと思います。

続いて，次の質問に移りますが，婚活支援についてであります。総合計画後期基本計画として計画目標として結婚組数，婚姻届出数が盛り込まれました。地方創生総合戦略にも同じ数値目標が掲げられておりまして，これは本当に私はよかったというふうに考えていますが，ではまず縁結び事業について，現状と課題はいかがかというところをお示しください。

保健福祉部長（吉　富進君）　お尋ねの婚活支援についてお答えいたします。平成２６年度から市内のＮＰＯ法人に委託して独身男女の背中を押してくれる存在のくっかるおばの協力を得まして，バスで奄美大島探訪したり集落行事を体験するなどの形で男女の出会いの場を創出してまいりました。与えられた時間の中では参加者同士交流を持ち楽しく過ごしているものの，年に１度ないし２度の出会いの場での交流だけで終わっている様子であること，参加者とくっかるおばとのサポート関係の構築できていないことなどから，結婚に向けた後押しに至るまで深まっておらず，事業実施後の成果は確認されていない状況であります。これまでの事業を実施して男女の仲を深められるよう，出会いの場をより多く設けること，独身の男女が積極的に参加できる工夫をすること，更に結婚への後押しをするくっかるおばをどのような活用するかが今後の課題だと捉えております。今回，補正予算でも計上しております縁結び事業はこれらのことを踏まえまして，出会いの場をつくることを計画しております。その中で，男性，女性に分かれて仲間同士，思いを共有して，そしてくっかるおばとのサポート関係を築く場を設けるなど，参加者の気持ちを引き出しその後の交流がより深まるよう仕掛けができないかと検討しているところであります。

１３番（安田壮平君）　くっかるおばを中心にですね，いろいろ課題があるということでありますが，私もこの２６年度から始まったこの縁結び事業などを見ていて思うのは，やっぱりこう婚活婚活ってあまりこう全面的に出し過ぎるとですね，やっぱりこう若い人たちはこう引いてしまうんじゃないかと。だから，婚活とか結婚，僕が婚活支援というテーマを分かりやすくするために書いてはいるんですけど，婚活と結婚支援というようなことを表現せずにこう男女をくっつける雰囲気と言いますか，そういうのが大事なんだろうと。言わばその未婚者，若しくは結婚したいと思っている人目線での企画と言いますか，あるいは企画から一緒にですね，そういう未婚者の方と一緒にこう企画を作り上げていくというようなですね，取り組みが，なるべくその婚活と言わずにですね，作り上げていく取り組み必要じゃないかと思うんですが，②の今後の支援の在り方，どのように考えていくかというところ，お伺いします。

保健福祉部長（吉　富進君）　今後の支援に在り方といたしましては，奄美大島５市町村間の広域連携，また行政の事業だけでなく民間の縁結びに関する情報の集約，発信などにより，独身男女の出会いの機会，出会いの幅を広げ，そして参加しやすい場をつくるために工夫をしていきたいと思います。更には定住促進に向けたＩＯＵターン事業のプログラムの一つとして，島外の方と島内の独身男女が交流する場を設けるなど，いろいろな事業，さまざまな形で男女の交流の機会を増やしていけるよう，近隣町村を含めた関係機関，そして庁内各課との連携に力を入れ，婚姻につながる機運の醸成に力を入れていきたいと考えております。結婚者への，失礼しました。

１３番（安田壮平君）　是非，奄美市だけではなくて５市町村，広域でもですね，取り組み，あるいはまた群島とか，若しくは島，奄美以外からもですね，こう男女をこう招いてというような取り組みにですね，是非これ本当広げていただきたいと。外からもこう，人口増加も合わせてこう図れる取り組みにもなっていきますので，これを是非考えていただきたいと思います。

そしてまた，結婚者にですね，財政的支援をするというような国の制度もあるようでして，今回の２８年度の国の補正予算でも結婚新生活支援事業ということで３００万円未満の所得制限はありますが，その新しい，新しく結婚する方々に新居の住居費であったり，あるいは引っ越し費用を上限１８万円まで支給をするというような制度もありますので，若しくは奄美市独自で結婚お祝い金とかですね，いろいろ，もらって嬉しくないことはありませんので，こういったものも活用しながら，いろいろな角度からですね，この結婚支援というものも力を入れて取り組んでいただきたい。奄美市は２７年度のその結婚組数が２４７組でして，３２年度にはプラス２８組の２７５組を目標としておりますし，また出生数

についても２７年度は３５９名でしたが，４０４名まで出生数を上げていくというとてもおっきな目標を持っていますので，是非この目標に向かってですね，この婚活支援，そしてまた結婚，出産，子育て支援というところをですね，力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続いて自然環境の保全と活用というところについて伺います。まず，奄美群島国立公園，仮称，これが１０月の初旬からですね，急激に動き出してきたように思います。いよいよ来春には国立公園の指定というものが見えてきたという段階で，これがのちに続く世界自然，世界自然遺産にですね，その登録に結び付いていくことを大いに期待をしているわけですが，まずこの国立公園について，環境文化型国立公園と生態系管理型国立公園というコンセプトの定義をどのように考え，どのように浸透させていくかということについて伺います。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，ただいまのご質問のコンセプトの定義ということについては私のほうで御答弁させていただきますが，その浸透についてということについては担当部長に委ねますので，あらかじめ御理解いただきたいと思います。

それでは，議員御案内の環境文化型国立公園，生態系管理型国立公園につきましては，環境省が平成２０年度に取りまとめました奄美地域の自然資源の保全，活用に関する基本的な考え方において示されております。環境文化型国立公園のコンセプトといたしましては，奄美地域の森や川，浜などの自然資源は伝統的な人々の暮らし，営みなど文化と深くかかわりをもってきたと位置付けております。また，そのかかわりが現在の自然資源の姿を形作ってきたとも言えることから，環境，関係そのものを守っていくこと，守っていく意識を持って奄美地域の自然と文化を住民と利用者がともに楽しみ，ともに守る国立公園を目指すとされております。生態系管理型国立公園のコンセプトといたしましては，世界に類を見ない固有種，希少種が生息する，生息，生育する亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系とそれが醸し出す景観を保全するために，生態系全体の管理手法にまで踏み込んでいく国立公園を目指すとされています。これまでの国立公園は景観保全が主な目的とされておりましたが，奄美群島国立公園は国立公園としては初めて，文化と生態系管理という言葉が用いられていたと言われております。私なりの解釈で申し上げますと，奄美における集落ごとに培ってきた文化，芸能，更に奄美独特で希少な生態系と人の営みが共存する環境が評価されたものだと思って，考えております。この貴重な財産は奄美大島に居住する全ての人々の共有の財産であります。従いまして，大島本島５市町村が更に手を携えて守っていかなければいけないと，改めて思うところでございます。のちほども，この進め方に，浸透の方法については，担当者に委ねますので御理解いただきたい。

市民部長（前田和男君）　それでは，私のほうからどのように浸透さすのかということに対し，ついてお答えさせていただきます。まず，市の広報誌やホームページなどを通して情報発信を行うとともに，国・県・他町村とも連携を図りながら，住民説明の場などを通じて普及，啓発を進めてまいりたいと考えております。併せて，先日パブリックコメントを実施いたしました環境省原案では奄美群島国立公園，仮称ですが，のテーマを命にぎわう亜熱帯のシマ，森と海と島人の暮らしとしておりますので，このテーマの普及，啓発も進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

１３番（安田壮平君）　今，市長から御説明いただきまして，環境省の示した表現，そしてまた後段のほうで奄美市としての捉え方というものを示していただいて，奄美市の捉え方のほうが分かりやすいなと思ったんですが，やっぱりこれを国立公園として初めてということですので，地元の人，そしてまた外から訪れる方々にもですね，もっともっと分かりやすく，こうお伝えしていく必要があるんだろうと思います。例えばなんですが，その具体的な表現方法としてですね，景観条例，景観計画なり景観，景観条例を策定をして，こういう奄美の歴史的な景観であったり，さまざまなこう人々の古代からのこう生活が，生活の在り方が息づくようなそういう景観を守っていこうという計画というか，予定っていうの

はあるんでしょうか。そこはいかがですか。

市民部長（前田和男君）　ただいまの景観条例というのに関して申し上げますと，今本島内５市町村で自然保護に関する協議会をつくって，同じ，本島一円同じ規律をつくっていこうということで進めておりますので，その中で，ノネコ，野良猫についてのことも含めてなんですが，また５市町村足並みを揃えて条例の強化等にも努めてまいりたいと考えているところです。

１３番（安田壮平君）　是非，その奄美らしい風景とか，奄美らしい町並み，集落の風景とかですね，残していただきたいものはいっぱいあると思いますので，是非この辺もその市民からのですね，パブリックコメントなどいただきながら策定の方向で進めていただければと思います。

併せて，関連なんですが，来春のですね，国立公園視点の際，指定の際には何かしら，指定されましたということでですね，行事，イベント等の計画があるのかどうか，そこはいかがでしょうか。

市民部長（前田和男君）　国立公園に指定を記念した行事，イベントでございますが，現在国・奄美群島広域事務組合などで話を進めております。先日，広域事務組合のほうに確認しましたところ，イベント自体は計画はしていると。具体的な検討はこれからなんですが，イベントは検討しているということでございます。私どもも当然関係機関と連携を取りながら併せて取り組んでまいりたいと考えているところです。

１３番（安田壮平君）　広域のほうでということで，もちろんこれはもう奄美群島全体の国立公園でありますので，そうなるとは思うんですが，是非ですね，やっぱり市民の方々にもですね，やっぱり本当奄美，奄美が目指す方向はこの方向なんだということをですね，お示ししていただくためにも，御理解，共感いただくためにも，是非，もう大々的なと言いますか，やっぱりこう目を引くようなと言うかですね，そういう，この指定の暁にはそういう取組をしていただくようにお願いしたいと思います。

次，②に移りますが，地元住民の理解，協力を促す取組をどのように考え取り組んでいくかということですが，まずですね，土地利用の規制がかかる地権者への説明をどのように進めているのか。また，海域の利用に規制がかかる可能性のある漁業者などへの説明をどのように進めているのか，お示しください。

市民部長（前田和男君）　地元の理解，協力ということで，を促す取り組みということですが，まず規制がかかる地権者，漁業者への説明につきましては，一義的には国が責任を持って取り組んでいるところでございます。本市といたしましても国と連携を図りながら，市民からの相談や問い合わせがある際には対応を行っているところでございます。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。もう既に開発されている土地については，恐らくそれほどこう強固なですね，強い規制がかからないというふうには思いますが，言わばもう手つかずの森林とか，そういう山野についてのみかかってくるというのが原則だとは思うんですけども，いろいろ疑心暗鬼になったり誤解が生じたりとかですね，憶測が生まれたりとか，そういうことがないようにしっかり環境省が中心になってということであるんですが，一番こう聞きやすい，お尋ねしやすいのはやっぱり市役所ですので，そこも是非御丁寧な対応をしていただきたいと思います。

あとですね，ちょっと次の質問移りますが，国立公園指定とそれに続く世界自然遺産登録について，今もですね，残念ながら懐疑的な住民や不安や懸念を抱いている住民は未だに多く，またそれら大きな目標達成の前に身近な生活環境の改善にこそ取り組むべきと考える住民も多いと感じています。本市として，身近な生活環境の更なる改善のためにどのような取組をすることが可能か，見解をお示しくださ

い。

市民部長（前田和男君）　身近な生活環境の更なる改善のためにどのような取り組みが可能かということですが，市民の皆様の活動を支援していくことが，まず市として大事なことだろうと考えております。そのためには，自分の周りの環境を整える，山，海を含む自然環境を大切にする。そういう機運を盛り上げていくことが重要だというふうに考えております。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。まさに方向性としてはもうそうだというふうに思います。それで，ちょっと具体的に聞きますが，紡ぐきょらの郷づくり事業にですね，世界自然遺産登録に向けた課題解決支援事業というのがあるんですが，これのこれまでの実績を一つ，次が景観形成環境保全活動助成金，この交付対象団体がこれまでは主に自治会，町内会，集落会であったんですが，この対象を拡大することについていかがかということ。そして，三つ目が自治会や個人によるごみ出しマナーの向上であったり，あるいはまた猫，カラス対策の先駆的な取組を募集し，そしてそれを普及させる活動についてどう思うか，伺います。

市民部長（前田和男君）　議員御案内の市民の皆様の活動を支援する事業として，本市では紡ぐきょらの郷づくり事業と景観保全のための景観形成環境保全活動助成金がございます。紡ぐきょらの郷づくり事業は議員がおっしゃったとおり，市民が考え市民が主体となって，市民のために提供するさまざまな事業を応援する制度でございます。その中でその事業を対象に世界自然遺産登録に向けた課題解決支援事業を平成２６年度から盛り込み，今年度までの実績としましては合計３件が採択されております。

また，景観形成環境保全活動助成金の交付対象団体を拡充できないかということでございますが，現在助成金の募集は町内会，自治会，集落会に対して行っておりますが，その理由といたしましては第３日曜日の市民清掃への参加が基本的に町内会，自治会，集落会単位で行われてると。清掃活動に助成金で購入した備品が使用されているもので，依然として自治会等などからの御要望が多いため，このような対応を取らさせていただいているところでございます。将来的にはＮＰＯ法人や任意団体を対象に広げることも考えておりますが，今のところ要望が多い町内会，自治会等を優先にして募集を行いたいと思っています。

また，ごみ出しマナーや猫対策の先駆的な取り組みなどを普及啓発させる取り組みについて，本市でもいろいろやっておりますが，今後また市民提案も含めて検討させていただきたいと思います。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。是非，今部長の御答弁あった方向でですね，徐々に進めていただきたいと思うんですが，先日ＪＣ主催の講演会がありまして，前の横浜市長の中田　宏さんが講演したときにですね，これからの地域づくりはいかにその地域住民の全員を生かす仕組みをつくれるかが大事だというふうにおっしゃってまして，そのことに対して，やっぱり政治家も行政もですね，知恵を絞るべきではないかというようなことを言ってましたが，まさにこの地域のことを自分たちできれいにしようと，自治会，町内会，あるいはボランティア団体とかですね，いろいろな団体の方々がそういう気持ちを持っている方，多いと思います。その気持ちをこう引き出すための仕組み，後押しをですね，是非行政のほうに柔軟な仕組みというか，制度というかですね，つくっていただくよう，お願いをします。

最後なりますが，自然環境の適正利用のルール作りやガイド及びガイド組織育成の現状と課題について伺います。

市民部長（前田和男君）　まず，私のほうからルール作りということで答弁させていただきます。当然，国立公園指定，世界自然遺産に登録されることで観光客の，多くの観光客の来島が予想されておりま

す。そのことに起因いたしまして，ごみの散乱や自然破壊，自然に与える新たな影響が課題になってくることは先例地の事例からも予想されているところでございます。これら豊かな自然を残し持続的に自然環境を利用するための活用と保全のバランスが重要となってくると思っております。現在，国立公園指定，自然遺産登録後に利用者の増加が特に見込まれる金作原における利用適正化のルール作りを国・鹿児島県と連携しながら検討しているところでございます。その他の重要な地域においても，順次利用適正化のルールづくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

商工観光部長（菊田和仁君）　私のほうから自然ガイドの育成とガイド組織の育成についてお答えいたします。世界自然遺産登録に向けたガイド育成を含むさまざまなエコツーリズムの実施につきましては，エコツーリズム推進法に基づき事業者や地域住民，環境や観光の専門家，関係行政機関等で構成された奄美群島エコツーリズム推進協議会が全体構想を作成しております。まず，ガイド育成については全体構想の中で，自然保護と観光振興の両立や技術的に未熟なガイドの乱立を防ぐ観点から，エコツアーガイドの登録認定制度を制定し，研修生，登録ガイド，認定ガイドと段階的なステップを設け現在必要な研修等を行っておるところです。また，ガイドの育成，組織強化につきましても，同様に全体構想の中で島ごとにエコツアーガイド連絡協議会を設置し，各島のエコツーリズム推進協議会と連携のもと，体制の強化を図っているところであります。課題としましては，自然資源である希少動植物を無秩序に乱獲することの防止対策や無登録ガイドへの対応などがございますが，その対策につきましても現在各島のエコツーリズム推進協議会において検討がなされているところでございます。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。今，徐々に進められているというふうにお聞きしましたが，もうあと数か月で国立公園にですね，指定をされると，やっぱりこの自然を見に行きたいと，こう森の中にですね，行きたいというふうに思う観光客もですね，もう必ず増えると思います。一つにはやっぱりそのハブ対策というもの，ものもありますし，奄美のその希少種っていうのは，特に植物は知らないところに，足元にあったりしますので，やっぱりこれ本当，急いでやっていただきたい。そういうところをこう車で走られてもですね，困るというようなこともありますので，是非スケジュールをしっかりと確認していただきながらですね，急いで力を入れて取り組んでいただきたいということを御要望，御要請申し上げまして，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で，自民新風会　安田壮平君の一般質問を終結いたします。
暫時，休憩いたします。（午前１０時３０分）

○

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午前１０時４５分）
引き続き，一般質問を行います。
日本共産党　﨑田信正君の発言をいたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。奄美市議会第４回定例会での一般質問も今日が最終日，各議員それぞれの立場で思いで準備をされ，質問されているものと思います。ところが，今国会も開会中でありますけれども，皆さん一昨日のニュースをご覧になったでしょうか。呆れてものも言えないというのはこのことかと思うような場面が映し出されておりました。衆議院でのカジノ法案の委員会審議で自民党議員が質疑時間で仏教の般若心経を唱えて，質疑時間を費やしているというものでした。今，国会では強行採決が当たり前のように行われております。ＴＰＰ承認案，関連法案，年金カット法案，そしてカジノ解禁法案であり，まさに異常事態となっております。昨年９月１９日未明に多くの国民が反対する中で戦争法案を強行採決しましたけれども，今国会では新聞報道

によるとＴＰＰに慎重，反対が８２パーセント，年金カット法案反対が５８パーセント，カジノ解禁法案では知事が推進の旗振り役をしている大阪でも反対が５２パーセントという中での強行採決であり，まともに審議をしない議員たちの多数による横暴は昨日三島議員が安倍政権の危うさを述べておりますけれども，民意を無視した強権政治であり議会制民主主義を根底から否定するものだと言わなければなりません。奄美市議会ではしっかりとした議論を尽くし，市民の付託に応えたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは，通告に従って順次質問を行います。

まず，最初に市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。自衛隊基地配備について，市独自の説明会の開催を求めることについてはこれまでも何回となく議会でも取り上げられ，本議会でも同僚議員が取り上げております。説明会の開催を求める声は受け入れ表明をしたときからあり，平成２７年第３回定例会では陸上自衛隊警備部隊，ミサイル部隊配備に関する市民への説明会を奄美市長が開催することを求める陳情についてを全会一致で採択されております。平成２６年８月に受け入れを正式に表明してからも１年が経過するのに，まともに説明しない態度に議会としても説明会の開催を求めたものでありました。その後，ようやく今年の６月に近隣地区でもあり，自衛隊宿舎が建設される大熊地域で開催されているものの，これは防衛庁の広報に近い説明会であり，これで十分だとはとても言えないものだと思います。市長は説明会の予定はないとしておりますけれども，これから予定を入れるべきだとの立場で質問をいたします。市長が自衛隊の受け入れを表明したときに配付された文書では，さまざまな角度から熟慮，検証した結果であるとしています。それならば，そのことを市民と共通の認識に発展させることこそ行政の在り方として，そして未来を見据えて実施することこそ，将来もし想定外のことが発生したときに対応するうえでも，今住民とともにという市政の運営に徹するほうがより一層市民との一体感を成就できるのではないかと思いますが，御見解をお伺いをいたします。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　自衛隊の配備に関する私の思いについては，各議会ごとに議員の御質問に私は答えてきたつもりでおります。今，議員がおっしゃいますように，私が受け入れに賛成の意を表明したのち，当議会を通し，またあらゆる団体の方々が数度となく市民に対する説明会をすべきだということをお受けいたしております。その後，当議会においても全会一致であったと思いますが，するべきだというお話でありました。私もそれらを受けて，タイミングを，相手があることでありますので，お互いのタイムリーな時期にと思ってやってまいりました。その一つの理由については，民間と国との土地売買についての，まだ交渉中であった時期，そして国の予算が確定した時期等を踏まえながら，タイミングを計ってまいりました。そして，４月に新年度になり，早い時期にと思って相手方とも交渉をし，またその日程をほぼ詰めておりましたが，４月の１４日，４月の１６日に熊本震災があり，熊本の自衛隊の隊舎についても被害を受けたというふうなことであり，そういうことから日にちが６月５日，設定され，また当施設が近隣である大熊地区のほうがまだ大熊地区の住民をはじめ広く市民が集まっていただくよう，というふうに公募もしながら，セッティングをし，私なりのその会場において思いを述べ，その開催に至った経緯を述べて，つもりであります。その際，自衛隊のほうからもどういうふうな内容であるということは懇切丁寧に説明をしていただいたと思います。その後，質疑応答の中でもより多くの皆さんの御質疑等もいただいて，やった経緯がございます。その後においても，新たに市長独自でというお話でございます。その際に，先般の議会でも申し上げましたが，配備については国の責任においてやる事業であると。当該地域の長として私はそのことにどう思うかということに対して，私は現下の情勢，状況，そして奄美市の置かれた環境からいって，私は是であるということを申し上げてきたつもりであります。その際に，先般の議会で今後は市長独自で，市独自で説明会ということでありました。配備について私は賛成したわけでありますので，そのことに対しての是非論であれば自衛隊に，配備につ

いての入り口論になってします。もう予算が決まり，事業が執行されている状況の中においては，やはり当該地域の長として，私は入り口論に帰するものであれば現下の情勢を見て建設的な議論がなされるような気がしないと。従って，これらは趨勢を，進捗状況を見て回りたいと。ただ，その際にあのときにお話しいただいた自衛隊の配備の内容，計画等について，大きな違いがあったり，若しくは議員が危惧されているような，また市民の多くが心配されるような事案が発生したときには，当然私はその立場をもって自衛隊に物を申すつもりでおります。そのことについて，いささかの思いも私はありません。従って，あくまでもそういうもろもろのことを辿ってきたわけでありますので，なぜ配備について賛成したか，しなかったかということに対しては，私は入り口論で少し建設的ではないんではないかという思いがあるから，そのことを申し上げているわけであります。そのことについて，御理解いただけないかも分かりませんが，奄美市の安全・安心を守るべき立場である者として，それは当然のことながら市民の生活を守るという立場においては，議員と同じような私は思いであり，同じスタンスで今後とも歩を進めてまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　ここまで来てですね，私も入り口論って議論しようというつもりはないんです。最初，冒頭でも述べましたけどね，市長はさまざまな角度から熟慮，検証したというふうに文書で出されてるわけですよね。さまざまな角度って言ったときにどこまで含まれるのかっていうのは明解じゃないんです。今，言われてるのは自衛隊の基地の在り様ですよね。在り様だけですから，これは一部分ですよ。さまざまな角度とはいえね。それと，大熊の説明会，限られた時間の中でたくさんの意見が出たという認識ですけれども，私は極一部の意見だったと。あの時間でいろんなことが議論できる時間じゃとはとてもなかったと思いますよ。それで十分だという判断をされる市長のね，判断が間違っているというふうに思うわけです。それで，企業誘致などでもですね，住民説明会はずっとされておりますよね。今年になってからでも，５月に龍郷町の芦徳でクルーズ船寄港地開発計画で会社の説明会が開催をされている。また，９月には大和村の山林で砕石事業計画している業者が，ここは２日間にわたって説明会を開催をしております。そして，近くでは名瀬崎原で産業廃棄物埋立処分場建設計画で１０月に住民説明会が開催されてるんです。どれも住民の強い反対の意思が示されておりますけれども，住民説会が，説明会がとにかく行われた。陸上自衛隊基地建設となると，その規模というか住民に与える影響，いいも悪いもこれらの比ではないと思うんですよ。ですから，将来もかかることですよね。企業活動は１００年，２００年続くということはあまり考えられないけれども，この国の施設がなればね，１０年，２０年，３０年，４０年と先のことも考えなきゃいかんわけですよ。このときに，２０年，３０年後先に市長がその場にいるということには，多分ならない。来年もどうなるか分からないですよ。１１月，選挙がありますから。そういったことを考えたときですね，本来開催要求があるなしではなくですね，受け入れを表明した市民の代表として積極的に住民の理解と協力を得ると，そういう説明会を設定することが必要だと思うんです。質問の要旨に私は市民の疑問，不安に真摯に向き合い答えるためというふうに書きましたけれども，市民の不安の中にはですね，昨日も三島さん言いましたけれども，安倍政権が集団的自衛権を容認をし，実際武器使用を認めて南スーダンに自衛隊を派兵するという状況にもなっている。また，奄美市上空でもたびたびですね，訓練ルートを外れて飛来をするオスプレイは目撃をされてるわけです。これは今，米軍機ですよね。日本は持っておりませんから。このオスプレイを今後は国は自衛隊が持つということになればですね，将来不安はないのか。市長がそのときちんと対応していただけるのか。また，今自衛隊は米軍との共同訓練が当たり前のようになっております。最近でも加計呂麻の江仁屋離で自衛隊の軍事訓練が行われておりますけれども，例えば奄美空港，または名瀬港を利用した米軍との共同訓練の心配はないのかと。これは今年は，自衛隊が来てすぐになるとは思いませんけれども，これまでもですね，自衛隊の訓練というのは今まで防災訓練の名前で来てたんですよ。ここ，軍事訓練というのはここ数年なってからですよね。つまり，エスカレートしているわけです。ですから，今軍事基地，自衛隊基地ができれば今の状況じゃ留まらない，これから先どういった展

開があるのか，そういうエスカレートしていくというのは過去の例からも明らかでありますから，そういった心配があることに対してですね，市民は誰にその心配，不安を相談すればいいのかということになるんですよね。そのときに，市民の不安とか心配を和らげる，ちゃんと説明をするというのは入り口論じゃなくて，自衛隊基地の受け入れ表明をした市長として市民に対する責任だと思うから，改めてやはり説明をしたほうが，行政の側としても今後不測の状態，事態がないとは限らない。そのときに，市民と一緒に乗り越えていこうという気にもなるわけですよ。そういった立場から説明会は開いたほうがいいというふうに思うんですが，そのことに対して市長コメントがあれば。

市長（朝山　毅君）　何と申しましょうか。議員がおっしゃるように世界各国が，近隣諸国が，我が国も含めて平時であり平穏な状況下にあれば，このような社会は，動きはなかったんではないかと私は仮定ながら，仮定をもって思います。２０年前，３０年前，まだ世界の国が，隣国が経済性においても，国内政治状況下においてもまだ対外的な，なんと言いましょうか，あまり対外的には刺激のない国でありましたが，近年貿易においても，外交においても，経済においても，社会は日に日に流動化いたしております。議員がおっしゃったＴＰＰについても，富める国，富めない国の経済格差をいくらかでも縮小しながらお互いの経済圏域を広く広めて，国内の産業の安定，経済の安定を求めてそれぞれが話し合いをしている状況下にいます。ましては，人それぞれの生命，財産，身体にかかるであろう国防，防衛については国家の最も大きな責任として国民を守る責任が私はあると思っております。そういう中において，国際情勢が日に日に流動化している中においては，座して待って平和が勝ち取ることができるであろうか。平穏な生活が何１０年も未来将来において確保できるであろうかと思うときに，やはりあらゆることを責任ある者は想定しながら，将来を見越しながら，備えをしていくということも私は有形無形の当然の責任だと思っております。その意味において，国家，国民を守り領海，領空，領土を守っていくのは，国の責任だと，私はいつも国の皆さんに申し上げております。その中において，この流動化する我々奄美群島含む南西諸島の現況，現状，また将来の予想などを考えますと，私は国を守るという国の防衛という大きな大綱の中，またその中でこの位置づけがなされたと思ってる。対外的にはそのような思いを感じ，また対内的には先般の，６年前のあの災害のときに身命を賭して，それこそ大げさに言えば自衛隊が前線で我々地域住民を守っていただき，復旧，復興に尽力いただいたというふうなことを考え，災害が予想される，自然災害の多い我々の地域においては国の責任として，また自衛隊の力が我々の行政の力を超える災害についてはいろんな方の力をいただかなければいけない，その中において，やはり自衛隊保安部，警察等々においては，消防においては高度な知識と経験と技術を持ってらっしゃる。そういう人々のお力をどうしても必要とするというふうなこと。敢えて言わせていただければ，自衛隊が配備することによって住民も増えるかもしれない，所得も増えるかもしれない。安全を守っていただきながら，そういう現下の我が町の，奄美群島のことを思えば，対外的な環境，対内的な思い，それらを含めて私なりに考えて配備については国の専管事項であり，それをこの地域をしっかり守っていくというのは当然のことであり，それがなんら私がされたものでもないということだけは御理解いただきたい。ただ，思いは﨑田さんと一緒であります。市民を守る，市民の平和であるということであります。従って，その思いを私は何度も﨑田さんにも伝えてきたつもりであります。それをいつのいつまで，始まっている事業においてその入り口にあってなぜ表明したか，何を考えてやったかと言われますと，私の不徳の致すところかも分かりませんが，そこに見解の相違があるかもしれません。もし，御理解いただけなければ，私の行動不足と御批判をいただいても，甘受しなければいけないと思っております。以上です。

１７番（﨑田信正君）　私に説明じゃないんですよ。市民の皆さんに説明をしてくださいということとね，今長々と言われましたけれども，前回も聞いてた内容であるんですが，全然住民説明会をしなくてよいということにはならないですよね，それはね。だから，住民説明会しなくていいんだということに

なれば，住民説明会とは何ぞやということから，それこそ最初の入り口に，自衛隊問題どころじゃない，これからいろんな住民説明会があるけれども，そういったことも必要ないんじゃないかと。当局のさじ加減で，これはやると，これはやらんほうが自分たちには都合がいいのかなと，そんな形で住民から見られるのも行政のこれからいろんな場面で，自衛隊だけじゃないですよ，いろんな問題進める中でもやっぱりマイナスじゃないですか。これだけやってるんですから，１回開けばいいんですよ。住民説明会開いたと，皆さんの意見を聞いたということのプロセスを踏むほうが，今後いろんな場面で行政と市民が一体感をもって成就していくということになると思うんですけれども，なぜそういう立場に立てないのか。短くコメントがあれば。

市長（朝山　毅君）　私に対する御配慮，ありがとうございます。

（「配慮ではない」と呼ぶ者あり）

いえ，市民に分かりやすくしたほうがあなたのためだよというふうに私が思いましたので，そういう意味を含めてありがとうございます。ただ，自衛隊が造って今後どのような形でいくかということを私どももしっかりとわきまえながら，そのときにはちゃんと皆さんに議会を通し，またあらゆる機会を通してすることは，私はやぶさかではないんですよ。議員がおっしゃるのは，なぜあなたは熟慮したと言いながら，どういう形に自衛隊配備について賛成をしたのか。その経緯について市民にもう一度しっかり話しなさいというふうに私は聞こえますので，その意味においては入り口論になってしまうかもしれないので，その際については私は建設的でない議論には，今やる必要，必要とは言いませんが，やることは考えておりませんということを申し上げているだけのことです。

１７番（崎田信正君）　これを入り口論と捉えること自体がね，違うかなとは思うんですけれども。時間はどんどん過ぎていきますので，次のことにやってみます。今回，いろいろ説明をやりましたいうことになれば，これはもう終わりかなと思ったんですけども，場合によってはまた引き続きということになろうかと思いますけれども。はい。

次に，世界自然遺産の件についてですが，世界自然遺産登録を目指してですね，奄美の豊かな自然を守り生かす観光立島の島宣言の制定をということで通告を出しました。先日，博物館であった環境研究総合推進費シンポジウム，２０１６号ですね，聴講いたしました。森と生き物，そして人へ，奄美の森とともに歩む道がテーマでありました。やはり，奄美の自然は貴重であり守り続けなければならないものだと改めて認識をした次第であります。先ほど安田議員からもいろいろと質疑ありましたけれども，国立公園化を経て世界自然遺産登録を目前にする時期に来ており，期待が膨らむところでありますけれども，そのシンポジウムでは先に遺産登録された屋久島の現状についても報告をされております。やはり，観光客の増加に大きな期待がかかるとともに，自然の保全が問題となっているようであります。そこで，提案したいんですが，奄美全体で自然を守るという強い意志を群島民を持つことへの意識付けにもなるとして，仮称でありますけれども奄美の豊かな自然を守り生かす観光立島の島宣言を発信してはどうかと思います。先ほどの答弁のやり取り聞いても，聞いていてもね，まさに時期にかなったものかなと思いますので，御見解をお伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　奄美大島が世界自然遺産候補地に挙げられてから，奄美，これは従前の名称になってしまいますが，奄美・琉球を世界自然遺産へのスローガンのもと，希少動植物の保護対策，外来種対策，猫対策，ノヤギ対策など奄美大島５市町村で連携しさまざまな対策を行っております。併せて，出前講座や各種説明会なども開催し，世界自然遺産に向けての取り組みなどの情報発信を行い，周知，啓発に努めているところではございます。先ほど安田議員のほうでお答えしましたので，そこについては深く申し上げませんが，本市でも奄美市総合計画の基本構想で五つの柱の施策の大綱を定めている中で，観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりと自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり

を定めて各種施策を展開しているところでございます。この柱の中心に将来へ豊かな自然を残し持続的な自然の利用ができるよう，自然環境の保全を図りながら世界自然遺産登録に向けた各種施策を展開しているところでございます。議員御提案の奄美の豊かな自然を守り生かす観光立島の島宣言を発信してはどうかという御提案ですが，これにつきましては群島全体で連携し検討していかなければならないと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１７番（﨑田信正君）　そうですね。全体でやってもらいたいと思うんですけれども，これ先に自然遺産登録をされた知床ですね。斜里町が町の宣言を出してるんです。これは知床を守り育てる町宣言ということで，平成１６年の１０月２６日です。なかなか立派な文章ですので，インターネットで見ればすぐ分かるんですが紹介をしたいと思います。悠久の彼方から自然は，人類を慈しみ育くんできた。しかし，地球は今，人類の諸活動に伴う自然破壊にあえぎ苦しんでいる。かけがえのない，水の惑星地球を守るため，世界の人々は努力をはじめている。知床は，日本の北の小さな自然。しかし，世界に連なる貴重な原生自然の地。緑の山河，青い海，白い流氷は，群れ来る鮭たち，天空に舞うオジロワシ，威厳に満ちたヒグマなど，豊かな自然の命を支えてきた。知床は，開拓に挑む斜里の人々を厳しくも暖かく見守ってきた。私たちは，先人から受けついだ豊かな自然に畏敬の念をもち，自然とともに生きる道を選んだ。今，知床は世界の自然遺産としての価値が試されている。この人類共有の財産，知床を，自信と誇りをもって，斜里町民総意のもと，知床憲章の精神に則り，未来永劫，大切に守り育てることを宣言するという文章なんですね。これは箇所箇所をね，奄美に入れ替えてもすぐできる，立派な文章だというふうに思います。それで，群島全体ということですけど，それは当然なんですね。釧路市が自然の番人宣言というのをやってるんですが，これ釧路だけじゃなくて近隣７市町，７町村が一緒になって同時期に宣言をしてるんです。そういったタイミングでですね，もう来年に世界自然，国立公園化ということですので，早くですね，こういったことでやれば，先ほどから安田議員の答弁出てた郡民，群島民一緒にやるという一つの意思表示，発信にもなろうかというふうに思います。それで，是非実現をしてほしいんですが，今市長ね，施政方針でも観光立島とか広域的な自然をこう，世界に誇れる豊かな自然環境を保全しということも散りばめてありますから，是非リーダーシップをしてやっていただきたいと思います。

もう一つ，私，これは思いが共有するかどうか分かりませんが，先ほど自衛隊の件の住民説明会でも紹介しました。採石場，それから寄港，芦徳の寄港地開発ですね。それと，産廃処分。これはどれも自然を生かし守る事業とは言えないですよね。自然を言わば破壊して，儲けを追及するというものでしかないというふうに思いますから，奄美ではこういった形の事業には止めろとは言えませんね，民間ですから。だけれども遠慮していただきたいという思いを奄美自然遺産登録目指す奄美でももっともっと強調されていいのではないかというふうに思います。反対を表明している方，突然のことで仕事の手を休め，自ら資金を出し合って，つまり時間もお金も投げ出して対応されているわけなんですね。そういったときに，裁判ともなればなおその負担は大きくなります。それでも，自分たちが生まれ育った生活環境を守る，自然を守る，壊してはならない。この思いで立ち上がっていることだと思います。行政はこれら住民の立場に立って，できる限りのことを行うというのが当然のことだと思います。議員としても，私それを応援したいと思うんですが，住民も，業者，これ業者のほうもですね，計画をしてうまくいかなければそれだけ無駄なエネルギーになるわけですから，最初からそういった不毛なエネルギーと使うことは避けたいというふうに思います。この宣言をしたからどうということにはならないと思いますけれども，そういった思いを全世界に発するということが大事だと思いますので，是非実現できるように御尽力いただきたいというふうに思います。

次に，社会保障制度についてお伺いをしたいと思います。消費税，社会保障となればいつも消費税増税が問題になります。政治の大きな課題でありますが，強権を持ってする安倍内閣であっても国民生活を無視して増税することはできなかったんですね。私たちの生活に大変な影響を及ぼすものとなるから

であります。この消費税については増税論議あるたびに持ち出されるのが社会保障ということですが，この社会保障については民主党政権時代の２０１２年６月に当時の民主，自民，公明の３党で社会保障と税の一体改革，これに合意をして，その後１２月に安倍第２次政権が誕生してですね，現在に至っているわけですが，この間連続して改革という名のもとに，その実態は国民負担増の連続という印象を強く感じております。そこで，質問ですが，実際第２次安倍政権下で介護保険医療制度及び後期高齢者医療制度ではどのような見直しが行われてきたのか。そのことでどんな影響があってどのように対策がとられてきたのか，お示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　私のほうからは医療制度の見直しに国民健康保険にかかわる内容について答弁させていただきます。

まず，一つ目として平成２６年４月以降に７０歳を迎える方の病院窓口での自己負担額がこれまでの１割から２割に引き上げられております。二つ目として，平成２７年１月からは７０歳未満の高額療養費の自己負担額が改正されており，高所得世帯では負担増，中所得世帯では負担軽減となっております。三つ目は，これに加えて平成２７年５月に成立したいわゆる医療保険制度改革関連法において負担の公平化を図る対策として，平成２８年度から入院時の食事負担額の見直しなどが行われております。これらの影響についてはそれぞれ負担軽減，あるいは負担増となるものもございますが，低所得者に対しては一定の配慮もなされているものと認識しております。また，医療保険制度改革関連法においては，ただいま申し上げた負担の公平化を図る対策と同時に平成３０年度から都道府県が財政運営の責任を担うことや公費拡充を行うことなどにより，持続可能な医療保険制度を構築していくことが示されております。これらの制度改革の動向を注視しながら，今後も安定的な国保事業運営が図られていくよう努めてまいりたいと存じます。

保健福祉部長（吉　富進君）　それでは，こちらのほうから介護保険制度及び後期高齢者医療制度についてお答えさせていただきたいと思います。

まず，介護保険制度につきましては，介護保険法の改正に伴い平成２７年８月からの実施分といたしまして，１点目に特別養護老人ホームの入所者を原則として要介護３以上に重点化されました。２点目に，介護サービスを利用する際の利用者負担が１割から一定以上の所得，合計所得１６０万円以上のある方は２割負担となりました。３点目に，現役並み所得相当課税所得金額１４５万円以上の高額介護サービス費の月額上限額が３万７，２００円から４万４，４００円に引き上げられました。４点目に，介護保険３施設のショートステイを利用する方の食費，移住費を補填する補足給付の要件に配偶者の課税状況と預貯金等の金額が追加されております。なお，本年８月からは補足給付の支給段階の決定にあたり非課税年金を収入として勘案することが実施されております。

次に，後期高齢者医療制度につきましては，医療保険制度改革関連法の一部施行に伴い，本年４月から現役並み所得者及び一般区分の方の入院時の職員，食費の標準負担額が２６０円から３６０円に引き上げられました。介護保険制度と後期高齢者医療制度，ともに高齢化の進展する中，持続可能な社会保障制度を構築するため施策の重点化，効率化，費用負担の公平化を図るために実施されているところでございます。これらの項目以外にも，介護保険制度におきましては低所得者対策として第１号被保険者にかかわる介護保険料について，平成２７年度から従来６段階であった所得階層区分を９段階の細分化するとともに，特に所得の低い第１段階に該当する方の軽減割合を拡充しております。また，後期高齢者医療保険料については平成２６年度から平成２８年度までに均等割の５割軽減，２割軽減の対象要件を段階的に拡大するなど，低所得者に対する一定の配慮も行われていることも認識いたしております。近年，医療，介護分野において大規模な制度改正が実施される中，本市といたしましては保険者及び制度の運営主体として今後とも被保険者に対し安心して医療や介護サービスが受けられるよう，両制度の安定的な運営に努めてまいりたいと存じますので御理解を賜りたいと思います。

１７番（崎田信正君）　今，この間の改定，言えば改悪ですよね。その内容について説明をいただきました。何回も言うように介護保険は９段階にしてやって，５０パーセント，第１段階ね，４５パーセントにしたけれども，基準額そのものが上がっちゃったから，緩和しても高くなってるんですね。これで，年金から天引きをされるわけですから，大変な状況だというふうに思います。介護保険制度の制度改定で来年度から総合事業に移ると。これは３年間の猶予期間を待ってやるわけですから，万全の体制でやられてサービスの低下はないものと思いますけれども，これはもう時間がないので，実際始まってどうかというのを検証してみたいというふうに思います。今，言ったように消費税は８パーセントに増税したあと，これだけの負担増が重なっていると。後期高齢者医療保険も含めてですね。ところが，これだけには終わらないんですね。消費税は更に１０パーセントに引き上げようとしている中で，社会保障審議会の医療部会とか介護保険部会などでは，もう次の改悪を予定してるじゃないですか。その内容が分かれば示していただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　御質問の現在の国の社会保障，失礼しました。現在，国の社会保障審議会医療保険部会で議論されている来年度の制度改革見直し案のうち，医療制度にかかわる分といたしまして，７０歳以上の高齢世代にかかる高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額について，負担能力に応じた負担とする観点から限度額の引き上げについて検討されております。２点目に，６５歳以上の療養病床に入院する患者の入院時生活療養費の自己負担額について，介護保険などとの負担公平化の観点から段階的に１日当たり３７０円へ引き上げる内容についても検討されているところでございます。以上です。

保健福祉部長（吉　富進君）　それでは，保健福祉部の，まず介護保険関係につきまして平成２９年８月実施見込み内容といたしまして，１点目に介護サービスの利用者負担におきましては現役並みに所得のある方，例えば単身者の場合年収３８３万円以上について３割負担とする。２点目に，高額介護サービス費におきまして現行で３万７，２００円に設定している一般的な課税世帯第４段階の上限額を現役並みに所得のある世帯と同じ４万４，４００円とするなどが報道されております。次に，医療保険関係では後期高齢者医療制度にかかる分として先ほど答弁しました高額療養費，療養病床に入院している方の光熱水費の引き上げのほか，保険料関係におきまして低所得者や扶養家族であった方を対象に保険料を最大９割軽減している特例軽減制度を平成２９年４月と平成３０年４月の２回に分けて段階的に廃止する内容が示されてところでございます。今後のスケジュール等につきましては，介護保険部会，医療保険部会ともに年末までに検討を行い，意見書を取りまとめたのち，来年の通常国会に法案を提出という流れになることから，国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

１７番（崎田信正君）　これらの制度改悪によるですね，奄美市民への影響については次の機会にお伺いをしたいと思います。というのは生活保護受給者がやっぱり多い奄美，それと年金生活者がやっぱり多いんですよね。そういった中で，この介護保険と後期高齢者っていうのは保険料は年金から天引きですよ。ところが，その年金は一向に上がりませんから，市長ね，市民の生活はそういったところに，弱者に冷たい政治が本当に押し寄せてくるということですから，しっかり防波堤の役割果たしていただいてですね，来年以降の予算編成でもそこに主眼を置いてしていただきたいなと。共産党市議団としてもあとで予算要望出しますけれども，お願いしたいというふうに思います。

それでは，ちょっと具体的なところで介護保険で１点，質問なんですが，介護保険制度による住宅改修，福祉用具購入を利用した場合ですけれども，これかかった費用の１割が自己負担なんですね。介護保険ですから。これが２割負担になるかも，今後なるか分かりませんが，現行では全額を一時的に負担

しなければならん。そのために経済的に厳しい御家庭ではですね，必要箇所を一度に工事することができずに，お金が準備できる必要最低限の改修に留めるという事例が発生してるんです。介護に必要な改修が償還払いになっているということ自体が不合理だと思います。利用できないということになるわけですから。医療費の場合は限度額認定書により，自己負担分を納めればよいということになっておりますから，介護保険でも是非実施をしていただきたい。ほかの自治体では自己負担分だけでいいということで，業者に対してですね，受領委任払い制度を導入しているところも多いんですね。是非，もう来年度から実施できるように，これはもう是非お願いしたいと思いますけれども，いかがでしょうか。

保健福祉部長（吉　富進君）　介護保険給付サービスの住宅改修及び福祉用具購入について，受領委任払い精度を導入していただけないかという御質問でございますが，介護保険制度における住宅改修と補装具用具，福祉用具購入につきましては，議員が御指摘されたとおり給付対象となる費用の全額を一時的に利用者が自己負担し，その後に９割若しくは８割の額を利用者へお支払いする償還払いが原則となっているところであります。しかし，この一時的な負担が大きいということで，受領委任払い制度を実施する市町村が県内でも出てきております。本市でも福祉用具購入につきましては，平成２３年度から受領委任払い制度を実施しております。住宅改修につきましては，介護保険住宅改修，貸付基金を利用していただくことで経済的に厳しい方でも一時的に全額負担することなく，住宅改修を行える制度を設けておりますが，利用者の申請手続き等簡素化ということで，施工業者への工事代金の未払い期間の縮小などを考慮しますと，受領委任払い制度のほうがより利便性の高い方法と考えております。現在は既に受領委任払い制度を実施している市町村を参考にいたしまして，住宅改修の受領委任払い制度を実施できるように準備を進めているところでありますので，御理解を賜りたいと思います。

１７番（崎田信正君）　非常に理解いたしました。よろしくお願いいたします。

次に，子ども医療費の無料化を中学校までと，中学校卒業までについてです。これは子どもの貧困対策の一つでもなりますけれども，子育て世代の経済的支援として子ども医療費無料化の広がりというのは，就学前というのはもう全国全ての自治体が実施をしているものであります。県内でも既に中学校卒業まで無料が，言わば当たり前という状況ですが，県内１９市を見ても，まだ伊佐市がですね，就学前ということらしいんですが，小学校卒業まではこの奄美市と日置と姶良，この三つだけですね。中学校卒業までは鹿児島，いちき串木野，枕崎，指宿，南さつま，南九州，薩摩川内，阿久根，霧島，鹿屋，垂水，西之表ということになっています。そのほかの出水と曽於，志布志はどうかというと，ここはもう１８歳まで無料ということにしているわけですので，来年度の予算編成，始めてるとは思いますけれども，奄美市でも１８歳までとは一挙に申しませんけれども，少なくともう県内同レベルで中学校卒業まで無料化はすぐ実現していただきたいと思いますけれども，市長，御見解をお願いをいたします。

保健福祉部長（吉　富進君）　子ども医療費の無料化を中学校卒業までという御質問ですが，子ども医療費については子育て支援の観点からも必要性は十分理解しており，市民の関心も高い施策であると認識していることから，今年度から小学校卒業までに対象を拡大したところであります。小学生の医療費助成の財源については県補助金の対象が乳幼児までとなっていることから，全額市単独の財源となっているところであります。今年度は小学校卒業までに対象を拡大した初年度ですので，まずは小学校卒業まで対象を拡大したことによる財政負担を見極めたいと思います。中学校卒業までの対象の拡大については，将来的にも持続可能なものであり，かつ恒久的な安定財源が確保できるか，国の動向や財政状況等を慎重に注意深く見極めながら，引き続き検討してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

１７番（崎田信正君）　これは，今後これから何回もいろんな事例を紹介してですね，是非実現に向けて

取り組みたいと思いますが，子ども医療費に限らないんですが，医療費の窓口無料化ですね。償還払いになっている分についての現物支給についてお伺いをします。これは三反園知事も無料化を打ち出したりしておりますので，早期に実現が可能かと思いますけれども，現状どうなっているのか御見解をお聞かせください。

保健福祉部長（吉　富進君）　子ども医療費をはじめ，償還払いとなっている医療費の窓口無料化の実現をということの御質問でございますが，子ども医療費をはじめとする現物給付方式は窓口負担がなくなることから，子ども医療費助成制度，ひとり親家庭等医療費助成制度，重度心身障害者医療費助成制度を利用している方々の経済的支援や利便性の向上につながることであると認識しております。本市をいたしましても，九州市長会や鹿児島県市長会を通じて，国や県へ受給者にとって利便性の高い現物給付方式の導入について要望をしているところであります。昨日の県議会一般質問でもありましたように，子ども医療費現物給付については具体的な方法を県も検討して，中ということでございますので，今後の動向を見守りながら子ども医療費などの現物給付方式の導入に向けて，県や他市町村と連携して検討してまいりたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　これ，どんなふうにしてやるかを研究するということですけどね，もうこれ全国では７５パーセントのとこでは実現してるんですよ。やってないところのほうが少数なんですね。それはノウハウをすぐできるわけですから，早期に実現するようにお願いをしたいと思います。やり方もですね，中学校卒業までというとこが大半になっているけれども，当初は就学前までやるとか，そういう段階も含むということもあっていいいかと思いますけれども，実現をしていただきたいと。大体，これね，子育て支援策として少子問題とか社会的問題なってるこの時期にですよ，こういったことをすれば国のほうが国保財政にペナルティ与えるということはもう信じられんですけれども，実際こんなことやってるわけですよね。そこがネックになってるというとこもありますので，この国の社会保障に対する考え方，先ほど医療，介護の件でも出していただいたけれども，そういった考えを代表しているのかなというふうに思います。こうした政策の転換もですね，町村会，市町村会，知事会も含めてですね，国に強く要望して早期に実現できると。本来ならば国の制度としてやるべきものだと思いますよ。よろしくお願いしたいと思います。

次に，子どもの貧困対策ですが，これ前回ですね，相談件数とその内容についてお伺いして，御答弁をいただきました。的確な対策を講じるためにも実態調査が必要ではないかという質問で，答弁の途中で時間がなったもんですから，この回答はいただいてないんですね。私，この実態調査というのはこれは県の三反園知事もやると言ってますよね。子ども貧困，これは９月，９月でしたか，県知事が来て市会議員との細かい，細かいというか，話し合いがありました。３０分ちょっと超えたという短い時間だったんですが，そのときに松山議員がね，子ども医療費のさっきの無料化について説明したときに，子どもの貧困のことに対して実態調査をやるということは県知事自らがその場でおっしゃったわけです。そのときに，県がやることですのでどういった内容でやるか分かりませんけれども，そのときにですね，奄美市としてはよりいっそう詳しい実態調査をしていただきたいと思うんですよ。沖縄県が先にやってますから，鹿児島県もそれに倣った形でやるんだと思いますけれども，沖縄県はまだ抽出なんですね。全体だけれども小学校６年か中学３年か，そういう全体ではなくて年度をやって，やってる分ですから，奄美市の場合はより突っ込んだ形で実態調査をやってほしいと思うんですが，そもそも実態調査，やるのかやらないのかというところから御答弁いただきたいと思います。

福祉事務所長（伊東義久君）　実態調査につきましては，児童・生徒を対象とした場合は教育委員会，ひとり親や児童扶養手当受給世帯を対象とした場合は福祉政策課，生活保護や生活困窮者世帯を対象とした場合は保護課といったように，各担当部署に分かれているのが現状でございます。また，県におきま

しては子どもの貧困問題などに関する生活実態調査に乗り出すことを表明いたしましたが，現在の進捗状況を確認いたしましたところ，アンケート項目の内容を調整している段階であるということでございました。アンケート調査は鹿児島子ども未来プラン２０１５の中で，子どもの貧困対策計画を策定いたしました子ども福祉課が担当いたしております。しかしながら，アンケート内容について各関係部署との調整が必要であること，また調査にあたってはプライバシーに配慮し丁寧な対応が必要であることから，若干時間がかかっているようでございます。今後といたしましては，県の調査結果を基礎データとしながら，更に掘り下げた市レベルでの調査が必要であるかどうかを見極めたうえで検討してまいりたいと考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　次の質問については，また時間がなくてですね，もう何回も積み残しをして申し訳ないんですが，予算委員会もこれからあるでしょうから，そうした中で掘り下げて質疑していきたいと思いますので，私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で，日本共産党　﨑田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。

午後，１時３０分再開いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

公明党　橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

１番（橋口耕太郎君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の日本中，そして世界中の皆様，こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。平成２８年第４回定例会におきまして，一般質問をさせていただきます。私自身，本日で４回目の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の１０月２５日，市民の皆様の御支持，御支援を賜り市議会へ送り出していただいてから早１年が経過をいたしました。１１月２０日から市議会議員として４年の任期をいただき，議員としての活動を１年間行ってまいりました。右も左も分からないことばかりで市民の皆様の付託を受けてしっかりと活動ができたのか，できているのかと自問自答をする日々であります。しかしながら，私自身が昨年この壇上で述べました，立候補を決意した二つの思い，奄美市をもっともっと元気にしたい，市民の皆様の声をしっかりと市政へ届けたいというこの二つの思いを決して忘れることなく，これからも精進してまいる決意であります。今後とも市民の皆様，当局の皆様，そして同僚議員の皆様，御指導，御鞭撻のほどなにとぞよろしくお願いいたします。

それでは，通告に従いまして質問を行います。

質問１，子育て支援策についてお伺いいたします。前回の定例会で松山議員が質問し，これまでに同僚議員からも何回か質問があったかと思いますが，改めて質問をさせていただきます。（１）ひとり親家庭等医療費助成についてです。①ひとり親家庭等医療費助成に関する制度や対象者について，まず簡潔に御説明をいただいたあと，現在奄美市で該当する世帯数を直近の数で構いませんのでお示ししてください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（吉　富進君）　ひとり親家庭医療費助成に該当する世帯数についてお答えいたします。ひ

とり親家庭医療費助成制度はひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を目的として行っております。助成対象はひとり親家庭の父または母及び児童，それから父母のいない児童，それから父母のいない児童を養育するもの及び児童となっております。助成内容は保健医療にかかる一部負担の全額となっております。助成金申請の方法はいったん医療機関の窓口で受給資格証を提示し，助成申請書に保険点数や保険診療の自己負担額などを証明してもらってから市役所に助成申請書を提出していただくこととなっております。平成２８年１１月現在のひとり親家庭の対象世帯数は８３８世帯となっております。

１番（橋口耕太郎君）　全体で８３８世帯ということですけれども，父子家庭，母子家庭，それから先ほどおっしゃられた父子，父，母がいない家庭も含めまして，それぞれの世帯数っていうのは分かりますでしょうか。

保健福祉部長（吉　富進君）　平成２８年１１月現在の父子家庭は８１世帯，母子家庭は７４６世帯，養育者の世帯が１１世帯となっております。

１番（橋口耕太郎君）　やはり，母子が一番７４６世帯ということで多いのが分かると思います。

次に，（１）の②，直近の支給対象人数，病院へかかった方の人数，それから実際に振込処理をした直近のですね，件数をお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（吉　富進君）　ひとり親家庭医療費助成の支給対象者人数及び振込件数についてお答えいたします。平成２８年１１月に支給したひとり親家庭医療費助成の申請件数は６８２件，振込処理をした件数は１４０件となっております。

１番（橋口耕太郎君）　申請が６８２件あるという，これは医療機関ですけども，病院，それから歯科，それから薬局も全て含めてということでよろしいでしょうか。はい，分かりました。

結構な数がやっぱり申請をされているということで，全体が８３８世帯で申請の件数が６８２件ということですので，それなりの事務処理も必要だなということは分かりました。なぜ，この質問を行ったかと申しますと，先日私の友人から相談がありました。ひとり親家庭の医療費の手続きが非常に面倒であると。なんとかならないでしょうかという相談でありました。面倒だというのは，先ほど部長の答弁でもありましたように，申請書を病院からもらって市役所の担当窓口に提出をしないといけないということなんですね。これ，普通の御家庭では，普通の御家庭っていうのは両親がいらっしゃる御家庭ですけども，医療機関に行く際に健康保険証と子ども医療費受給者証を窓口に提示をして，受診をして，そして帰りに自己負担分を支払えばそれで手続きが完了となって，あとは事前に指定した口座へ自己負担したお金が振り込まれるという流れですね。これが，いわゆる自動償還払いという方式ですけれども，ひとり親家庭の方は先ほど部長ありましたけれども，医療機関を受診する際に健康保険証とひとり親家庭等医療費受給者証を提示して受診と。それに，Ａ４用紙のひとり親家庭医療費助成金支給申請書を病院に提出をして，その病院が医療機関がその申請書に証明のハンコを押してお渡しして，その申請書をもらったあと市役所に届けると。事前に指定した口座に振り込まれるという流れになります。そこで，市内の主な医療機関にですね，確認をしましたところ，例えば本日，１２月８日にひとり親家庭の子どもさんが受診したとします。ほとんどの医療機関は先ほどから出てくる医療機関に証明してもらう申請書をその場では発行をしません。なぜなら，医療機関の会計の締めが１日から月末までとなっておりまして，月末に診療報酬が確定をして，その次の翌月１０日までに診療報酬請求業務，いわゆるレセプトですけれども，それを１０日までに行ってそれが確定した時点で発行をするということでした。つまり，今日受診した分の申請書は来月１月１０日以降にしか病院は発行しないと。当然，ひとり親家庭のお父さん，お母さん，あるいは養育されている方は仕事の予定などを段取りしてもう１回病院に行かな

いといけないと。申請書をそこで受け取って市役所の子ども未来係の窓口へ持参をしなければならないという流れになるわけであります。ちなみに，鹿児島市に確認をしましたところ，２通りのパターンがありまして，一つ目が医療機関を受診したあと，直接市役所に領収書を持ってくると。そして，そこで申請書を記入して領収書を添付して手続きをする方法が一つ。二つ目は医療機関を受診した際に申請書を，自分で書く欄もあるんですけど，書いて，ハンコを押して，医療機関に預けて翌月１０日以降に鹿児島市が委託した業者が医療機関を回ってその申請書を回収して市役所に届ける方法，二つありました。一つ目のパターンは子ども未来係で聞いたところですね，可能と言えば可能ということでしたけど，先ほどあった６８０件ぐらいの処理をするので，やはり全員が持って来られると非常に対応ができないということで手間暇がかかって人を雇うなどの措置が必要なので，大変申し訳ないけども領収書を持参した場合は医療機関の申請書をもらうようにお願いをしているというお話を聞きました。しかし，鹿児島市の二つ目のパターンであればですね，１回病院に受診をして申請書を提出すれば，あとは回収業者さんが医療機関を回って市役所へ届けてくれるので，ひとり親家庭のお父さん，お母さん，養育者などは何もしないでよいということになって，通常の子ども医療と同じ流れになるのではないかなというふうに思います。鹿児島市の場合は回収を業者へ委託しているということなのでそれなにり予算が伴ったお話だと思いますが，私たちの奄美市でも１度の受診で，子ども医療とひとり親の制度が違うんですけども，同じお子さんを持って病院に行く行為自体は変わらないので，１度の受診で手続きが済むような安価な方法とか仕組みを検討していただきたいと思うんですけど，御見解をお願いします。

保健福祉部長（吉　富進君）　議員の御指摘のとおりひとり親家庭医療費助成制度の申請については医療機関を受診した日と別に助成申請書の証明ができた日に，日を改めて医療機関に足を運んで市役所に提出するという流れになっていることから，対象者の方から手続きが非常に煩わしいというお話は伺っております。今後につきましては，まだ医療機関との協議はされてないんですが，医療機関の協力を得られるか協議は必要ではありますが，郵送で返送するシステムなど対象者の方の負担を軽減できるような方法を今後検討してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　以前，同僚議員のほうからも何回か質問が多分あったと思うんですけど，やっぱり１回の受診で済むっていうのが一番いいですので，先ほど部長がおっしゃいました医療機関の協力は必要ですので，市側がですね，丁寧にお願いや説明をして，医療機関もそのお手伝いをすることでひとり親家庭のですね，方の労力の負担軽減にもなりますし，それがしいては市民サービスのですね，向上にもつながるわけでありますので，このひとり親家庭医療費助成制度のですね，申請に関する仕組みづくりをですね，是非とも確立していただくことをお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。前回の定例会で積み残しをいたしました，（２），小児救急電話相談事業＃８０００について伺います。まず，事業の内容と分かる範囲で構いませんが本事業の利用者の直近の実績を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

市長（朝山　毅君）　それでは，小児救急電話相談事業，いわゆる＃８０００について，業務の内容等について私のほうから述べさせていただきます。都道府県が夜間等におけるお子様の急な病気についての応急処置や医療機関の受診の必要性などについて助言を行うものであります。概ね，１５歳未満の子どもを相談対象に，全国統一の番号＃８０００番で相談者へつながる事業でございます。鹿児島県における相談体制といたしましては，事業を受託している県医師会と民間事業者において，看護師が相談対応を行っております。相談の受付時間はこれまで毎日１９時から２３時までの対応でありましたが，今年の６月からはそれが拡充，延長されまして，月曜日から土曜日の１９時から翌朝の８時，日曜・祝日・年末年始の８時から翌朝の８時までとなっているようであります。平成２７年度までの相談件数は年間約５，０００件で推移しておりましたが，相談対応時間の拡大によりまして，今年度は増加傾向にある

と伺っております。実績として，地区別の相談件数の把握はできてないということでございました。救急車対応を含め，すぐに医療機関を受診するよう勧めたり，翌日以降の受診を勧めるなど，急な病気への対処法や助言が受けられると同時に救急医療機関の適正受診にもつながっていると言われる状況下にございます。御理解をよろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　夜間における電話相談事業ということです。これは今年６月１日から１９時から朝の８時までになったんですけど，これは私どもの公明党の鹿児島県議団がですね，前伊藤知事に強く要請をして今年の６月から実施となったものです。ちなみに，全国でいきますと翌朝の８時まで対応している都道府県は１２でした。調べたら。鹿児島もその中に入っているということです。お子さんはよく，もう病気になるのが仕事というふうに言われることがあります。先ほど午前中の答弁でも今年度の子ども医療費を見ますと，未就学児のほうがですね，４，６００万円程度，小学校が１万円，１，２００万円。全体の予算が補正後で１億３００万円ぐらいですけども，未就学児のやっぱり受診が多いということになりますので，また夜間ですとその診療の点数も高くなりますし，本当に親御さんが迷ったときに，＃８０００にかけてまずアドバイスを受けてみようということがあると，先ほど市長がおっしゃいました適正受診にもつながっていくと思いますので，是非これまた利用していただきたいなと思ってるんですが，関連しまして次に（３）の，その現在の小児救急電話相談事業の周知方法はどのようにされているかを教えていただきたいと思います。

保健福祉部長（吉　富進君）　小児救急電話相談事業の周知方法についてでございますが，毎年県より医療機関，保健所，市町村へポスターが送付されてきます。各機関がそれぞれの窓口へポスター掲示を行っており，本市においても保健センターに掲示を行っております。また，母子手帳交付時に子育て情報誌を配付し，本市の子育て支援の情報や制度について説明を行っておりますが，小児救急相談事業についても掲載しており子どもの事故の予防や救急時の対処法と合わせて周知を行っております。更に，生後２か月から４か月児を持つ全世帯に乳幼，乳児全戸訪問を行っておりますが，訪問の際に名刺大の周知用のカードを配付しております。また，健康増進課の窓口や保健センターにおいてもカードの配付を行っておるところであります。夜間や休日における子どもの急な体調不良は親にとって大変心配であり，対応に迷うことも多いため，本事業の利用によって適切な対処法や助言を得られることは子育てを行ううえで安心感につながるものであります。また，県の実績からも救急医療機関の適正受診につながることも踏まえ，今後よりいっそうの周知を図ってまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　小さいお子さんのお母さん方は割と知っているのではないかなということですけれども，概ね１５歳未満の子どもたちが対象ですので，是非もっと広くですね，周知していただくように努力をお願いしたいと思います。

三反園新知事が，県知事が子ども医療の窓口負担０を公約に掲げておりますが，お母さんたちの中でこれで気軽に病院が行けるというような声が聞かれたのも事実であります。先ほどのひとり親家庭の医療費助成とも関連してくると思いますが，窓口負担０の制度が始まれば子ども医療もひとり親家庭医療も流れは大きく変わってくると思います。しかしながら，現物給付，窓口負担ゼロが始まって無料ということで気軽に医療機関へ受診する御家庭が増えると，医療費が増えていくことにつながっていくと思いますので，明らかな体の緊急事態であればそれはすぐ病院へしっかり行って受診していただくべきですけども，迷ったときには是非この小児救急電話相談事業，＃８０００などでまずしっかり症状の相談を行ってから，受診の判断をすることもとても大切なことだと思いますので，これからも引き続きこの小児救急電話相談事業＃８０００のですね，積極的な周知活動をよろしくお願いいたします。

余談ですけれども，これ大人版っていうのもありまして，＃７０００って言うんですよ。大人版で，

大人が夜間どうしようかなっていうときのものもありますので，これもまた公明党の県議団が今要望をしておりますので，もしかしたら実現されるかもしれません。

はい，次の質問に移ります。質問の２，上水道の状況について伺いたいと思います。ライフラインは私たちの生活に欠かすことのできないものであります。ライフラインには電気，電話，ガス，水道がありますけれども，今回は自治体が事業主体であります水道について伺いたいと思います。私どもの機関紙公明新聞の記事にこのような記事がありました。蛇口をひねると安全でおいしい水が出る。世界でも有数の日本の水道ですが，その維持を巡り日本全体が岐路に立たされていると。今後，急速に水道管や施設の老朽化の波が押し寄せ，管理主体である地方自治体は対応に苦慮しているためだとありました。そこで，質問の（１）本市の上水道の現状について。①現在の市内上水道管の総延長を教えていただきたいと思います。

上下水道部長（上島宏夫君）　奄美市水道事業の水道管の延長は導水管，送水管，排水管等を含めまして，名瀬地区の延長が約２２６キロメートル，住用地区の延長が約４０キロメートル，笠利地区の延長が約３８キロメートルで総延長は約４０４キロメートルとなっております。

１番（橋口耕太郎君）　はい，４０４キロ，鹿児島・奄美間以上ということですね。

次に②，その総延長のうちですね，法定耐用年数４０年以上経過した水道管の割合はどの程度を示して，占めていますか，お示しください。

上下水道部長（上島宏夫君）　法定耐用年数４０年を経過した水道管は昭和５０年度以前に敷設した管が該当し，現在では正確な数値を把握しておらず，あくまでも推定ではありますけれども名瀬地区において約３０パーセント前後になるものと思われます。正確な数字につきましては，今現在やっております管路更新計画の業務委託や管路台帳を整理中でありますので，その中で明確にしていきたいと思ってます。

１番（橋口耕太郎君）　３０パーセントということですので，約１２０キロぐらいということで。昭和５０年以前ですので，でもどんどんどんどん年数が経ってくればほかの管も当然老朽化してくるということになりますね。

次に，③水道管の継ぎ目部分，専門的には受け口と言うんでしょうけど，継ぎ目部分に伸縮性を求める耐震化が済んでいる管の割合はどれぐらい進んでいるでしょうか。

上下水道部長（上島宏夫君）　水道管の継ぎ目部分の伸縮性も含めた耐震化については，厚生労働省の管路耐震化に関する検討会により耐震性の機能を備えた耐震適合管を示しております。現在までにこの耐震適合管を約６７キロ布設しており，耐震化率は約１７パーセントとなっております。

１番（橋口耕太郎君）　６７キロ，１７パーセントということですね。これもやっぱり，この間の熊本地震でも顕在化をしたものであります。やっぱり地震によって揺れて，管がこう外れるというところもあると思いますので，お聞きしました。

次に，（２）奄美市における現状の課題と今後の取り組みについて御見解をお願いしたいと思います。

上下水道部長（上島宏夫君）　奄美市水道事業においての現在の主な課題については，簡易水道事業の統合事業と老朽化した上，上水道の施設の更新事業を考えております。現在，笠利・住用地区では簡易水道の統合事業や名瀬地区では平田浄水場の更新事業を実施しておりますが，今後は老朽化している水道

管の更新事業に着手していかなければならないと考えております。現在，名瀬市街地の水道管路更新計画を策定するために，平成２８年，２９年の２か年にわたって業務委託を発注しており，その中で耐震適合管の管種，整備の優先順位などを決めて財政計画とも調整しながら平成３１年度から年次的に整備する予定にしております。

１番（橋口耕太郎君）　今，まさに２８年，２９年，２年間をかけてしっかり調べていると。そのあと，財政面も考慮しながら順次進めていくということですね。分かりました。なぜ，この質問をさせていただいたかというと，私は長浜町の３１番地に住んでおりまして，今年に入ってからいきなり断水が２回発生いたしました。１度目は３月定例会のとき，長浜町集会場前の交差点で漏水をして断水。２回目が９月の定例会のとき。朝仁トンネルに入る前の三叉路で漏水が発生して，２回とも水道課におきまして給水車などで対応していただいてとても助かったんですけども，２度あることは３度あると申しますが，本１２月定例会時にないことを祈っております。

ちなみに，今年，今年度でもいいんですけども，何件程度漏水が発生をして，数が分かりますか，お示しください。

上下水道部長（上島宏夫君）　漏水による復旧工事につきましては協定を結んでいる市内の管工事組合と職員とで共同で行っており，今年度に発生した漏水事故の件数は名瀬地区が３２件，住用地区が３件，笠利地区が１３件の計４８件でございます。

１番（橋口耕太郎君）　多いのか少ないのかちょっと分からないんですけれども，でもそれなりに，４８件っていうことはやっぱり何らかの影響があるのかなというふうな気がします。私の家が断水をしたときは２回とも休日で，日中の断水であったんですけども，何が一番大変だったかと言うと，何と言ってもトイレですね。用を足したあとに流せないという不便さ，また食事も水が絶対必要ですので，非常に困ったという記憶があります。本当にいきなり水が止まるとダメージが大きいです。先ほどの新聞にですね，厚労省によると日本全体の老朽化率は１２．１パーセントで年々増加していると。日本の水インフラは高度成長期の１９７０年代に急速に整備が進んだ。このため，今後一気に老朽化の波が押し寄せてくる。しかし，更新率は１パーセントを下回り，このままのペースでは全ての水道管を更新するまでに１３０年間かかるとありました。また，同新聞に埼玉県の秩父市が一番最初にスタートしてるんですけども，老朽化率は２８．６７パーセントで近年老朽化の影響で年間約７００件の漏水が発生，修繕費がかさむだけでなく，継ぎ目などから水漏れで浄水場から利用者に届くまで約２５パーセントの水が失われていると書いてありました。また，秩父市の担当者は水道事業は未来への投資。改善しなければ後世に負債を残すところになると話しているとありました。当然でありますけども，水道事業は独立採算制です。上水道を管理する自治体は利用者が支払う水道料金で運営をしているわけですが，同じく秩父市の職員がかつては管路を伸ばせばその分だけ料金収入が入っていましたが，今は人口が減る一方だと。人口が減っても維持する固定費は同じなので，年々苦しくなるとありました。奄美市も同様の問題が今後発生してくると思います。私どもの公明党では党本部に党上水道，簡易水道問題議員懇話会を設置して，水道関連団体の要望を受け来年度予算案への支援を要望，現在の国会でも補正予算で上水道の支援に４００億円を確保して柔軟に対応できるようにしました。先ほどの質問でこれからしっかり計画を立てて更新を進めていくとの説明がありましたので，水道課の職員の皆様，漏水の対応が今後も増える可能性があっていろいろ大変だと思いますけれども，漏水の発生が極力少なく収まることを祈りたいと思います。これまで，長々と話をしましたけど，最後に部長，何か感想などありましたら，よろしくお願いします。

上下水道部長（上島宏夫君）　皆さんも御存知のとおり，水道事業はいつも安心して安定的に良質な水を

届ける役割を担っております。課題であります，水道管も含めた水道施設の老朽化対策，そして漏水対策については市民生活に影響が極力及ぼさないように対応してまいりたいと思いますので，今後とも御指導，御支援のほどよろしくお願いします。

１番（橋口耕太郎君）　本当に今から大変だと思いますけれども，是非とも安心して水が使える状態がずっとキープできるようにですね，よろしくお願いしたいと思います。

次に，質問の３，給食センターについてお伺いします。前回の定例会で請願第３号，学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願について，私がこの請願を採択しないという反対の立場で討論に立ちました。学校給食センターの建設は平成１１年ごろからの議論というふうに聞いてますが，今ようやく動き出して，十分なもう議論もですね，できて，いよいよ前に進む時期に来ていると私自身は思っております。そこで，今回は今後の具体的なスケジュールについて質問をさせていただきたいと思います。質問の（１）平成３０年９月運用に向けた年度ごとのスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，給食センターの今後のスケジュールについてお答えをいたします。現在，給食センターにつきましては１０月の建設設計企画提案選定委員会におきまして，設計事務所を決定をし，既に契約を済ませております。現在，設計作業を進めているところでございます。その工期は２９年の３月３０日ということになっております。また，地質調査の業務委託につきましても既に契約を済ませまして，平成２９年の１月２０日までの工期ということで既に着手をしております。その後につきましては，平成２９年度に本体工事に着手をいたします。平成３０年７月には厨房機器を含めた給食センターの完成を予定をしております。完成後に，夏休み期間を利用いたしまして，供用開始までの間調理員でありますとか，あるいは配送，そういった職員の研修などを行ったうえで平成３０年の９月，２学期からの給食の提供を開始という予定にしております。なお，平成２９年度におきまして笠利のほうの給食センターのほうで職員研修なども行いたいというふうに今計画をしているところでございます。併せまして，給食の配送を受ける各学校の受配施設，これにつきましても平成２９年度中に設計を行い，新築，あるいは既存の施設の改修，こういったことを行って平成３０年度の供用開始に合わせていきたいというふうに計画をしております。以上でございます。

１番（橋口耕太郎君）　もう３０年９月に向けてですね，設計から施工，そして完成までしっかりとスケジューリングができてると思います。この夏，７月７日に実施をされました市内小・中学校のＰＴＡ全戸に配付されたアンケートの結果も見させていただきました。私も中学校に娘がおりますので，アンケートを提出してその結果も手元にあります。配付戸数は２，７９０戸で提出数は２１１枚，提出率８パーセントという結果でございました。アンケートの回収率は少し残念な結果ではありましたけれども，逆に言うと奄美市教育委員会がこの学校給食センターを進めていくことに問題はないという答えとも受け止められると思います。私は更に個人的にしっかりやってくださいというエールだと受け止めました。アンケートの質問に対する当局の回答もしっかりと答えられていると思いましたので，先ほどのスケジュールをきちんと守ってですね，また都度情報公開なども行いながら確実に実行していただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次に，質問の（２）その保護者アンケートの中で地産地消に関して地場産品活用推進協議会，仮称の立ち上げが回答されておりますが，立ち上げの時期と議論していく内容をお示しいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　ただいまお話に出ました，仮称ではございますけれども学校給食地場産物活用推進協議会，これにつきましては今年度中に設置をし，地域，と言いますのは生産者を含め

ての地域，それから業界，流通業界を含めましての話です，それから行政が連携をして協議を進めていく予定にしております。センターの運用後は４，０００食の給食を提供することになりますので，その地場産品の安定的な確保と，こういうようなのことが必要になるかと思っております。一方で農家の高齢化も進んでいるという現実もございますので，協議会の中ではその需要と供給の体制をどう整えるのか，それから流通システムをどういうふうに構築をするのか，そういったことについて議論を深めていきたいというふうに考えております。また，現在各学校で対応をしております食材の取引業者，あるいは活用可能な地場産品の内容の把握，そういったことにも，ことについても議論をして，安定的な地場産品の食材を調達するというふうな体制を整えていきたいというふうに考えております。それと併せまして，この奄美の大島の地産地消，それから食材流通の現状がどういったものであるかということを把握するための調査，研究も合わせて実施をしたいというふうに考えているところでございます。

１番（橋口耕太郎君）　さまざまな角度から検証をしていくということで，しかし，あまり時間が僕はないと思ってるんですね。できるだけ速やかに立ち上げをしていただいて，今入っている業者さんとかも，やっぱり誤解がないようにですね，していただきたいなというふうに思います。

ちなみに，地場産品って言いますけれども，名瀬地区なのか，住用なのか，笠利なのか，もう全部ひっくるめて地場産品というふうに，形で捉えてよろしいですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　地場産品という言葉については，国のほうで捉えているのは国内産という捉え方をしているようです。鹿児島県のほうで言いますと，県内産という取り方をしているようですが，私どもが思っている地場産品というのは，この奄美群島，奄美のほうで採れる食材というふうに考え，想定をしているところです。

１番（橋口耕太郎君）　地産地消ですので，是非奄美産をですね，使っていただいて，農家の方にもいい影響が多分与えられると思うので，是非よろしくお願いしたいと思います。

次に，質問の（３）に入ります。新しい学校給食センターができるわけですけども，重点的に取り組んでいきたいことがあればお示しいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　私のほうからお答えを申し上げます。給食センターの建設につきましては，近代的な施設に最新の設備と機材を導入いたしまして，安全・安心，そして子どもたちが美味しいと思えるような学校給食を提供してまいりたいと考えております。そのためには，衛生管理の徹底が絶対条件であるというふうに考えているところでございます。センターを整備することによりまして，作業区域の区画化とドライシステムの導入は当然進めなければなりませんし，更にＨＡＣＣＰと申しましょうか，危険分析準用管理点方式と言いますが，この採用や職員研修などでこれまで以上に衛生管理については徹底してまいりたいと考えております。併せまして，災害事項への迅速な対応，食育の推進，アレルギー食対応，先ほど出ました地場産品の活用を重点的に取り組んでまいります。まず，災害を想定いたしましては，現在の米飯センターを活用いたしまして，発電設備の設置と併せまして数日間物資がストックできるような大型冷蔵庫，大型冷凍庫の整備や備蓄倉庫としての整備も想定しているところでございます。そして，給食センターは地域の災害にも対応し得るような整備も進めていきたいということも考えております。また，事故発生時には即刻対応できるよう，実効ある詳細で具体的な危機管理マニュアルを策定して，迅速な対応で子どもたちの安全を守りたいと考えております。食育につきましては，生産活動体験や郷土料理への理解を図るなど，子どもたちが健康で豊かな心と体を育んでいけるよう，地域の食の関係団体などの助言もいただきながら進めてまいりたいと考えております。もう一つ大事なことは，アレルギー食への対応でございますが，センターにアレルギー食専用調理室を設置して，選任の調理人を配置いたしまして，徹底した管理のもとに事故の起こらない体制づくりを進めてまいりたいと

考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１番（橋口耕太郎君）　新しく始めますので，さまざまなことを想定してですね，危機管理マニュアルももちろんそうですけれども，安心・安全に美味しい食事を子どもたちに提供していただけるようなセンターになってほしいなと思います。先ほど，教育長言われたＨＡＣＣＰ方式ですけども，私以前勤めていた会社でコンビニエンスストアを立ち上げる事業に携わったときに，そのコンビニに弁当やおにぎりを入れてる工場を視察したことがありまして，ＨＡＣＣＰ方式っていうのはものすごく衛生的にも厳しい基準がないと取れないところで，入るまでに何回こうエアシャワーとかを浴びたかなという記憶があります。そのぐらい厳密にその衛生に関しては徹底をしている施設でしたので，今回ＨＡＣＣＰ方式も導入するっていうことですので，とにかく安心・安全，そして美味しい食事を作っていっていただきたいというふうに思います。

では，次の質問に移りたいと思います。次に質問の４，民生委員についてお伺いします。これまで同僚議員からも質問があったかと思いますけれども，今年は民生委員法で定めます任期３年の，全国的に一斉改選の年であります。そこで，この一般質問を通して中継を御覧の市民の皆様へＰＲの意味も含めまして質問をさせていただきたいと思います。市民の生活課題はよりいっそう複雑多様化をしております。そうした中で，地域住民の相談に乗ったり生活上の課題を見つけたりする民生委員の存在はとても重要であります。全国では約２３万人が活動して，来年は制度創設１００周年を迎えるそうであります。厚生労働省のホームページでは民生委員は専門的な技能や資格を持っている必要はありませんが，それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行い社会福祉の増進に努める方々で，市町村の推薦会の推薦を得て最終的に厚生労働大臣から委嘱をされる非常勤の公務員とありました。そこで，質問の（１）本市の民生委員の現状について伺います。①まず現在の民生委員の平均年齢，平均在任年数，男女比などについてお示しをください。よろしくお願いします。

福祉事務所長（伊東義久君）　お答えいたします。今年，今回３年に１回の一斉改選により１３５人の方を委嘱することができました。民生委員の皆様には日ごろから本市の福祉行政への御理解と御協力をいただき，感謝申し上げます。また，今回の改選で退任された皆様には公私ともに大変多忙な中委員を務めていただき，地域福祉の推進役として御尽力賜りましたことに心から感謝申し上げます。

それでは，議員からの質問，民生委員の現状についてお答えいたします。まず，民生委員の平均年齢，平均在任年数，男女比についてお答えいたします。平均年齢は６３歳６か月，男性６５歳２か月，女性６２歳７か月となっています。次に，市内全域の平均在任年数については７年４か月となっています。これは，今回再任された民生委員についての平均在任年数でございます。次に，男女比につきましては男性３３パーセント，４５人，助成６７パーセント，９０人となってます。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　続けて，②の各民生委員の担当世帯数，人数についてお示しをお願いします。

福祉事務所長（伊東義久君）　担当世帯数，人数についてお答えいたします。市内全域での民生委員１人当たりの平均担当世帯数は１７２世帯，担当平均人数は３２５人でございます。名瀬地区では平均担当世帯数２０８世帯，担当平均人数は３９１人，住用地区では平均担当世帯数６１世帯，担当平均人数は１０７人，笠利地区では平均担当世帯数１１５世帯，担当平均人数は２１８人でございます。以上でございます。

１番（橋口耕太郎君）　続けていきます。③民生委員の活動に関する費用についてお示しください。

福祉事務所長（伊東義久君）　活動に関する費用につきましては，民生委員法に基づき高齢労働大臣から

委嘱された非常勤の公務員となっております。給料の支給はなく，ボランティアとして活動を行っております。しかしながら，活動に関する費用としましては鹿児島県から１人当たりの活動費として，年間５万８，２００円が支給されています。また，市の民生委員児童委員協議会連合会より定例会出会手当として１回の出席につき２，０００円が支給されております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　続けていきます。④国が補助している民生委員向けの保険制度がありますけど，加入の有無をお示しください。

福祉事務所長（伊東義久君）　国が補助している民生委員向けの保険制度の加入の有無についてですが，平成２６年４月１日に創設された民生委員児童委員活動保険に鹿児島県民生委員児童委員連合会を通して，民生委員全員が加入しております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　今，１番，①番から④番までいろいろと数字を出していただきました。平均年齢が全体で６３歳，男性６５歳，女性６２歳ということで，今回の改選でですね，恐らく若返ったのではないかなというふうに思います。平均在任年数が７．４か月ですので，このやっぱり２期半ぐらいですかね。男女比は，これ恐らく最近男性が増えてきたんではないかなと思うんですけど，３３名と６７名で，４５名と９０名ですか，男性が４５名，女性が９０名ということですね。担当世帯人数っていうのはやっぱり結構多いなというふうに印象です。名瀬地区が２０８世帯の３９１，住用が６１世帯の１０７，笠利が１１５世帯の２１８ということですので，地区によってちょっとばらつきはありますけれども，名瀬地区はやっぱり多いのかなという気がいたします。活動費用に関しましてもですね，年間５万８，２００円とあと出会手当の２，０００円が出た回数分出るということですので，本当にもうこれだけの世帯，人数を回って活動しておられることに本当に敬意を表したいなというふうに思います。民生委員の保険制度は２６年の４月から活動中の怪我とか個人情報の保護などの補償ということでつくられたみたいですけれども，これは自動的に入るということでよろしいんですね，はい。民生委員の全国民生委員児童委員連合会や厚生労働省の資料によりますと，民生委員の活動の幅は非常に広いということが分かります。少し紹介をしますと，活動日数，年間１３２日。３日に１回の割合と。そのうち，高齢者などへの訪問，見守りが，連絡１６７回。調査，実態把握２５件，地域福祉活動３８件，行事，会議への参加２７件，定例会研修２５件というふうにありました。ほかにも，高齢者，子育て中の親向けのサロンの運営協力，災害時の要援護者の支援体制づくり，生活困窮者の実態確認報告書作成，子どもたちの安全を守る活動などであります。このように非常に幅広い活動を地域住民のために行っておられます。先ほど，活動費がありましたけれども，本当に頭が下がる思いであります。中には昼間仕事を持ちながら民生委員をされている方もおられるとお聞きをしております。夕方とか休日を使っての活動もあると思います。もっともっと市民の皆様にですね，民生委員のことを御理解していただければなというふうに思いました。

次に，質問の（２）今月に一斉改選が行われましたけど，結果と課題があればお示しください。

福祉事務所長（伊東義久君）　今回の一斉改選の結果についてお答えいたします。今回の一斉改選では定数１４２人に対し１３５人の委嘱を行い，奄美市の民生委員充足率は９５パーセントとなっています。１３５人の内訳につきましては，再任が９６人，新任３９人となってます。前回の一斉改選時よりも新任のほうが増えており，これは定年となる７５歳以上の方の推薦を行わなかったことが大きな要因と考えれます。１３５人のうち，名瀬地区では定員９８人に対し９１人の委嘱であり，７地区が不在となっております。今後も引き続き不在地区解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に，課題についてお答えいたします。名瀬地区では近年常に不在地区が生じており，民生委員のなり手不足が慢性化しています。その原因といたしましては，民生委員の存在，仕事内容が正しく知られ

ていないことや，高齢者や生活困窮者などの対象者の増加に伴う業務量の増加，相談内容の複雑化や多様化に伴う業務の負担増などが挙げられます。また，名瀬地区においては自治会などの地域コミュニティの希薄化，空白化が進んでおり，候補者の推薦も依頼する自治会がなかったり，また推薦依頼をしても候補者が挙がってこないという現状があります。こうした状況の中，民生委員に求められる役割はますます大きくなっていますが，民生委員に頼りきりにするのではなく，地域に住む若年層，中年層が協働し地域住民が一体となって取り組んでいく必要があると考えておりますので，御理解のほどよろしくお願いします。

１番（橋口耕太郎君）　名瀬地区がまだ７地区，新しい方が入っていないということですね。私と林山議員が議会側からということで民生委員の推薦会の委員として参加をしております。先日，１１月３０日の推薦会で新しく２４名の方の推薦をしたわけですが，残念ながら名瀬地区が先ほど言ったように７地区残っていると。笠利・住用地区におきましては，昔からのつながりと申しますか，絆の深さがありまして任期が終わるときに集落や地区からの推薦がスムーズに行われて，それほど後任選びに困らないようですけども，先ほど所長からありましたように名瀬地区は自治会が休眠していたり，区割りが自治会と違ったりして難しい部分もあると思います。また，これも部長は答弁されましたけど，以前のようにですね，近所付き合いがですね，なくて，希薄になっていることなども影響していると思います。しかし，地域に長く住んでいれば知り合う機会は必ずあると思います。中継を御覧の名瀬地区の皆様は是非民生委員のことをもっともっと知っていただいて，積極的に地域に関わって，最終的には担い手として民生委員を引き受けていただきたいなと思います。今，介護，高齢者福祉課で主導しております地域支え合い体制づくりの中でもこの民生委員さんは必ずキーとなる人になってくると思いますので，是非，もっともっと民生委員のことを知っていただきたいと思います。また，同僚議員の皆さんも我が地域の民生委員の方とも情報交換などを密に行って，空白地区などがあれば積極的に推薦をしていただきたいと思います。最後に，市役所を退職されたＯＢの方も退職後の地域貢献活動として積極的に手を挙げていただきたいなと思います。昨年，市役所を退職された方が空白地区にすぐ民生委員として推薦をされ，委嘱を受けられました。推薦委員会委員として非常に嬉しく思いましたので，これから退職される方もですね，是非先輩に続いていただいて，担い手としてまた民生委員さんを引き受けていただきたいなと思います。

以上で，私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　以上で，公明党　橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　多田義一君の発言を許可します。

１９番（多田義一君）　議場の皆さん，市民の皆様，こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。第４回定例会にあたり，一般質問を行います。私で最後となりましたが，もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。

明るい奄美市，快適な奄美市，安全な奄美市。このことを念頭に置いて，質問をしていきたいと思います。

まず，末広・港土地区画整理事業についてであります。この事業も概ね終盤に差し掛かってきていると思われますが，完成後人が集まる賑わいのある町となるのか，不安が残るところでございます。市民のニーズに，ニーズのあったまちづくりを行っていかなければ買い物や目的を持った場所とはなり得な

いのは皆さんも思うことだと思います。私はこの事業に対して今まで多くの質問を行ってきました。町には，町に行くには歩いていくこと，また車イス，自転車，バイク，自家用車，レンタカー，タクシー，バス，この方法でしか行くことはできません。あらゆる世代に対応したまちづくりをするには民間ができること，行政ができることをともに行っていく必要があります。まだまだ，できることが多く残っていると思います。人が集まる環境の中で大きなウエイトを占めるのは，やはり食べ物であります。これはどんな集客施設，イベントでも共通することで，末広・港においても言えることであります。場所によっては全ての店舗売り上げの７０パーセントを食べ物が占めることもあります。地元の人々の取り込みや観光客の町中への誘導を考えたときに，行政ができることをここで行っていくことで，商店街が賑わいのある町に変わっていくと私は信じています。このことから質問に移りますが，公設市場やフードコートなどの整備はできないのか，お伺いをいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，多田議員に私のほうからただいまの御質問についてお答えさせていただきます。公設市場につきましては平成２３年に策定いたしました中心市街地活性化基本計画において，空き店舗の増加した永田橋末広市場を公設市場として再整備する構想がございました。その後，本市が平成２６年度に制度創設いたしました出店支援事業による家賃補助，店舗リフォームの助成事業の活用等もございまして，現状においては市場内の空き店舗はほとんどない状況にあることから，現在の市場での事業実施は当面の間難しいであろうと考えているところであります。公設市場は市民の台所機能を確保するとともに，観光客も含めた集客が期待できる施設と考えておりますが，民間の食料品スーパーが本市の支援制度を活用し，現在２店舗が出店している状況の中で，今後公設市場の必要性を高め再度検討しなければならない課題と考えているところであります。また，区画整理事業終了後の空き地を活用したフードコートの御質問でありますが，本市といたしましてはまずはそのような未利用地が発生しないように，店舗併用住宅の建設支援や出展支援のための家賃補助を引き続き実施するとともに，かい，安全で快適な歩行者空間の確保による商業観光，環境の向上を図ることで民間投資による建設促進を第１に取り組んでいきたいと考えているところであります。御指摘の飲食店舗一体型のフードコートにつきましては，その必要性を十分認識いたしておりますので，今後の事業進捗による町並みの状況を踏まえ実現の可能性も含めて検討して帰りたいと，考えてまいりたいと考えておりますので，どうか御理解をいただきたいと存じます。以上です。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。この食べ物がやはりその施設であったり，そういう町中で占めるウエイトっていうのは大変おっきいものがあると思うんです。今のこの中心商店街を見た場合に，やはり衣料品屋さんは結構あると思うんですが，食べ物屋さんの出店がどうもやはり少ないような気がして，それが点在するようではまたせっかくのまちづくりも台無しになってしまうと思いますので，できれば集中した形で食べ物屋さんがあって，共有できるそのフードコートでもあれば，また多くの人がそこに集まってくると私は思ってますので，是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それと，一昨日の観光商工の部長の答弁でバスターミナルの中にそういう飲食部門も含めて考えているというふうな答弁があったと思いますが，結果ですね，結局目的がそこになってしまうと，やはり町中への誘導っていうのは厳しいものがあると思うんですよ。ですので，今後議論の中でそのような議論も是非検討していただいて，どこに一番その食べ物の区画を置いたほうが一番いいのかですね。それによっては，バスターミナルで人は止まってしまう可能性もありますし，ではなく町中に人を誘導するような施策の展開っていうものを今後取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思

います。

それでは，２番目の質問ですが，おがみ山トンネルの整備の遅れからなる影響はということですが，平成１５年当時，奄美地区でおがみ山トンネル事業の説明会が行われ，地域の方々の多くは反対が多く，会場は重苦しい中行われたことを思い出します。私は当時議員ではありませんでしたが，地域に住んでいましたので参加をしていました。今の真名津町，久里町のトンネルの出入り口の辺りを見ると閑散としており，地域の人たちの当時いろんな思いで事業に協力をして移動していた皆さんのことを思うと複雑な思いになります。その後，当時反対者の活動が活発でありました末広・港区画整理事業に入り，前奄美市長，旧名瀬市長はおがみ山トンネル事業と末広・港土地区画整理事業は関係性がないとは言えないとの議会答弁から見ても分かるとおり，今の現状を見たときに大変危惧する事態と私は思うわけでありますが，トンネル整備の遅れから末広・港事業への影響はあるのかないのか，またあればどのような影響が出てるのかをお示しいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　おがみ山トンネル計画につきましては，旧名瀬市の都市計画マスタープランにおいて，奄美大島の大動脈である国道５８号を補完し，将来的な新たな東西横断線，和光・三儀山ルートと併せて本市の中心市街地へのアクセスする広域ネットワーク幹線として位置づけられ，期待しているものでございます。マスタープラン策定後，平成１０年度に都市計画決定し，その後ルート変更がありましたので，平成２１年度に都市計画決定を行っております。平成１１年度からは県の代行買収を行うなど，事業推進に向けて取り組んでまいりましたが，県の事業見直しにより現在は中断されている状況でございます。本事業のこれからの影響ということでございますが，一番大きな支障要件といたしましては，本バイパスは広域ネットワークにおける幹線の一躍を担っている事業でございますので，事業が遅れることより，全体構想も遅れる結果となり，これにより本市はもとより大島本島全域の交通体系に支障が出るものと考えております。また，現在進めております末広・港土地区画整理事業におきまして整備予定の末広・港線都市計画道路でございますが，その連動性が図れず，将来的にバイパスの接合付近において交通渋滞の恐れも懸念されるところでございます。つきましては，おがみ山バイパス事業の重要性，また本市のみならず地域にとっても必要なものであると事業の早期再開に向け，事業主体の県へ要望してまいりたいと考えております。

１９番（多田義一君）　影響はあるということでのお話だったと私は認識しますが，今私は末広・港区画整理事業でのこの質問ですが，実際このマスタープランですね，旧名瀬時代に作ったやつは旧港の埋め立ての臨港道路で，この区画整理事業，そしておがみ山のトンネルですね，バイパスですよね。ここを明記した看板等も市民の皆さんに広く公表していた時期もありました。そのようなことから見ても，私は影響は必ずあると思ってます。今，旧港の辺，旧港の埋め立てに関しては影響のことはまったく，今はお話になかったですが，旧港埋め立てに関しては何か影響等があるとお考えでしょうか。そこを１点，お願いします。

建設部長（本山末男君）　全く別の事業でありますが，旧港等につきましては，名瀬旧港整備に，名瀬港埋め立てによりまして臨港道路から末広港線へのまた新たな観光客の出入り，交通のアクセスの向上という形もありますので，連動した形での影響はあると思いますが，個々の事業は別々でありますので，その影響は今考えて，感じておりませんが。

１９番（多田義一君）　ちょっと確認なんですが，当時このトンネルを工事にあたり，この土砂の排出っていうのは，私の記憶では旧港の埋め立てにその土砂は使うものだという認識をしていたんですが，その辺はどうでしょうか。

建設部長（本山末男君）　名瀬港埋め立てにつきまして，平成１８年度に埋め立て免許を取得しております。その中には，環境評価，環境影響評価とか土地利用の計画等もありますが，その中に埋め立てる土につきましてはその成分調査を行って，その埋め立てに使用できるかということをいってます。今の計画としては，その段階で名瀬残土処分場の土を成分調査して適応するという形で，そういう構想はあったかもしれませんが，今のその計画の段階では名瀬残土処分場からということで，今現在その方向で，それに従って施工しているという形でございます。

１９番（多田義一君）　当時はですね，確か計画上トンネルの土砂の排出も私はあったと記憶してるんですよ。もし，そうだとするとやはりあの工事が止まったことによって，全ての土砂が残土処分場からなった場合，運搬費用かかりますよね。かかってますし，当然そこには距離で言うと恐らく３倍強長くなるわけですよ。運搬の距離もですね。久里から港なのか，大熊の山の上から港なのかですね。そこ考えていくと，チャーターで行けるその往復回数も大分変ってくるわけですよね。そうなってくると，やはり見えない部分での費用負担も私は上がってると思って見てるんですよ。そういうふうに考えていきますと，これは影響は私はかなり大きいものがあると思ってますので，是非ですね，強い要求，また今後，末広・港，また旧港におけるこの事業の中で関連性を持ったうえで注視していただきたいと私は思ってます。

この関連する質問ですが，次に真名津町側と久里町側の出入り口に対しての影響っていうのはどのようにお考えか，お示しいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　本事業の遅れによります真名津町と久里町の影響の御質問ですが，本市といたしましては用地買収の完了した土地が現在空き地となっておりまして，未活用なため関係隣接者や市民，また一般質問においてもこの空地を放置することは景観の面からも好ましくないため，早く事業を進めてほしいと意見をいただいているとこであります。これまで申し上げましたとおり，このバイパス事業につきましては現国道の古見本通りを補完し，市街地での災害時における避難や代替道路としても重要な路線と考えておりますので，事業が早期に着手できるよう県へ要望していきたいと考えております。

１９番（多田義一君）　今，もう実際に買収が終わって，もう本当にそのままの状態で放置されてるっていうのは，これは誰が見ても分かる状況なんですが，やはり私の中で一番大きいのはですね，当時の名瀬中学校ですよね。校舎建て替えと道路の整備っていう，このトンネル整備が重なって，皆さんも御存知のとおり，前の校舎，正門から今の正門までもう４０メートルぐらいは中に入ってるんですよね。当然ながら，校舎の校庭もこの事業のため取られてるっていう現状ですよね。これは教育長も御存知だと思いますが，このような状況でやはりいろんな方の思いがあって，この事業はここまで来てると思うんですが，これをいつまで市としてですね，県に対して強く要望するというお話ですけれども，誰が一番被害を被るかって言ったらこれ県じゃなく奄美市民なんですよね。考えると，市が声をおっきくして県に訴えていかない限り，私はこの事業は，もう知事も変わりましたけども，知事が新たな知事がどういう判断するかって大変危惧するとこだと思うんですよ。これ，今のタイミングででも早めに訴えていく，私は必要性があると思いますので，是非このことも念頭に置きながら，今後のこのおがみ山トンネルの早期着工に向けて県に対する要望を強く出していただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

今のこの件に対して，部長何かありますか。

建設部長（本山末男君）　実務担当部長としまして，都市計画決定，ルート変更もありましたが都市計画決定して，用地買収も８０パーセントほど終了して，市としても取り付け道路もまだそこで施工してお

ります。これをまだ，おがみ山ルートにつきましては，現地的にはもう早く実施してほしいということで，前知事の段階でも県担当部長，課長と大島支庁の担当部長とお話させていただきましたが，今後もまた要望に，要望の在り方についてまた協議して，早めに要望ができるよう準備を進めていきたいと考えております。

１９番（多田義一君）　是非，この件は市長のほうからも新たな県知事に要望を強くしていただきたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，次の質問に移ります。教育産業についてであります。奄美で初の日本語学校ができていますが，皆さんも市内のあらゆるところで学生を見ることがあると思います。まず，この日本語学校に対する市の思いがあれば，お聞かせ願いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，市の思いということでお答えをいたします。日本語学校，正式にはカケハシインターナショナルスクール奄美校と言いますが，平成２７年の１０月に開校しておりまして，これまでに２７名の方が入学されているというふうに伺っております。訪日外国人観光客の増加や海外を相手にする経済活動など，国際化の波が奄美にも訪れていることが想定されます。こういう中で，民間企業のビジネスとして奄美に日本語学校が設立されましたことは大変意義深いというふうに思っているとこでございます。学生の皆様には語学力のコミュニケーション能力の習得のほか，日本の文化，あるいは奄美の文化に触れていただいて，国内外に奄美をＰＲしていただきたいというふうに期待をしているとこです。また，日本語学校が設立されたことで市内の外国人登録数も増えておりますが，世界自然遺産登録による外国人の観光客の増加と相まって本市が更に国際色豊かになることも，期待をしているとこですが，それに伴って市民との触れ合いを通して，子どもたちの国際感覚，そういったものが養われていければというふうにも期待をしているところでございます。以上です。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。今，市の思いということで私は質問させていただきましたが，次の質問まで少しさせていただきたいと思いますが，実際に今奄美市内のほうには看護福祉専門学校，そして情報処理専門学校，でこの日本語学校ですね，三つ高校機関から離れた専門的な学校が存在するわけですが，この今，この学校に通っているのは当然ながら全て日本以外から来られている学生さんが，もう全てを占めるわけですが，この学生に対して支援ができないか。なぜ，こういう質問をするかと申しますと，実際ベトナムから来ている方がもうほぼ９０パーセントぐらいだと私はお伺いしてますが，ベトナムという国はですね，ベトナム語しかないんですよ。私も調べてみましたら。そのベトナム語をこう持っている方たちが日本語，単独語じゃないですか。これは共通，世界に共通する言葉じゃない地域に敢えて日本語を勉強しに来てるんですよね。日本という選択肢を持って。彼らからすると，奄美大島，日本なんですよ。日本の代表なんですよね。当然，現地からここに入ってくるわけですから，ここでの学ぶ言葉が日本語の全てであって，奄美の文化がやはり彼らの言う日本の文化にもつながっていくわけですよ。実際，物価は日本のおよそ１０分の１です。すごく，何と言いますかね，決して貧しい国ではないですが，やはり紙幣価値も大分違うのも現状があります。そんな中，彼らがこの日本に勉強しに来た。しかしながら，学生ビザとかの関係で働く時間ってのは限られてるんですよね。限られた環境で実際に学校に支払うお金っていうのは，北海道から沖縄までどこに行っても一緒なんですよ。一緒です。その寮，寮にかかるお金っていうのは若干の差があると思いますが，そう大して開きはないんですよね。そうして考えると，昨日，一昨日も一般質問でもありましたが，奄美市，鹿児島県の最低賃金っていうのは７１５円なんですよ。今ですね。７１５円。これが東京にいざ出ると時給はもう９００円超えるんですよ。１，０００円からの時給をもらえたりする。これを知ってしまった学生さんは奄美に来るかって言ったらもう来ないんですよね。実際のところ，この日本語学校で知り合いが東京でバイトしてこれだけのお金をもらったって方が，学校を移られて東京に行ったっていう例もあ

るらしいです。もう，実際今起きてるんですよね。実際に皆さんも今の市内の経済状況っていうのは御存知かと思いますが，求人数は増えてるんですよ。増えてるんですが，働く方がいらっしゃらないんですよね。労働人口が減ってきてる。それと，日中の仕事はまだ皆さん望むんですが，深夜の時間帯の求人には問い合わせ１件すらないんですよ。これが，今の市内の現状なんですよね。そこで，私は冒頭言いましたが，多く目にする機会が最近あると思いますけども，その学生さんをですね，あらゆるところで，朝５時から仕事をしたり，学校午前中で終わりますのでお昼からバイトをして，その学校に払うお金，寮に払うお金を捻出しよう。但し，先ほど言ったように，そこには法律がありますので働く時間が限られているわけですよ。そういう状況で，この子どもたちは奄美に日本語を学びに来ていると。この各企業もですね，今この子たちの頑張りっていう姿と，また実際に日本語はそんなにうまくなくても気持ちが伝わるから怒る人は誰もいないんですよ。頑張ってねって声かける方が多いんですよね。こういう，この私は何で教育と産業を結び付けたかというと，一方では教育の場で来ているわけですよね。もう一つは実は奄美の経済も支えてるんですよ。これが８０定員，８０名定員ってことで募集をしているようですが，実際に今学校に在籍している生徒さんっていうのは３０名ちょっとだと僕は聞いてます。これが，来年からもずっとこう募集をかけていくっていうことで，来年少し増えるだろうっていうお話ですけれども，またこれも今さっき言った処々の事情により流出してしまう可能性は十分あるんですよね。更に言いますと，この生徒さんが奄美市内の専門学校に行く場合，今使える奨学金制度は０なんですよ。０で，言ったようにベトナムは物価１０分の１です。日本の学校の捻出するような家庭っていうのは，正直なかなか少ないんですよね。そう考えていくと，せっかく来たこの学生さんが奄美にずっと残りたい，もっと勉強して島で働いていきたい，そういう環境をどうつくれるかはこれ奄美市が考えていくしか私はないと思ってますので，是非その辺も含めた，僕は何かしらの支援方法があるんじゃないかなという思いがあって，この質問させてもらってますので，ここからお聞きしますが，その学生に対しての何かしらの支援はできないものかどうか，まずお伺いしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　まず，学生に対しての支援ができないかということですが，この日本語学校のできた背景を少し，お答えしてからお答えをしたいと思います。民間企業のこの努力によって日本語学校が奄美に設置をされたわけですが，その背景として東京や大阪と比較して生活費が安く抑えられること。生活に関するサービスがコンパクトに集中していること。都市部との交通アクセスがよいこと。更には地元住民の人の温かさなど，学生が生活しやすい環境であることを総合的に勘案してから開校を決められたと，これは当時の担当者の話ですね，ということで開校を決められたということでございます。開校当初は学生のアルバイト先の確保について苦慮されておりましたが，本市のほうではこれまでアルバイト先を関係団体等にあたるなど人的な支援を進めてきたところです。現在はほとんどの学生が，先ほど申し上げた，説明がありましたが，アルバイトしながら学校に通っているというような状況でございます。日本語学校のほうは開校からちょうど１年を少し過ぎたところだと思いますが，まずは今後の動向を見ながらですね，地域との交流に関する支援，こういったことなども含めて支援の在り方について考えていきたいというふうに思いますので，御理解をお願いしたいと思います。

１９番（多田義一君）　確かに，部長がおっしゃったように，当時はそのような，今さっき言ったようなこの地域性であったり，物価の問題であったり，さまざまな部分で学生に有利だろうという思いがあって造ったのは実情だと思います。しかしながら，想定してなかったのはこの賃金のこれだけの格差があるってことを考えてなかった，考えてなかったっていうか，これが現状，重くのしかかってきてるのが実情なんですよね。ですので，実際今学生さんたちは大変な岐路に立たされていると。すると，奄美が選択肢でなくなる可能性もあるわけですよ。せっかく，このような学校ができて，やはり最終的には８０人っていう規模にもなるわけですから。また，ここの学校でも当然現地のこの地元の奄美市の方が雇用をされてますので，是非ですね，支援の在り方を，等を含めて，この学校の今後の方向については注

視しながら支援をしていただきたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，次の質問に移らさせていただきます。公園整備についてでありますが，議会でも何度か取り上げられておりますが，あかざき公園の整備の必要性について，どのような考えを持たれているのか，再度お伺いしたいと思います。

建設部長（本山末男君）　あかざき公園につきましては，訪れた子どもたちが自然と触れ合える場として，また市民の憩いの場として市内はもちろん，他町村からも遠足等で利用されており，休日には多くの家族連れが訪れるなど総合公園として多くの方に広く利用していただいております。今後も誰もが安心して使いやすい公園として，公園施設の計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。まず，あかざき公園の遊具整備につきましては，補修が必要なものや部品劣化などで使用禁止になっているものにつきましては，公園施設長寿命化計画に基づいて修繕や改築を行っていく計画としております。平成２９年度から平成３３年度までの５年間で公園施設長寿命化対策支援事業の導入を計画し，予算の配分について現在，国・県に要望を行っているところであります。あかざき公園の遊具等の改修や補修につきましても，平成２９年度から実施する予定となっております。従いまして，遊具の整備につきましては，まず現在使用禁止となっている遊具や施設の修繕，改築等を進め，利用者のニーズに応えてまいりたいと考えております。ちょっと，ゲレンデのことも，芝スキー，旧芝スキーのこともよく聞かれてますので，これにつきましては現在使用禁止になっておりまして，景観性や安全性からもちょっと危惧されるものですから，ここを撤去して，また多目的広場の一部として利用できないかということで検討しておりますので，御理解を賜りたいと思います。

１９番（多田義一君）　議会等々でもこのあかざき公園に対する質問がありますが，私は週に１度は必ず行ってるんですよ。これはもう，このずっとですから。毎週どれぐらい人が来てるかっていうの，見てるんですよね。見てて，恐らく部長，前議会，若しくは前々議会の答弁で登録，登録っていうか借りるような手続きをして来てる団体等と人数等が７００名ぐらいでしたかね，７・８００っていうような話がありましたが，私は実際のところは１万人近くの方が来てると思います。年間ですね。利用していると思って見てるんです。実際に公園の中にも，何度も入ってますが，やはり入れないところにはロープがあったり，しかも使用中の木でできてる遊具あるんですけども，真ん中の手すりが１段だけない部分にちょこっとロープが張ってあったりですね，奥のほうには展望台があるんですよ。展望台があるんですが，展望台の手前には立ち入り禁止のロープ，展望台の階段のほうにも立ち入り禁止のロープですね。部長が今おっしゃったその草スキーですよ，もう大変荒れてる状態ですが，実際に立ち入り禁止っていうのはあそこは不可能で，あれどっからでも入れますよね。入れますよね。あれ，もし本当に中で怪我をするようなことあれば，これ確実に市の責任ですよ，って私は思って見てますので，もう来年度からやるってことですよね。にしても，あと３か月，４か月近く残っているわけですから，やはりもう入れないようにするんならしっかりとロープを張るとかしないと，あそこは僕一番ちょっと危ないのかなと思って見てますので，というのは利用者が多いからですよ，やはり。本当に週末なると子どもの家族連れなどが相当来てるんですよ，市長。本当に，あの場所はですね。なぜ，そういう子どもたちが来るかって言ったら子どもたちの遊ぶ場所っていうのはなくなってきてるんですよ。もう，実際昔のように公園には遊具がないんですよね。危ない遊具は撤去する方向で今，動いてますから。新設される遊具っていうのはほとんどないんですよ。今，行ける公園って言ったら下方地区にある船がある公園であったり，このあかざき公園であったり，住用のあのマングローブパークの公園ですよね。この辺に小さい子どもさんを持っている家族さんはみんな遊びに行くっていうのが，もう流れになっているわけですよ，今。その他の公園についてはグラウンドゴルフをやったり，それこそゲートボールをする方は最近は少ないですが，幅広い方の利用があって僕はいいと思うんです。そういうところにも，やはりゆくゆくはそのいろんなニーズが出てくるでしょうから，私はいいとしても，このあかざき公園とかに関して

は利用者がこれだけいるうえで，ああいう危険な状況で放置しているっていうのは私の中では何でだろうと思ったんですよね。その必要性がどう考えているのか，私は不思議だったので，ちょっと疑問に思ったとこで質問させていただきましたが，もう１点言わせていただいたら，あかざき公園のトイレは使えない時期もありました。それはもう，部長も，僕直接電話してるんで御存知だと思うんですが，普通重要な公園であれば，利用者が多い公園だったら早めに気づいて直してると思うんですよ。当然，開発公社の皆さんが毎日清掃活動行ってるわけですから，何で故障してたか私も分かりませんが，ただ全部使用禁止なんですよね。あの女子トイレのほう，男子トイレのほう，使用禁止なんですよ。あれではもう，来た人って，あそこまで来てトイレ，次のトイレを探すのが大変な場所ですから，そう考えるとやはり向こうの位置付けっていうのは私は大変おっきいものがあると思いますので，今ここで確認をさせていただきましたが，次にその公園の今後の，これは市内全域の公園ですけども，その方向性って部分でどのようにお考えなのか，まずお示しいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　まずですね，長寿命化計画，長寿命化支援対策事業，これが導入される前は公園整備，遊具等設置されたあとの修繕，改修，取り換えというのは，もう単独事業しかなかったもんですから，今回の事業を導入によってですね，この修繕，改修に補助がもらえるということで，それを御理解いただきたいと思います。今後の公園整備の方向性という御質問ですが，公園の施設，遊具等の修繕，改修につきましては先ほど説明したとおり，公園施設長寿命化計画に基づき，平成２９年度から補助事業が導入されることから，建造に問う調査の判定結果において緊急性の高いものを優先的に整備してまいりたいと考えております。この２９年度からの５か年の支援対策事業におきましては，遊具の修繕，改修が対象になっており，よくお話のある街区公園等のトイレにつきましては健全度調査結果により，今回の改修計画の対象にはなっておりません。ただ，三儀山の運動公園につきましては，古いこうトイレがありますが，これにつきましてはブロックで躯体を造ってるもんですから，これは健全度調査でちょうど制限期間が短いものですから，コンクリート製と違ってですね，これは今回の長寿命化対策支援」事業の対象になっております。次に，都市公園はですね，住民が利用する身近なものから広域的に利用されるものまでさまざまな規模，種類があり，その機能，目的，利用対象者によって区分され，奄美市においても４２公園を設置しております。そのうち，近隣住民が主に利用することを目的として設置された街区公園，そして近隣公園が３３公園あります。これらの公園はそれぞれの地区の子どもから高齢者まで地域住民が誰でも利用できる公園として利用しております。従いまして，公園の整備につきましては，既存の遊具，施設の補修，管理を務めながら，今後の利用形態を維持してまいりたいと思いますので，御理解をお願いいたします。また，施設の利用の棲み分け，今お話がありました，昔と違ってグラウンドゴルフとか団体的に使用するのが出てきまして，昔整備した公園の考え方も違っておりますので，今後新たに新規に公園を設置する場合，末広・港等区画整理事業でですね，公園の整備を計画しておりますが，そのときには棲み分け，公園内での棲み分けも考えながら検討してまいりたいと考えております。

１９番（多田義一君）　是非ですね，今後はその棲み分けっていうのが大分大きくなってくると思うんですよ。やはり，聞くところによれば公園の利用について住民同士のトラブルもあったりするっていうお話も聞いてますし，実際のところやっぱり小さな子どもさんが遊べる公園っていうのがどんどん減ってるんですよ。減ってて，今例を出すと金久公園で言ったらもう砂場は砂場じゃないんですよね。もうもう，行かれて分かると思いますが，砂場は砂場じゃないし，もともと昔はもっと遊具あったんですけど，もう大分縮小されて，今は左奥のほうに少しだけですよね。向こうはやっぱり屋仁川通りにも面してるっていうこともあって，私はトイレの件も何度か質問させてもらってますが，やはりその公園の利用っていうものを根本的にもう考えていく時期に入ってると私自身思ってますので，例えばその団体等で使う公園ですよね。グラウンドゴルフ者が多い公園にはベンチをもうちょっとたくさん整備をしたり

とかですよ，そういう整備方法もあると思うんですよ。なので，私はこの公園について，どこがどう考えていくんだろうかっていうのをすごく疑問に思っていたので，大体部長からお話を聞いて分かりましたので，今後ですね，地域の方のやはり意見，ニーズを調査したうえで，この公園の在り方っていうのを根本的に考えていってほしいなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは，次の質問に移らさせていただきます。海の安心・安全についてでありますが，ＬＣＣ就航以来奄美に来る観光客が大幅に増えている中，今年は市政策や各関係機関の皆さんの努力により命を落とすような観光客による重大な事故は起こりませんでした。これは，間違いなく数年前なら今年も事故があった年になっていたかもしれませんが，資機材の充実や各関係機関の連携によって前進している成果以外の何物でもないと私は思っています。行政の施策によって人命が守られるモデルケースになっていると思っております。ここで，質問いたしますが，夏場の観光シーズンを終え来年の課題は何かお伺いをいたします。

笠利総合支所事務所長（元多政重君）　今年の夏場の観光シーズンにおける海の安全・安心対策につきましては，利用者の多い大浜海浜公園，土盛海岸，用安海岸に７月から９月まで監視員を配置し，水難事故防止に努め，大きな事故もなく無事終了することができました。来年につきましても事故が起きないような体制づくりに努めたいと考えております。また，今年から新たな取り組みとして実施いたしました監視員，それと奄美大島観光物産連盟との連携によって，Ｗｅｂサイトを活用し，各海岸での遊泳制限のあるなし，例えば土盛海岸では遊泳禁止でも用安海岸では泳げる場合もある，そういうような情報発信を行うとともに，海上保安部，それから航空会社と連携した奄美空港での啓発活動などが水難事故を未然防止を図るうえで大変効果的であったと思っております。今後は今年の取組を継続するとともに，Ｗｅｂサイト上に情報が発信されていることの周知を含め，より多くの観光客や海岸利用者に有益な情報を伝達する体制づくりが必要で，また課題だと認識しております。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。今，所長が言ったように今年からフェイスブック等を利用してそういう情報を出してますが，せっかくいい情報なんですが，なかなかこうどういうふうに利用していいか分からないって方もいらっしゃいますし，観光客の皆さんはそういう情報を発信していることすら知らないんですよ。多分，この議場内にいらっしゃる方も恐らく初めて聞いた方がほとんどだと思います。それぐらい，周知のされてない，でも大変この重要なサービスなんですよね。ただ，これもっと言いますと，ボランティアなんですよ。これに予算が付いているわけじゃなく，ボランティアでやってて，私も見させてもらいましたがやはりこれを毎日更新していくっていうのは，やっぱり現場を知ってるからこそできることで，そういう人の，皆さんの努力っていうのを，必ず誰かが見てくれると私は思ってるんですよ。それをどのように周知していくかっていうのが一番の課題だと思ってますので，来年に向けては恐らく観光客も増えるであろうと思いますし，こういう観光地には徒歩で来たりバスで来たり，来る方っていうのはほとんどいないんですよ。恐らくほとんどはレンタカー使用だと思いますので，このレンタカー会社とうまく提携をして，レンタカーの中にこのシールとかですよ，何かしら告知するものが貼れたりすると多くの方が利用できる環境が整うと思いますので，是非その辺もですね，来年度の課題としてその周知の方向に取り組んでいただきたいなと思います。

それでは，次の質問に移りますが，もうこれは以前から私はいろんな機会があるたびに質問させていただいておりますが，消防に水上バイクの整備はできないかっていうことですが，もう率直にどうですか。できるか，できないか。その経過があればいろいろ説明いただきたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　議員の御質問にお答えいたします。消防に水上バイクの整備はできないのかとの御質問でございますが，現状の水難事故対策としましては名瀬消防本書と住用消防分駐署にエンジン付きの救助ボートをそれぞれ配備しております。当消防組合の水難事故対策につきましては，今後世

界自然遺産登録を見据え新規路線の開設等により，更に観光客等の増加が見込まれていることから，今年７月に奄美海上保安部と大島地区消防組合との消防に関する業務協定並びに奄美海上保安部，奄美警察署，瀬戸内警察署，大島地区消防組合との水難事故における救助に関する覚書を締結し，関係機関と更に緊密に連携を図りながら相互協力体制を強化し，対処していきたいと考えております。当消防組合における奄美市の水難事故対策としましては，議員御承知のとおり近年ここ２・３年は笠利地区においては観光客等の水難事故が発生しておりますので，笠利消防分署におきましては７月に奄美海上保安部と合同訓練を実施しております。訓練時には奄美海上保安部は水上バイクを使用し，分署においては救命柵発射銃を使用した沿岸海難救助訓練を行っております。また，９月には分署職員を対象としたレスキューボードを使用した水難救助訓練を実施しております。笠利消防分署の水上バイクの配備につきましては，現在管理運用体制を含めて市関係部局と協議をしているところでございますので，御理解をお願いいたします。

１９番（多田義一君）　ここからちょっと，具体的に聞きたいんですが，今所長はそのボートを使った救助訓練を行ったというお話ですよね。このボートも購入して恐らくもう３年，４年，もうちょっとですかね，４年ぐらいですか，が経過すると思いますけど，実際このボートは現場で運んでる姿は私も何度も見てるんですよ。現場に入ったことがあるのかどうか。この事故が起きているときですよね，救助者が海に溺れてるとか，若しくは行方不明者が出てるっていう状況で入ったことがあるのかないのか，ちょっとお聞かせ願っていいですか。

総務部参事（小松和行君）　実際，笠利地区におきましての水難事故発生時に救助ボートが，救助ボートの編成隊を編成して出動途中で，必要ないということで帰署はしておりますが，実際には活動は行っておりません。以上です。

１９番（多田義一君）　もう，今度はちょっと視点を変えてもう１点聞きますが，このボートは波が何メートルまでは入るとか，何メートル以下なら入らないとか，この波だったら入れるとかっていう波の高さとかの制限ってのはあるんですか。

総務部参事（小松和行君）　救助ボートの運用管理規定の中におきましては，波の高さ等の規定はございません。以上です。

１９番（多田義一君）　すいませんね，ちょっと僕も聞きたいんで聞いてるんですが，ではその判断は現場で誰かが行って，入らさないようにしてるっていうことでいいんですかね。そういう認識で。

総務部参事（小松和行君）　そのとおりでございます。

１９番（多田義一君）　私はなぜこういう質問しているかっていうと，もうこれ去年ですかね，ちょうど笠利のティダムーンの下のほうで，ホテルの下のほうで観光客の方がお２人。そのときに実際にボート持って行ってるんですよ。持って行ってますよね，その現場に。持って行ってますね。しかしながら，入れなかったんですよね，入れない。喫水が浅くて船を傷つける可能性もあると。救助にペラが付いているボート自体も，実際は今危険性があるっていうことで指摘をされてるんですよね。私はそういう実例があるので，以前から水上バイクはどう，どうですかっていうことを提案をしているわけですが，実際これは沖縄などではあるんですよね。実質，さっき所長が言ったように，観光客はもうまた来年からも増えるわけですよ。増えて，今年はもう本当に実際には流された女性がいたんですよね。観光客の方で，今年ですよ。重大な事故になりかねないような事案があったんです。しかし，笠利消防支所の職員

の方と，あと消防職員の非番の方がレスキューボードっていうやつを使って救助をしたんですよ。これは，日本でも実はもう４例ぐらいしかない，大変貴重なこの救助方法だったんで，救助方法って言うか，救助だったんですよね。こういうレスキューボードであったりっていうのも，先ほど所長が言いましたけども，こういう訓練もやってると。前に前に進んでると私は思ってるんですよ。その，海での人命救助に関してですね。しかし，有効と思われる手段を私は何で躊躇してるのかな。実際に，私もう話しますが，聞き取りの段階で，聞き取りの段階でですよ，笠利の消防には水上バイクは必要だっていう会議を持った中で，それは一致した見解だったというお話を聞いたんですよ。でも，なぜそれが配備されないのかってのは，すごく疑問なんですよね。それ，それはどうことなんですかね。どういうふうに理解をしたらいいのか，ちょっとその経緯を教えてもらっていいですか。

総務部参事（小松和行君）　笠利消防分署に救助ボートを配備しなかった理由と経過といたしましては，平成２２年，平成２３年の。

１９番（多田義一君）　水上バイク。今回の水上バイクは笠利に必要だっていう部内の会議。

議長（竹山耕平君）　多田議員，もう一度質問をお願いいたします。

１９番（多田義一君）　聞き取りで私は伺ったのは，笠利の消防に水上バイクは必要であるっていう部内の会議でそういう結論は出てるっていう話を伺ったんですよ。聞き取りでですね。がしかし，購入に対してまだ前向きなこうお返事じゃないってことは，何かあるんですよね。それが何なのかっていうのを今お聞きしているわけです。

市長（朝山　毅君）　私も消防組合の管理者という立場にございます。今，議員のその事故に関するこの間におけるライフセーバーの配置など，議員等のお力添え等もございまして土盛海岸，ばしゃ山海岸，大浜海岸でそれぞれの職員を，職員と言いますか，配置するようになりました。しかも，７月と８月の２か月でありましたが，議員等の要請もあり，３か月間に昨年からですか，延ばすことにいたしました。そして，その間における事故の概要について，今議員がおっしゃったように，ボートを荒天時，そして災害時に導入しようとしたときにも，大変そのボートそのものが有効性に欠けていたと，極端に言いますとそれ自体が危険性もあったと。従って，使用しなかったということも漏れ聞いております。そのような状況下において一番適切な救助方法については荒天時などにおいては水上バイクが一番有効だというお話を伺っております。そういうことも含めて，今協議をしているところ。まず，そういう人的要請をしていかなければいけない。新しい免許を取らなければいけないんです。その免許も，１人だけじゃやはり回転が，ローテーションがうまくいきませんので，数名にわたって人も，つくっていかなければならない。確か，４・５０万円ぐらいかかるとか，漏れ聞いておりますけど，免許証取得のために。そういう人間を複数つくらなければ，ボートを買わなければいけない。そういう方で，その体制も含めて現在導入に向けて検討中ということでありますので，その間時間をいただきたいと思っておりますので，御理解いただきたい。

１９番（多田義一君）　分かりました。確かに，今市長が言うように，今の職員の中で免許を持っている方っていうのは恐らくそんなにいないであろうと思いますし，またその笠利の消防においての人員配置ですよね。人員配置も今やっぱり笠利で１０何名ですかね，まぁまぁいいです。恐らく，人員的なものも含まれてるのかなって思ったりもするんですよ。なので，それであればこの一般質問でもありましたとおり，ＬＣＣ，関西からまた飛んでくるとなれば，当然ながら何１，０００人単位で人増えるんですよね。やはり，海に入るわけですよ。ここで，もう一度，僕数年前にも言いましたが，海で溺れている

人を助ける機関っていうのは，正直ないんですよ。消防部長，そうですよね。実際に海上保安部も生きている命は救えないんですよ，実際ですね。救えない。現場到着までにどうしても時間かかっちゃうんですよね，１時間。その中で一番現場に早く着くのが消防なんですよね。だから，最低の資機材を１５メーター前の人，もう救えないっていうのはすごく残念なことです。やはり，その今消防の中で銃を持って浮き輪を飛ばしたりするものが６０メーターまで対応できたりとかですね，いろんなそういう資機材はあるんですが，もっとそれをパーセントを上げるために，できれば奄美の海で観光客は誰１人として亡くなってほしくないんですよ。それが，僕らの願いでもありますし，やっぱり関わる人全てがそう思ってるんですよね。その比率を上げるためにどういうふうな手立てがあるかっていう議論を今しているわけであって，その体制が，まだ体制づくりに時間かかるなら，それでも結構だと思います。しかし，もう目の前には世界遺産登録ももう近づいてきてますよね。ＬＣＣの就航もまた新たなやつも近づいてきてるとしたときに，正直言うとこのままだと耐えきるかどうかっていうのはすごく不安があるんですよ。それは，関係している皆さんはそういうふうに思っていると思いますので，是非そこを念頭に置いて，また今後の協議の中でもう少し突っ込んだですね，こう議論ができるようにお願いしたいと思いますが。先ほど所長がですね，レスキューボード，ボードを使った救命，そういう訓練もやっているっていうことで，実際それが今回功を奏したわけですよね。大変救われた方も皆さんに感謝していると思いますし，また奄美大島に来たいっていう方が，これで１人，私は増えたと思います。このことは新聞等でもやっぱり広く伝わってますので，奄美の海は安全だよって，こういう人たちがいるんだよっていうのはすごくいいＰＲだったと思うんですよ。しかしながら，私が聞いた情報によりますと笠利の消防車両にはそれが搭載されてましたが，積んでましたよね。積んでましたけれども，それをその事故救助のあとに降ろせって言われたっていう話を聞いたんですよ。これは，どういういきさつがあって，そのような話になったのか，お聞かせ願えますか。

総務部参事（小松和行君）　レスキューボードは水難救助活動に使用する資機材でございます。その水槽付き消防ポンプ自動車に積載しておりましたが，水槽付き消防ポンプ自動車は火災対応のための車両でございますので，御理解をいただきたいと思います。なお，レスキューボードにつきましては笠利分署に配備はしておりますので，よろしくお願いいたします。

１９番（多田義一君）　はい，分かりました。それでは，海のそういう海難が，海難事故が起きた場合は，その消防のその車両ではなく，別の車両に積んですぐさま走れるような体制は持っているっていうことですよね。

総務部参事（小松和行君）　そのとおりでございます。なお，レスキューボードの取り扱い訓練を分署の職員において定期的に訓練を行っておりますので，御理解をお願いいたします。

１９番（多田義一君）　それを聞いて，理解はできました。もう実際にその現場でものを使って人の命を救えてるわけですから，この訓練はもとより，やはりすぐ運べるような状況をつくる必要は絶対あると思うんですよ。今の現状で名瀬署からボードを運んで，笠利まで引っ張って運んでいく，この手段もどうなんだろうって僕は思ってるんですが，それにもいろいろあるのであれば，やはり先の水上バイクと一緒に今後検討していく余地はあると思いますので，来年はまだ人は増えると僕は思ってますので，その辺の対応をしっかりお願いしたいなと思います。
それでは，最後の質問に移らさせていただきますが，教育現場についてであります。もう，これは読んだままですが，部活動やっている生徒さんと家庭の時間，そしてその顧問の先生の家庭の時間について，おける何か問題はないですかという御質問です。お願いします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。本市は中学生のほどんどの生徒が部活動に所属しておりまして，部活動が心身の発育，発達，人間形成に大きく寄与しているものと考えております。思春期にある子どもと保護者が家庭で一緒に過ごす時間はとても大切だと考えておりますし，このことにつきましては部活動を担当する顧問の先生も同様であり，家族とともに過ごす時間は極めて大切であるというふうに考えているところです。本市では昨日の質問でも申し上げましたが，全ての学校での部活動を設定しておりまして，１週間に１日は部活動を休みにして家庭に帰るという指導を行っておりまして，現在はそのことが全ての学校で履修されているというふうに認識しているところです。更に，第３日曜日の午前中は部活動を休みにしましてですね，生徒，日曜の市民清掃日にも是非参加してほしいということでも推進しているところでございますので，御理解いただきたいと思います。

１９番（多田義一君）　もう，時間がありませんが，やはり中学校の顧問をされている教員の先生の労働時間とか，それ以外の活動時間っていうのを考えると結構なハードなんですよね。もう，先生が一番御存知かと思いますが。それは今日本の中でも少しずつ問題になって，大阪のほうでは条例まで可決されたという流れもありますので，この件につきましては次回またさせていただきたいと思いますので，これで私の一般質問は終わりたいと思います。

議長（竹山耕平君）　以上で，自民新風会　多田義一君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案等調査のため，明日９日から１１日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日９日から１１日までを休会といたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

１２月１２日，午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４５分）

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 12 日

（第５日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	奥田　敏文　君	企画調整課長	三原　裕樹　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民福祉課長	田中　義人　君	保健福祉部長	吉富　進　君
福祉政策課長	上野　和夫　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	髙　一也　君	紬観光課長	保浦　正博　君
産業建設課長	茂木　幸生　君	農政部長	奥　正幸　君
建設部長	本山　末男　君	建築住宅課長	備　孝朗　君
上下水道部長	上島　宏夫　君	水道課長	山下　一弘　君
教育委員会事務局長	森山　直樹　君	教育委員会総務課長	徳永　恵三　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田　賢一郎君
庶務係長	向井　渉君	議事係主査	麓　浩登志君

議長（竹山耕平君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程に入ります。本日の議事日程は，お手元に配付の議事日程第２号のとおりであります。

日程第１，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第１１９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの１９件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案１９件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を順次許可いたします。

最初に，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　おはようございます。私は議案第１１５号　奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理の指定について，また，ちょっともう一つの通告を置いてきた。御迷惑をおかけしました。

どうも，改めて日本共産党の三島　照です。今日は議案第１１５号　奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について，１１８号，奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について，この二つの議案について質疑をいたします。

まず最初に，指定管理者制度については，この間，議会でもいろいろと議論されました。そして平成２４年の９月に議会の調査委員会としての指定管理者制度検討特別委員会としての最終報告書も当局のほうには届いていることと思います。その内容について，若干，読み上げて私の質疑に入ります。指定管理者制度の目的とは，住民の福祉，福利のため，施設についてより快適，かつ充実したサービスを民間事業者のコスト意識を持って管理運営を行うことで，行政経費の節減と新たな雇用の場の提供を行うものと考えるところである。そして下のほうでは，指定管理制度を導入したことで，直接的な管理運営は任せたものの，施設を設置した市には当然に施設の所有者としての責任，責任は依然として存在するものであり，また，指定管理を受ける民間事業所についても，公共の施設，財産を管理運営することへの社会的責任が求められるものであるという立場から，４点，５点，６点について項目を述べてます。まず，２番目では，指定管理者制度導入効果の情報提供，ここでは市当局は直営当時，または直営を想定した場合と比べた行政コストの節減や市民サービスの向上，施設の利便性向上，利用者数増加など，制度導入による効果を市ホームページ，広報誌などを通して市民の情報提供へ行うことを要望する。３番目には，応募者からの提案の公開，審査の公表を，指定管理料の額については算定の根拠の公表を，それぞれ検討すること。四つ目の実績収支報告，経営状況等の調査確認については，実績収支等の報告書に関しては，公共料金や賃金など，支払い義務が生じる事項について請求，領収書等の証拠書類を確認するなどとされています。そして，将来的には包括外部監査制度の導入も検討を願うところである。５番目には，指定管理者において雇用される者の賃金，勤務時間など，労働条件が健全であることは市民へのよりよいサービス提供にもつながるものと考えられる。指定管理者の労使関係については，市も職場環境について現状を把握するとともに，適宜，必要に応じた協議の場を設けるよう求める。そして６番目には，一言だけ読みます。こういったことを市は重く受け止め，協調して施設運営に心がけることを求める。平成２４年９月１０日，指定管理者制度検証特別委員会ということで，議会からも報告書は届いていると思います。それに基づいて考えたとき，１１５号の指定管理の問題については，今，なぜ指定管理なのか。これまでの管理していた業者との絡みも含めて，議会には何らその経過は報告されていません。そして，指定管理に至った経過についても説明を願いたいと思います。

そして，さっきもありましたように，指定管理料の決定の，その根拠。３６０万円，何を根拠にこの

金額が作り出されたのか。そして４番目には，利用料金収入の計画根拠は，３６０万６，０００円から３７５万１，０００円となっています。これを出した根拠。例えば，稼働率何割，何十パーセントでなければこの金額にならないのか。そして，今までは稼働率何パーセントだったのか。

５番目に，指定管理期間が１１８号では３年です。これが５年になった理由。その経過の中で，その契約条件の問題として補修，修理や補修のときの条件，費用弁償などもほかのところではあったと思います。これについて，説明を求めます。

２番目の議案第１１８号　奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてです。この業者は全く木工関係とは関わりはありません。しかし，今回こういう業者に指定管理になった経過について説明をしてください。

そしてこれも同じように指定管理料の決定の根拠，上と同じように３６０万円です。しかし，施設利用料の根拠は６４万円から７９万という，この根拠はどこから出てきているのかということです。

もう一つ，人件費についてですけど，ここでは同じ二人で片っぽうは３２０万円，片っぽうは２００万円，これは何が根拠で，そしてこれを市はどういう思いでこの人件費の問題も検討されたのか，質問いたします。

最後に一言，私はこの両方の業者が悪いと言っているわけではありません。この方々はいずれもちゃんとやってくれるものとは思っています。しかし，こういう経過が明らかでないまま，奄美市議会が出した報告書についても，総務部長，どう受け止めているか，併せて，質問は出していませんけど，聞かせてください。

後は席へ戻ります。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

産業建設課長（茂木幸生君）　おはようございます。三島議員から御質問のあった関係について，御説明をいたします。

議案番号１１５号，奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について，まず，なぜ指定管理かとの御質問に対してお答えいたします。

平成１９年度から株式会社マングローブパークがバンガローと内海公園を一体的に監理しておりました。住用の体験型観光を推進する拠点として，今回はマングローブパークと内海公園，バンガローを切り離して指定管理をしたいと議案を提出させていただきました。

続きまして，（２）指定管理に至った経過についてでございますが，行政改革委員会により，指定についての意見を伺い，市としてＮＰＯ法人住用ヤムラランドを交渉権者として選定しております。

続きまして，（３）指定管理料決定の根拠はにつきましてですけれども，歳入につきましては平成２７年度の利用料３６０万円を計上いたしております。歳出につきましては，平成２７年度の実績７３０万６，０００円の実績を基に算定しております。指定管理料決定の根拠は，３６０万円というふうに議員は書いておられますけれども，３７０円のほうに訂正させていただきたいと思います。そのため差額の３７０万円，歳出と歳入の差額３７０万円が指定管理料ということになえます。

続きまして，（４）利用料金収入の計画根拠はということでございます。３６０万６，０００円から３７５万１，０００円，その根拠につきましてですが，利用料金収入につきましては，平成２７年度の年間利用料収入を計上し，年１パーセントの増加を見込んでおります。

続きまして，（５）指定管理期間が５年間とした理由につきましては，指定管理者が設備，備品等設置費用の回収を考えた場合，５年間が適当と考えております。

続きまして，議案第１１８号　奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について，この業者が指定管理になった経過についてということでございますけれども，お答えいたします。経過につきましては，施設の公募に１社の申請があり，第１次審査を経て選定委員会における第２次審査のプレゼン

テーションの結果，交渉権者として指定しております。

続きまして，（2）指定管理料決定の根拠は，３６０万円ということでございます。指定管理料の根拠につきましては,前回指定管理を行った平成２４年度から平成２６年度までの指定管理時の指定管理料，人件費，水道光熱費等を基に積算しております。

続きまして，施設利用料の根拠は６４万円から７９万円ということでございます。前回指定管理者，先ほども申し上げましたが，平成２４年度から２６年度の利用人数と利用料を平均しますと，１名平均約２，５００円でございます。２９年度は２９６名，３０年度は２７６名，３１年度は３１６名の利用者数を見込んでおります。

続きまして，人件費が二人で２００万円はなぜかということでございますけれども，お答えいたします。あくまでも指定管理候補者の収支計画においての人件費の費用でございますけれども，利用者対応と施設の利用者対応と見学者案内等の人件費を見込んでおり，その金額が２００万円ということで計画されております。以上でございます。

先ほどのバンガローの稼働率ということは，今，手元に資料がございませんけれども，平成２７年度で利用者数が１，９４５名でございます。以上です。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，指定管理者全体のことについてということでございますので，私のほうからお答えいたします。

議員が指摘のございました報告書の関係については，その中身のほうを，先ほど６点ほど指摘事項があったということでございますが，その一つずつ，具体的に申し上げるわけにはいきませんが，市の方では随時，指定管理者のほうと市と協議を行っておりまして，管理体制，あるいは帳簿，領収証のチェックなども進めているところです。併せて，毎年モニタリングの調査，アンケートの実施を含めて適正な管理に努めているというところでございます。そういうことでは，市の先ほど指摘がありましたけれども，市の施設であるということを踏まえて，適正に管理するということは，我々市としても十分利用しているところでございますので，そういう点では，その報告書を踏まえて適正な管理に，今，進んでいるというふうに考えています。一番大事なところは，市と管理者がどういう関係で緊密な連携を取りながら取り組んでいるかというところだと思いますので，そういう意味では現在，順調に進んでいるというふうなふうに考えているところでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　また委員会もありますけど，一つは今回の場合は指定管理についてもね，小さい金額ですけど，やっぱりこの間，大きな金額で指定管理がでたときについても，やっぱり議会が指摘をした報告書に基づいて出した，こういう審査の結果を公表してくれとか，するべきじゃないかとか，その指定管理料の決定の根拠とか，この６点について，やっぱり決定するまでに，いろんな委員会やいろんな場で，やっぱり私は示すべきだと。それが健全で公平な指定管理制度の導入で，いろんな市民から疑問を受けないためにもやるべきだと思います。そして，もう一つは，今，言われましたけど，そういう点で，今回の場合も含めて，今回出ている議案についても，やっぱりこういう立場で審査をし，検討されたのか。先ほど，見学人数やいろんなあれで出ていますけど，その日常的に，じゃ，木工センターって，見学者というのはいるんかな。後で聞かせてください。あんまり私，見学している人を見たことないもんですから。

そして，だから，この利用料は，１時間４２０円だったかな，あれ，ぐらいですよね。そういう利用料だと思いますけど，本当にそれでいけば，今度は利用料料金というのは，やっぱりよく使っている人は，朝から，ずっと利用している人がいますよね，何日も，１か月ぐらい使っている人もいますので，そういったものを含めたこの６４万円から７９万円なのかね。やっぱりそういうのもちゃんと指導して，やっぱり指定管理に出すべきだと思いますし，その辺も１点。その辺はどういうふうに見ているのか，一遍，もうちょっと聞かせてください。

そして，やっぱり応募者は何件あったんですか，これ，両方とも。その三つ聞かせてください。３点について。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

産業建設課長（茂木幸生君）　木工工芸センターの見学者数でございますが，平成２８年度では利用者数が年間１１０人，約ですね。見学者数が年間５００人を想定しております。

それから，木工工芸センターに指定管理の公募を示して来られた業者は１社でございます。そして，バンガローの方は，これは指定でございますので，１社ということになります。以上です。

議長（竹山耕平君）　３回目。

１６番（三島　照君）　それじゃ，どっちも公募じゃないということですね。木工センターは１社しか応募して来なかったということですね。それでバンガローのほうは公募じゃなくて，もう指名だと，指定だということですね。はい。恐らくこれ，木工センターは毎年今までゼロやったからな，いなかったでしょ，指定管理。そういうところで，しかし，施設利用，見学者が年間５００人というけど，ちょっと多すぎると思う。もう答弁はいいです。後はまた産業建設委員会で聞かせてもらいます。終わります。

議長（竹山耕平君）　次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

議案第１０１号　平成２６年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について，質疑をさせていただきます。

１５ページ，２款１項１５目地方再生推進費，１９節負担金２２０万円の減額であります。このことについて，まず第一に着地型観光メニュー造成実施者負担金，負担金の中で１，０００万円が全額補正減となっておりますが，この説明をお願いをいたします。

二つ目は，光ブロードバンド基盤整備負担金１，２００万円の減額補正が出ておりますが，その理由と今回の整備地区はどこであったのか。

二つ目は負担金の支払い先と負担金の根拠は，負担金がどのような割合で決められたのか，根拠をお示しいただきたいと思います。

三つ目，奄美市における光ブロードバンドの未整備の地域を示していただきたいと思います。

四つ目，今後の整備計画はどのようになっているのか。事業費総額，財源，整備する地区の順番，年度等についてお示しください。

二つ目，１９ページ，３款２項３目保育所費，９目地域型保育費，１９節負担金において，保育所等給付費負担金３０９万３，０００円，それに１９９万２，０００円の増額が出ておりますけれども，要因を御説明ください。

二つ目は，待機児童の解消はできたのか，現況と来年の予想はどうなるのか。いわゆるその前に待機児童の定義の説明の後に答弁をお願いしたいと思います。

三つ目は，今後の課題と課題解決のための施策をお示しください。

大きな（３）番，２０ページ，４款１項４目子ども医療費，２０目子ども扶助費，一つ目は，今回５１０万２，０００円の補正増額となっておりますけれども，子ども医療費の現況についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は，昨年の乳幼児医療と比較して，子ども医療費となったことにより，純粋に市が負担，新た

に負担することになった額と，その計算根拠をお示しください。財源比率を示していただきたいと思います。

四つ目，最後でありますが，Ｐ３２ページ，３３ページに地方債の見込みに関する調書というのがございます。そこにおきまして，今回の補正における特殊要因を除いた起債見込額，いわゆる今年度から一般会計と特別会計を足した額が起債の上限というふうになったようですので，特別会計のほうもお示しをいただいて，今年度の起債額を幾ら減額できるのか，いわゆる地方債の減額が幾らになったのか，お答えをいただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

紬観光課長（保浦正博君）　おはようございます。それではお答えします。

２款１項１５目地方創生推進費におきましては，住用町の五感で感じる自然遺産体験事業，笠利町の集落の生活文化を活かした旅行商品造成事業負担金，名瀬のまち歩き構築事業負担金と３地区それぞれの着地型観光メニューや旅行商品造成に資する事業を当初予算で計上いたしました。併せまして，奄美市として３地区を総括した着地型観光の計画や組織づくりを目的として，着地型観光メニュー造成実施者負担金も計上いたしました。これら３地区の３事業が県地域振興推進事業に採択されたこと，また，ＤＭＯ構築事業が地方創生加速化交付金で採択されたことを受けまして，３支所で調整した結果，ＤＭＯ事業は５市町村が一体となって推進することから，まずは３地区それぞれの着地型観光メニューなどの造成や組織づくりに取り組むことといたしました。この結果，着地型観光メニュー造成実施者負担金を本議会で減額するものでございます。以上でございます。

商水情報課長（高　一也君）　おはようございます。それでは，関議員の御質問にお答えします。

まず，補正予算での減額につきましては，当初予算では民設民営での事業者を今回の事業費の負担金上限として１億５，５００万円で公募し，決定した事業者の提案時の見積り額が１億４，３００万円であったことに伴い減額するものでございます。今回の整備地区につきましては，笠利町の赤木名中学校校区のほぼ全域を整備いたします。

次に負担金ですが，負担金の支払い先につきましては，事業者であるＮＴＴ西日本となります。また，負担金の根拠としましては，設備構築費と保守運用費の合計事業費と整備された地区の見込み加入率による収益などを考慮して，本市の負担割合が算出されているところでございます。この負担割合は，人口また事業所数や電話加入件数などを踏まえて，事業者が算出する損益分岐点により収益の不足となる分が出されており，今年度につきましては合計事業費額の３３パーセントとなっております。

未整備の地区につきましては，笠利町，住用町と名瀬の下方地区の一部と古見方地区となっております。今後の整備計画でございますが，整備計画としましては，今年度を含めた３年間の合計で，事業者側の総事業費が約１２億円ほど見込まれ，それに対します市の負担金として約５億３，０００万円と試算をしておるところでございます。

本市の負担金の財源につきましては，負担金のうち設備構築費の分は起債で対応し，保守運用分については一般財源となります。

整備する地区の順番，年度等でございますが，今年度は先ほど申しましたように，笠利町の赤木名中学校校区，２９年度は住用町の住用中学校市中学校校区と名瀬の下方地区の一部，これは小宿から根瀬部にかけてでございます。３０年度は笠利中学校校区と住用の東條中学校校区，名瀬の古見方中学校を計画しているところでございます。以上でございます。

福祉政策課長（上野和夫君）　おはようございます。お答えいたします。

（２）１９ページ，３款２項３目保育所費，９目地域型保育費，１９節負担金，①保育所等給付費負

担金３０９万３，０００円，１９９万２，０００円の増額の要因の，まず３目保育所等給付費負担金の３０９万３，０００円についてお答えいたします。

これにつきましては，保育所の広域入所に係る給付費の増額によるものです。広域入所の制度は，これまでは自治体同士の協議で負担金などが決められてきましたが，平成２７年度から始まった子ども子育て支援新制度の中で制度が統一されました。制度の仕組みとしましては，奄美市に住所がある子どもが，例えば龍郷町の保育所を利用しようとした場合，奄美市が龍郷町に入所が可能かどうかを打診して，入所が可能だった場合，その子どもに係る給付金を奄美市が龍郷町の保育所に支払うという仕組みになっております。当初は，他市町村の保育所等を年間を通して利用する子どもを３名，里帰り出産などで他市町村の保育所等を利用する子どもを６名と見込んでおりました。しかしながら，奄美市内の保育所を利用できない方で，他市町村に勤務先があるなど，年間を通して他町村の保育所を利用するケースが新たに３件増えたため，増額の補正予算を計上したものでございます。

次に，９目地域型保育費の負担金１９９万２，０００円につきまして御説明いたします。

これにつきましては，地域型保育施設の処遇改善加算の増額によるものです。処遇改善加算については，地域型保育施設の従業員の勤続年数などで加算率が決まってくるものですが，地域型保育施設については，今年度から新規に開所したしせつですので，見込みで加算率を設定しておりました。その後，処遇改善加算の申請を各施設にしてもらったところ，加算率が当初の見込みを上回ったことから，増額の補正予算を計上したところでございます。

続きまして，②待機児童の解消はできたのか。現況と来年度の予想はについて御説明いたします。

まず，待機児童の定義についてお答えします。待機児童の定義については，認可保育所，地域型保育施設に入所申し込みが提出され，保育の必要な要件に該当しているものの入所できていない児童としています。なお，保育所に入所しているものの第一希望の保育所でないなどの理由により，転園希望が出ている場合については，待機児童から除外しています。

次に，待機児童の現況と来年度の予想についてお答えします。今年４月に春日保育所の増設と地域型保育事業の導入により，受入枠を９２名増やしましたが，平成２８年１１月末現在の待機児童数は５３名となっており，待機児童の解消には至っていない状況です。来年度の予想については，保育施設の受け入れ数が増加するなどの要素がないため，今年度と同じくらい待機児童が生じるものと予想されるところでございます。

続きまして，③今後の課題と課題解決のための施策を示せについてお答えいたします。課題としましては，待機児童が解消される予想が立てられないということであろうかと思います。待機児童問題を解決するには，保育施設の受け入れ枠を広げることが一番の方法であるかと思います。保育施設の受け入れ枠を広げるためには保育士を確保する必要がありますが，全国的にも保育士は不足している状況であり，本市においても保育士を確保することは容易ではない状況でございます。このようなことから，保育師が働きやすい職場環境を作り出すために，国の補助事業を活用して業務の効率化のためにシステムの導入などを行っているところでありますが，保育士の確保という課題を解決することはなかなか難しいと認識しているところでございます。したがいまして，待機児童を解決する施策については，保育施設の拡大だけではなく，認定こども園なども含めた様々な施策を検討していく必要があると考えております。具体的な施策については，現在のところお示しすることはできませんが，取り組まなければならない重要な問題と認識していますので，関係機関と連携を取りながら解決を図ってまいりたいと考えています。

続きまして，（３）２０ページ，４款１項４目子ども医療費，２０節扶助費，子ども医療費の現況を示せについてお答えいたします。平成２８年の４月から１０月までの全体の支出額は５，９４２万７，７２８円，件数は２万６，１５９件となっており，そのうち未就学児の支出額は４，６４８万８，５３４円，件数は１万９，８３９件，小学生の支出額は１，２９３万９，１９４円，件数は６，３２０件となっております。

続きまして，昨年の乳幼児医療と比較して，子ども医療費となったことにより，純粋に市が新しく負担することになった額と財源比率についてお答えいたします。純粋に市が新しく負担することになった額は，小学生の分ですので，先ほどの４月から１０月分の支出状況で言えば，１，２９３万９，１９４円となります。これを基に算出しますと，年間では２，５８７万５，０００円が想定されます。財源については，過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業債を当てていますが，７割は交付税で返ってきますので，３割が純粋な市の一般財源で賄うこととなり，その額は７７６万３，０００円となります。以上です。

財政課長（國分正大君）　おはようございます。それでは，一般会計補正予算書（第３号）の３２ページから３３ページ，地方債に関する調書についてお答えいたします。

質問内容は起債の見込額と起債残高の見込額ということで説明させていただきます。まずはじめに，一般会計，特別会計及び企業会計，これ水道会計になりますが，特殊要因を除く今年度の起債の見込額についてお答えいたします。

一般会計予算書３３ページの当該年度中起債見込額５１億９，６６０万円についてでございます。御承知のとおり，この起債見込額には平成２７年度から２８年度への繰り越し事業に係る起債見込額４億１，２３０万円が含まれております。この額を差し引いた２８年度の起債見込額は，４７億８，４３０万円となります。このうち，特殊要因につきましては，平田浄水場に係る水道事業への出資債４億８，５２０万円，名瀬・住用給食センター建設に係る起債５，１３０万円，本庁舎建設に係る起債１１億９，５１０万円，地域総合整備資金貸付事業債，これは奄美空港のビルの改築に関わる貸付の事業債です。これが１億円。臨時財政対策債７億８４０万円となっておりまして，合計で２５億４，０００万円でございます。先ほども申し上げた本年度の起債見込額４７億８，４３０万円から，この特殊要因額２５億４，０００万円を差し引いた一般会計の起債見込額は２２億４，４３０万円となります。

次に，特別会計でございます。特別会計を申し上げますと，特別会計の全体の年度中の起債見込額は１０億６，９７０万円です。これに２７年度から２８年度への繰り越しにかかわる起債額２億１９０万円がありますので，これを差し引いた特別会計の起債見込額は８億６，６００万円となります。

次に，企業会計，水道事業です，の会計ですが，起債見込額５億１，６１０万円です。これから，先ほど同様平田浄水場の特殊要因額３億２，３４０万円を引いた企業会計の起債額は，１億９，２７０万円となります。

以上，繰り越し事業に係る起債及び特殊要因を除いた全会計の起債見込額は３３億３００万円となり，財政規律の３６億円の枠内であるということで御理解いただきたいと思います。

続きまして，一般会計，特別会計，企業会計の起債残高の見込額，対前年度と比較してお答えいたします。

まず，一般会計につきましては，平成２７年度末３７１億９，７２９万８，０００円に対しまして，２８年度残高見込み額です，３８８億７４９万２，０００円となります。そのうち，２８年度起債の特殊要因分２５億７，５５０万円を除きますと，２８年度末見込みの一般会計で３６２億３，１９９万２，０００円となり，実質９億６，５３０万６，０００円の減額となります。

次に，水道会計を含めた特別会計につきましては，平成２７年度末１３３億９，０６３万１，０００円に対しまして，平成２８年度末残高見込額１４０億１，０４１万３，０００円となります。そのうち，平成２８年度起債の特殊要因分３億２，３４０万円を除きますと，２８年度末残高見込額は１３６億８，７０１万３，０００円となり，実質２億９，６３８万２，０００円の増額となります。

以上，一般会計，特別会計，企業会計の奄美市全体の平成２７年度末起債の残高は５０５億８，７９２万９，０００円に対し，平成２８年度末残高見込額は５２８億１，７９０万５，０００円となります。うち，特殊要因分２８億９，８９０万円を除いた２８年度末残高見込額は４９９億１，９００万５，０００円となります。よって，実質奄美市全体で対前年と比べまして６億６，８９２万４，０００円の減

額となります。以上です。

議長（竹山耕平君）　２回目，質疑はございますか。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうとざいました。この今の答弁で，少し聞いておきたいことが幾つかありますので，お答えいただきたいと思います。要するに，県地域振興事業で採択されたから全額落したんだという答弁であったやに思います。この県地域振興事業は，いつそういった補正なりあって，どういったことで採用されたかということが１点，それから，このＮＴＴの関係の光ブロードバンド，大変，いわゆる離島の辺地と言いますか，この地理的不利益条件を克服するには，こういったブロードバンドがなければ，なかなかできないと，そういう意味では，本当に早く整備をしてほしいなという感がいたします。そういった中で，３３パーセントの，事業費の３３パーセントという負担金だというふうに，今答弁がありましたけれども，３年間で１０億円で５億３，０００万円の負担金が要るというようなことも答弁しておりましたけど，そこに少し矛盾があるのかなと思いますので，そういったことについて答弁をいただきたいというふうに思っております。

この中で，一つは新聞等にも出ておりましたけれども，奄美群島の市町村会，市町村議長会が奄美群島振興開発措置法１３条を根拠に既存の支援制度に民間通信事業者等の自主整備に対する支援の充実など，必要な措置を要望しているというようなことが出ておりましたが，具体的に，これだけ読んだって，あまり分かりませんが，具体的にどういうことを要望しているのかというのがわかれば，先ほどの，なぜ言ったかと言いますと，ここはもう先々行っていいことですから，やっておりますが，この辺の負担金がどういうふうになるのかなというふうな思いがありまして質問をいたしたいと思います。

２番目の地域型保育所でありますけれども，この子ども子育て支援事業，これによれば２９年度をゼロに，待機児童をするということで，今年度地域型保育所，いわゆる小規模保育所を五つ増やしまして，０歳児から２歳児については待機児童がゼロになるということでありましたけれども，その辺が本当にどうなったのか，これも含めて具体的に，０歳児，２歳児，そして３歳児以上がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

今年度から始まった小規模保育所の問題点と入所の状況，今後の計画は。そしてまた，この小規模保育所というのは，卒園をしたら近くの保育所に連携施設を確保して，卒園後の受け皿を確保するということで，これには５年の経過措置がありますけれども，そういったことが本当になされているのかどうか。この辺の受け皿確保がなされているのかという，この状況もお聞かせいただきたいというふうに思います。

二つ目は，名瀬地区における１２月の，もう１２月過ぎておりますけれども，入所希望者を毎月取っているようでありますけれども，何人で，年齢別の数字が示せたら年齢別まで示していただいて，そして１２月に申し込んだけれども入所できなかった数，これはもう統計を取られておると思いますから，その数を示していただきたい。

三つ目は，過去の方策として旧認可保育所の，先ほど当局の方からありましたけれども，認可保育所の定員を増するのか。そして，定数の特例，１５パーセント枠があるように聞いておりますけれども，この１５パーセント枠をどういう，積極的に活用すると，そして定員割れしている幼稚園の活用策，認定こども園等が考えられますけれども，先ほどなかなか次の手が打てないような話をしておりましたけれども，この計画にはそういったことを含めて，皆さんが知恵を出してですね，書いておるわけですから，この計画に沿ってどういう形でするのかというのは大変重要なことだというふうに思いますので，どの施策を重点に展開をしていかれるのか。ちょっと今，具体的に幾つか申し上げましたけれども，そういうことについてお答えいただきたいというふうに思います。

あと，（３）の乳幼児医療のことでありますが，今出していただきました。早口でなかなかメモができませんでしたけれども，私が少し試算をしてみますと，子ども医療費の補正の，今の減額が１億３，４

１４万円，国庫支出金が２億３６万１，０００円，地方債が３，８００万円，一般財源が２，５０５万３，０００円というふうになっておりますが，そのうち純粋な市の負担額は，先ほど話がありましたとおり，地方債，いわゆる過疎債のソフト事業ということでやっているようであります。そうしますと，市の持ち分は３割ということになりますから，その地方債の３割と一般財源を足した額５，８００万の３割，１，７４０万円プラス２，５０５万３，０００円，足しますと４，２４５万３，０００円になります。これが市の負担ということになりますが，これには今までやってきた乳幼児医療がありますから，それの負担分を引く，乳幼児医療の負担分は３，０２９万７，０００円ですから，引きますと１，２１５万６，０００円ということで，純粋な増加というのは，この１，２１５万６，０００円を一般財源で補えばいいのかなというふうに思います。そういう中で，今年やってきたばかりですから，来年というわけにはいけないでしょうけれども，思ったほど，思ったほど乳幼児医療の財源としては，そんなに増加しないのかなと，これは先ほど申し上げたとおり，乳幼児医療を今までやってきているから，それは別として，本当に増えた部分の一般財源の持ち出しを１，２１５万６，０００円と，いわゆる増加分。ですから，こういったことをですね，財源的に言えば臨時財政対策債の庁舎への積み立てが終わっておりますから，先ほども７億数千万とかいうことも出ておりましたけれども，やっぱりそういった財源を有効に生かしながら，子ども子育てのしやすい奄美市づくりをやっていただきたいというふうに思います。

四つ目のことで言いますけれども，四つ目はいろいろありましたけれども，順調に地方債が減って，そして３６億の枠の中でやっているという答弁だったというふうに思っております。是非，こういったことでやっていただきたいと。また，交付税，いわゆる普通交付税と臨時財政対策債，先ほど申し上げましたけれども，平成２７年は８億９，０００万円，２６年は９億４，０００万円，２５年は９億５，０００万円と若干減ってはおりますが，まだまだ臨時財政対策，国に金がありませんから，そういった中でやっております。そうしますと，平成２８年度の交付税が，平成２８年，２７年比較すると，平成２８年度は２億９，３５７万６，０００円の減額になっていると。そういう中で，実質公債費率がどれぐらい上昇し，また，起債残高や起債発行にどのような影響を及ぼすのか，この減額によってですね，交付税の，をお答えいただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

紬観光課長（保浦正博君）　地域振興事業の申請時期ということでございますが，近年，奄美におきましては観光客が増加しております。今後，世界自然遺産登録もございまして，更に増加が見込まれるということがありましたので，昨年，この増える観光客に対して受入体制として，やっぱり着地型観光，３地区の特性を活かした着地型観光の造成が必要であろうということで，２７年１１月に県の地域振興推進事業を申請しております。これが，交付決定が頂けましたのが２８年４月２５日であります。その後，国におきまして地方創生先行型上乗せ交付金の事業が提起されました。これを受けまして，私どもも２７年８月に申請を上げまして，１１月に交付決定をいただき，昨年１２月議会で補正を計上いたしました。この先行型上乗せ交付金ではですね，奄美大島全体の観光，着地型観光の重要施策を含めたＤＭＯ計画を策定いたしました。ただ，当初予算計上段階で２８年度も継続して地方創生の事業があるかどうかは不確定でございましたので，奄美市としてその全体の枠組みの中で奄美市として３地区をまとめた計画づくり，組織づくりが必要であろうということで，この実施者負担金を計上させていただきました。ただ，４月に県の地域振興推進事業の決定を受け，更に加速化交付金が今年の３月議会で補正を提出して，その中で更に全体的なことを取り組むということもございましたので，今回，この実施者負担金につきましては減額をしたということでございます。以上でございます。

商水情報課長（高　一也君）　負担割合の件でございますが，今年度は先ほど述べましたように３３パー

セントと言うことになっておりますが，この割合につきましては，その整備する地区の人口数とか，あと事業者数，先ほど申しました電話加入率などというものを踏まえて事業者が算出するものでございまして，来年度以降，整備する地区におきましては，この負担割合が上下するということも予想されております。約３年間で負担金，市の負担金としては約５億３，０００万円ということで，現在，私たちは来年度，再来年度，２９年度，３０年度ですが，整備地区，整備する地区の人口とか事業者数ということを勘案をして，今，試算をしているところでございます。

それと，奄振関係の情報通信ですが，ちょっと今，手元に資料がございませんので，答弁は控えさせていただきたいと思います。以上です。

福祉政策課長（上野和夫君）　御質問の待機児童の年齢別の状況ということであったと思いますが，申し訳ありません，これについては，資料を今，持っておりませんので，お答えができないところでございます。

次に，小規模保育所後の連携につきましてお尋ねがありましたけれども，小規模保育所は２歳までで終わりになります。その後は保育所になりますが，保育所は先ほど話しましたとおり，待機児童がいる状況で一杯でございます。幼稚園につきましては４歳からということで，３歳児童が行き場所がないということが，確かに問題になっております。これにつきましては，検討課題ということでお答えさせていただきたいと思います。

続きまして，１２月の入所希望の状況ということでございましたが，申し訳ございません，これについても資料を今，持ち合わせておりません。

認可保育所の１５パーセント枠の活用についてということでございますが，保育所は定員より１５パーセント枠を広げて入所できるということになっております。これにつきましては，市街地のすべての保育所，１５パーセント枠を活用して受け入れておりますが，それでも受け入れられない子どもが出ているという状況でございます。

続きまして，幼稚園の認定こども園移行についてということでございますが，幼稚園を認定こども園に移行することにつきましては，待機児童解消にも効果があるとは考えられるところでございます。これにつきましては，関係機関との調整も必要ですので，現在，公立幼稚園の在り方検討委員会で議論がなされているところでございます。以上です。

財政課長（國分正大君）　それでは，実質公債費比率への影響についてお答えいたします。実質公債費比率につきましては，第２次財政計画でもお示しをしていますが，平成３７年度で１１．５パーセント以下を目指すということを考えております。決算でも申し上げましたが，平成２７年度で実質公債費比率は９．８ポイントと１０パーセントを切るということで，かなり好転をしております。しかしながら，御承知のとおり，庁舎建設，名瀬・住用の給食センターなど，大型事業が続いてまいります。これによりまして財政計画上で示しておりますが，２８年度は１０．１ポイントということで，２７年度よりは０．４ポイントほど上がるのではないかというふうには予測をしております。しかしながらですね，実質公債費比率に影響を及ぼす起債残高につきましては，償還財源であります一般財源の持ち出し分を計画的にですね，積み立てまして将来に負担を残さないということで考えておりますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　質疑がございますか。

３回目です。

１５番（関　誠之君）　財政的には非常にいいと言いますか，スムーズな運営をしているなという感はありますが，３３年度あたりに大型事業が集中をするという今の計画を見れば，やはり今のうちからそう

いった起債や積立金等々をしっかりやっていただきたいというふうに思います。起債の残高，平成３７年度３４０億円を目標というふうに起債をされておりますけれども，そういったことで，是非ですね，頑張っていただきたいというふうに思います。

それと，子ども医療費のことは少し申し上げましたので，最後に市長の来年度に臨むですね，予算査定を今行っておりますが，そういった中で，どういう議論が交わされておるのか，また，市長の施策としてどのような方向に向かってですね，進んでいくのか。それは，一般質問等もいろいろ質問がありましたが，是非，私も私事ながら１２月の７日に双子が生まれましてですね，これから子ども医療費，無料でございますから,お世話になると思いますので,その子どもたちが中学校にいく頃は中学校までは，そういった医療費が無料になることを望んでおります。

それと，この保育所の関係ですけれども，いろいろ調べてみればみるほどですね，本当にこの待機児童というのが解消できるのかどうか。かなりの枠を９０数名も増やしたのにも関わらず，先ほど答弁はありませんでしたけれども,年代別の待機児童はどれぐらいいるのかということを聞きましたけれども，１２月，調べてみましたら，保育所に８５名の申し込みがあったというふうに聞いております。特に多いのは輪内が２１名，朝仁が１８名，春日が１１名，小宿，金久は各７名，平田２人，小規模保育所のさくら，たんぽぽが各１名，合計８５名だと。これは，資料がないということではなくて，それぐらいやっぱり押えて本会議に臨んでほしいなという気持ちがいたしました。そういう中でですね，０歳児がこの中には４０人含まれておると，０歳児が４０名。ですから，０歳から２歳の小規模保育所，一生懸命努力して前倒しまでしてやったんだけれども,まだ現実はこのような状況であるということですから，この辺について保健福祉部長のコメントがあれば，少しお聞かせをいただきたいと思います。

あと，是非ですね，私も議会で何遍も申し上げておりますが，奄美群島振興開発事業，これの配慮措置というのが幾つかあります。やはり，そういったことを政策化して，しっかりと国・県に伝えていく。そういう中で，先ほど申し上げた１３条を根拠に既存の新制度に民間通信事業者の自主整備に対する支援の充実を求めるということで，市町村会，議長会，やっておりますから，そういったことについて，もし，市長が今のことについてですね，知り得るものがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

本当に，いわゆる配慮規定というのは，奄美群島のいわば特別措置法ですから，そういった特別の配慮がなされておるわけで，是非，そういったことを今後，お互い勉強しながらですね，国・県に物を言っていくようにしていただければというふうに希望して，私の総括質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　私の来年度に向けての政治姿勢ということでありますが，これから予算の編成作業に移ってまいります。前回の議会で議員からも御質問ございましたが，先ほど担当課長のほうから大まかな２７年度決算に対する数値を公表していただきました。当時，前回の質問で議員が経常収支比率は８０パーセントぐらいが適当だと，そして，率にして３パーセントから５パーセント以内の利益率，純粋に利益率が望ましいということでありましたが，それを見ますと，６．５パーセントのいわば純利益率でございました。そういうことを含めて，９０パーセントを切るぐらいの経常収支比率であったと。それを合併当時に比べますと，１００パーセントを超える計上収支比率だと。そして公債，３か年を平均する比率にしましても，当時，１８パーセントぐらいありました。今度は１０パーセント切るというふうな状況で，皆様方御理解のもと，少し落ち着いたなかと思えるような財政状況にあろうかと思っております。そういう中でも，特別のものを除いて，しかし，借金は累増しております。これはもう御案内のとおり，住用庁舎，笠利庁舎，本庁舎というしなければいけない事業が，ある面においてはこの４，５年の間に出てきたということから累増しております。ただ，５００億円を余る起債残高が特別会計を

含めてありますが，そのうち，調べていきますと，８０パーセント，７０パーセントの補填，また１００パーセントの臨時対策債は１００パーセントですから，償還，返ってきますので，それらを含めていきますと，２００億円弱の我々が負うべき純粋な借金であると思います。それを翻ってみますと，私どもが皆さんのお力をいただいて蓄えた預貯金が１３０億円あります。これがイコールになれば一番望ましいと私は思っておりますが，それはいろんな行政需用をいただきますと，恐らくそれは難しいであろうと。しかしながら，計画的に非常にニーズが高まっている中において，それを安定した財源と，安定した恒常的な事業として継続していくためには，やはり預貯金を貯めていかなければいけない。そういう思いで，今，過渡期にあると私自身思っております。これだけ多くの平田浄水場も含めて，大きなインフラ整備をやっておりますので，借金が累増したことは事実でありますが，それを確実な償還できる財源確保と返済財源を，まず預貯金の中で確保している状況にあるのではないかと思っております。そういう中で，議員がおっしゃった特に福祉，扶助費，これは構成比が非常に高いんですね。現在の我々の予算編成上，９０億円を超える，確か９０億円を超えると思いますが，扶助費全体で。約３分の１を超える，なっております。そういう中において，一番，もちろんニーズの多いのは扶助費であります。その中における医療費などを含めてですね，今般，今年から小学生まで，医療費をあれしました。また，先般には中学生までやれというお話もございましたが，これについても安定財源を確保して，確実に滞ることがないように，継続できるような財源確保などをした上で，いろいろしていきたいと思っております。もちろん，何と言うんですか，子どもの待機児童の問題についても，昨年から５か所ですか，６か所ですか，家庭内保育所を造りましたが，それでもまだ５０数名がいると。ただ，これについては何と言うんですか，する時点において，４月の場合，１０月の場合について，そういう何かあるようでありますが，少し数値は，子どもさんの数値は流動的な面もあるようでありますけれども，これが確実にゼロになるということは，非常に難しい問題ではありますが，ゼロに近づいて行くような環境整備，それもまたいろんな扶助費やいろんな課においてやっていきますので，トータルしてそれらのことも踏まえて，来年の予算編成については，とかく来年度，この本庁舎建設が非常にピークに達する予算になっていくと思いますので，ボリュームの多い予算になると思いますが，それの償還財源，またもろもろも含めて，皆さんに御理解できるような予算編成をしなければいけないと考えているところでありますので，今，どういう形ということは申せませんが，とにかく後年度に少しでもあまり負担を残さないような予算編成ができればという思いで職員ともども頑張っているところでありますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君）　市長答弁ありましたからね。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第１０８号から議案第１１３号，議案第１１９号及び議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての８件は，これを総務企画委員会に，議案第１０２号から議案第１０４号,議案第１１４号及議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算(第３号)中の関係事項についての５件は，これを文教厚生委員会に，議案第１０５号から議案第１０７号，議案第１１５号から議案第１１８号及び議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての８件は，これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に，本定例会において受理いたしました請願，陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第２，議案第１２０号　奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，及び議案第１２１号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第１２０号及び議案第１２１号の提案理由を御説明申し上げます。

まず，議案第１２０号　奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定，及び議案第１２１号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い，職員の育児，介護に関する休業制度を改めるため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

何とぞ御審議のうえ議決してくださいますようお願いいたします。

議長（竹山耕平君）　これから，質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議案第１２０号及び議案第１２１号については，これを総務企画委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため，明日１３日から２１日までを休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１３日から２１日までを休会とすることに決定いたしました。

１２月２２日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時４８分）

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 22 日

（第６日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	橋口　耕太郎　君	2番	林山　克巳　君
3番	松山　さおり　君	4番	津畑　誠　君
5番	栄　ヤスエ　君	7番	与　勝広　君
8番	渡　雅之　君	9番	戸内　恭次　君
10番	元野　景一　君	11番	川口　幸義　君
12番	竹山　耕平　君	13番	安田　壮平　君
14番	西　公郎　君	15番	関　誠之　君
16番	三島　照　君	17番	﨑田　信正　君
18番	師玉　敏代　君	19番	多田　義一　君
20番	橋口　和仁　君	21番	奥　輝人　君
22番	平川　久嘉　君	23番	里　秀和　君
24番	伊東　隆吉　君		

○　欠席議員は，次のとおりである。

6番　大迫　勝史　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	元多　政重　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	奥田　敏文　君	企画調整課長	三原　裕樹　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民課長（笠利）	寿山　一昭　君	保健福祉部長	吉　富進　君
福祉事務所長	伊東　義久　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
紬観光課長	保浦　正博　君	農政部長	奥　正幸　君
農林振興課長	山下　仁司　君	建設部長	本山　末男　君
土木課長	橋口　義仁　君	上下水道部長	上島　宏夫　君
下水道課長	里　嘉郎　君	教育委員会事務局長	森山　直樹　君
教育委員会総務課長	徳永　恵三　君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	前田　賢一郎君
議事係長	森　尚宣君	議事係主査	麓　浩登志君

議長（竹山耕平君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２３人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　本日の会議は，お手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第２２１号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの２１件を一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡　雅之君）　おはようございます。報告いたします。

文教厚生委員会は，１２月１３日火曜日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第１０１号から議案第１１４号までの５件の議案について審査いたしました。

５件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは，議案審査の質疑内容について報告いたします。

はじめに，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，３款民生費及び４款衛生費について，当局から補足説明があり，委員より，障害者福祉費の扶助費が増額されているが，当初の見込みは幾らかとの質疑に，当局より，厚生医療費は他方優先であり，生活保護受給者からの透析や心臓手術に関わる経費です。当初は３０人を見込んでいましたが，実績として４０人ほどになった。当初予算は１億３，０００万円余りを見込んだが，今回の補正では２億１９３万円となった。また，介護事業給付事業費，療育事業費及び身体障害者補装具給付費等の人員増によるものです。

委員より，保育所等給付費負担金について質疑があり，当局より，平成２７年度からの制度で，現在，６人の幼児が他市町村に入所しているとのこと。

委員より，保育士が不足しているが，奄美市での要因は何かとの質疑に，当局より，国が定めたカリキュラムの研修を受けた人を保育士と見なすという制度があります。この制度を鹿児島県の奄美市で実施しました。その上で保育士の確保に努めているが，ただ労働に対して賃金が安いのも要因の一つとのことであります。

委員より，奄美看護福祉専門学校と連携して保育士の確保をするべきではないかとの質疑に，当局より，奄美看護師専門学校には保育士と看護福祉士の資格が同時に取得できる。保育士を目指す生徒は入学するが，いざ就職となると賃金の高い介護職を選ぶ生徒が多い。今後は専門学校と連携を図れるよう検討したい。

委員より，縁結び事業の成果はとの質疑があり，当局より，平成２６年，２７年度に行っているが，結婚までには至っていないとのこと。

認可外保育所の待機児童解消には認可保育所の定数増，定数特例の１５パーセント枠の活用を更に定数割れしている幼稚園の活用等，認定こども園への移行等どの施策を行うのかとの質疑に，当局より，待機児童解消の施策について，認定こども園については公立幼稚園あり方検討委員会で議論されているところであり，連携して取り組んでいきたいとのこと。

また，子ども医療費を中学生まで無償化すべきではないかとの質疑に，当局より，今年度小学生まで無償化を拡大したばかりであり，中学生までの無償化は全体的な予算の中で検討したいとのこと。

その他にも福祉関連の質疑がなされたが，この際，省略いたします。

次に，１０款教育費について，当局から補足説明があり，委員より，国体準備委員謝金が準備されているが，国体とは何かとの質疑に，当局より，鹿児島国体に向け，相撲競技の運営に必要な準備を整え

る委員会で，四つの専門委員会で組織，更に本島内，市町村関係者７０年を予定しており，関係職員を除いた民間人２０人分の謝金とのこと。

委員より，光熱水費が住用・笠利の小・中学校で不足しているが，名瀬地区に問題はないのかとの質疑に，当局より，名瀬地区の学校は不足していないとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第１０２号　平成２８年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について，当局より補足説明があり，委員より，高額療養費について，一番高い療養費は，また，低減する取組みはとの質疑に，当局より，一月４００万円から５００万円程度とのこと。また現在，データヘルス計画を策定して，保健事業を推進している。その中には特定健診があり，その受診率向上に取り組んでいるとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第１１４号　奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について，当局より補足説明があり，委員からの質疑はありませんでした。

次に，平成２８年度奄美市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算（第３号）について，当局より補足説明がありましたが，特段の質疑はなかった。

次に，議案第１０４号　平成２８年度奄美市介護保健事業特別会計補正予算（第３号）について，当局より補足説明があり，委員より，地域包括支援システムは全て業務委託するのかとの質疑に，当局より，今まで予防給付だったヘルパー派遣の通所訪問介護やデイサービスの要支援１・２の方が，総合事業という新しい形でほかの予防給付と一緒になる制度とのこと。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略します。

以上で，文教厚生委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。以上です。

議長（竹山耕平君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君）　おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は，１２月１３日の火曜日の１日間開会し，慎重に審査をいたしました。

議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第１１８号奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてまでの８件の審査の結果につきましては，お手許に配付してあります審査報告書のとおり，すべて全会一致で可決すべきものと決しております。

主な質疑に内容を御報告いたします。

議案第１０１号　奄美市一般会計補正予算（第３号）について，はじめに２款総務費，６款農林水産業費及び７款商工費までを先に審査し，当局より補足説明があり，委員より，振興開発費の１億円について，奄美空港の整備計画はとの質疑があり，当局より，空港整備は２年間でボーリングブリッジ，荷物受渡場，搭乗の際の立会場，荷物検査場の拡張等を行い，混雑時の渋滞を緩和する。総工費は２５億５，０００万円で，県と５市町村の負担割合は１対１となっており，それぞれ５億円ずつとなっている。２７年度は６４万５，０００人が利用しており，平成４２年度見込では９１万２，０００人を予想するため，１．７倍の拡張となっているとのこと。

また，観光施設整備費の工事請負費について質疑があり，工事請負費については森と水のまち住用観光プロジェクト事業の２８年度分として内海中核施設のトイレ整備と農林産物加工センター，内海かわや，農林産物販売の解体工事，中核施設の建設工事を計上しているとのこと。

委員より，中心商店街集客施設立地促進事業補助金について質疑があり，当局より，今回，大型スーパーに対して家賃助成を行う。補助率は３分の１で上限が３０万円で５年間となっている。１月から１２月までの家賃に対し，翌年１月に支払う制度となっている。今月オープンのため１か月の補助を計上

しているとのこと。また，１月から３月分については，当初予算に計上するとのこと。

委員より，光ブロードバンド基盤整備事業負担金について，今後の計画についての質疑があり，この事業は２８年から３０年度までの３年間の事業で，今年度は笠利町の赤木名中学校区全域を整備し，２９年度は住用中学校区，市中学校区と名瀬の下方地区の一部を整備し，３０年度に笠利中学校区と住用の東城中学校区，名瀬の古見方地区の整備を計画しているとのこと。

その他にも，ミカンコミバエの通年の防除についての要望がありました。

次に，８款土木費及び１１款災害復旧費について，当局より補足説明があり，委員より，橋りょう長寿命化修繕計画についての質疑があり，当局より，平成２７年度から５年間で奄美市にある３０３橋の点検を行う計画で，２７年度は２７橋を点検し，２８年度は現在までに３０橋を点検している。全体計画の３０３橋を平準化すると年間約６０橋となるため，補正予算を計上し計画を推し進めようとしているとのこと。

また委員より，公園のトイレの洋式化は進んでいるかとの質疑があり，既存のトイレを単独で洋式に変えるには財源的にも非常に難しく，都市再生計画事業の中で対応できないか，新たな事業を行う際に取り組めないか検討をしているとのこと。

そのほかにも質疑がなされましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第１０５号　平成２８年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については，質疑がございませんでした。

次に，議案第１０６号　平成２８年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について，委員より，用安地区の事業着手はとの質疑があり，当局より，現在は測量設計の段階であるとのこと。

その他，特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第１０７号　平成２８年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）については，委員より，キャッシュフローの件，原価償却の件で質疑がありました。

次に，議案第１１５号　奄美市うちうみ公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について，議案第１１６号　黒潮の森マンブローブパークの指定管理者の指定について及び議案第１１８号奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてを一括して審査し，委員より，内海バンガローをＮＰＯ法人住用ヤムラランドに指定しているのはなぜかとの質疑があり，平成２５年度に森と水のまち住用観光プロジェクト事業が計画され，それと同時期に住用地域における観光振興の活性化及び受入体制の強化としてＮＰＯ法人住用ヤムラランドが２５年７月に設立された。現在，４３名２団体の運営委員，一般会員がいます。主な活動として集落歩きや郷土料理，まき風呂など，島体験ツアー，環境保全活動として住用町内の河川の環境調査等，さまざまな受託事業を行っている。本年度は五感で感じる自然遺産の体験事業として体験メニュー創出事業，民泊開業支援事業を実施しているとのこと，そういった観点から我々も滞在型観光を推し進める上で地域の団体として育成していきたいとの思いから指名したとのこと。

バンガローの利用実績はとの質疑に，利用人数は１，９４５名，３６０万６，０００円ほどの収入があったとのこと。

また，公募がなく，指名であれば，指定管理ではなく通常の管理業務委託ではだめなのかとの質疑に，法的に新しく指定管理制度が確立され，公の施設は原則的に指定管理をするようになっているが，今回のケースは地域の団体を育成するとか，地域に非常に密着した経緯があってできているとのことなどがあり，そのような特殊なものについては指定ができるようになっているとのこと。

リスク分担の内容を具体的に示してほしいとの質疑があり，今回の議案が認められたあとで，指定管理者と基本協定及び年度協定を交わすため，これから決めていくとのこと。

また，指定管理者制度については，以前に市議会も特別委員会を立ち上げ，２４年度に最終報告も行っている。当局にも報告書は届いているはずなので，それをしっかり受けとめて整理していただきたい

などの質疑，要望がなされました。

次に，議案第１１７号　奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について，委員より，収支計画について向こう３年間の収支計画が示されているが，過去３年間の収支決算の実績も載せていただきたい。比較検討ができないとの質疑があり，その件は農政部だけではなく，全体的な指定管理に関わるものであり，我々だけでは判断できない。総務部と協議していきたいとのこと。

その他，特段の質疑はございませんでした。

以上で，産業建設委員会に付託されました議案各件の審査報告を終わりますが，質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君）　おはようございます。報告いたします。

総務企画委員会は，１２月１４日，１日間開会し，総務企画委員会に付託されました議案第１０１号平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，総務企画委員会関係事項について，議案第１０８号　奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１２号　奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１３号　奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，議案第１２０号奄美市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１２１号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，これらの議案１０件につきましては，お手許に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり，すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の結果について御報告いたします。

議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，総務企画委員会関係事項についてであります。

当局から，歳出の２款総務費，１項総務管理費，１目一般管理費，１５節工事請負費においては，避難所になっている住用と城へき地福祉館が老朽化し，コンクリートが剥離し落下するなど，危険な状態にあるためこれを防水するなどの改修工事費用として１，３６１万６，０００円を計上するとのこと。

また，ＦＭ無線回線設置１，３００万円は，災害等の情報伝達手段として効果を発揮するコミュニティＦＭの回線について，これまでの有線回線とは別に無線回線を実施し，複数回線とするもので，これにより災害等で放送施設から発信，アンテナまでの有線回線が破損しても無線回線を利用することで，継続して放送が届けられるようになり，災害情報の伝達機能が高まるとのこと。

２款総務費，１項総務管理費，５目財産管理費，１７節公有地購入費，２３５万２，０００円については，名瀬港のマリンタウン整備事業の事業区内において，国の合同庁舎建設が予定されているため，不整形となっている国有地と奄美市市有地との交換作業に伴い，国有地を約４０平方メートル買い取る不足分の用地購入費とのこと。

次に，２款総務費，１項総務管理費，１０目情報化推進費，１３節委託料５０万９，０００円については，奄美空港ビル増築工事に伴い同ビル内空港管理事務所の光ファイバーケーブルの移設に係る経費とのこと。

委員より，城へき地館はどういった改修工事がされたのかとの質疑に対し，城へき地館は，昭和５０年に開設し，海沿いで爆裂等が進行し，サッシ，ドアも，開閉も厳しくなっている状況で，今回の改修

工事で爆裂等による危険の除去とサッシの改良を目的とした改修工事であるとのこと。

財源について質疑があり，安全・安心対策については，奄美群島成長戦略推進交付金事業で，国が１０分の５，県が１０分の１，市町村分で１０分の４で，１０分の４は辺地債を利用しているとのこと。

更に老朽化したり避難所に指定されている市有物件があるが，今後の改修計画はあるのかとの質疑に対し，所管する部署とも協議をし，総合計画，実施計画の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また，ＦＭ無線回線設置について質疑があり，現在，ＦＭ回線が有線１本で放送の回線がされており，今回，放送局と名瀬の中継局を無線でつなぐ回線を確保することによって，災害に関する情報の伝達機能を強化しようとする事業であるとの答弁がありました。

そのほかにも委員から質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

議案第１０８号　奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については，質疑はございませんでしたので，この際，省略をいたします。

次に，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については，委員より，今後も人事院勧告があったときに，特別職も手当てについて上げ下げがあるのかとの質疑に対し，特別職においては以前，上げ下げはしない時期もありましたが，今後は当然，根拠として人事院勧告の改定があれば，毎回改定の議案を上げていきたいとのことであります。

そのほかにも委員から質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１１２号　奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については，平成２８年度の人事院勧告に基づき職員の給料表の見直し及び勤勉手当の率の改定を行うため，必要な条例の制定を行うものであるとの補足説明があり，委員からは特別の質疑はありませんでしたので，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第１１３号　奄美市税条例の一部を改正する条例の制定については，所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより補足説明があり，質疑に際しては特段の質疑はございませんでしたので，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第１１９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，今回，名瀬辺地及び住用辺地における総合整備計画の制定について，新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い，事前計画書より増減が見込まれ，継続して辺地債を適用するためには，総合整備の変更が必要であることから，辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第３条第８項の規定に基づき，議会の議決を求めるものとの補足説明の後，委員より，自治体の中には事業実施計画をオープンにしているが，本市において実施計画の公表は考えていないのかとの質疑に対し，実施計画は１０年から１５年，将来の実施予定を各課が事業として計画として上げていただき，その中で各年度の情勢であったり，更にローリングをして実施計画の精査をしている。５年間において情勢が変わるか，新たなことが発生して来る中で，計画が違うこともあり，新年度予算の額挙げるものについては，議会にしっかりと審議していただいており，また，継続事業については，ほとんど計画の範囲内で進んでいきますが，ソフト事業については法律の改正や国の制度の改正などで変わってくる話でもあり，今後，公表には検討課題とさせていただきたいとの答弁でありました。

次に，議案第１２０号　奄美市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１２１号　奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については，地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い，職員の育児，介護に関する休業制度を改めるため，所定の規定を整備するもので，具体的に介護許可が今までは１回しか取れない状況を６月以内の範囲内で分割して３回まで取れる。二つ目には介護時間の新設で１日２時間まで介護時間が利用で

きる。三つ目に育児休業等に係る子どもの範囲の拡大を整備するとの補足説明がありましたが，質疑に際しましては特段の質疑はありませんでしたので，この際，省略をさせていただきます。

以上で総務企画委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

なお，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論の際は，件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので，順次発言を許可いたします。

最初に，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１４番（三島　照君）　おはようございます。日本共産党の三島　照です。

私は，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について，議案第１０９号奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての４件の議案について，いずれも反対の立場から討論をいたします。

私は，この７０年間，私の人生訓でもあり，私の政治活動の理念でもある人の痛みが分かる人になれ，これは日本共産党の理念でもありました。そして，私が歩いて来た道でもあります。そういう点からも，これら４件の議案に反対する主な理由は，特別職である，市長，副市長，教育長及び議員の期末手当の支給を増額する内容となっているからです。今回，同じく議案第１１２号で市職員の期末手当の改定も提案されていますが，私はこれは人事委員会勧告によるものであり，反対をするものではありません。公務員の給与は国家公務員は国家公務員法で人事院勧告制度，地方公務員は地方公務員法で人事委員会勧告制度があります。いずれにしても，公務員は労働三法で認められているストライキ権などの労働基本権が制限されており，その代償として作られたのがこの制度です。私たち議員や特別職は公務員ではなく，あくまでも特別職，この制度に振り回されるわけにはなりません。これは，そういう点でこの１１２号に反対するものではありません。公務員の給与は国家公務員は国家公務員法で人事院勧告制度，地方公務員は地方公務員法で人事委員会勧告制度があります。いずれにしても，公務員はさっきも言いましたように，労働三法で認められている，このストライキ権などの労働基本権が制限されており，その代償措置として作られたものであり，職員に対して官民の格差を調整した上で，適正な給与を確保することを基本に勧告されているものです。私は人事院勧告はそのときどきでは不十分な面もあります。すべて正しいという立場には立っていませんが，労働基本権制約の代償措置として設置されている人事院及び人事委員会の勧告において反対しているものではありません。しかし，この議案第１０９号，１１０号，１１１号で提案されている特別職については，労働者と同列で考えるべきではなく，人事院勧告に準ずるような今回の期末手当を増額する議案には賛成することはできません。奄美市は年金生活世帯が多く，国民年金は４０年間，満額払い続けても，受給したとしても，月額６万６，０００円，平均受給額は約４万円前後です。また，生活保護に頼らなければならない世帯も約２，０００世帯を超えている中，最低限の生活を維持する生活保護費や年金受給額のカットが続いています。アベノミクスは貧富の格差を生みだしただけであります。消費税増税や社会保障費の負担増は，市民生活を脅かすものとなっています。市内の事業所では一時金が支給されていないところもあります。支給があっても年末年始のお年玉程度というところも少なくありません。このような地域の経済状況や，市民の生活

実態を考えたとき，今，特別職の期末手当を増額する環境にないし，市民の理解も得られないと申し上げ，議案第１０９号，１１０号，１１１号に反対します。更に議案第１０１号の一般会計補正第３号は，特別職の期末手当の増額を計上しており，条例に反対する以上，認めるわけにはいかないことを申し上げ，反対討論といたします。

議長（竹山耕平君）　次に，自民新風会　西　公郎君の発言を許可いたします。

１４番（西　公郎君）　皆様，おはようございます。自民新風会の西　公郎です。

私は，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上３件について，一括して賛成の立場から討論をいたします。

今回の特別職の期末手当，０．１か月引き上げに関しましては，国の人事院勧告通知によるものであり，この勧告はめまぐるしく変化している社会情勢や経済状況を考慮したものと認識しております。民間の企業の給与は市場からの影響による増減がありますが，本市特別職が行う公務では，このような直接的に給与へ影響を及ぼすものがありません。そのことから，民間の給与水準に準拠するという人事院勧告については，大いに合理性があると思っております。また，今回の改正は特別職の期末手当を全国の平均を超えて行うというものではなく，むしろ全国的に足並みを揃えようとするものであります。もちろん，人事院における勧告がマイナスとなれば，当然減額となります。過去，本市においても現実に引き下げが行われております。全国と異なり，奄美市だけが大幅に期末手当の率を上げるなど，独自に増額をするのであれば，議会にて議論をすべきであり，今回の改正はあくまでも国の制度勧告に準拠するものであります。私たちの立場というのは，特別職と言いながらも特別公務員という立場ではないかと思っております。このような観点により，人事院勧告の合理性，また，全国的な基準に合わせるという，以上の点から賛成いたします。以上です。

議長（竹山耕平君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

最初に，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について，採決を行います。

本案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１０１号　平成２８年度奄美市一般会計補正予算（第３号）は，委員長報告のとおりこれを原案可決することに決しました。

次に，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，採決を行います。

本案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１０９号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については，委員長報告のとおりこれを原案可決することに決しました。

次に，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，採決を行います。

本案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１１０号　奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については，委員長報告のとおりこれを原案可決することに決しました。

次に，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，採決を行います。

本案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１１１号　奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については，委員長報告のとおりこれを原案可決することに決しました。

次に，議案第１０１号，議案第１０９号，議案第１１０号及び議案第１１１号を除く議案第１０２号から議案第１２１号までの１７件を一括して採決いたします。

この，議案１７件に対する各委員長の報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１７件は，各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，この議案１７件は，いずれも原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第２，請願第４号　奄美市独自の自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願についてを議題といたします。

本案に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君）　おはようございます。それでは総務企画委員会に付託されました請願につきまして，審査の結果について御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました請願第４号　奄美市独自での自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願についての審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下，その審査の経過について御報告します。

請願第４号の請願者は，住所，奄美市名瀬和光町，戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表，城村典文さんであります。

委員より，請願書についての見解は，防衛省がやることで市が説明会をやることではな。また，他の

委員より，配備についての議論については十分な議論をしてきた。配備計画後の奄美市の将来については，市民に説明する必要がある。更に他の議員より，我々議会のほうが主導権を取って説明会を開き，それに市長，当局も参加していくことが理にかなったことだと思うなどの意見が出され，採択の結果，この請願につきましては賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして総務企画委員会に付託されました請願の審査内容の報告を終わります。

なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論を行います。

通告がありましたので，日本共産党　崎田信正君の発言を許可いたします。

１７番（崎田信正君）　おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は，請願第４号　奄美市独自の自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願について，採択すべきとの立場で討論を行います。

自衛隊基地配備に当たって，市独自の説明会の開催を求めることについては，これまでも何回となく議会でも取り上げられています。説明会の開催を求める声は受入れ表明をしたときから，平成２７年第３回定例会では，陸上自衛隊警備部隊，ミサイル部隊配備に関する市民への説明会を奄美市長が開催することを求める陳情についてが，全会一致で採択されています。これは，平成２６年８月に受け入れを正式に表明してから１年以上が経過するのに，まともに説明されないことに対して，議会としても説明会開催の必要性を認めたものです。この陳情が採択された後，８か月経過した今年，ようやく６月に基地予定地の近隣地区でもあり，自衛隊宿舎が建設される大熊地域で開催されましたが，これは防衛省の広報に近い説明会であり，その時，配付された資料，奄美大島への部隊配備についてというものは，基地建設に伴う概要について述べているもので，これでは市民の疑問，不安に十分答えたものとはとても言えません。平成２６年８月１２日，市長が自衛隊の受け入れを表明した時に，マスコミ関係に配付された自衛隊配備に関する市長コメントでは，奄美市としてさまざまな角度から熟慮，検証した結果であるとしています。それならば，そのことを市民と共通の認識に発展させることこそ，行政の在り方として，そして，未来を見据えて実施することこそ，将来，もし想定外のことが発生した時に配慮する上でも，今，住民とともにという市政の運営に徹し，市民との一体感を成就しようとする姿勢を示すべきであります。施政方針では，陸上自衛隊の配備によって南西諸島の防衛上の空白地解消だけでなく，離島における災害支援体制の強化や隊員と家族の経済活動による波及効果も期待されますと述べられています。企業が新たな事業を展開する場合でも，住民説明会が開催されています。今年になってからでも５月に龍郷町芦徳でクルーズ船寄港地開発計画では，会社の説明会が開催されています。また，９月には大和村の山林で採石事業を計画している業者が２日間にわたって説明会を開催し，最近では名瀬崎原で産業廃棄物埋立処分場建設計画で１０月に住民説明会が開催されています。どれも住民の強い反対の意思が示されていますが，とにかく住民説明会が行われているのです。今回の請願の趣旨では，自衛隊配備はこれから市民生活に密接に関わっていく重要な施策です。十分な情報提供や意見交換もないまま進められてしまうことでは，将来に禍根を残すことにならないか心配ですと述べられているように，陸上自衛隊基地建設となると，その規模，住民に与える影響は将来にわたり，良いも悪いも企業誘致とは比べものにはならないものであります。今回，開催要求があるなしでなく，市民の代表者が受け入れを表明したわけですから，住民の理解，協力を得るために積極的に説明会を行うことこそ必要だと思います。今からでも遅くありません。市民の疑問，不安に真摯に向きあい，答えなければなりません。市長

は受け入れ表明で，南西諸島に国際的な緊張が高まる中で，島民の安全・安心が確保されるとしています。しかし今，自衛隊は米軍との共同訓練が当たり前のようになりつつあります。これまで自衛隊の訓練と言えば，救難訓練，あるいは防災訓練として実施されていました。今は軍事訓練です。自衛隊の訓練が軍事訓練へとエスカレートしている現実から市民の不安の中には安倍政権が集団的自衛権を容認し，実際，武器使用を認めて南スーダンに自衛隊を派遣する状況になっていることや，今，奄美上空でもたびたび訓練ルートを外れて飛来するオスプレイの低空飛行が目撃されています。これは米軍機です。このオスプレイを自衛隊が持つようになれば，自衛隊基地が存在する奄美となった場合の将来不安はないのでしょうか。私が一般質問で取り上げたのは８日，８日でしたが，その１週間後の１３日にオスプレイは１機が名護市の浅瀬に不時着，大破し，もう１機は普天間飛行場に胴体着陸という重大事故を起こしているのです。これらの状況を考えれば，市民の素朴な不安はごく当然なものです。これらのことに市長がきちんと対応していただけるのか，どう考えているのか，現時点では定かではありません。最近でも加計呂麻の江仁屋離れで軍事訓練が行われています。今年の３月１９日には米海軍第７艦隊所属の掃海艦パトリオットが名瀬港に入港しています。親善寄港が目的だとしていますが，これまでのエスカレートしてきた歴史を考えたとき，奄美空港及び名瀬港などを利用した米軍との共同訓練につながっていくのではないかと心配はつきません。市民は，こういった不安は誰に相談すればいいのか，不安は解消しなければなりません。晴々としたい。やはり将来の安心を担保したいわけです。市長としての立ち位置を市民に理解してもらうためにも，説明会を開催することが肝要だと思います。更には現実的な問題として，いろんな事業が重なる中，交通事故などの差し迫った危険回避も万全の対策が必要です。議員の皆さん，私たちは市民への説明会を奄美市長が開催することを全会一致で求めました。今，討論で述べた新たな情勢のもとで，６月の説明会が自衛隊基地賛成の方も含めて，私たちの期待に応えるものだったでしょうか。自衛隊基地配備には賛成，反対があるのは承知しています。平成２６年第２回定例会で奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書が賛成多数で可決されていることも承知しています。しかし，今回の請願は自衛隊基地配備の是非を求めたものではありません。自衛隊に対する思いや考えはそれぞれ違いますが，世界自然遺産登録を目指し，これからも平和で自然豊かな島であり続けたいと願う市民の素朴な疑問，心配，不安に答えることがチェック役としての議会の責任だと思います。平成２７年第３回定例会と同様，全会一致で採択されることを願い，討論を終わります。

議長（竹山耕平君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

（戸内恭次君　退席）

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は，不採択とすべきものであります。

この際，念のために申し上げます。

委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっております。表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は，これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，請願第４号　奄美市独自の自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願については，不採択とすることに決定いたしました。

（戸内恭次君　着席）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（竹山耕平君）　日程第３，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で今定例会に付議された事件は，すべて議了いたしました。

これをもって，平成２８年第４回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１０時３２分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　　竹山　耕平

奄美市議会議員　　大迫　勝史

奄美市議会議員　　西　　公郎

奄美市議会議員　　平川　久嘉

（　別　　紙　）

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
（1）	議案第101号	平成28年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第102号	平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第103号	平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第104号	平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第114号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成28年12月22日

文教厚生委員長　　渡　雅之

奄美市議会議長　　竹山　耕平　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
（1）	議案第101号	平成28年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第105号	平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第106号	平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第107号	平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第115号	奄美市内海公園及び奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第116号	黒潮の森マングローブパークの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第117号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（8）	議案第118号	奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成28年12月22日

産業建設委員長　　多田　義一

奄美市議会議長　　竹山　耕平　殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
（1）	議案第101号	平成28年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第108号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第109号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（4）	議案第110号	奄美市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（5）	議案第111号	奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第112号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第113号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（8）	議案第119号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
（9）	議案第120号	奄美市職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第121号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	請願第4号	奄美市独自での自衛隊配備計画に関する説明会開催の請願	不採択とすべきもの

平成28年12月22日

総務企画委員長　橋口　和仁

奄美市議会議長　　竹山　耕平　殿

平成28年12月22日

奄美市議会議長　　竹山　耕平　殿

議会運営委員長　　大迫　勝史
総務企画委員長　　橋口　和仁

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
1　議会運営に関する事項について
2　議長の諮問する事項について

○　総務企画委員会
1　陳情第2号　　「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情